令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業

## 主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業

〈報告書>



令和2年(2020年)3月

## はじめに

本調査研究は、平成 29 年の社会保障審議会生活保護基準部会報告書(平成 29 年 12 月 14 日)において、一般低所得世帯の消費水準との均衡に着目する現行の検証手法について様々な課題が指摘される中で、最低生活水準を検証する手法の一つとして、「主観的最低生活費」の算出・分析を試み、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料を得ることを目的として実施したものである。

本報告書は、全 IV 部 7 章で構成される。I 部 (1 章) では、事業の概要、主観的最低生活費の算出 に用いるデータを収集するアンケート調査の対象とその方法、収集したデータから算出に用いるデータ作成のための論理的に不整合な回答及び外れ値への対応、及び分析対象となるデータの記述統計量を示している。

II 部(2~4章)では、主観的最低生活費の算出と関連する分析を行っている。2章では、主観的最低生活費(中央値)の試算、生活扶助基準との比較を行い、3章では、生活扶助対象費目にかかる主観的最低生活費(中央値)の等価尺度を算出している。4章では、生活扶助対象費目にかかる主観的最低生活費について、第1類費・第2類費別に級地、年齢区分、世帯人員で差が存在するか検証を行った。

III 部 (5章) は、II 部で算出した主観的最低生活費(中央値)を補完する分析を行った。5章では、主観的貧困線に関する既存研究に倣い、さまざまな種類の主観的貧困線を算出・比較した上、生活扶助基準との比較を行った。

IV 部(6、7章)では、関連分析として、経済的な階級意識、及び剥奪指標に関する分析を行った。

# 目次

はじめに	2
I 部:分析方法およびデータ	3
1 事業の概要	3
(1) 事業の趣旨・目的	3
(2)検討委員会の概要	3
(3) アンケート調査の概要	4
(4) アンケート調査の客体	4
(5) アンケート調査の結果	5
(6) 論理的に不整合な回答及び外れ値への対応	6
(7)分析対象となるデータの記述統計量	9
II 部:主観的最低生活費(中央値)及びその等価尺度	17
2 主観的最低生活費(中央値)の試算	17
(1)主観的最低生活費(中央値)の試算方法	17
(2)主観的最低生活費(中央値)の試算結果	19
(3)主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較	39
3 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(中央値)とその等価尺度の算出	53
(1)年齢階級・世帯類型別の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値	53
(2)年齢階級・世帯類型別の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の等価尺度	54
4 主観的最低生活費の生活扶助基準額表の算出方法による展開	55
(1) 主観的最低生活費(第1類費相当費目)に対する回帰分析	59
(2)級地別の各推定式間の係数の違い	62
(3)年齢区分別世帯員数について、同一推定式内の係数同士の比較	
(4)主観的最低生活費(第2類費相当費目)の回帰分析	97
(5) 生活扶助基準と比較するための計算方法と示唆	102
<補論 主観的最低生活費(第1類費相当費目)に係る逓減率の検証>	105
III 部: さまざまな貧困線及びその等価尺度	109
5 推定式に基づく貧困線の算出	109
(1)貧困線算出の考え方	109
(2)貧困線の算出方法	110
(3) SPL、LPL <sub>0.5</sub> 、MSL 算出のための関数推定	117
(4)貧困線(SPL、LPL <sub>0.5</sub> 、MSL)の算出	122
(5)等価尺度等の算出	126
(6) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線:MSL(交点)と生活扶助基	準との関
係	136
<補論 仮想家賃や自動車関係費等が主観的最低生活費の級地による違いに及ぼす影響>	
IV 部: その他の主観的指標に基づく分析	151
6 Economic Ladder Question(ELQ)の分析	151
(1)ELQ の概要	

	(2) 本調査における回答結果	. 152
	(3) 回帰分析の結果	. 158
7	剥奪指標の分析	. 161
	(1) 剥奪指標の概要	. 161
	(2) 本調査における回答結果	. 161
	(3) 重み付き剥奪指標の分析結果	. 166
	(4) 折れ線回帰分析による変曲点の検証	. 173
	(5) 回帰分析の結果	. 193
参	考文献	. 197
参	考資料(調査票)	. 199

I 部:分析方法およびデータ

## 1 事業の概要

## (1) 事業の趣旨・目的

現在、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連における相対的なものとして設定されているが(水準均衡方式)、平成29年の社会保障審議会生活保護基準部会報告書(平成29年12月14日)において、一般低所得世帯の消費水準との均衡に着目する現行の検証手法について様々な課題が指摘され、その中で、最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、新たな検証手法の開発が求められるとの指摘がなされている。この生活保護基準の検証手法の開発に関しては、第5回(平成23年9月27日)及び第6回(平成23年10月4日)の生活保護基準部会において、各委員から最低生活水準を検証する手法について報告されている。

本事業は、このうち、委員から報告のあった「主観的最低生活費の測定」(第6回生活保護基準部会資料3)を参考としてインターネット上で、調査会社が保有するモニターに対してアンケート調査を行い、一般国民における最低限度の生活の認識を明らかにするとともに、現時点における主観的最低生活費の算出を試みることにより、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料を得ることを目的として実施した。

### (2)検討委員会の概要

本事業の実施に当たっては、有識者の参集を求めて検討委員会を開催し、調査全体の設計、調査票の内容及び調査結果の解釈の検討等を行うこととした。検討委員会の構成員及び開催スケジュールは図表 1 及び図表 2 の通りである。

図表 1 検討委員会の構成員(五十音順、敬称略、所属・役職は令和2年3月末時点)

	氏名	所属	役職	座長	
	岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部	准教授		
<del>太</del> 吕	四方 理人	関西学院大学総合政策学部	准教授		
委員	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部	教授	0	
	渡辺 久里子	国立社会保障·人口問題研究所企画部	研究員		
オブザーバー	厚生労働省社会・援護局保護課				
	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社				
事務局	経済政策部 横山 重宏、 池田 貴昭				
	社会政策	部 大西 宏典			

図表 2 検討委員会の開催スケジュール

回数	開催日	開催場所	主な議題
第1回	令和元年8月20日	- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング - 社内会議室	調査票の検討
第2回	令和元年 9 月 19 日		調査票の検討
第3回	令和2年1月21日		調査結果の検討
第4回	令和2年2月10日		調査結果の検討
第5回	令和2年3月5日		報告書の検討

#### (3) アンケート調査の概要

本事業では、株式会社マクロミルのモニターに対して、インターネット調査を実施した<sup>1</sup>。調査の実施に当たっては、慶應義塾大学経済研究所において倫理審査を受けた後(令和元年 10 月 10 日承認)、令和元年 11 月 8 日よりスクリーニング調査の配信を開始し、同年 12 月 19 日に本調査の回答を締め切った。

調査では、主観的最低生活費の他、本人や世帯の属性・生活状況等を詳細に尋ねた。特に主観的最低生活費については、山田他(2012)に倣い、尋ね方の違いによって主観的最低生活費がどの程度影響を受けるかを把握するため、「切り詰めるだけ切り詰め最低限いくら必要ですか」(K調査)と「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要ですか」(T調査)という2種類の質問文をランダムに表示する仕様とした。同様に、Web調査の特性を活かし、最低限必要な支出合計額が自動的に計算され、常に調査画面トップに表示されるようにし、一種の家計のやりくりを調査対象者が意識できる調査設計とした。

具体的な調査項目については、巻末に掲載した調査票を参照されたい。

#### (4) アンケート調査の客体

本調査では、図表 3の各セルにつき98人(合計約2万人)の回収を目指し、スクリーニング調査による調査客体の割付を年齢階級別、世帯類型別、級地別に行った。セルごとの回答数<sup>2</sup>は図表 3に示す通りである。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> マクロミル社の個人情報保護方針等については、同社 HP を参照されたい。回答は任意であり、マクロミル社から回答データが提供される際には、氏名や住所等、個人が特定され得る情報は全て削除されている。

<sup>2</sup> マクロミル社から回答データが提供される際には、極端に回答時間が短い等、不正な回答を行ったと思われる回答者については除外されている。

図表 3 回答数

年齢	世帯類型	1級地1	1級地2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
20代	単身	120	115	109	109	111	110
20代	夫婦のみ	116	121	112	113	110	107
20代	夫婦子 1 人	112	113	107	113	108	110
20代	夫婦子 2 人	109	111	118	95	111	103
20代	夫婦子3人	46	37	52	15	85	27
20代	ひとり親子1人	23	30	52	13	56	14
20代	ひとり親子 2 人	7	7	27	6	31	12
30代	単身	115	114	109	113	107	112
30代	夫婦のみ	117	112	106	109	107	112
30代	夫婦子 1 人	118	113	109	114	111	112
30代	夫婦子 2 人	115	118	108	114	107	115
30代	夫婦子3人	190	173	189	149	168	180
30代	ひとり親子1人	148	98	133	30	146	50
30代	ひとり親子 2 人	72	67	90	21	115	34
40代	単身	114	116	109	112	108	114
40代	夫婦のみ	113	117	108	104	108	112
40代	夫婦子 1 人	117	115	111	112	109	113
40代	夫婦子 2 人	178	115	114	114	112	114
40代	夫婦子3人	110	104	109	104	111	104
40代	ひとり親子1人	134	145	135	86	133	85
40代	ひとり親子 2 人	125	121	127	42	118	54
50代	単身	114	114	108	112	113	117
50代	夫婦のみ	114	113	111	114	108	113
50代	夫婦子 1 人	123	112	108	104	112	112
50代	夫婦子2人	113	110	109	104	112	104
50代	夫婦子 3 人	104	75	114	23	107	30
50代	ひとり親子 1 人	105	105	145	63	136	60
50代	ひとり親子 2 人	104	87	102	22	79	19
60~64 歳	単身	115	114	108	112	107	114
60~64 歳	夫婦のみ	119	117	109	113	106	113
65~69 歳	単身	118	117	116	97	108	104
65~69 歳	夫婦のみ	119	117	111	114	106	112
70~74 歳	単身	120	109	166	42	128	71
70~74 歳	夫婦のみ	121	116	108	102	121	95
	<b>今計</b>						20,788

<sup>(</sup>注)赤いセルは目標回答数(98人)に達しなかったセルを示す。

## (5) アンケート調査の結果

本調査の集計結果については、本報告書別紙(アンケート集計結果)を参照されたい。集計結果については、次節で行うデータクリーニング前のデータを集計したものとなっている。

## (6) 論理的に不整合な回答及び外れ値への対応

論理的に不整合な回答及び外れ値と考えられる回答については、図表 4 に示す手順で分析対象から除外する<sup>3</sup>。データクリーニング後のサンプルサイズは図表 5 および図表 6 に示す通りである。

図表 4 データクリーニングの手順

Step	対象	除外するサンプル		
	問 1(食費+外食費)	月0万0千円と回答した者		
	問 1(仮想家賃)	月 0 万 0 千円と回答した者		
Cton 1	問 1(光熱・水道費)	月 0 万 0 千円と回答した者		
Step1	問 7 最低限必要な可処分所得	年額 0 万円と回答した者		
	明 12 7 /1 1 日)左松	回答者本人と配偶者の年齢の両方を長子の		
	問 12 子(1 人目)年齢	年齢が上回っている者		
		K 調査・T 調査それぞれについて、年齢階級		
Cton?	   問 1 と問 2(月額換算)の合計額	別・世帯類型別の各セルについて問1と問2		
Step2	10 1 Clの 2 (月破換昇) のロ計観 	(月額換算) の合計額の標準偏差σを計算		
		し、±3σの範囲の外に合計額が存在する者		

データクリーニング後のサンプルサイズを調査区分別に示したものが、図表 5と図表 6である。級地、年齢階級によっては、各セルのサンプルサイズが1桁になるなど、小さくなってしまっている。そのため、次章以降では、20代の夫婦子3人世帯、ひとり親子1人世帯、ひとり親子2人世帯について、30代の同じ世帯類型と統合する。また同様に、40代の夫婦子3人世帯、ひとり親子1人世帯、ひとり親子2人世帯について、50代の同じ世帯類型と統合する。主観的最低生活費の分析はこの統合したセルについて行う。

6

<sup>3</sup> 調査票の但し書きに従って回答すると、食費+外食費、仮想家賃、光熱・水道費、最低限必要な可処分所得がそれぞれ 0 円となることは生活するうえで不可能であると考えられるため、論理的な不整合な回答としてサンプルから除外した。また、子(1 人目)年齢について、両親の年齢を両方とも長子が上回ることは考えにくく、また仮に存在していたとしても特異な世帯類型となるため、サンプルから除外した。

図表 5 データクリーニング後のサンプルサイズ (K調査)

年齢区分	世帯類型	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
20~29歳	単身	51	50	46	47	49	42
	夫婦のみ	55	60	55	53	54	48
	夫婦子1人	54	52	50	56	53	52
	夫婦子2人	52	54	54	49	52	49
	夫婦子3人	23	18	27	8	38	15
	ひとり親子1人	9	13	28	5	18	5
	ひとり親子2人	1	2	8	2	7	4
30~39歳	単身	53	51	54	47	46	50
	夫婦のみ	56	55	52	50	47	54
	夫婦子1人	54	55	52	51	53	51
	夫婦子2人	55	53	51	54	49	53
	夫婦子3人	96	80	79	68	81	79
	ひとり親子1人	70	43	56	12	52	26
	ひとり親子2人	32	24	37	8	49	13
40~49歳	単身	53	51	46	43	43	46
	夫婦のみ	53	58	47	47	47	46
	夫婦子1人	54	55	46	52	54	50
	夫婦子2人	110	51	55	55	54	48
	夫婦子3人	54	47	47	46	49	49
	ひとり親子1人	57	68	58	35	58	38
***************************************	ひとり親子2人	59	58	59	19	56	17
50~59歳	単身	49	53	50	45	42	46
	夫婦のみ	57	50	52	49	41	50
	夫婦子1人	57	53	47	49	53	48
	夫婦子2人	47	52	48	45	53	46
	夫婦子3人	48	31	54	8	44	11
	ひとり親子1人	46	47	68	20	50	28
	ひとり親子2人	43	40	44	10	29	7
60~64歳	単身	48	48	41	44	48	40
	夫婦のみ	50	49	48	50	44	49
65~69歳	単身	47	56	46	39	47	39
000000000000000000000000000000000000000	夫婦のみ	52	55	44	48	45	50
70~74歳	単身	53	41	70	22	55	28
	夫婦のみ	57	44	45	44	58	35

図表 6 データクリーニング後のサンプルサイズ (T調査)

年齢区分	世帯類型	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
20~29歳	単身	54	56	51	47	50	46
	夫婦のみ	53	59	54	57	50	54
	夫婦子1人	52	52	53	52	49	52
	夫婦子2人	53	53	57	40	48	51
	夫婦子3人	18	15	20	7	41	9
	ひとり親子1人	12	13	20	5	27	9
	ひとり親子2人	3	5	16	3	16	6
30~39歳	単身	52	51	45	51	51	50
	夫婦のみ	56	56	52	55	54	54
	夫婦子1人	58	56	53	55	51	54
	夫婦子2人	52	61	53	55	49	55
	夫婦子3人	83	82	98	69	75	92
	ひとり親子1人	62	48	56	14	69	19
	ひとり親子2人	36	34	43	11	48	18
40~49歳	単身	55	54	49	52	46	49
	夫婦のみ	55	56	50	50	52	52
	夫婦子1人	52	55	57	55	53	56
	夫婦子2人	58	57	58	56	53	52
	夫婦子3人	50	51	49	46	50	51
	ひとり親子1人	61	65	67	47	61	37
***************************************	ひとり親子2人	58	55	52	21	50	31
50~59歳	単身	50	48	41	49	50	48
	夫婦のみ	53	55	55	55	52	54
	夫婦子1人	52	54	53	50	52	48
	夫婦子2人	56	54	52	48	49	47
	夫婦子3人	47	38	46	15	49	15
	ひとり親子1人	47	45	66	37	71	25
	ひとり親子2人	45	36	48	9	41	10
60~64歳	単身	52	52	47	46	46	40
	夫婦のみ	58	50	49	49	46	50
65~69歳	単身	53	53	49	41	44	47
	夫婦のみ	54	55	45	51	45	49
70~74歳	単身	57	53	73	15	58	30
	夫婦のみ	53	54	48	43	46	49

## (7)分析対象となるデータの記述統計量

データクリーニングを行った後のデータについての記述統計量は図表 7~図表 13に示す通りである。なお、アンケート調査の問1・問2で尋ねている主観的最低生活費に関する設問については、次章で記述統計量を記載している。各設問において、調査票上ロジックをかけており、いくつかの設問について回答の対象とならない、いわゆる非該当となるサンプルが存在する。問3、問4においては、非該当のサンプルについて、0を代入している。また、数値の入力を求める設問の場合は入力可能な数値を制限している場合もある。具体的なロジック、数値の入力制限に関しては、巻末の調査票を参照されたい。

図表 7 記述統計量 (その1) 4

設問	変数	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
回答者年齢	年齢	18,819	45.34	13.72	20	74
回答者年齡区分	20~29歳	18,819	0.16	0.36	0	
	30~39歳	18,819	0.23	0.42	0	1
	40~49歳	18,819	0.23	0.42	0	1
	50~59歳	18,819	0.20	0.40	0	1
	60~64歳	18,819	0.06	0.24	0	1
	65~69歳	18,819	0.06	0.24	0	1
	70~74歳	18,819	0.06	0.24	0	1
回答者性別	男性	18,819	0.34	0.48	0	
	女性	18,819	0.66	0.48	0	1
婚姻状態	未婚	18,819				1 1
	既婚	18,819	0.66	0.47	0	1
子どもの有無	子どもなし	18,819			0	1
	子どもあり	18,819	0.71	0.45	0	1
問3	キャッシュフローについて					
	貯蓄を取り崩している	18,819	0.26	0.44	0	1
	貯蓄をしている	18,819			0	
	特に貯蓄の取り崩しも貯蓄もしていない	18,819	0.27	0.45	0	1
問3_1	平均毎月取り崩し額(千円)	18,819				5,008
問3_2	平均毎月貯蓄額(千円)	18,819		342.30	0	
問4	住居形態について					
	持5家	18,819	0.54	0.50	0	1
	民営の賃貸住宅	18,819			0	
	都道府県・市区町村営賃貸住宅	18,819	0.04	0.20	0	
	都市再生機構 (UR)・公社等の賃貸住宅	18,819				
	社宅・公務員住宅(借上げの社宅等を含む)	18,819				
	借間	18,819	0.02	0.15	0	
	寮·寄宿舎	18,819				
	その他	18,819				
問4_1	毎月の住宅ローン返済額(千円)	18,819				
問4_2	毎月の家賃 (千円)	18,819		51.60	0	DESCRIPTION OF THE PARTY OF THE
問5_1	毎月の自動車ローン返済額(千円)	18,819				
問5_2	毎月の奨学金や教育ローン返済額(千円)	18,819		110.42	0	
問5_3	毎月のその他の借入金の返済額(千円)	18,819				
問6_1	自動車保有台数	18,819				
問6_1_1	自動車のうち通勤用として保有している台数	18,819				
問6_2	バイク保有台数	18,819				
問6_2_1	バイクのうち通勤用として保有している台数	18,819				
問6_3	車・バイクの買い替え費用の積立額(千円)	18,819				

<sup>-</sup>

 $<sup>^4</sup>$  問 3\_1、問 3\_2 は問 3 の回答により、問 4\_1、問 4\_2 は問 4 の回答により、非該当になる設問が存在するため、欠測しているが、そのサンプル は 0 を回答したとして、処理している。

図表 8 記述統計量 (その 2)<sup>5</sup>

設問	変数	観測数	平均	標準偏差 聶	引	最大
問7	MIQ_最低限必要な世帯可処分所得(千円)	18,819	530.42	1090.16	10	9,500
問8	Income Evaluation Question					
	IEQ_きわめて悪い手取り収入(千円)	18,819	192.38	240.23	C	7,000
	IEQ_悪い手取り収入(千円)	18,819	227.41	280.36	10	8,000
	IEQ_不十分な手取り収入(千円)	18,819	258.19	318.99	20	8,500
	IEQ_十分な手取り収入(千円)	18,819	329.41	405.79	30	9,500
	IEQ_良い手取り収入(千円)	18,819	387.85	488.84	40	9,980
	IEQ_きわめて良い手取り収入(千円)	18,819	482.85	657.19	50	9,990
問9	Economic Ladder Question	18,819	4.31	1.47	1	. 9
	1 (最も貧しく困窮している人)	18,819	0.03	0.18	C	1
	2	18,819	0.07	0.26	C	1
	3	18,819	0.20	0.40	C	1
	4	18,819	0.22	0.42	C	1
	5	18,819	0.27	0.45	C	1
	6	18,819	0.14	0.35	C	1
	7	18,819	0.05	0.22	C	1
	8	18,819	0.00	0.07	C	1
	9(最も裕福な人)	18,819	0.00	0.07	C	1

-

<sup>5</sup> 問7、問8は実際の設問では、万円単位で尋ねている。

## 図表 9 記述統計量(その3)

金銭物理師にお称てはおおい (必要がい)		四弦りの地間重(このり)					
「	設問	変数	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
************************************	問10	剥奪指標					
会師が興化に対応ではは多い。 (多男が、等) 2.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	問10_1	不意の出費にも自分(たち)のお金で必要額を支払える					
会師が興化に対応ではは多い。 (多男が、等) 2.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0			18.819	0.69	0.46	0	1
たらかの理性であては多らい (必要がい等)							
割目の 2   4							
下にはる	四10.2	4	10,019	0.00	0.00		
会師が理論によりたてはまらない (多要がい等) の	D]10_2		10.010	0.40	0.50	_	
でからの理由でおには多ない(必要がない等)  おくしまる  おくしまる  おくしまる  がしまる  会域が開始によりあてはまらない  「おいまり のの。 20 0 1 1 18,119 0.00 0.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
調2   13   25   13   13   13   13   13   13   13   1							
おいますの   18,819 の   0.91		<del> </del>	18,819	0.22	0.41	0	1
金銭物理師にお称てはおおい (必要がい)	問10_3	過去12か月間、公共料金(水道ガス電気代等)の支払いを滞りなく済ませている					
ためたの理由されてはおらい(必要が知い等)		あてはまる	18,819	0.91	0.29	0	1
日日に日氏、肉(パシリアの場合はそれが、目当すらか)を含む真事が掛れる		金銭的理由によりあてはまらない	18,819	0.09	0.29	0	1
おしている		その他の理由であてはまらない(必要がない等)	18,819	0.00	0.00	0	0
会話的側部に以防では多かい(必要が以等) 18,819 0.03 0.18 0.19 0.10 0.10 0.10 0.10 0.10 0.10 0.10	問10 4	2日に1回は、肉、魚(ベジタリアンの場合はそれらに相当するもの)を含む食事が摂れる					
会話的側部に以防では多かい(必要が以等) 18,819 0.03 0.18 0.19 0.10 0.10 0.10 0.10 0.10 0.10 0.10		あてはまる	18.819	0.87	0.34	0	1
18,119   18,119		i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e					
おしまり   18,819   0.86   0.35   0   1   2.88   2.88   0.35   0   1   2.88   2.88   0.38   0   0   0   1   2.88	₽ <b>910</b> E		10,019	0.03	0.10	<u>U</u>	
会話的理能に対象ではまらない (多層がない等)	10]10_3		10.010	0.00	0.25	_	
その他の理由であてはまらない(必要がない等)							
開きたい							
おいます   18,819 0.80 0.40 0 1		その他の理由であてはまらない(必要がない等)	18,819	0.03	0.17	0	1
会性の理由に対しては非らない (必要がない等) 18,819 0.07 0.75 0 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	問10_6	自家用車がある					
その他の場面であてはまらない(必要がない等)		あてはまる	18,819	0.80	0.40	0	1
その他の場面であてはまらない(必要がない等)		金銭的理由によりあてはまらない	18,819	0.07	0.25	0	1
前日の		その他の理由であてはまらない(必要がない等)				0	1
おければる   18,819   0.22   0.38   0   1   2.88   2.89   2.89   2.89   3.80   0   1   2.89   2.89   3.89   0.40   3.95   0   1   2.89   2.89   3.89   0.40   3.95   0   1   2.89   3.89   0.40   3.95   0   1   3.81   3.95   0.40   3.95   0   1   3.81   3.95   0.40   3.95   0   3.89	問10 7	<del></del>					
会性が理由になりまない (必要がない (等) 18,819 0.14 0.35 0 1 18,819 0.14 0.35 0 1 18,819 0.14 0.35 0 1 18,819 0.14 0.35 0 1 18,819 0.14 0.35 0 1 18,819 0.15 0.10 0 1 18,819 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15	10_7		18 810	0 83	U 38	0	1
その他の理由であてはまらない(必要がない等)							
対照の良い、毎日の生活・洒動に適比を対けっと呼ばらない。							
おしてはまる		4	18,819	0.04	0.19	0	1
	問10_8						
中の地の理由であてはまらない(必要がない等)で使うが疑いを含めらからがある   18,819   0.04   0.20   0   1   1   1   1   1   1   1   1			18,819	0.83	0.37	0	1
おしている   日から歌しい (自分の家しか (自分の家しか) に使っか額のお金がある がにはまる は 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 公人 0.47 0 1 18,819 0.66 公人 0.47 0 1 18,819 0.66 公人 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.47 0 1 18,819 0.66 0.48 0 1 18,819 0.56 0.48 0 1 18,819 0.50 0.46 0 1 18,819 0.50 0.46 0 1 18,819 0.50 0.46 0 1 18,819 0.50 0.46 0 1 18,819 0.50 0.47 0 1 18,819 0.50 0.47 0 0 1 18,819 0.50 0.47 0 0 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.55 0.43 0 1 1 18,819 0.45 0.45 0 1 1 18,819 0.45 0.45 0 1 1 18,819 0.45 0.45 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		金銭的理由によりあてはまらない	18,819	0.12	0.33	0	1
おけまる		その他の理由であてはまらない(必要がない等)	18,819	0.04	0.20	0	1
	問10 9	ほとんどの週、自分の楽しみ(自分のために何か買う、するため)に使う少額のお金がある					
		あてはまる	18.819	0.66	0.47	0	1
70%の少用であてはまらない(必要がない等)		1					
おいま							
おいけい   18,819   0.36   0.48   0   1   2   2   2   2   2   2   2   2   2	四10 10		10,019	0.00	0.27		
会銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)	D]10_10		10.010	0.20	0.40	0	
その他の理由であてはまらない(必要がない等)							
おしてはまる							
おしてはまる 会践的理由によりあてはまらない(必要がない等)   18,819   1.0.20   1.			18,819	0.34	0.47	0	1
金銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)	問10_11	少なくとも月1回は友人あるいは家族(親戚含む)と食事会や飲み会をしている					
その他の理由であてはまらない(必要がない等)		あてはまる	18,819	0.52	0.50	0	1
問10_12   電話(携帯電話、スマートフォンを含む)を持っている		金銭的理由によりあてはまらない	18,819	0.23	0.42	0	1
問10_12 を話 (携帯電話、スマートフォンを含む) を持っている がてはまる 18,819 0.95 0.23 0 1 28,819 位の 0.04 0.20 0 1 28,819 0.04 0.20 0 1 28,819 0.04 0.20 0 1 28,819 0.04 0.20 0 1 28,819 0.04 0.20 0 1 28,819 0.04 0.20 0 1 28,819 0.04 0.20 0 1 28,819 0.04 0.20 0 1 28,819 0.05 0.23 が		その他の理由であてはまらない(必要がない等)	18,819	0.25	0.43	0	1
おしてはまる 会議的理由によりあてはまらない (必要がない等)	問10 12						
会銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)       18,819       0.04       0.20       0       1         問10_13			18 819	0.95	0.23	0	1
その他の理由であてはまらない(必要がない等)							
問10_13 家具 (ベッド、ソファ、食器棚、鏡台等) が古くなったり壊れたりした場合、買い替えることができる あてはまる 18,819 0.67 0.47 0 1 会銭的理由によりあてはまらない (必要がない等) 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.27 0.45 0 1 18,819 0.06 0.24 0 1 18,819 0.06 0.24 0 1 18,819 0.07 0.02 0 1 18,819 0.09 0.29 0 1 1 18,819 0.03 0.17 0 1 1 18,819 0.03 0.17 0 1 1 18,819 0.09 0.29 0 1 1 18,819 0.09 0.29 0 1 1 18,819 0.09 0.29 0 1 1 18,819 0.01 0.32 0 1 1 18,819 0.05 0.23 0 1 1 18,819 0.05 0.23 0 1 1 18,819 0.05 0.23 0 1 1 18,819 0.05 0.23 0 1 1 18,819 0.05 0.28 0 1 1 18,819 0.05 0.28 0 1 1 18,819 0.05 0.28 0 1 1 18,819 0.05 0.21 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05 0 1 1 10.05 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05 0 1 1 10.05 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05 0 1 1 10.05 0 1 1 18,819 0.05 0.24 0 1 1 10.05							
あてはまる       18,819       0.67       0.47       0       1         金銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.27       0.45       0       1         その他の理由であてはまらない (必要がない等)       18,819       0.06       0.24       0       1         間10_14       家にカラーテレビがある       18,819       0.92       0.26       0       1         会銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.92       0.26       0       1         その他の理由であてはまらない (必要がない等)       18,819       0.03       0.17       0       1         おてはまる (金銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)       18,819       0.79       0.40       0       1         を銭的理由であてはまらない (必要がない等)       18,819       0.09       0.29       0       1         間10_16 家に洗濯機がある (金銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)       18,819       0.95       0.23       0       1         度銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)       18,819       0.04       0.20       0       1         間10_17 必要なときに個人的に使えるインターネット (スマートフォン経由を含む) がある 会銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)       18,819       0.94       0.24       0       1         最く銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)       18,819       0.05       0.21       0       1         おはまる       18,819       0.94       0.24       0       1 <td>四10 12</td> <td><del></del></td> <td>10,019</td> <td>0.01</td> <td>0.11</td> <td>U</td> <td>1</td>	四10 12	<del></del>	10,019	0.01	0.11	U	1
会銭的理由によりあてはまらない その他の理由であてはまらない (必要がない等)18,819 18,8190.27 18,819 0.060.24 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 	l□110 <sup>1</sup> 13		40.000	0.5-	o	_	
その他の理由であてはまらない(必要がない等)							
問10_14 家にカラーテレビがある あてはまる 18,819 0.92 0.26 0 1 金銭的理由によりあてはまらない (必要がない等) 18,819 0.03 0.17 0 1 18,819 0.03 0.17 0 1 18,819 0.03 0.17 0 1 18,819 0.04 0.21 0 1 18,819 0.04 0.21 0 1 18,819 0.04 0.21 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.23 0 1 18,819 0.05 0.05 0.25 0 1 18,819 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.0						0	1
あてはまる       18,819       0.92       0.26       0       1         金銭的理由によりあてはまらない(必要がない等)       18,819       0.04       0.21       0       1         問10_15       家にパソコンがある       18,819       0.79       0.40       0       1         金銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.09       0.29       0       1         その他の理由であてはまらない(必要がない等)       18,819       0.01       0.32       0       1         問10_16       家に洗濯機がある       18,819       0.95       0.23       0       1         あてはまる       18,819       0.95       0.23       0       1         を銭的理由によりあてはまらない(必要がない等)       18,819       0.04       0.20       0       1         おてはまる       18,819       0.01       0.12       0       1         おしまる       18,819       0.94       0.24       0       1         会銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.94       0.24       0       1         会銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.95       0.24       0       1         会銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.94       0.24       0       1         およられてはまらない       18,819       0.94       0.24       0       <		その他の理由であてはまらない(必要がない等)	18,819	0.06	0.24	0	1
会銭的理由によりあてはまらない その他の理由であてはまらない (必要がない等)18,819 18,8190.04 0.030.21 0.170 <br< td=""><td>問10_14</td><td>家にカラーテレビがある</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></br<>	問10_14	家にカラーテレビがある					
その他の理由であてはまらない(必要がない等)		あてはまる	18,819	0.92	0.26	0	1
その他の理由であてはまらない(必要がない等)		金銭的理由によりあてはまらない	18,819	0.04	0.21	0	1
問10_15 家にバソコンがある あてはまる 18,819 0.79 0.40 0 1 28,819 0.79 0.40 0 1 28,819 0.79 0.40 0 1 28,819 0.79 0.40 0 1 28,819 0.79 0.40 0 1 28,819 0.10 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.32 0 1 28,819 0.11 0.12 0 1 28,81							
あてはまる       18,819 0.79 0.40 0 1         金銭的理由によりあてはまらない       18,819 0.09 0.29 0 1         その他の理由であてはまらない (必要がない等)       18,819 0.11 0.32 0 1         問10_16 次に洗濯機がある。       18,819 0.95 0.23 0 1         あてはまる       18,819 0.04 0.20 0 1         会銭的理由によりあてはまらない (必要がない等)       18,819 0.01 0.12 0 1         問10_17 必要なときに個人的に使えるインターネット (スマートフォン経由を含む) があるあてはまる 2       18,819 0.94 0.24 0 1         会銭的理由によりあてはまらない       18,819 0.94 0.24 0 1         最後的理由によりあてはまらない       18,819 0.95 0.21 0 1	問10 15						
金銭的理由によりあてはまらない その他の理由であてはまらない (必要がない等)18,819 18,8190.09 18,819 0.110.29 0.12 0.320 0<	'-'10 <sup>-</sup> 13	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	19 910	0.70	0.40	Λ	1
その他の理由であてはまらない(必要がない等)18,8190.110.3201問10_16 家に洗濯機がある あてはまる 金銭的理由によりあてはまらない その他の理由であてはまらない(必要がない等)18,8190.950.230118,819 その他の理由であてはまらない(必要がない等)18,8190.040.2001問10_17 おてはまる 金銭的理由によりあてはまらない18,8190.940.2401金銭的理由によりあてはまらない18,8190.050.2101							
問10_16 家に洗濯機がある							
あてはまる       18,819       0.95       0.23       0       1         金銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.04       0.20       0       1         その他の理由であてはまらない (必要がない等)       18,819       0.01       0.12       0       1         問10_17 必要なときに個人的に使えるインターネット (スマートフォン経由を含む) がある あてはまる       18,819       0.94       0.24       0       1         金銭的理由によりあてはまらない       18,819       0.05       0.21       0       1		<u> </u>	18,819	0.11	0.32	0	1
会銭的理由によりあてはまらない その他の理由であてはまらない(必要がない等)18,819 もの他の理由であてはまらない(必要がない等)18,819 ・ 18,819 ・ 0.010.12 ・ 0.120 ・ 0 ・ 0 ・ 0 ・ 0 ・ 0 ・ 0 ・ 18,819 ・ 0.940.24 ・ 0.24 ・ 0 ・ 0 ・ 0 ・ 0 ・ 18,819 ・ 0 ・ 0 ・ 18,819 ・ 0.05	問10_16	1					
その他の理由であてはまらない(必要がない等)     18,819 0.01 0.12 0 1       問10_17 必要なときに個人的に使えるインターネット(スマートフォン経由を含む)があるあてはまる 18,819 0.94 0.24 0 1       金銭的理由によりあてはまらない     18,819 0.05 0.21 0 1		あてはまる	18,819	0.95	0.23	0	1
その他の理由であてはまらない(必要がない等)18,8190.010.1201問10_17 あてはまる 金銭的理由によりあてはまらない18,8190.940.240118,819 18,8190.050.2101		金銭的理由によりあてはまらない	18,819	0.04	0.20	0	1
問10_17 必要なときに個人的に使えるインターネット(スマートフォン経由を含む)がある あてはまる 18,819 0.94 0.24 0 1 金銭的理由によりあてはまらない 18,819 0.05 0.21 0 1		その他の理由であてはまらない(必要がない等)					
あてはまる 18,819 0.94 0.24 0 1 金銭的理由によりあてはまらない 18,819 0.05 0.21 0 1	問10 17						***************************************
金銭的理由によりあてはまらない 18,819 0.05 0.21 0 1	,-,±0_±/		19 910	0 04	U 24	Λ	1
18,819 0.02 0.13 0 1							
		ていたいではない (必要かない寺)	18,819	0.02	0.13	0	1

図表 10 記述統計量(その4)

設問	変数	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
問11_1	配偶者性別					
	男性	11,587	0.68	0.46	0	1
	女性	11,587	0.32	0.46	0	1
問11_2	子(1人目)性別					
	男性	10,513	0.51	0.50	0	1
	女性	10,513	0.49	0.50	0	1
問11_3	子(2人目)性別					
	男性	6,095	0.52	0.50	0	1
	女性	6,095	0.48	0.50	0	1
問11_4	子(3人目)性別					
	男性	2,216	0.50	0.50	0	1
	女性	2,216	0.50	0.50	0	1
問12_1	配偶者年齢	11,587	44.73	13.16	15	93
問12_2	子(1人目)年齢	10,513	12.44	8.47	0	50
問12_3	子(2人目)年齢	6,095	9.95	7.38	0	33
問12_4	子(3人目)年齢	2,216	6.41	6.19	0	30

図表 11 記述統計量(その5)

	図表 11 記述統計量					
設問	変数	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
問13_1	回答者本人就業状況	10.010	0.00	0.40		
	正規の職員・従業員	18,819				
	パート・アルバイト	18,819				
	労働者派遣事業所の派遣社員	18,819				
	その他の雇用形態(契約職員、嘱託職員等)	18,819				
	会社等の役員	18,819				
	自営業主	18,819			0	1
	家族従業者	18,819				1
	内職	18,819			0	1
	就業していないが、求職活動中である	18,819	0.03	0.16	0	1
	就業しておらず、求職活動もしていない	18,819	0.20	0.40	0	1
	休職中である	18,819	0.02	0.14	0	1
問13_2	配偶者就業状況					
	正規の職員・従業員	11,587	0.60	0.49	0	1
	パート・アルバイト	11,587	0.13	0.33	0	1
	労働者派遣事業所の派遣社員	11,587			0	1
	その他の雇用形態(契約職員、嘱託職員等)	11,587				
	会社等の役員	11,587				
	自営業主	11,587				
	家族従業者	11,587				
	内職	11,587				
	就業していないが、求職活動中である	11,587				
	就業しておらず、求職活動もしていない	11,587				
	休職中である	11,587				
四12 2	子(1人目)就業状況	11,307	0.01	0.03		
10112 <sup>-</sup> 2	正規の職員・従業員	/ 211	0.28	0.45	0	1
	パート・アルバイト		0.28			
	労働者派遣事業所の派遣社員		0.01			
	その他の雇用形態(契約職員、嘱託職員等)		0.03			
	会社等の役員		0.00			
	自営業主		0.01			
	家族従業者		0.02			
	内職		0.00			
	就業していないが、求職活動中である		0.04			
	就業しておらず、求職活動もしていない		0.42			
	休職中である	4,311	0.02	0.14	0	1
問13_4	子(2人目)就業状況					
	正規の職員・従業員		0.22			
	パート・アルバイト		0.15		0	1
	労働者派遣事業所の派遣社員	1,757	0.01	0.10	0	1
	その他の雇用形態(契約職員、嘱託職員等)	1,757	0.02	0.13	0	
	会社等の役員	1,757	0.00	0.05	0	1
	自営業主	1,757	0.00	0.05	0	1
	家族従業者	1,757	0.03	0.16	0	1
	内職	1,757	0.00	0.03	0	1
	就業していないが、求職活動中である	1,757	0.04	0.20	0	1
	就業しておらず、求職活動もしていない	1,757	0.50	0.50	0	1
	休職中である	1,757	0.02	0.15		1
問13 5	子(3人目)就業状況					***************************************
	正規の職員・従業員	280	0.18	0.38	0	1
	パート・アルバイト		0.15			
	労働者派遣事業所の派遣社員		0.01			
	その他の雇用形態(契約職員、嘱託職員等)		0.01			
	家族従業者		0.01			
	内職		0.00			
	就業していないが、求職活動中である		0.03			
	就業しておらず、求職活動もしていない 休職中である		0.56			
	114 晒 土 (*め合	1 280	0.03	0.17	0	1

図表 12 記述統計量(その6)

設問	変数	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
問14_1	子(1人目)学校在籍状況					
	保育所・認定こども園	10,513	0.13	0.33	0	1
	幼稚園	10,513	0.05	0.21	0	1
	小学校	10,513	0.22	0.41	0	1
	中学校	10,513	0.10	0.29	0	1
	高校	10,513	0.12	0.33	0	1
	専門学校	10,513	0.02	0.13	0	1
	短大・高専	10,513	0.01	0.10	0	1
	大学	10,513	0.08	0.26	0	1
	大学院	10,513	0.01	0.07	0	1
	在籍していない	10,513	0.28	0.45	0	1
問14_2	子(2人目)学校在籍状況					
	保育所・認定こども園	6,095	0.15	0.35	0	1
	幼稚園	6,095	0.07	0.26	0	1
	小学校	6,095	0.25	0.43	0	1
	中学校	6,095	0.11	0.32	0	1
	高校	6,095	0.11	0.31	0	1
	専門学校	6,095	0.01	0.10	0	1
	短大・高専	6,095	0.01	0.08	0	1
	大学		0.05	0.22	0	1
	大学院	6,095	0.00	0.05	0	1
	在籍していない	6,095	0.24	0.43	0	1
問14_3	子(3人目)学校在籍状況					
	保育所・認定こども園	2,216	0.23	0.42	0	1
	幼稚園	2,216	0.09	0.29	0	1
	小学校	2,216	0.22	0.42	0	1
	中学校	2,216	0.07	0.26	0	1
	高校	2,216	0.06	0.23	0	1
	専門学校	2,216	0.00	0.06	0	1
	短大・高専	2,216	0.00	0.04	0	1
	大学	2,216	0.02	0.15	0	1
	大学院	2,216	0.00	0.03	0	1
	在籍していない	2,216	0.30	0.46	0	1
問15_1	子(1人目)学校設置主体					
	国公立	7,569	0.69	0.46	0	1
	私立	7,569	0.31	0.46	0	1
問15_2	子(2人目)学校設置主体					
_	国公立	4,611	0.72	0.45	0	1
	私立		0.28			1
問15_3	子(3人目)学校設置主体					
_	国公立	1,555	0.73	0.44	0	1
	私立	1,555				

図表 13 記述統計量(その7)

	凶表 13	記迹統計量	」(てい)	<i>/</i> )		
設問	変数	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
問16_1	子(1人目)塾通い					
	在籍している	10,513	0.17	0.38	0	1
	在籍していない	10,513	0.83	0.38	0	1
問16_2	子(2人目)塾通い					
	在籍している	6,095	0.16	0.37	0	1
	在籍していない	6,095	0.84	0.37	0	1
問16_3	子(3人目)塾通い					
	在籍している	2,216	0.12	0.33	0	1
	在籍していない	2,216	0.88	0.33	0	1
問17_1	回答者本人の学歴					
	小学校•中学校卒業	18,819	0.03	0.18	0	1
	高校卒業	18,819	0.31	0.46	0	1
	専門学校卒業	18,819	0.14	0.34	0	1
	短大・高専卒業	18,819	0.13	0.33	0	1
	大学卒業	18,819	0.36	0.48	0	1
	大学院修了	18,819	0.03	0.17	0	1
問17_2	配偶者学歴					
	小学校•中学校卒業	11,587	0.04	0.20	0	1
	高校卒業	11,587	0.32	0.47	0	1
	専門学校卒業	11,587	0.12	0.33	0	1
	短大・高専卒業	11,587	0.11	0.31	0	1
	大学卒業	11,587	0.36	0.48	0	1
	大学院修了	11,587	0.04	0.21	0	1
問17_3	子(1人目)学歴					
	小学校•中学校卒業	1,671	0.06	0.23	0	1
	高校卒業	1,671	0.39	0.49	0	1
	専門学校卒業	1,671	0.14	0.35	0	1
	短大・高専卒業	1,671	0.07	0.25	0	1
	大学卒業	1,671	0.33	0.47	0	1
	大学院修了	1,671	0.02	0.12	0	1
問17_4	子(2人目)学歴					
	小学校•中学校卒業	510	0.07	0.26	0	1
	高校卒業	510	0.43	0.50	0	1
	専門学校卒業	510	0.14	0.35	0	1
	短大・高専卒業	510	0.08	0.28	0	1
	大学卒業	510	0.26	0.44	0	1
	大学院修了	510	0.02	0.12	0	1
問17_5	子(3人目)学歴					
	小学校•中学校卒業	59	0.02	0.13	0	1
	高校卒業	59	0.49	0.50	0	1
	専門学校卒業	59	0.10	0.30	0	1
	短大·高専卒業	59	0.07	0.25	0	1
	大学卒業	59			0	1
	大学院修了	59	0.02	0.13	0	1

II 部:主観的最低生活費(中央値)及びその等価尺度

## 2 主観的最低生活費(中央値)の試算

## (1) 主観的最低生活費(中央値)の試算方法

アンケート調査の問1及び問2より主観的最低生活費を回答世帯ごとに算出し、それを用いて年齢階級・世帯類型別・級地別(以下、「セル」という)に主観的最低生活費の中央値を求めた。中央値は各費目について算出したが、本章では、「月ごとに必要となる費用(月額・千円)」[問1の費目の合計に対応〕、「年単位で必要となる費用(月額・千円)」[問2の費目の合計に対応〕<sup>6</sup>、月ごとに必要となる費用と年単位で必要となる費用を合計した「主観的最低生活費(全費目)(月額・千円)」、及び生活扶助対象外の費目を除いた「主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(月額・千円)」、並びに問1・問2の各費目に関して結果を整理する。

なお、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)は、主観的最低生活費(全費目)から、①車のガソリン代、自動車等の維持・修理にかかる費用といった自動車関係費、②保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校等の給食費、学校の授業料や教科書・参考書代といった教育扶助対象費、③仮想家賃<sup>7</sup>、④診療代、介護保険サービスの利用料といった医療扶助対象費・介護扶助対象費を除いたものである。

なお、次節以降では基本的に各セルの中央値を示し、それをもとに議論する。これは、セルごとのサンプルサイズが小さい場合、標本平均は外れ値の影響を受けやすいため、標本平均より頑健とされる中央値を用いた方が望ましいと考えられるためである。

各項目について、K 調査・T 調査ごとの記述統計量を示す。図表 1 4 は月ごとに必要となる費用、年単位で必要となる費用、主観的最低生活費(全費目)、及び主観的最低生活費(生活扶助対象費目)に関する記述統計量を示している。また、図表 1 5 では月ごとに必要となる各費目の記述統計量、図表 1 6 では年単位で必要となる各費目の記述統計量を示している。なお、以下の記述統計量は本調査のサンプルを単純集計したものであるが、本調査では前章の通り、セルごとに割り付けを行っており、全国の年齢区分・世帯類型・級地の人口分布に対応した集計値ではない点に留意されたい。

項目	調査種別	観測数	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
月ごとに必要となる費用(月額・千円)	K	9,246	216.4	205.0	94.9	19.0	2,660.0
	T	9,573	251.9	238.0	97.7	19.0	1,140.0
年単位で必要となる費用(月額・千円)	K	9,246	39.2	26.7	42.5	0.0	571.7
	Т	9,573	49.2	35.0	49.4	0.0	544.2
主観的最低生活費(全費目)(月額·千円)	K	9,246	255.6	239.3	115.9	28.2	2,706.7
	T	9,573	301.1	282.2	124.4	21.5	1,461.7
主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(月額·千円)	K	9,246	162.7	150.7	82.3	12.0	2,099.2
	T	9,573	196.2	182.0	88.7	15.5	1,108.3

図表 14 記述統計量

う結果になっており、いずれの項目でも K 調査よりも T 調査の方が高くなっている。

図表 1 4 について、各費用の中央値を見ると、月ごとに必要となる費用は K 調査では 20.5 万円、T 調査では 23.8 万円である。 同様に年単位で必要となる費用は K 調査では 2.67 万円、T 調査では 3.5 万円となっている。 主観的最低生活費(全費目)は K 調査では 23.93 万円、T 調査では 28.22 万円、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)は K 調査では 15.07 万円、T 調査では 18.2 万円とい

<sup>6</sup> 問2は年額・万円単位で尋ねているが、本報告書では一貫して、月額換算・千円単位に変換した値を表示している。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 仮想家賃については、本調査研究で実施したアンケート調査の問 1 ④「住宅費」を示す。アンケート調査の設問では、持ち家世帯でも、借家に住んで毎月家賃を支払うと想定して金額を計上していることから、本分析においては「仮想家賃」という用語に統一している。

図表 15 記述統計量(月ごとに必要となる費目)

食費       K       9,246       37.3       30       24.0       0       500         酒類代       K       9,246       4.5       1       9.3       0       400         方       9,246       4.5       1       9.3       0       400         外食費       K       9,246       9.0       6       11.1       0       300         が食費       K       9,246       58.9       56       31.1       1       500         大熱・水道費       K       9,246       58.9       56       31.1       1       500         光熱・水道費       K       9,246       18.3       15       10.7       1       210         東井・水道費       K       9,246       18.3       15       10.7       1       210         家事用品費       K       9,246       7.3       5       7.4       0       100         変通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         運賃費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         運賃費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       177 <t< th=""><th>項目(月額・千円)</th><th>調査種別</th><th>観測数</th><th>平均</th><th>中央値</th><th>標準偏差</th><th>最小値</th><th>最大値</th></t<>	項目(月額・千円)	調査種別	観測数	平均	中央値	標準偏差	最小値	最大値
酒類代       K       9,246       4.5       1       9.3       0       400         外食費       K       9,573       5.8       3       8.6       0       150         外食費       K       9,246       9.0       6       11.1       0       300         仮想家賃       K       9,246       58.9       56       31.1       1       500         光熱・水道費       K       9,246       18.3       15       10.7       1       200         光熱・水道費       K       9,246       18.3       15       10.7       1       210         家事用品費       K       9,246       7.3       5       7.4       0       100         交通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         支通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         支通費       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         工       9,573       10.5       10       10.2       0       320         通信費       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         教養娯楽<	食費	K	9,246	37.3	30	24.0	0	500
外食費       T       9,573       5.8       3       8.6       0       150         外食費       K       9,246       9.0       6       11.1       0       300         仮想家賃       K       9,246       58.9       56       31.1       1       500         光熱・水道費       K       9,246       18.3       15       10.7       1       210         家事用品費       K       9,246       7.3       5       7.4       0       100         変事用品費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         交通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         支通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         支通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         車のがリンペ       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         車のがリンペ       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         事業機業費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       177		Т	9,573	43.0	40	26.1	0	500
外食費         K         9,246         9.0         6         11.1         0         300           仮想家賃         K         9,246         58.9         56         31.1         1         500           光熱・水道費         K         9,246         18.3         15         10.7         1         210           水熱・水道費         K         9,246         18.3         15         10.7         1         210           変事用品費         K         9,246         7.3         5         7.4         0         100           交通費         K         9,246         7.3         5         7.4         0         100           交通費         K         9,246         4.3         1         8.3         0         200           交通費         K         9,246         4.3         1         8.3         0         200           支通費         K         9,246         4.3         1         8.3         0         200           支通費         K         9,246         4.4         12         10.5         0         110           車のがリン代         K         9,246         14.4         12         10.5         0         177		K	9,246	4.5	1	9.3	0	400
使きる		Т	9,573	5.8	3	8.6	0	150
展標等	外食費	K	9,246	9.0	6	11.1	0	300
光熱・水道費       T       9,573       64.7       60       31.7       1       500         光熱・水道費       K       9,246       18.3       15       10.7       1       210         家事用品費       K       9,246       7.3       5       7.4       0       100         交通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         交通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         空通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         車のがソリン代       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         面のがソリン代       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         運賃費       K       9,246       19.4       8       9.8       0       260         教養娯楽費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       177         更大育業       1.4       12       10.5       0       127         東養供養學       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪料・運業		Т	9,573	12.4	10	11.5	0	350
光熱・水道費		K	9,246	58.9	56	31.1	1	500
下 9,573 20.1 20 11.2 1 310 家事用品費 K 9,246 7.3 5 7.4 0 100 で通費 K 9,246 4.3 1 8.3 0 200 下 9,573 5.3 3 8.0 0 110 車のがソリン代 K 9,246 9.4 8 9.8 0 260 下 9,573 10.5 10 10.2 0 320 通信費 K 9,246 14.4 12 10.5 0 177 下 9,573 14.9 12 10.6 0 250 教養娯楽費 K 9,246 7.6 5 9.0 0 200 平髪料・理美容用品費 K 9,246 6.0 5 6.5 0 200 下 9,573 7.6 5 7.4 0 115 たばご代 K 9,246 6.0 5 6.5 0 200 下 9,573 7.6 5 7.4 0 115 たばご代 K 9,246 5.1 3 9.7 0 500 下 9,573 3.4 0 7.3 0 91 診療代 K 9,246 5.1 3 9.7 0 500 下 9,573 1.6 5 7.7 0 180 下 9,573 1.6 5 7.7 0 180 「 9,573 3.4 0 7.3 0 91 診療代 K 9,246 5.1 3 9.7 0 500 下 9,573 1.6 0 6.7 0 200 医薬品や保健医療用品代等 K 9,246 0.9 0 5.1 0 100 医薬品や保健医療用品代等 K 9,246 3.3 2 5.5 0 150 下 9,573 1.6 0 6.7 0 200 医薬品や保健医療用品代等 K 9,246 3.3 2 5.5 0 150 下 9,573 1.6 0 6.7 0 200 医薬品や保健医療用品代等 K 9,246 2.7 0 9.2 0 150 下 9,573 3.8 0 10.7 0 268 学校等の給食費 K 9,246 2.7 0 9.2 0 150 下 9,573 3.8 0 10.7 0 268 学校等の給食費 K 9,246 2.5 0 8.0 0 300 ごがい K 9,246 1.4.7 10 19.3 0 500 交際費 K 9,246 1.4.7 10 19.3 0 500 交際費 K 9,246 1.4.7 10 19.3 0 500		Т	9,573	64.7	60	31.7	1	500
家事用品費       K       9,246       7.3       5       7.4       0       100         交通費       K       9,573       9.1       7       8.7       0       305         交通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         車のガソリン代       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         工       9,573       10.5       10       10.2       0       320         通信費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       177         支債債費       K       9,246       14.4       12       10.6       0       250         教養娯楽費       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪科・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪科・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪科・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       7.4       0       115	光熱·水道費	K	9,246	18.3	15	10.7	1	210
文通費       T       9,573       9.1       7       8.7       0       305         交通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         車のガソリン代       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         工       9,573       10.5       10       10.2       0       320         通信費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       17         教養娯楽費       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪科・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪科・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪科・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪科・理美容用品費       K       9,246       3.3       0       7.1       0       95         大原代       K       9,246       5.1       3       9.7       0       500		Т	9,573	20.1	20	11.2	1	310
交通費       K       9,246       4.3       1       8.3       0       200         車のガソリン代       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         通信費       K       9,246       9.4       8       9.8       0       260         教養娯楽費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       177         教養娯楽費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       177         教養娯楽費       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       5       7.4       0       115         たばご代       K       9,246       6.0       5       7.4       0       115         たばご代       K       9,246       3.3       0       7.1       0       95         方方ろ       7.4       0       115       15       7.7       0       180         介護保険サービスの利用料       K       9,246       3.3       0       7.7       0       180         介護保険サービスの利用料       K       9,246       0.9       0       5.1       0	家事用品費	K	9,246	7.3	5	7.4	0	100
T   9,573   5.3   3   8.0   0   110     車のガソリン代		Т	9,573	9.1	7	8.7	0	305
車のがソリン代	交通費	K	9,246	4.3	1	8.3	0	200
通信費T9,57310.51010.20320通信費K9,24614.41210.50177T9,57314.91210.60250教養娯楽費K9,2467.659.00200理髪料・理美容用品費K9,2466.056.50200工9,5737.657.40115たばご代K9,2463.307.1095方T9,5733.407.3091診療代K9,2465.139.70500万護保険サービスの利用料K9,2465.139.70500医薬品や保健医療用品代等K9,2460.905.10100医薬品や保健医療用品代等K9,2463.325.50150T9,5734.536.40110保育所・認定こども園・幼稚園の費用K9,2462.709.20150T9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300ごがいK9,24614.71019.30500交際費K9,2466.959.10200交際費K9,2466.959.10200		Т	9,573	5.3	3	8.0	0	110
通信費       K       9,246       14.4       12       10.5       0       177         T       9,573       14.9       12       10.6       0       250         教養娯楽費       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         工       9,573       7.6       5       7.4       0       115         たばご代       K       9,246       3.3       0       7.1       0       95         方       T       9,573       3.4       0       7.3       0       91         診療代       K       9,246       5.1       3       9.7       0       500         方護保険サービスの利用料       K       9,246       5.1       3       9.7       0       100         万護保険サービスの利用料       K       9,246       0.9       0       5.1       0       100         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150 <td< td=""><td>車のガソリン代</td><td>K</td><td>9,246</td><td>9.4</td><td>8</td><td>9.8</td><td>0</td><td>260</td></td<>	車のガソリン代	K	9,246	9.4	8	9.8	0	260
教養娯楽費       K       9,573       14.9       12       10.6       0       250         教養娯楽費       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         方式       7       9,573       7.6       5       7.4       0       115         たばご代       K       9,246       3.3       0       7.1       0       95         方様代       K       9,246       5.1       3       9.7       0       500         方藤代       K       9,246       5.1       3       9.7       0       500         方護保険サービスの利用料       K       9,246       0.9       0       5.1       0       100         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       2.7       0       9.2       0       150         保育所・認定とも園・幼稚園の費用       K       9,246       2.5       0       8.0       0 <td></td> <td>Т</td> <td>9,573</td> <td>10.5</td> <td>10</td> <td>10.2</td> <td>0</td> <td>320</td>		Т	9,573	10.5	10	10.2	0	320
教養娯楽費       K       9,246       7.6       5       9.0       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         理髪料・理美容用品費       K       9,246       6.0       5       6.5       0       200         T       9,573       7.6       5       7.4       0       115         たばご代       K       9,246       3.3       0       7.1       0       95         下       9,573       3.4       0       7.3       0       91         診療代       K       9,246       5.1       3       9.7       0       500         丁       9,573       6.5       5       7.7       0       180         介護保険サービスの利用料       K       9,246       0.9       0       5.1       0       100         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150         保育所・認定ごとも園・幼稚園の費用       K       9,246       2.7       0       9.2       0       150         子校等の給食費       K       9,246       2.5       0       8.0       0       300         ごがい	通信費	K	9,246	14.4	12	10.5	0	177
T   9,573   9.4   7   10.1   0   200     理髪料・理美容用品費		Т	9,573	14.9	12	10.6	0	250
理髪料・理美容用品費	教養娯楽費	K	9,246	7.6	5	9.0	0	200
たばご代       T       9,573       7.6       5       7.4       0       115         たばご代       K       9,246       3.3       0       7.1       0       95         す       9,573       3.4       0       7.3       0       91         診療代       K       9,246       5.1       3       9.7       0       500         丁       9,573       6.5       5       7.7       0       180         介護保険サービスの利用料       K       9,246       0.9       0       5.1       0       100         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150         保育所・認定ごども園・幼稚園の費用       K       9,246       2.7       0       9.2       0       150         学校等の給食費       K       9,246       2.5       0       8.0       0       300         ごがい       K       9,246       14.7       10       19.3       0       500         交際費       K       9,246       14.7       10       19.6       0       300		Т	9,573	9.4	7	10.1	0	200
たばご代       K       9,246       3.3       0       7.1       0       95         診療代       K       9,246       5.1       3       9.7       0       500         丁       9,573       6.5       5       7.7       0       180         介護保険サービスの利用料       K       9,246       0.9       0       5.1       0       100         下       9,573       1.6       0       6.7       0       200         医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150         保育所・認定こども園・幼稚園の費用       K       9,246       2.7       0       9.2       0       150         学校等の給食費       K       9,246       2.5       0       8.0       0       300         ごがい       K       9,246       14.7       10       19.3       0       500         交際費       K       9,246       6.9       5       9.1       0       200	理髪料·理美容用品費	K	9,246	6.0	5	6.5	0	200
が療代T9,5733.407.3091診療代K9,2465.139.70500T9,5736.557.70180介護保険サービスの利用料K9,2460.905.10100T9,5731.606.70200医薬品や保健医療用品代等K9,2463.325.50150T9,5734.536.40110保育所・認定こども園・幼稚園の費用K9,2462.709.20150T9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300ごづかいK9,24614.71019.30500で際費K9,2466.959.10200		Т	9,573	7.6	5	7.4	0	115
診療代K9,2465.139.70500T9,5736.557.70180介護保険サービスの利用料K9,2460.905.10100T9,5731.606.70200医薬品や保健医療用品代等K9,2463.325.50150T9,5734.536.40110保育所・認定ごども園・幼稚園の費用K9,2462.709.20150T9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300ごづかいK9,24614.71019.30500交際費K9,2466.959.10200	たばこ代	K	9,246	3.3	0	7.1	0	95
介護保険サービスの利用料K9,5736.557.70180介護保険サービスの利用料K9,2460.905.10100下9,5731.606.70200医薬品や保健医療用品代等K9,2463.325.50150保育所・認定ごども園・幼稚園の費用K9,2462.709.20150丁9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300ごかいK9,24614.71019.30500で際費K9,2466.959.10200		Т	9,573	3.4	0	7.3	0	91
介護保険サービスの利用料K9,2460.905.10100T9,5731.606.70200医薬品や保健医療用品代等K9,2463.325.50150T9,5734.536.40110保育所・認定ごも園・幼稚園の費用K9,2462.709.20150T9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300ごがいK9,24614.71019.30500T9,57317.11019.60300交際費K9,2466.959.10200	診療代	K	9,246	5.1	3	9.7	0	500
医薬品や保健医療用品代等K9,5731.606.70200医薬品や保健医療用品代等K9,2463.325.50150T9,5734.536.40110保育所・認定ごも園・幼稚園の費用K9,2462.709.20150T9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300ごづかいK9,24614.71019.30500で際費K9,2466.959.10200		Т	9,573	6.5	5	7.7	0	180
医薬品や保健医療用品代等       K       9,246       3.3       2       5.5       0       150         保育所・認定ごも園・幼稚園の費用       K       9,246       2.7       0       9.2       0       150         学校等の給食費       K       9,246       2.7       0       9.2       0       150         ごがい       K       9,246       2.5       0       8.0       0       300         ごがい       K       9,246       14.7       10       19.3       0       500         交際費       K       9,246       6.9       5       9.1       0       200	介護保険サービスの利用料	K	9,246	0.9	0	5.1	0	100
大保育所・認定ごも園・幼稚園の費用大保育所・認定ごも園・幼稚園の費用大保育所・認定ごも園・幼稚園の費用大保育の会員		Т	9,573	1.6	0	6.7	0	200
保育所・認定ごも園・幼稚園の費用K9,2462.709.20150T9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300T9,5732.907.60300ごづかいK9,24614.71019.30500T9,57317.11019.60300交際費K9,2466.959.10200	医薬品や保健医療用品代等	K	9,246	3.3	2	5.5	0	150
学校等の給食費K9,5733.8010.70268学校等の給食費K9,2462.508.00300T9,5732.907.60300ごかいK9,24614.71019.30500T9,57317.11019.60300交際費K9,2466.959.10200		Т	9,573	4.5	3	6.4	0	110
学校等の給食費       K       9,246       2.5       0       8.0       0       300         T       9,573       2.9       0       7.6       0       300         ごづかい       K       9,246       14.7       10       19.3       0       500         T       9,573       17.1       10       19.6       0       300         交際費       K       9,246       6.9       5       9.1       0       200	保育所・認定こども園・幼稚園の費用	K	9,246	2.7	0	9.2	0	150
T9,5732.907.60300ごかいK9,24614.71019.30500T9,57317.11019.60300交際費K9,2466.959.10200		T	9,573	3.8	0	10.7	0	268
こづかいK9,246 14.7 10 19.3 0 500T9,573 17.1 10 19.6 0 300交際費K9,246 6.9 5 9.1 0 200	学校等の給食費	K	9,246	2.5	0	8.0	0	300
T9,57317.11019.60300交際費K9,2466.959.10200	***************************************	Т	9,573	2.9	0	7.6	0	300
交際費     K     9,246     6.9     5     9.1     0     200	こづかい	K	9,246	14.7	10	19.3	0	500
		Т	9,573	17.1	10	19.6	0	300
T 9,573 9.4 8 10.5 0 200	交際費	K	9,246	6.9	5	9.1	0	200
		Т	9,573	9.4	8	10.5	0	200

図表 15は、月ごとに必要となる各費目の記述統計量を示している。中央値を見ると、仮想家賃が突出して大きく、K調査でも5.6万円となっている。次いで大きいのが食費であり、K調査では3万円、T調査では4万円となっている。光熱・水道費、通信費がそれに次いで大きい。通信費についてはK調査とT調査の差がなくなっており、尋ね方による影響が弱いことが示唆される。

図表 16 記述統計量(年単位で必要となる費目)

項目 (月額・千円)	調査	観測数	平均	中央値	標準偏差	最小値	最大値
衣服や下着等の被服や靴等の履物	K	9,246	3.2	1.7	4.5	0	169
	T	9,573	4.3	2.5	6.1	0	250
傘、カバン、腕時計といった身の回りに必要なもの	K	9,246	1.0	0.8	2.5	0	100
	Т	9,573	1.6	0.8	3.7	0	167
室内装備品	K	9,246	1.0	0.8	2.3	0	129
	T	9,573	1.4	0.8	2.4	0	93
家具及び冷蔵庫、洗濯機等の家電	K	9,246	1.6	0.8	3.6	0	88
	T	9,573	2.9	1.7	5.2	0	126
AV機器及びパソコン、パソコン周辺機器等	K	9,246	1.4	0.8	3.9	0	183
	T	9,573	2.5	0.8	4.2	0	83
学校の授業料や教科書・参考書代	K	9,246	5.7	0.0	22.4	0	333
	T	9,573	6.3	0.0	22.7	0	333
学校外の教育費	K	9,246	3.3	0.0	10.4	0	168
	T	9,573	4.0	0.0	11.9	0	280
旅行代金、観戦·観覧料	K	9,246	5.5	2.5	10.3	0	208
	T	9,573	7.1	4.2	11.4	0	250
冠婚葬祭費	K	9,246	2.2	0.8	5.9	0	450
	T	9,573	3.2	1.7	7.0	0	437
非貯蓄型保険料	K	9,246	6.6	2.5	10.9	0	150
	T	9,573	7.2	3.3	11.6	0	275
自動車等の維持・修理にかかる費用	K	9,246	7.7	4.2	9.8	0	201
	T	9,573	8.5	5.0	10.8	0	258

図表 16は年単位で必要となる各費目の記述統計量を示している。中央値を見ると、自動車等の維持・修理にかかる費用が大きく、K調査でも月額で4千円強となっている。K調査において、次いで大きいのが、非貯蓄型保険料と旅行代金、観戦・観覧料、被服費となっている。旅行代金、観戦・観覧料、冠婚葬祭費はK調査とT調査の乖離が大きくなっており、T調査の「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくる」という尋ね方によって、社会生活と直結する費目の金額がより大きくなっていることが窺える。

#### (2) 主観的最低生活費(中央値)の試算結果

図表 17、図表 18はK調査、T調査それぞれの主観的最低生活費(全費目)の中央値を、セルごとにまとめたものである。また、この中で1級地1についてグラフ化したものが図表 19である。これらを見ると、K調査、T調査とも、年齢階級を問わず、単身世帯の金額が小さく、また世帯人員が増えるにつれて金額が大きくなる傾向があるが、この傾向は特に年齢階級が上がると顕著になる。また、同じ世帯人員でも、ひとり親世帯より夫婦のみ世帯、夫婦子1人世帯の方が、金額が大きくなっている場合が大半である。さらに、K調査、T調査のいずれも30~50代の夫婦子あり世帯では、級地が高くなるにつれ、金額も大きくなっている傾向が観察される。その他、K調査とT調査の差額は、年齢階級や世帯類型にはあまり関連していないことが分かる。

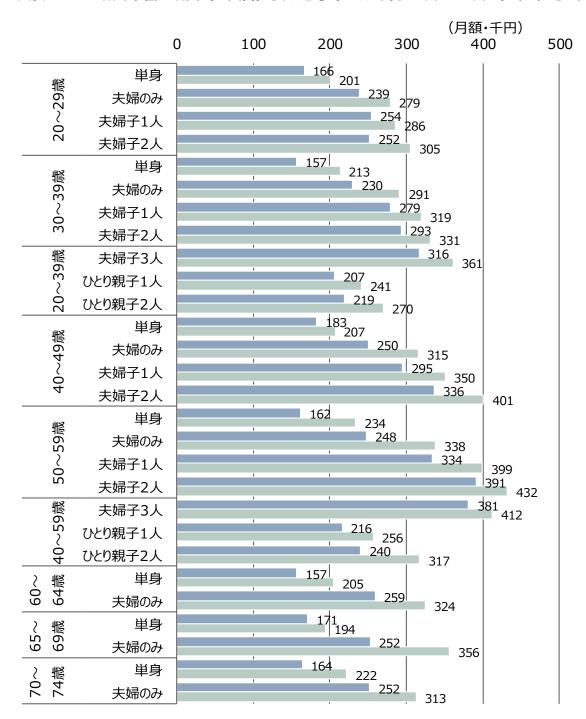
図表 17 主観的最低生活費(全費目)【中央値】(月額·千円·K調査)

		1級地1	1 級地2	2級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	 単身	166	158	133	174	148	152
	夫婦のみ	239	221	238	217	231	209
	夫婦子1人	254	228	227	243	224	244
	夫婦子2人	252	266	246	250	247	263
30~39歳	単身	157	162	153	144	149	155
	夫婦のみ	230	251	227	223	235	232
	夫婦子1人	279	254	248	249	233	234
	夫婦子2人	293	267	283	287	268	269
20~39歳	夫婦子3人	316	299	307	301	290	277
	ひとり親子1人	207	180	186	190	182	171
	ひとり親子2人	219	241	211	199	196	170
40~49歳	単身	183	163	133	179	169	156
	夫婦のみ	250	271	235	254	212	218
	夫婦子1人	295	310	289	251	267	280
	夫婦子2人	336	344	299	326	331	302
50~59歳	単身	162	180	158	155	143	153
	夫婦のみ	248	242	254	263	244	218
	夫婦子1人	334	313	274	312	293	315
	夫婦子2人	391	393	337	348	304	329
40~59歳	夫婦子3人	381	358	340	342	335	329
	ひとり親子1人	216	203	192	203	205	200
	ひとり親子2人	240	240	230	272	218	193
60~64歳	単身	157	173	150	173	150	143
	夫婦のみ	259	265	238	262	267	270
65~69歳	単身	171	148	150	185	160	152
	夫婦のみ	252	248	234	258	242	249
70~74歳	単身	164	170	165	171	158	154
	夫婦のみ	252	248	261	270	244	265

図表 18 主観的最低生活費(全費目)【中央値】(月額·千円·T調査)

		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	201	193	179	182	178	189
	夫婦のみ	279	282	275	261	243	268
	夫婦子1人	286	274	247	257	261	267
	夫婦子2人	305	293	286	309	294	260
30~39歳	単身	213	206	196	222	201	212
	夫婦のみ	291	295	262	267	280	256
	夫婦子1人	319	270	263	291	305	273
	夫婦子2人	331	328	327	312	292	298
20~39歳	夫婦子3人	361	352	343	315	316	340
	ひとり親子1人	241	234	215	280	244	212
	ひとり親子2人	270	240	242	304	284	282
40~49歳	単身	207	191	197	219	185	227
	夫婦のみ	315	297	293	278	271	281
	夫婦子1人	350	337	326	320	330	300
	夫婦子2人	401	362	359	366	337	343
50~59歳	単身	234	209	204	173	175	200
	夫婦のみ	338	308	317	282	291	298
	夫婦子1人	399	366	317	317	331	310
	夫婦子2人	432	423	328	406	385	361
40~59歳	夫婦子3人	412	430	397	349	413	366
	ひとり親子1人	256	248	250	268	254	288
	ひとり親子2人	317	288	307	268	305	256
60~64歳	単身	205	201	198	195	199	214
	夫婦のみ	324	305	268	292	281	290
65~69歳	単身	194	196	173	218	184	205
	夫婦のみ	356	288	277	285	272	291
70~74歳	単身	222	198	195	159	184	172
	夫婦のみ	313	267	298	290	270	250

図表 19 主観的最低生活費(全費目)【中央値】(月額·千円·K調査·T調査)〔1級地1〕



■K調査 ■T調査

図表 20~図表 23は月ごとに必要となる費用、年単位で必要となる費用について<sup>8</sup>、各セルの中央値を示したものである。また、図表 24、図表 25は1級地1について、月ごとに必要となる費用と年単位で必要となる費用の金額を年齢階級・世帯類型別にグラフ化したものである。結果を見ると、世帯人員が増えるにつれて、月ごとに必要となる費用が増加している傾向がみられる。また、40~50代の夫婦子2人世帯、夫婦子3人世帯では、20~30代の同類型の世帯よりも、年単位で必要となる費用が比較的大きくなる傾向も見られる。その要因としては、例えば、子どもの年齢が高くなることにより教育費が多くなっていることが考えられる。なお、全費目の値と、月ごとに必要となる費用と年単位で必要となる費用の合計の値が合わないことがあるが、これは、それぞれの項目で中央値に該当する世帯が異なるためである。

-

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばご代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定ごども園・幼稚園の費用、学校の給食費、ごづかい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。

図表 20 主観的最低生活費(月ごとに必要となる費用)【中央値】(月額・千円・K調査)

		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	149	133	118	151	125	131
	夫婦のみ	218	191	201	179	193	187
	夫婦子1人	228	203	204	198	189	199
	夫婦子2人	226	228	214	212	220	220
30~39歳	単身	144	140	139	141	128	125
	夫婦のみ	216	220	195	200	198	204
	夫婦子1人	248	219	207	205	205	212
	夫婦子2人	250	233	237	236	225	229
20~39歳	夫婦子3人	277	244	255	250	240	241
	ひとり親子1人	179	160	153	159	154	136
	ひとり親子2人	183	203	162	146	169	144
40~49歳	単身	173	138	121	156	144	129
	夫婦のみ	224	228	212	232	191	182
	夫婦子1人	250	256	243	216	229	239
	夫婦子2人	286	267	240	255	275	245
50~59歳	単身	153	161	141	135	127	139
	夫婦のみ	228	207	212	220	207	190
	夫婦子1人	273	249	243	258	250	244
	夫婦子2人	328	292	280	274	245	289
40~59歳	夫婦子3人	310	280	286	267	285	275
	ひとり親子1人	174	166	164	168	169	170
	ひとり親子2人	199	199	202	222	185	181
60~64歳	単身	137	160	137	152	135	132
	夫婦のみ	221	225	219	226	225	235
65~69歳	単身	162	139	135	171	144	135
	夫婦のみ	234	220	209	220	221	219
70~74歳	単身	148	153	153	160	143	127
	夫婦のみ	232	207	211	229	211	233

<sup>(</sup>注) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の給食費、こづかい、交際費

図表 21 主観的最低生活費(月ごとに必要となる費用)【中央値】(月額·千円·T調査)

		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	170	166	156	160	154	149
	夫婦のみ	242	231	227	208	202	210
	夫婦子1人	243	224	217	219	225	221
	夫婦子2人	265	267	237	254	242	230
30~39歳	単身	194	169	161	194	180	177
	夫婦のみ	251	243	220	222	232	216
	夫婦子1人	254	226	240	249	242	224
	夫婦子2人	275	281	265	259	240	250
20~39歳	夫婦子3人	286	297	282	270	260	281
	ひとり親子1人	206	211	184	232	200	165
	ひとり親子2人	208	207	206	237	225	206
40~49歳	単身	175	163	177	203	164	199
	夫婦のみ	279	255	253	234	241	237
	夫婦子1人	293	279	267	270	280	233
	夫婦子2人	326	282	299	293	289	281
50~59歳	単身	196	182	160	161	154	181
	夫婦のみ	283	250	260	238	251	259
	夫婦子1人	333	285	266	268	277	246
	夫婦子2人	361	314	291	315	327	295
40~59歳	夫婦子3人	334	347	318	290	321	296
	ひとり親子1人	199	201	210	213	210	222
	ひとり親子2人	262	238	256	227	244	217
60~64歳	単身	185	178	174	174	175	165
	夫婦のみ	273	266	238	245	247	249
65~69歳	単身	183	177	153	186	161	186
	夫婦のみ	303	255	239	253	232	250
70~74歳	単身	187	169	168	145	168	158
	夫婦のみ	282	230	257	253	239	223

<sup>(</sup>注) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の給食費、こづかい、交際費

図表 22 主観的最低生活費 (年単位で必要となる費用) 【中央値】 (月額・千円・K 調査)

		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	16	13	16	19	18	18
	夫婦のみ	22	32	28	33	33	27
	夫婦子1人	30	27	28	32	32	27
	夫婦子2人	28	31	22	26	25	34
30~39歳	単身	13	18	13	13	18	20
	夫婦のみ	20	31	30	30	34	28
	夫婦子1人	24	28	33	38	35	26
	夫婦子2人	38	36	48	43	37	38
20~39歳	夫婦子3人	36	47	51	46	39	40
	ひとり親子1人	23	23	27	31	23	25
	ひとり親子2人	33	19	32	38	31	23
40~49歳	単身	11	13	11	13	17	13
	夫婦のみ	19	27	23	24	28	26
	夫婦子1人	37	37	35	38	36	47
	夫婦子2人	56	63	52	55	48	43
50~59歳	単身	10	8	13	14	14	11
	夫婦のみ	23	25	28	31	28	24
	夫婦子1人	35	40	33	43	31	46
	夫婦子2人	79	75	46	43	38	38
40~59歳	夫婦子3人	65	56	53	59	43	40
	ひとり親子1人	23	23	23	22	23	24
	ひとり親子2人	27	26	25	41	22	16
60~64歳	単身	13	14	13	13	13	15
	夫婦のみ	28	22	28	29	32	26
65~69歳	<del>単</del> 身	10	8	11	11	14	14
	夫婦のみ	22	27	21	32	21	24
70~74歳	単身	13	13	10	14	16	14
	夫婦のみ	20	28	18	27	23	22

<sup>(</sup>注) 年単位で必要となる費用: 衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び 冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV 機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・ 観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用

図表 23 主観的最低生活費(年単位で必要となる費用)【中央値】(月額・千円・T調査)

		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	23	23	27	30	24	29
	夫婦のみ	40	42	38	38	37	42
	夫婦子1人	33	36	33	33	33	29
	夫婦子2人	34	31	32	48	34	35
30~39歳	単身	20	25	28	23	21	28
	夫婦のみ	39	40	39	33	45	38
	夫婦子1人	44	34	39	38	44	37
	夫婦子2人	47	46	53	50	50	38
20~39歳	夫婦子3人	53	50	53	43	42	47
	ひとり親子1人	27	33	32	48	30	28
	ひとり親子2人	36	24	39	24	35	34
40~49歳	単身	18	20	15	22	24	23
	夫婦のみ	42	40	35	36	33	33
	夫婦子1人	54	48	45	48	52	48
	夫婦子2人	71	67	60	64	43	60
50~59歳	単身	17	24	22	19	17	21
	夫婦のみ	29	39	33	32	40	29
	夫婦子1人	92	68	51	42	40	34
	夫婦子2人	67	65	45	62	64	54
40~59歳	夫婦子3人	53	87	57	58	70	49
	ひとり親子1人	35	27	35	36	34	29
	ひとり親子2人	55	38	37	27	44	38
60~64歳	単身	20	16	24	16	17	18
	夫婦のみ	31	33	25	35	33	31
65~69歳	単身	11	13	14	17	19	19
	夫婦のみ	35	36	25	38	31	27
70~74歳	単身	13	18	17	21	16	14
	夫婦のみ	32	29	32	28	22	18

<sup>(</sup>注) 年単位で必要となる費用: 衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び 冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV 機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・ 観戦・観覧料、 冠婚葬祭費、 非貯蓄型保険料、 自動車等の維持・修理にかかる費用

図表 2.4 主観的最低生活費 (月ごとに必要となる費用、年単位で必要となる費用) 【中央値】 (月額・ 千円・K 調査) [1級地1]



■月ごとに必要となる費用 ■年単位で必要となる費用

- (注1) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばご代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定ごども園・幼稚園の費用、学校の給食費、ごがい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。
- (注2) 本グラフは、主観的最低生活費の各費目の中央値を足し合わせて作成しているため、合計値は主観的最低生活費(全費目)の中央値には一致しない場合がある。

図表 25 主観的最低生活費(月ごとに必要となる費用、年単位で必要となる費用)【中央値】(月額・ 千円・T調査)〔1級地1〕



■月ごとに必要となる費用 ■年単位で必要となる費用

- (注1) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばご代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定ごども園・幼稚園の費用、学校の給食費、ごがい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。
- (注2) 本グラフは、主観的最低生活費の各費目の中央値を足し合わせて作成しているため、合計値は主観的最低生活費(全費目)の中央値には一致しない場合がある。

以下では、主観的最低生活費の額及び費目構成が、低所得世帯の消費額やその費目構成と比較して どのような状況にあるかを見た。主観的最低生活費では住居について仮想家賃を用いていることから、実際の 消費額については民間借家・貸間世帯(平成 26 年全国消費実態調査)を比較対象とした。

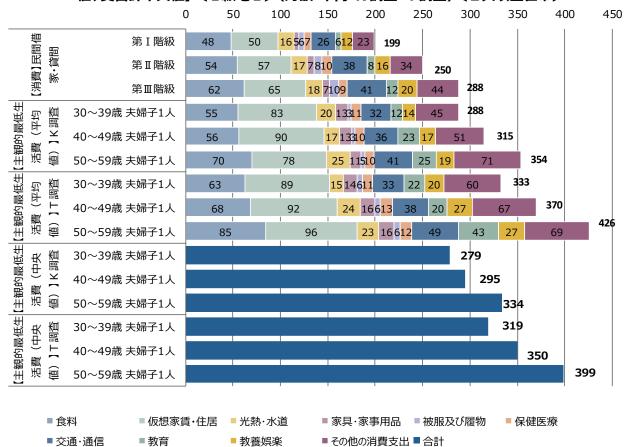
ここで、民間家賃・貸間世帯の収入階級別の消費額については、単身世帯のデータが得られないことから、2人以上世帯の年間収入五分位第 I 階級を見ることにした(参考値として第 II 階級、第 II 階級も宗す)。2人以上世帯・民間家賃・貸間世帯での年間収入第 I 階級、第 II 階級、第 II 階級の世帯人員はそれぞれ 2.72人、3.03人、3.17人であり、また、世帯主の年齢はそれぞれ 50.6歳、44.8歳、42.6歳であることから、消費額と比較する主観的最低生活費については、30代~50代の夫婦子 1人世帯を対象とすることとした。なお、年間収入第 I 階級、第 II 階級、第 II 階級の年間収入平均は、それぞれ238.1万円、400.6万円、545.4万円である。

図表 26は、1級地1における30代~50代の夫婦子1人世帯の主観的最低生活費について、各費目別の平均値を積み上げグラフで示し、総務省統計局「平成26年全国消費実態調査」より、(住居の所有関係別)民間借家・貸間世帯の第I階級の1世帯当たり1か月間の費目別消費支出と比較したものである。ここでは、参考とするために主観的最低生活費の中央値(費目計)についても示している。図表27はその費目構成比を示したものである。

これを見ると、1級地1における30代~50代の夫婦子1人世帯の主観的最低生活費(平均値)は、2人以上世帯・民間家賃・貸間世帯の第I階級、及び参考に示した第II階級の消費額よりも大きいことが分かる。この状況は、主観的最低生活費を費目合計の中央値でみても同様である。費目別には、主観的最低生活費(平均値)での仮想家賃が消費額での住居費に比べて大きいことが両者の違いの大きな要因である。また、その他の消費支出でも主観的最低生活費(平均値)が消費額より大きい。なお、主観的最低生活費(平均値)の仮想家賃については、年代が上がっても金額は大きくは変わらないが、その他の消費支出については年代が上がると金額が増える傾向が顕著である。

次に、費目構成比をみると、1級地1における30代~50代の夫婦子1人世帯の主観的最低生活費(平均値)は、2人以上世帯・民間家賃・貸間世帯の第I階級の消費額に比べて、食料、交通・通信の構成比が小さくなっている。一方で、仮想家賃については、30代、40代での主観的最低生活費(平均値)のK調査の構成比では、第I階級の消費額での構成比よりやや大きいが、50代については逆に小さくなっている。また、T調査では、30代、40代では大きな違いはみられず、50代では主観的最低生活費(平均値)での構成比の方が小さい。その他、その他の消費支出については、主観的最低生活費(平均値)の構成比の方が、第I階級の消費額の構成比よりも大きくなっている。

図表 26 民間借家・貸間世帯 (第 I 階級、第 II 階級) の消費支出と主観的最低生活費【費目別平均値、費目計中央値】 〔1級地1〕(月額・千円・K 調査・T 調査) 〔2人以上世帯〕



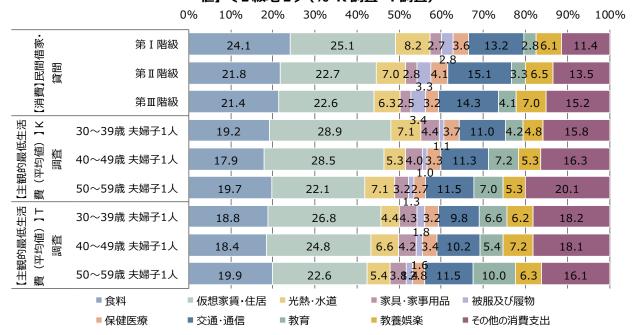
- (出所) 消費については、総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査」2 人以上世帯での(住居の所有関係別) 民間借家・貸間世帯 (年間収入五分位第 I 階級、第 II 階級、第 II 階級、第 II 階級)の1世帯当たり1か月間の消費支出
- (注1) 費目については、総務省「全国消費実態調査」の消費支出費目(10分類)に合わせて統合した。統合に当たっては、「生活扶助基準の検証に用いた第1類費と第2類費の区分(平成29年検証)」(第3回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会参考資料1(令和元年9月30日))を参照した。具体的には以下の費目対応としている。

到去 多名具件 I (中和九年 9月 30 日) )で参照した。共体的には以下の具白対心としている。				
全国消費実態調査の 消費支出費目(10 分類)	主観的最低生活費費目			
食料	食費、酒類代、外食費、学校等の給食費			
住宅	仮想家賃			
光熱·水道	光熱·水道費			
家具·家事用品	家事用品費、室内装備品、家具及び冷蔵庫_洗濯機等の家電			
被服及び履物	衣服や下着等の被服や靴等の履物			
保健医療	診療代、医薬品や保健医療用品代等			
交通·通信	交通費、車のガソリン代、通信費、自動車等の維持・修理にかかる費用			
教育	保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費			
教養娯楽	教養娯楽費、AV 機器及びパソコン・パソコン周辺機器等、旅行代金_観戦_観覧料			
その他の消費支出	理髪料_理美容用品費、たばこ代、介護保険サービスの利用料、こづかい、交際費、傘・カバ			
	ン・腕時計といった身の回りに必要なもの、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料			

なお、上記資料では、保育所については、「その他の消費支出」に分類されることに留意が必要である。

(注2) 主観的最低生活費の費目別の中央値の合計値は主観的最低生活費(全費目)の中央値には一致しないため、費目別の中央値は 示していない

図表 27 民間借家・貸間世帯(第 I 階級、第 II 階級)の消費支出と主観的最低生活費【費目別平均値】 〔1級地1〕(%・K 調査・T 調査)



- (出所) 消費については、総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査」 2 人以上世帯での(住居の所有関係別)民間借家・貸間世帯 (年間収入五分位第 I 階級、第 II 階級 であります。
- (注1) 費目については、総務省「全国消費実態調査」の消費支出費目(10分類)に合わせて統合した。統合に当たっては、「生活扶助基準の検証に用いた第1類費と第2類費の区分(平成29年検証)」(第3回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会参考資料1(令和元年9月30日))を参照した。具体的には以下の費目対応としている。

□ 15 多う具体 I (17年1月 30 日))で多無した。 美体的には久下の具白対心にしている。				
全国消費実態調査の	主観的最低生活費費目			
消費支出費目(10 分類)				
食料	食費、酒類代、外食費、学校等の給食費			
住宅	仮想家賃			
光熱·水道	光熱·水道費			
家具·家事用品	家事用品費、室内装備品、家具及び冷蔵庫_洗濯機等の家電			
被服及び履物	衣服や下着等の被服や靴等の履物			
保健医療	診療代、医薬品や保健医療用品代等			
交通·通信	交通費、車のガソリン代、通信費、自動車等の維持・修理にかかる費用			
教育	保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費			
教養娯楽	教養娯楽費、AV 機器及びパソコン・パソコン周辺機器等、旅行代金_観戦_観覧料			
その他の消費支出	理髪料_理美容用品費、たばこ代、介護保険サービスの利用料、こづかい、交際費、傘・カバ			
	ン・腕時計といった身の回りに必要なもの、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料			

なお、上記資料では、保育所については、「その他の消費支出」に分類されることに留意が必要である。

(注2) 主観的最低生活費の費目別の中央値の合計値は主観的最低生活費(全費目)の中央値には一致しないため、費目別の中央値は 示していない 図表 28~図表 33は各級地において主観的最低生活費の全費目、月ごとに必要となる費用、年単位で必要となる費用のそれぞれについて、各セルのT調査金額(中央値)をK調査金額(中央値)で除した値(T/K)を示している。

年単位で必要となる費用以外は、概ね T/K は 1.5 を超えない値となっている一方で、年単位で必要となる費用は、T/K の値が 2.0 を超えるセルも多く見られる。また、全費目、月ごとに必要となる費用、年単位で必要となる費用のいずれにおいても、T/Kが1未満のセルがいくつか見られる。

図表 28 T/K(主観的最低生活費(全費目、月単位、年単位)【中央値の比率】)〔1級地1〕

	20 1/ K (±	田元ドリ月又144	工儿只	(工具口	, 77 <del>+</del> 12 ,	十十四/		ラヘントロキュ	<i>)</i> ( I NX	ر I ی
				-	L級地1(	月額:千	円、比率)			
			全費目		月単位	で必要とな	る費用	年単位	で必要とな	る費用
-		K 調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
20~29歳	単身	166	201	1.21	149	170	1.14	16	23	1.47
	夫婦のみ	239	279	1.17	218	242	1.11	22	40	1.85
	夫婦子1人	254	286	1.12	228	243	1.07	30	33	1.08
	夫婦子2人	252	305	1.21	226	265	1.17	28	34	1.21
30~39歳	単身	157	213	1.36	144	194	1.34	13	20	1.60
	夫婦のみ	230	291	1.27	216	251	1.16	20	39	2.00
	夫婦子1人	279	319	1.14	248	254	1.02	24	44	1.83
	夫婦子2人	293	331	1.13	250	275	1.10	38	47	1.24
20~39歳	夫婦子3人	316	361	1.14	277	286	1.03	36	53	1.49
	ひとり親子1人	207	241	1.17	179	206	1.15	23	27	1.19
	ひとり親子2人	219	270	1.23	183	208	1.14	33	36	1.10
40~49歳	単身	183	207	1.13	173	175	1.01	11	18	1.69
	夫婦のみ	250	315	1.26	224	279	1.25	19	42	2.17
	夫婦子1人	295	350	1.19	250	293	1.17	37	54	1.47
	夫婦子2人	336	401	1.19	286	326	1.14	56	71	1.28
50~59歳	単身	162	234	1.44	153	196	1.28	10	17	1.71
	夫婦のみ	248	338	1.36	228	283	1.24	23	29	1.25
	夫婦子1人	334	399	1.20	273	333	1.22	35	92	2.63
	夫婦子2人	391	432	1.11	328	361	1.10	79	67	0.85
40~59歳	夫婦子3人	381	412	1.08	310	334	1.08	65	53	0.81
	ひとり親子1人	216	256	1.19	174	199	1.14	23	35	1.57
	ひとり親子2人	240	317	1.32	199	262	1.32	27	55	2.03
60~64歳	単身	157	205	1.31	137	185	1.35	13	20	1.52
	夫婦のみ	259	324	1.25	221	273	1.24	28	31	1.12
65~69歳	単身	171	194	1.13	162	183	1.13	10	11	1.08
	夫婦のみ	252	356	1.41	234	303	1.30	22	35	1.57
70~74歳	単身	164	222	1.35	148	187	1.26	13	13	1.07
	夫婦のみ	252	313	1.24	232	282	1.22	20	32	1.58

<sup>(</sup>注1) T/Kが1未満のセルを着色している。

<sup>(</sup>注2) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の給食費、こづかい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。

図表 29 T/K(主観的最低生活費(全費目、月単位、年単位)【中央値の比率】)〔1級地2〕

				1	L級地2(	月額:千l	円、比率)			
			全費目		月単位	で必要とな	る費用	年単位	で必要とな	る費用
		K 調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K 調査	T調査	T/K
20~29歳	単身	158	193	1.22	133	166	1.25	13	23	1.72
	夫婦のみ	221	282	1.27	191	231	1.21	32	42	1.32
	夫婦子1人	228	274	1.20	203	224	1.10	27	36	1.36
	夫婦子2人	266	293	1.10	228	267	1.17	31	31	1.00
30~39歳	単身	162	206	1.27	140	169	1.21	18	25	1.43
	夫婦のみ	251	295	1.18	220	243	1.10	31	40	1.30
	夫婦子1人	254	270	1.06	219	226	1.03	28	34	1.19
	夫婦子2人	267	328	1.23	233	281	1.21	36	46	1.28
20~39歳	夫婦子3人	299	352	1.18	244	297	1.22	47	50	1.07
	ひとり親子1人	180	234	1.30	160	211	1.32	23	33	1.48
	ひとり親子2人	241	240	0.99	203	207	1.02	19	24	1.29
40~49歳	単身	163	191	1.17	138	163	1.18	13	20	1.47
	夫婦のみ	271	297	1.09	228	255	1.12	27	40	1.48
	夫婦子1人	310	337	1.09	256	279	1.09	37	48	1.32
	夫婦子2人	344	362	1.05	267	282	1.06	63	67	1.05
50~59歳	単身	180	209	1.16	161	182	1.13	8	24	2.90
	夫婦のみ	242	308	1.27	207	250	1.21	25	39	1.57
	夫婦子1人	313	366	1.17	249	285	1.14	40	68	1.71
	夫婦子2人	393	423	1.08	292	314	1.08	75	65	0.86
40~59歳	夫婦子3人	358	430	1.20	280	347	1.24	56	87	1.54
	ひとり親子1人	203	248	1.22	166	201	1.21	23	27	1.19
	ひとり親子2人	240	288	1.20	199	238	1.20	26	38	1.45
60~64歳	単身	173	201	1.16	160	178	1.11	14	16	1.15
	夫婦のみ	265	305	1.15	225	266	1.18	22	33	1.54
65~69歳	単身	148	196	1.33	139	177	1.28	8	13	1.50
	夫婦のみ	248	288	1.16	220	255	1.16	27	36	1.34
70~74歳	単身	170	198	1.17	153	169	1.10	13	18	1.47
	夫婦のみ	248	267	1.07	207	230	1.11	28	29	1.04

<sup>(</sup>注1) T/Kが1未満のセルを着色している。

<sup>(</sup>注2) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の給食費、こづかい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。

図表 30 T/K(主観的最低生活費(全費目、月単位、年単位)【中央値の比率】)〔2級地1〕

				2	2級地1(	月額:千	円、比率)			
			全費目		月単位	で必要とな	る費用	年単位	で必要とな	る費用
		K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
20~29歳	単身	133	179	1.34	118	156	1.33	16	27	1.64
	夫婦のみ	238	275	1.16	201	227	1.13	28	38	1.35
	夫婦子1人	227	247	1.09	204	217	1.07	28	33	1.16
	夫婦子2人	246	286	1.16	214	237	1.11	22	32	1.46
30~39歳	単身	153	196	1.28	139	161	1.16	13	28	2.13
	夫婦のみ	227	262	1.16	195	220	1.13	30	39	1.29
	夫婦子1人	248	263	1.06	207	240	1.16	33	39	1.21
	夫婦子2人	283	327	1.16	237	265	1.12	48	53	1.09
20~39歳	夫婦子3人	307	343	1.12	255	282	1.10	51	53	1.05
	ひとり親子1人	186	215	1.16	153	184	1.20	27	32	1.20
	ひとり親子2人	211	242	1.15	162	206	1.27	32	39	1.24
40~49歳	単身	133	197	1.48	121	177	1.46	11	15	1.33
	夫婦のみ	235	293	1.25	212	253	1.19	23	35	1.48
	夫婦子1人	289	326	1.13	243	267	1.10	35	45	1.30
	夫婦子2人	299	359	1.20	240	299	1.25	52	60	1.16
50~59歳	単身	158	204	1.29	141	160	1.13	13	22	1.62
	夫婦のみ	254	317	1.25	212	260	1.23	28	33	1.18
	夫婦子1人	274	317	1.16	243	266	1.09	33	51	1.53
	夫婦子2人	337	328	0.97	280	291	1.04	46	45	0.96
40~59歳	夫婦子3人	340	397	1.17	286	318	1.11	53	57	1.08
	ひとり親子1人	192	250	1.30	164	210	1.28	23	35	1.50
	ひとり親子2人	230	307	1.34	202	256	1.26	25	37	1.47
60~64歳	単身	150	198	1.32	137	174	1.27	13	24	1.93
	夫婦のみ	238	268	1.13	219	238	1.09	28	25	0.88
65~69歳	単身	150	173	1.15	135	153	1.13	11	14	1.31
	夫婦のみ	234	277	1.18	209	239	1.15	21	25	1.18
70~74歳	単身	165	195	1.19	153	168	1.10	10	17	1.67
	夫婦のみ	261	298	1.14	211	257	1.22	18	32	1.73

<sup>(</sup>注1) T/Kが1未満のセルを着色している。

<sup>(</sup>注2) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の給食費、こづかい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。

図表 31 T/K(主観的最低生活費(全費目、月単位、年単位)【中央値の比率】)〔2級地2〕

				2	2級地2(	月額:千	円、比率)			
			全費目		月単位	で必要とな	る費用	年単位	で必要とな	る費用
		K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
20~29歳	単身	174	182	1.04	151	160	1.06	19	30	1.57
	夫婦のみ	217	261	1.20	179	208	1.16	33	38	1.15
	夫婦子1人	243	257	1.06	198	219	1.10	32	33	1.01
	夫婦子2人	250	309	1.24	212	254	1.20	26	48	1.84
30~39歳	単身	144	222	1.53	141	194	1.38	13	23	1.69
	夫婦のみ	223	267	1.20	200	222	1.11	30	33	1.08
	夫婦子1人	249	291	1.17	205	249	1.21	38	38	1.02
*************	夫婦子2人	287	312	1.08	236	259	1.10	43	50	1.15
20~39歳	夫婦子3人	301	315	1.05	250	270	1.08	46	43	0.93
	ひとり親子1人	190	280	1.47	159	232	1.46	31	48	1.54
	ひとり親子2人	199	304	1.53	146	237	1.63	38	24	0.63
40~49歳	単身	179	219	1.22	156	203	1.30	13	22	1.66
	夫婦のみ	254	278	1.09	232	234	1.01	24	36	1.48
	夫婦子1人	251	320	1.28	216	270	1.25	38	48	1.25
	夫婦子2人	326	366	1.12	255	293	1.15	55	64	1.17
50~59歳	単身	155	173	1.12	135	161	1.19	14	19	1.35
	夫婦のみ	263	282	1.07	220	238	1.08	31	32	1.03
	夫婦子1人	312	317	1.02	258	268	1.04	43	42	0.98
	夫婦子2人	348	406	1.17	274	315	1.15	43	62	1.45
40~59歳	夫婦子3人	342	349	1.02	267	290	1.09	59	58	0.97
	ひとり親子1人	203	268	1.32	168	213	1.26	22	36	1.67
	ひとり親子2人	272	268	0.99	222	227	1.02	41	27	0.65
60~64歳	単身	173	195	1.12	152	174	1.15	13	16	1.23
	夫婦のみ	262	292	1.12	226	245	1.09	29	35	1.20
65~69歳	単身	185	218	1.18	171	186	1.09	11	17	1.54
	夫婦のみ	258	285	1.10	220	253	1.15	32	38	1.21
70~74歳	単身	171	159	0.93	160	145	0.91	14	21	1.47
	夫婦のみ	270	290	1.08	229	253	1.10	27	28	1.05

<sup>(</sup>注1) T/Kが1未満のセルを着色している。

<sup>(</sup>注2) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校の給食費、こづかい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。

図表 32 T/K(主観的最低生活費(全費目、月単位、年単位)【中央値の比率】)〔3級地1〕

				3	3級地1 (	/月額:千	円、比率)			
			全費目		月単位	で必要とな	る費用	年単位	で必要とな	る費用
		K 調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
20~29歳	単身	148	178	1.20	125	154	1.23	18	24	1.36
	夫婦のみ	231	243	1.05	193	202	1.05	33	37	1.13
	夫婦子1人	224	261	1.17	189	225	1.19	32	33	1.03
	夫婦子2人	247	294	1.19	220	242	1.10	25	34	1.39
30~39歳	単身	149	201	1.35	128	180	1.41	18	21	1.19
	夫婦のみ	235	280	1.19	198	232	1.17	34	45	1.33
	夫婦子1人	233	305	1.31	205	242	1.18	35	44	1.26
	夫婦子2人	268	292	1.09	225	240	1.07	37	50	1.36
20~39歳	夫婦子3人	290	316	1.09	240	260	1.08	39	42	1.07
	ひとり親子1人	182	244	1.34	154	200	1.30	23	30	1.27
	ひとり親子2人	196	284	1.45	169	225	1.33	31	35	1.11
40~49歳	単身	169	185	1.10	144	164	1.14	17	24	1.43
	夫婦のみ	212	271	1.28	191	241	1.26	28	33	1.15
	夫婦子1人	267	330	1.23	229	280	1.22	36	52	1.43
	夫婦子2人	331	337	1.02	275	289	1.05	48	43	0.90
50~59歳	単身	143	175	1.22	127	154	1.22	14	17	1.24
	夫婦のみ	244	291	1.19	207	251	1.21	28	40	1.45
	夫婦子1人	293	331	1.13	250	277	1.11	31	40	1.31
	夫婦子2人	304	385	1.27	245	327	1.33	38	64	1.67
40~59歳	夫婦子3人	335	413	1.23	285	321	1.13	43	70	1.62
	ひとり親子1人	205	254	1.24	169	210	1.24	23	34	1.45
	ひとり親子2人	218	305	1.40	185	244	1.32	22	44	2.04
60~64歳	単身	150	199	1.33	135	175	1.30	13	17	1.37
	夫婦のみ	267	281	1.05	225	247	1.10	32	33	1.03
65~69歳	単身	160	184	1.15	144	161	1.12	14	19	1.32
	_ 夫婦のみ	242	272	1.13	221	232	1.05	21	31	1.48
70~74歳	単身	158	184	1.17	143	168	1.17	16	16	1.03
	夫婦のみ	244	270	1.11	211	239	1.14	23	22	0.96

<sup>(</sup>注1) T/Kが1未満のセルを着色している。

<sup>(</sup>注2) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばご代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定ごども園・幼稚園の費用、学校の給食費、ごづかい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。

図表 33 T/K(主観的最低生活費(全費目、月単位、年単位)【中央値の比率】)〔3級地2〕

				3	3級地2(	月額:千	円、比率)			
			全費目		月単位	で必要とな	る費用	年単位	で必要とな	る費用
		K 調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K 調査	T調査	T/K
20~29歳	単身	152	189	1.25	131	149	1.14	18	29	1.59
	夫婦のみ	209	268	1.28	187	210	1.12	27	42	1.56
	夫婦子1人	244	267	1.10	199	221	1.11	27	29	1.08
~	夫婦子2人	263	260	0.99	220	230	1.05	34	35	1.02
30~39歳	単身	155	212	1.36	125	177	1.42	20	28	1.35
	夫婦のみ	232	256	1.10	204	216	1.06	28	38	1.38
	夫婦子1人	234	273	1.17	212	224	1.05	26	37	1.44
	夫婦子2人	269	298	1.11	229	250	1.09	38	38	1.02
20~39歳	夫婦子3人	277	340	1.23	241	281	1.17	40	47	1.18
	ひとり親子1人	171	212	1.24	136	165	1.21	25	28	1.12
	ひとり親子2人	170	282	1.66	144	206	1.43	23	34	1.52
40~49歳	単身	156	227	1.46	129	199	1.54	13	23	1.80
	夫婦のみ	218	281	1.29	182	237	1.30	26	33	1.26
	夫婦子1人	280	300	1.07	239	233	0.97	47	48	1.03
~	夫婦子2人	302	343	1.14	245	281	1.15	43	60	1.41
50~59歳	単身	153	200	1.31	139	181	1.30	11	21	1.85
	夫婦のみ	218	298	1.36	190	259	1.36	24	29	1.21
	夫婦子1人	315	310	0.98	244	246	1.01	46	34	0.73
	夫婦子2人	329	361	1.10	289	295	1.02	38	54	1.41
40~59歳	夫婦子3人	329	366	1.11	275	296	1.08	40	49	1.24
	ひとり親子1人	200	288	1.44	170	222	1.31	24	29	1.21
	ひとり親子2人	193	256	1.32	181	217	1.20	16	38	2.36
60~64歳	単身	143	214	1.50	132	165	1.25	15	18	1.19
	夫婦のみ	270	290	1.08	235	249	1.06	26	31	1.21
65~69歳	単身	152	205	1.35	135	186	1.38	14	19	1.35
	夫婦のみ	249	291	1.17	219	250	1.14	24	27	1.12
70~74歳	単身	154	172	1.12	127	158	1.25	14	14	1.00
	夫婦のみ	265	250	0.94	233	223	0.96	22	18	0.85

<sup>(</sup>注1) T/Kが1未満のセルを着色している。

<sup>(</sup>注2) 月ごとに必要となる費用:食費、酒類代、外食費、仮想家賃、光熱・水道費、家事用品費、交通費、車のガソリン代、通信費、教養娯楽費、理髪料・理美容用品費、たばご代、診療代、介護保険サービスの利用料、医薬品や保健医療用品代等、保育所・認定ごども園・幼稚園の費用、学校の給食費、ごがい、交際費。年単位で必要となる費用:衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、学校の授業料や教科書・参考書代、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、自動車等の維持・修理にかかる費用。

#### (3) 主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較

本節では、主観的最低生活費(生活扶助対象費目<sup>9</sup>)(中央値)と、回答世帯ごとに算出した生活 扶助基準について、各セルの中央値をまとめ、両者の関係性を確認する。ここで、生活扶助基準は本調査 の実施時期の基準、すなわち令和元年 10 月改定の基準を用いている。生活扶助基準は、第1類費、第 2類費(冬季加算額の年総額を月平均したものを含む)、児童養育加算及び母子加算の合計として計 算している。また、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助に関しては、いずれの場合においても算入し ていない。

図表 3 4 ~ 図表 3 9 は、各級地における主観的最低生活費と生活扶助基準の大小関係について、不等号と金額の比率を年齢階級・世帯類型別に示したものである10。不等号については、

- · K調査の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(中央値) > 生活扶助基準
- ・ 生活扶助基準 > T調査の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(中央値)の場合に、グレーで着色している。

結果を見ると、20~40代では、単身世帯、夫婦のみ世帯、夫婦子1人世帯を中心に、また、50代以上ではほぼ全ての世帯類型において、

- ・ K 調査の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(中央値) > 生活扶助基準となっており、該当する年齢階級・世帯類型では、その世帯が考える「切り詰めるだけ切り詰め最低限」の金額が、生活扶助基準よりも大きくなっている。一方で、多くの年齢階級、世帯類型で
- ・ 生活扶助基準 < T調査の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(中央値)となっている。この結果からは、生活扶助基準が、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るために」必要な金額よりも総じて小さいことが窺える。

<sup>9</sup> 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。 (第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 章末に、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値に係る信頼区間と生活扶助基準(中央値)との関係を整理している。

図表 34 主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔1級地1〕

•				1級地1	(月額:千F	円、比率)		
				生氵	舌扶助対象費	]		
		K調査	4	生活扶助基準	<b>#</b>	T調査	K調査/生 活扶助基準	T調査/生 活扶助基準
20~29歳	単身	103	>	79	<	132	1.30	1.67
	夫婦のみ	156	>	124	<	179	1.26	1.44
	夫婦子1人	156	<	161	<	181	0.97	1.13
	夫婦子2人	149	<	190	>	189	0.78	0.99
30~39歳	単身	85	>	79	<	143	1.08	1.81
	夫婦のみ	136	>	124	<	188	1.10	1.51
	夫婦子1人	169	>	161	<	194	1.05	1.20
	夫婦子2人	179	<	194	<	210	0.92	1.08
20~39歳	夫婦子3人	191	<	225	>	209	0.85	0.93
	ひとり親子1人	122	<	152	<	158	0.80	1.04
	ひとり親子2人	142	<	194	>	176	0.73	0.91
40~49歳	単身	113	>	80	<	133	1.42	1.67
	夫婦のみ	159	>	124	<	209	1.27	1.68
	夫婦子1人	172	>	164	<	224	1.05	1.37
	夫婦子2人	215	>	200	<	265	1.07	1.32
50~59歳	単身	106	>	80	<	140	1.33	1.75
	夫婦のみ	167	>	124	<	199	1.35	1.60
	夫婦子1人	218	>	157	<	243	1.38	1.54
	夫婦子2人	245	>	189	<	268	1.30	1.42
40~59歳	夫婦子3人	247	>	232	<	259	1.07	1.12
	ひとり親子1人	128	<	131	<	158	0.98	1.20
	ひとり親子2人	148	<	191	<	209	0.78	1.10
60~64歳	単身	90	>	79	<	126	1.13	1.59
	夫婦のみ	183	>	124	<	215	1.48	1.73
65~69歳	単身	101	>	79	<	130	1.27	1.64
	夫婦のみ	179	>	122	<	241	1.47	1.98
70~74歳	単身	99	>	76	<	149	1.30	1.97
	夫婦のみ	175	>	119	<	221	1.47	1.86

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 35 主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔1級地2〕

1級地2(月額:千円、比率) 生活扶助対象費目 T調査/生 K調査/生 K調査 生活扶助基準 T調査 活扶助基準 活扶助基準 20~29歳 単身 99 > 76 < 132 1.31 1.74 夫婦のみ 145 > 120 < 172 1.21 1.44 夫婦子1人 < 155 < 180 0.90 140 1.16 夫婦子2人 161 < 186 > 183 0.87 0.99 30~39歳 単身 93 > 76 < 142 1.23 1.87 夫婦のみ 159 > 120 < 189 1.33 1.58 < 夫婦子1人 153 < 155 173 0.98 1.11 < < 夫婦子2人 165 188 210 0.88 1.12 < 20~39歳 夫婦子3人 190 < 219 223 0.87 1.02 < < ひとり親子1人 108 148 150 0.73 1.01 ひとり親子2人 189 0.78 134 148 0.71 40~49歳 単身 76 < 134 110 > 1.45 1.75 < 170 > 夫婦のみ 120 196 1.42 1.64 < 213 夫婦子1人 192 > 157 1.22 1.35 < 夫婦子2人 216 195 230 1.10 1.18 50~59歳 単身 107 76 < 145 1.40 1.90 > < 152 > 120 206 1.71 夫婦のみ 1.27 夫婦子1人 181 > 151 < 242 1.19 1.60 < 夫婦子2人 254 > 190 268 1.33 1.41 282 40~59歳 夫婦子3人 222 227 < <0.98 1.24 < < ひとり親子1人 124 129 158 0.96 1.23 ひとり親子2人 < 185 < 190 0.84 156 1.03 60~64歳 単身 103 > 76 < 126 1.35 1.65 夫婦のみ 164 120 < 215 1.37 1.79 > 65~69歳 単身 93 76 < 117 1.23 1.54 夫婦のみ 182 119 < 214 1.54 1.80 70~74歳 単身 73 < 123 106 > 1.45 1.68 夫婦のみ 162 > 116 < 179 1.40 1.55

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 36 主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔2級地1〕

2級地1(月額:千円、比率) 生活扶助対象費目 T調査/生 K調査/生 K調査 生活扶助基準 T調査 活扶助基準 活扶助基準 20~29歳 単身 87 > 73 < 116 1.19 1.59 夫婦のみ 136 > 115 < 179 1.55 1.18 夫婦子1人 139 < < 155 150 0.93 1.04 夫婦子2人 153 < 176 < 180 0.87 1.02 30~39歳 単身 93 > 73 < 120 1.27 1.65 夫婦のみ 141 > 115 < 167 1.23 1.45 < 夫婦子1人 151 > 150 179 1.00 1.19 < 夫婦子2人 168 < 180 213 0.93 1.18 < < 20~39歳 夫婦子3人 187 210 213 0.89 1.02 < < ひとり親子1人 142 147 0.78 1.04 110 ひとり親子2人 0.87 183 159 132 0.72 40~49歳 単身 > 73 < 126 82 1.12 1.71 < 154 > 1.34 夫婦のみ 115 193 1.68 > < 205 夫婦子1人 177 151 1.17 1.35 < > 0.96 夫婦子2人 180 187 < 234 1.25 50~59歳 < 単身 100 73 117 1.36 1.59 < 170 > 214 1.47 1.86 夫婦のみ 115 夫婦子1人 178 > 146 < 208 1.22 1.42 > < 夫婦子2人 212 182 217 1.19 1.16 40~59歳 夫婦子3人 219 < 249 217 1.01 1.15 > < < ひとり親子1人 118 121 157 0.98 1.30 ひとり親子2人 < 174 < 196 0.83 145 1.12 60~64歳 単身 97 > 73 < 132 1.32 1.80 夫婦のみ 168 115 < 175 1.46 1.52 > 65~69歳 単身 97 72 < 117 1.35 1.64 夫婦のみ 151 114 < 184 1.33 1.62 70~74歳 単身 70 < 126 1.79 100 > 1.42 夫婦のみ 171 > 111 < 198 1.54 1.77

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 37 主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔2級地2〕

2級地2(月額:千円、比率) 生活扶助対象費目 T調査/生 K調査/生 K調査 生活扶助基準 T調査 活扶助基準 活扶助基準 20~29歳 単身 106 > 72 < 125 1.46 1.72 132 < 夫婦のみ > 114 164 1.16 1.44 < 夫婦子1人 140 < 148 165 0.95 1.11 夫婦子2人 150 < 173 < 184 0.87 1.06 30~39歳 単身 90 > 72 < 150 1.25 2.07 夫婦のみ > < 143 114 182 1.26 1.60 夫婦子1人 153 > 149 < 185 1.03 1.24 夫婦子2人 174 > 173 < 193 1.01 1.12 20~39歳 夫婦子3人 189 < 204 198 0.92 0.97 > < ひとり親子1人 124 141 < 176 0.88 1.25 ひとり親子2人 135 182 171 0.74 0.94 40~49歳 単身 104 > 73 < 154 1.43 2.13 < > 夫婦のみ 161 114 182 1.41 1.59 > < 219 夫婦子1人 158 151 1.05 1.45 < 夫婦子2人 193 > 180 243 1.08 1.35 97 73 1.33 1.70 50~59歳 単身 > < 124 夫婦のみ 173 > 114 < 188 1.52 1.65 夫婦子1人 190 > 141 < 214 1.51 1.34 夫婦子2人 225 174 < 1.29 251 1.44 40~59歳 夫婦子3人 217 > 209 < 237 1.04 1.13 > < ひとり親子1人 132 118 171 1.12 1.46 < 171 < ひとり親子2人 157 187 0.92 1.09 60~64歳 単身 < 117 108 > 73 1.49 1.61 179 夫婦のみ 114 202 1.57 1.77 65~69歳 単身 110 71 < 151 1.55 2.11 夫婦のみ 172 < 200 > 112 1.53 1.78 70~74歳 単身 117 > 70 < 107 1.54 1.68 夫婦のみ 181 > < 212 1.64 1.92 111

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 38 主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔3級地1〕

3級地1(月額:千円、比率) 生活扶助対象費目 T調査/生 K調査/生 K調査 生活扶助基準 T調査 活扶助基準 活扶助基準 20~29歳 単身 81 > 69 < 113 1.16 1.63 143 > < 夫婦のみ 110 163 1.30 1.49 < 夫婦子1人 136 < 142 165 0.96 1.16 夫婦子2人 153 < 167 < 187 0.91 1.12 30~39歳 単身 88 > 70 < 128 1.25 1.83 夫婦のみ < 141 >109 187 1.29 1.71 夫婦子1人 149 > 144 < 183 1.03 1.28 夫婦子2人 168 < 168 < 183 1.00 1.09 20~39歳 夫婦子3人 177 < 195 < 202 0.91 1.04 < < ひとり親子1人 123 135 155 0.91 1.15 ひとり親子2人 121 174 178 0.69 1.02 40~49歳 単身 101 > 70 < 124 1.44 1.79 < > 夫婦のみ 139 109 178 1.27 1.63 > 145 < 225 夫婦子1人 161 1.11 1.55 夫婦子2人 226 > 172 < 222 1.32 1.29 90 70 114 1.62 50~59歳 単身 > < 1.28 夫婦のみ 157 > 109 < 199 1.44 1.82 夫婦子1人 191 > 139 < 221 1.58 1.37 夫婦子2人 164 < 1.15 189 262 1.60 40~59歳 夫婦子3人 214 > 200 < 265 1.07 1.33 > < ひとり親子1人 125 118 162 1.06 1.37 < < 195 ひとり親子2人 147 163 0.90 1.20 60~64歳 単身 92 > < 134 1.90 70 1.31 191 192 夫婦のみ 109 1.75 1.76 65~69歳 単身 105 68 < 121 1.54 1.77 夫婦のみ 172 108 < 166 1.59 > 1.53 70~74歳 単身 102 > 67 < 114 1.52 1.71 夫婦のみ 175 > 106 < 191 1.65 1.80

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 39 主観的最低生活費(中央値)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔3級地2〕

3級地2(月額:千円、比率) 生活扶助対象費目 T調査/生 K調査/生 生活扶助基準 K調査 T調査 活扶助基準 活扶助基準 20~29歳 単身 94 > 67 < 125 1.39 1.86 129 < 夫婦のみ > 106 168 1.22 1.58 < 夫婦子1人 151 > 138 164 1.09 1.19 夫婦子2人 148 < 162 > 158 0.91 0.98 30~39歳 単身 93 > 67 < 137 1.38 2.03 夫婦のみ > < 146 106 163 1.38 1.54 夫婦子1人 135 < 139 < 182 0.97 1.31 夫婦子2人 167 > 162 < 187 1.03 1.15 20~39歳 夫婦子3人 176 < 190 < 217 0.92 1.14 < < ひとり親子1人 110 132 133 0.84 1.01 ひとり親子2人 103 168 181 0.61 1.08 40~49歳 単身 93 > 68 < 144 1.37 2.13 < > 夫婦のみ 143 106 169 1.35 1.59 > < 190 1.29 1.35 夫婦子1人 182 141 夫婦子2人 194 > 165 < 221 1.17 1.34 99 129 1.90 50~59歳 単身 > 68 < 1.46 夫婦のみ 136 > 106 < 184 1.28 1.73 1.49 夫婦子1人 196 > 131 < 196 1.50 夫婦子2人 157 < 1.41 221 231 1.47 40~59歳 夫婦子3人 214 > 194 < 243 1.25 1.11 > ひとり親子1人 125 112 < 194 1.12 1.73 < > ひとり親子2人 131 168 166 0.78 0.98 60~64歳 単身 129 85 >68 <1.26 1.90 夫婦のみ 187 106 205 1.76 1.93 65~69歳 単身 107 < 136 2.05 66 1.60 夫婦のみ 165 105 < 196 1.57 > 1.87 70~74歳 単身 103 > 65 < 111 1.59 1.71 夫婦のみ 182 > 103 < 165 1.77 1.61

<sup>(</sup>注1) K 調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T 調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

参考図表 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値にかかる信頼区間と生活扶助基準 (中央値) との関係

参考図表 1 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値に係る信頼区間と生活扶助基準(中央値)との関係〔1級地1〕

		E	ノとの対抗して	<b>級地1(月額:</b>	<u>۲</u> ጠ۱				
						<u></u>	h店) Lの関係		
	生活扶助基準					中央値と生活扶助基準(中央値)との関係			
		K訓	質の中央値とその	信頼区間	T訓	T調査の中央値とその信頼区間			
	中央値	中央値	95%信頼 区間下限	95%信頼 区間上限	中央値	95%信頼 区間下限	95%信頼 区間上限		
20~29歳 単身	79	103	• 88	111	132	• 119	156		
夫婦のみ	124	156	<ul><li>129</li></ul>	171	<i>17</i> 9	• 153	207		
夫婦子1人	161	156	139	182	181	157	216		
夫婦子2人	190	149	131	163 ●	189	159	218		
30~39歳 単身	79	85	75 •	120	143	• 114	164		
夫婦のみ	124	136	119	159	188	• 172	210		
夫婦子1人	161	169	152	191	194	<ul><li>170</li></ul>	216		
夫婦子2人	194	179	165	190 ●	210	187	223		
20~39歳 夫婦子3人	225	191	176	210 ●	209	186	234		
ひとり親子1人	152	122	101	138 ●	158	131	174		
ひとり親子2人	194	142	113	176 ●	177	121	222		
40~49歳 単身	80	113	• 86	151	133	<ul><li>121</li></ul>	153		
夫婦のみ	124	159	<ul><li>125</li></ul>	187	209	<ul><li>174</li></ul>	241		
夫婦子1人	164	172	144	214	224	<ul><li>197</li></ul>	251		
夫婦子2人	200	215	<b>●</b> 201	234	265	<ul><li>227</li></ul>	294		
50~59歳 単身	80	106	• 94	140	140	<ul><li>127</li></ul>	174		
夫婦のみ	124	168	<ul><li>138</li></ul>	186	199	<ul><li>175</li></ul>	246		
夫婦子1人	157	218	<ul><li>204</li></ul>	260	243	• 209	279		
夫婦子2人	189	245	<b>●</b> 227	273	268	<ul><li>237</li></ul>	299		
40~59歳 夫婦子3人	232	247	214	264	259	<ul><li>243</li></ul>	281		
ひとり親子1人	131	128	116	139	158	• 144	171		
ひとり親子2人	191	148	138	160 ●	210	186	228		
60~64歳 単身	79	90	75 •	112	126	• 108	151		
夫婦のみ	124	183	<b>●</b> 161	217	215	• 195	246		
65~69歳 単身	79	101	● 86	122	130	<ul><li>109</li></ul>	149		
夫婦のみ	122	179	<b>●</b> 164	198	241	<ul><li>211</li></ul>	263		
70~74歳 単身	76	99	<b>●</b> 90	115	149	<ul><li>130</li></ul>	170		
夫婦のみ	119	<i>17</i> 5	<ul><li>158</li></ul>	204	221	● 197	252		

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)の中央値の95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合: 下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合: 下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合: 上限の右に「●」を記載している。

参考図表 2 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値に係る信頼区間と生活扶助基準(中央 値)との関係[1級地2]

1級地2 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値と生活扶助基準(中央値)との関係 生活扶助基準 K調査の中央値とその信頼区間 T調査の中央値とその信頼区間 95%信頼 95%信頼 95%信頼 95%信頼 中央値 中央値 中央値 区間下限 区間上限 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 176 ● ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ • 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 • • 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 • 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ • 65~69歳 単身 夫婦のみ • 70~74歳 単身 夫婦のみ 

•

<sup>(</sup>注)生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)の中央値の95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場 合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、 95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

参考図表 3 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値に係る信頼区間と生活扶助基準(中央値)との関係〔2級地1〕

2級地1 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値と生活扶助基準(中央値)との関係 生活扶助基準 K調査の中央値とその信頼区間 T調査の中央値とその信頼区間 95%信頼 95%信頼 95%信頼 95%信頼 中央値 中央値 中央値 区間下限 区間上限 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 • 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ • 65~69歳 単身 夫婦のみ • 70~74歳 単身 夫婦のみ •

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準 (中央値) が、主観的最低生活費 (生活扶助基準) の中央値の 95%信頼区間下限 (以下、「下限」) より小さい場合: 下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限 (以下、「上限」) の間の場合: 下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合: 上限の右に「●」を記載している。

参考図表 4 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値に係る信頼区間と生活扶助基準(中央値)との関係〔2級地2〕

2級地2 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値と生活扶助基準(中央値)との関係 生活扶助基準 K調査の中央値とその信頼区間 T調査の中央値とその信頼区間 95%信頼 95%信頼 95%信頼 95%信頼 中央値 中央値 中央値 区間下限 区間上限 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ • 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 • 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 • 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ • 65~69歳 単身 夫婦のみ • 70~74歳 単身 夫婦のみ • •

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準 (中央値) が、主観的最低生活費 (生活扶助基準) の中央値の 95%信頼区間下限 (以下、「下限」) より小さい場合: 下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限 (以下、「上限」) の間の場合: 下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合: 上限の右に「●」を記載している。

参考図表 5 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値に係る信頼区間と生活扶助基準(中央値)との関係〔3級地1〕

3級地1 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値と生活扶助基準(中央値)との関係 生活扶助基準 K調査の中央値とその信頼区間 T調査の中央値とその信頼区間 95%信頼 95%信頼 95%信頼 95%信頼 中央値 中央値 中央値 区間下限 区間上限 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 • • 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ • 65~69歳 単身 夫婦のみ • 70~74歳 単身 夫婦のみ •

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準 (中央値) が、主観的最低生活費 (生活扶助基準) の中央値の 95%信頼区間下限 (以下、「下限」) より小さい場合: 下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限 (以下、「上限」) の間の場合: 下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合: 上限の右に「●」を記載している。

参考図表 6 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値に係る信頼区間と生活扶助基準(中央 値)との関係〔3級地2〕

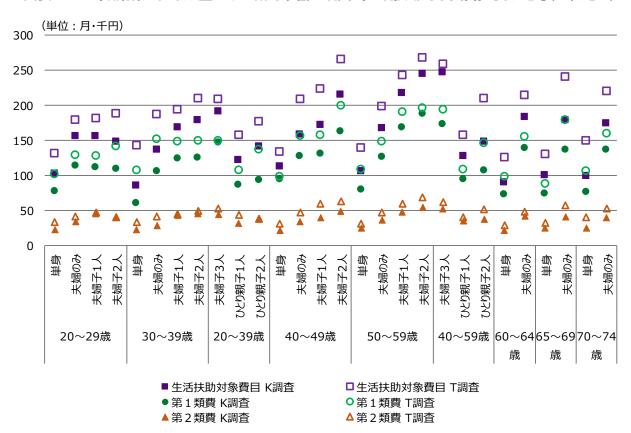
3級地2 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値と生活扶助基準(中央値)との関係 生活扶助基準 K調査の中央値とその信頼区間 T調査の中央値とその信頼区間 95%信頼 95%信頼 95%信頼 95%信頼 中央値 中央値 中央値 区間下限 区間上限 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 • 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 • 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 夫婦のみ • 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ 65~69歳 単身 夫婦のみ • 70~74歳 単身 夫婦のみ 

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)の中央値の95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

# 3 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(中央値)とその等価尺度の算出

## (1) 年齢階級・世帯類型別の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値

図表 40は、1級地1における主観的最低生活費(生活扶助対象費目)を、年齢階級や世帯類型ごとに示したものである。これを見ると、世帯人員に応じて費用が増加する第1類費は、単身世帯と比べて、世帯人員が増えるにつれて増加し、また、年齢階級が上がるにつれて増加幅が大きくなっている様子が見られる。同じ世帯類型であっても、年齢階級が上がると第1類費に相当する主観的最低生活費が増加している。一方で、第2類費については、世帯類型や年齢階級による違いは小さいと考えられる。



図表 40 年齢階級・世帯類型別の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)【中央値】[1級地1]

- (注1) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費)光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。
- (注2) 本グラフでは、第1類費と第2類費はそれぞれの中央値を示していることから、両者を足し合わせた合計値は主観的最低生活費(生活 扶助対象費目)の中央値に一致しない場合がある。

#### (2) 年齢階級・世帯類型別の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の等価尺度

図表 4 1 は、1 級地 1 における主観的最低生活費(生活扶助対象費目)について、20 代単身世帯の水準を1 としたときの、各年齢階級・世帯類型の水準を指数化したもの(等価尺度)である。

これを見ると、K 調査については、第 1 類費、第 2 類費ともに、概ね同じような指数の形状となっているが、T 調査については、20 代から 50 代を中心に、第 2 類費での指数が第 1 類費での指数より低く、両者に乖離が生じている。

(単位:20~29歳単身世帯=1.00) 2.50 2.00 1.50 1.00 0.50 0.00 夫婦のみ 夫婦のみ 夫婦のみ ひとり親子2人 有声 夫婦のみ 夫婦のみ ひとり親子2人 夫婦のみ 夫婦子2人 夫婦子3人 ひとり親子1人 夫婦子2人 ひとり親子1人 夫婦子1人 夫婦子2人 夫婦子1人 夫婦子3人 **夫婦子1**ノ 夫婦子2/ 夫婦子1, 40~59歳 60~6465~6970~74 20~29歳 30~39歳 20~39歳 50~59歳 40~49歳 歳 歳 歳

図表 41 年齢階級・世帯類型別の主観的最低生活費(生活扶助対象費目) [等価尺度] [1級地1]

(注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費)光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

□生活扶助対象費目 T調査

○第1類費 T調査

△第2類費 T調査

■ 生活扶助対象費目 K調査

●第1類費 K調査

▲第2類費 K調査

## 4 主観的最低生活費の生活扶助基準額表の算出方法による展開

本章では、山田他(2018)の第8章の表8-5 および表8-6 を参考とし、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)を生活扶助基準の算定方法に対応して展開すると、各要素がどのような値になるのかを推定する。生活扶助基準の算出方法は、「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和元年10月)」を参照している。

本章の論点については以下の通りである。

- 主観的最低生活費(第1類費相当費目)について
  - 1. 各年齢区分別世帯員数の主観的最低生活費(第1類費相当費目)への影響は級地によって異なるのか。
  - 2. 年齢区分世帯員数の主観的最低生活費(第 1 類費相当費目)に対する影響は年齢区分 ごとに異なるのか。
  - 3. 基準額①、基準額②では世帯員ひとりあたりの基準額について、年齢を 11 区分に分けて定めていたが、基準額③では年齢を 6 区分に一部統合されている。統合対象となった年齢区分の主観的最低生活費(第 1 類費相当費目)への影響については同様なのか。
- 主観的最低生活費(第2類費相当費目)について
  - 1. 世帯人員数の主観的最低生活費(第2類費相当費目)への影響は級地によって異なるのか。
  - 2. 世帯人員数によって主観的最低生活費(第2類費相当費目)は異なるのか。

基準額表③での年齢区分(以下、新年齢区分)は、0~5歳、6~11歳、12~17歳、18~64歳、5~74歳、75歳以上の6区分、基準額表の①および②(以下、旧年齢区分)では、0~2歳、3~5歳、6~11歳、12~17歳、18~19歳、20~40歳、41~59歳、60~64歳、65~69歳、70~74歳、75歳以上の11区分となっている。本アンケート調査は、20歳から74歳までを調査対象として行ったため、図表 42および図表 43で分かる通り、75歳以上の区分に該当する世帯員がいる世帯は非常に少ない。そのため、新年齢区分では65歳以上の区分を作成し、旧年齢区分では70歳以上区分を作成し、75歳以上の区分を統合したうえで分析を行った。

本章で使用する変数の記述統計量は図表 44の通りである。

図表 42旧年齢区分別の世帯員数の級地別該当世帯数(K調査)

0~2歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0 2/1/2 (1/2)	1504	1372	1414	1082	1369	1100
1	209	209	204	169	190	179
2	40	33	45	28	52	31
3	2	3	1	1	7	2
3~5歳世帯員数(人)				 2級地2		
0	1501	1424	1447	1122	1397	1117
1	233	170	192	140	195	177
2	20	23	25	18	26	18
3	1	0	0	0	0	0
6~11歳世帯員数(人)	 1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1396	1361	1355	1060	1327	1078
1	246	179	210	142	212	154
2	109	69	91	71	74	75
3	4	8	8	7	5	5
12~17歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1467	1354	1386	1106	1333	1135
1	216	197	214	123	196	135
2	64	66	61	47	83	38
3	8	0	3	4	6	4
18~19歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1649	1503	1571	1224	1524	1254
1	105	110	90	54	89	56
2	1	4	3	2	5	2
20~40歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	771	731	696	600	692	576
1	488	430	507	273	454	330
2	480	449	446	403	460	402
3	16	7	15	4	11	4
4	0	0	0	0	1	0
41~59歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	918	854	898	728	911	736
1	462	446	459	271	381	319
2	375	317	307	281	326	257
60~64歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1618	1485	1536	1146	1496	1181
1	118	108	104	117	105	108
2	19	24	24	17	17	23
65~69歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1630	1477	1548	1157	1483	1201
1	103	115	98	97	115	85
2074	22 1 %\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	25 1 %B##12	18 2 % T- Hu 1	26 2654412	20 	26 2854412
70~74歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1631	1514	1536	1206	1493	1237
1	94	82	113	61	100	60
2 75歩以上卅世昌粉(1)	30  1級地1	21 1 約 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	15 2約451	13 2約4412	25 2經卅1	15 2約地2
75歳以上世帯員数(人)		1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1741	1608	1651	1271	1610	1305
1	14	9	13	9	8	7

図表 43旧年齢区分別の世帯員数の級地別該当世帯数 (T調査)

		1級地2		<u> </u>		3級地2
0~2歳世帯員数(人)		1437	2級地1 1443	2級地2	3級地1	
0	1448			1157	1417	
1	218	202	229	168	217	197
2	41	39	48	27	52	39
3	3	3	5	4	6	1
3~5歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1508	1487	1498	1190	1483	1216
1	175	179	205	148	182	171
2	26	14	22	18	24	22
3	1	1	0	0	3	0
6~11歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1402	1364	1412	1140	1390	1156
1	219	225	227	153	210	175
2	88	88	80	57	89	70
3	1	4	6	6	3	8
12~17歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1447	1402	1421	1169	1399	1196
1	197	209	224	140	215	156
2	61	66	72	44	76	53
3	5	4	8	3	2	4
18~19歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1597	1574	1615	1278	1582	1334
1	108	106	105	76	106	75
2	5	1	5	2	4	0
20~40歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	775	759	743	628	720	652
1	465	465	518	343	497	336
2	460	451	454	380	459	416
3	10	6	10	5	16	5
41~59歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
_ 0	928	899	923	717	934	792
1	431	452	478	342	435	324
2	351	330	324	297	323	293
60~64歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
. 0	1568	1540	1590	1222	1558	1279
1	115	123	118	109	119	102
2	27	18	17	25	15	28
65~69歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1571	1537	1593	1232	1567	1283
1	116	120	113	99	103	106
2	23	24	19	25	22	20
70~74歳世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
. 0	1586	1563	1590	1287	1574	1317
1	97	92	118	48	102	74
2	27	26	17	21	16	18
75歳以上世帯員数(人)	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0	1694	1672	1714	1352	1686	1403
1	16	9	11	4	6	6

図表 44本章の分析に使用するサンプルの記述統計量(K調査)

K調査		観測数	平均 標準偏差 最小	最大	合計
主観的最低生活費(1類費相当費目)	(月額_千円)	9246	119.9333 66.06103 8	1631.	667 1108903
主観的最低生活費(2類費相当費目)	(月額_千円)	9246	42.7832 24.75552 2	487.8	333 395573.5
0~2歳世帯員数		9246	.180186 .4556965 0	3	1666
3~5歳世帯員数		9246	.1481722 .3937044 0	3	1370
6~11歳世帯員数		9246	.2414017 .5594163 0	3	2232
12~17歳世帯員数		9246	.2026822 .5054782 0	3	1874
18~19歳世帯員数		9246	.0581873 .241837 0	2	538
20~40歳世帯員数		9246	.8584253 .854959 0	4	7937
41~59歳世帯員数		9246	.6558512 .7929461 0	2	6064
60~64歳世帯員数		9246	.0982046 .3396989 0	2	908
65~69歳世帯員数		9246	.0959334 .341141 0	2	887
70歳以上世帯員数		9246	.0873891 .3401062 0	2	808
0~5歳世帯員数		9246	.3283582 .6683046 0	3	3036
18~64歳世帯員数		9246	1.670668 .9253468 0	5	15447
65歳以上世帯員数		9246	.1833225 .4959837 0	2	1695
世帯人員==1人		9246	.2125243 .4091159 0	1	1965
世帯人員==2人		9246	.3258706 .4687246 0	1	3013
世帯人員==3人		9246	.203223 .4024189 0	1	1879
世帯人員==4人		9246	.1394116 .3463943 0	1	1289
世帯人員==5人		9246	.1189704 .3237711 0	1	1100
75歳以上世帯員数		9246	.0064893 .0802987 0	1	60
Observations		9246			

図表 45 本章の分析に使用するサンプルの記述統計量(T調査)

T調査	観測数	平均 標準偏差 最小 最大 合計
主観的最低生活費(1類費相当費目)(月額_千円)	9573	143.0869 69.82503 9.833333 743.3333 1369771
主観的最低生活費(2類費相当費目)(月額_千円)	9573	53.14901 29.04167 4 492.8333 508795.5
0~2歳世帯員数	9573	.1868798 .4660062 0 3 1789
3~5歳世帯員数	9573	.138619 .3858461 0 3 1327
6~11歳世帯員数	9573	.2336781 .5433815 0 3 2237
12~17歳世帯員数	9573	.2050559 .5070002 0 3 1963
18~19歳世帯員数	9573	.0637209 .2514335 0 2 610
20~40歳世帯員数	9573	.8377729 .8461375 0 3 8020
41~59歳世帯員数	9573	.657892 .7911042 0 2 6298
60~64歳世帯員数	9573	.0988196 .3409196 0 2 946
65~69歳世帯員数	9573	.096417 .3389974 0 2 923
70歳以上世帯員数	9573	.0870156 .3359806 0 2 833
0~5歳世帯員数	9573	.3254988 .6623845 0 3 3116
18~64歳世帯員数	9573	1.658205 .925768 0 5 15874
65歳以上世帯員数	9573	.1834326 .4961082 0 2 1756
世帯人員==1人	9573	.2142484 .4103214 0 1 2051
世帯人員==2人	9573	.3311397 .4706478 0 1 3170
世帯人員==3人	9573	.2056826 .4042207 0 1 1969
世帯人員==4人	9573	.1323514 .3388901 0 1 1267
世帯人員==5人	9573	.1165779 .3209334 0 1 1116
75歳以上世帯員数	9573	.0054319 .0735051 0 1 52
Observations	9573	

## (1) 主観的最低生活費(第1類費相当費目)に対する回帰分析

本節では、主観的最低生活費(第 1 類費相当費目)を回帰分析により分析する。被説明変数は各世帯の主観的最低生活費(第 1 類費相当費目)とし、説明変数には基準額③の各新年齢区分別世帯員数、および級地グミーを用いて重回帰分析を行う。

山田他(2018)の表 8-5 では、定数項なしのモデルが推定されている。本調査でもこれに倣い、図表 4 6 において、調査区分別に、定数項なしのモデルをサンプル全体に対して、および、級地ごとに分けたサブサンプルに対して推定した。推定結果をみると、K 調査の 2 級地 2 のサブサンプル、T 調査の 3 級地 2 のサブサンプルでの分析の 0~5 歳世帯員数以外のすべての変数で、5%水準で有意に推定されている。

各年齢区分世帯員数の係数は、当該年齢区分の世帯員数が1人増えるごとに何円増えるかを表しているため、各変数の世帯員数の情報を与えると、主観的最低生活費(第1 類費相当費目)の予測値を計算することが可能である。

定数項がないモデルで分析した回帰分析の結果を示したものが図表 46、定数項があるモデルで分析した回帰分析の結果を示したものが図表 47である。それぞれの図表で、(1)と(2)が K、T 調査それぞれのサンプル全体を使い、年齢区分別世帯員数のみを変数としたモデルによる推定である。また(3)~(8)は K 調査で級地別にサブサンプルに分けて分析を行った結果、(9)~(14)は T 調査で級地別にサブサンプルにわけて分析した結果である。0~5歳の世帯員数の一部の級地を除き、すべての変数の係数が 5%水準で統計的に有意に推定されている。

定数項ありモデルと定数項なしモデルを比べると、各変数について、定数項なしモデルの係数の方が高い結果となっている。各年齢区分別世帯員数の係数については、定数項ありモデルで推定した場合、当該年齢区分世帯員数が一人増えるごとの増分として解釈できる、したがって第1類費の予測値を出すためには、すべての係数に当該年齢区分世帯人員数をかけ、それに対して定数項を足す必要がある。

定数項ありのモデルは定数項なしモデルより柔軟なモデルであると一般に考えられるので、以下では、基本的には、定数項ありモデルで分析を行った。<sup>11</sup>

-

<sup>11</sup> なお、定数項なしモデルは、世帯人員が 0 人の時は、第 1 類費および、第 2 類費について 0 になるという、生活扶助基準の計算の前提を反映しており、基準額表と比較を行いやすいという利点がある。

図表 46 回帰分析:主観的最低生活費(第1類費相当費目)(月額・千円)(定数項なし)

								•	-	-			
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
K	Т	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
8.988***	9.184***	12.440***	8.387***	11.881***	1.217	10.403***	6.865***	10.489***	10.053***	11.091***	5.153**	12.977***	4.301*
(1.041)	(1.025)	(3.617)	(2.142)	(1.878)	(2.853)	(1.953)	(2.093)	(2.729)	(2.714)	(2.208)	(2.506)	(2.489)	(2.257)
23.754***	20.491***	34.427***	21.451***	25.337***	16.854***	23.765***	14.601***	23.164***	18.764***	22.555***	14.040***	20.315***	22.760***
(1.448)	(1.225)	(5.036)	(2.881)	(2.620)	(2.427)	(3.084)	(2.311)	(3.446)	(2.674)	(2.810)	(3.032)	(2.829)	(3.020)
30.537***	35.051***	31.808***	34.725***	31.027***	22.510***	31.904***	29.254***	44.053***	35.552***	35.433***	33.396***	36.247***	23.840***
(1.447)	(1.597)	(3.121)	(3.709)	(3.315)	(3.200)	(3.852)	(3.201)	(4.033)	(4.069)	(3.480)	(4.722)	(3.404)	(3.702)
51.547***	62.725***	53.460***	52.161***	48.236***	56.189***	48.815***	51.457***	65.274***	65.085***	60.557***	63.446***	60.023***	61.848***
(0.494)	(0.561)	(1.242)	(1.080)	(1.036)	(1.287)	(1.308)	(1.223)	(1.502)	(1.283)	(1.289)	(1.388)	(1.321)	(1.398)
71.094***	81.306***	75.891***	70.418***	68.136***	73.177***	70.571***	67.360***	95.177***	80.041***	76.877***	85.241***	77.148***	71.452***
(1.064)	(1.129)	(2.459)	(2.680)	(2.448)	(2.625)	(2.498)	(2.885)	(2.956)	(2.464)	(2.150)	(3.276)	(2.607)	(2.631)
9246	9573	1755	1617	1664	1280	1618	1312	1710	1681	1725	1356	1692	1409
0.797	0.814	0.751	0.812	0.818	0.837	0.793	0.815	0.799	0.830	0.807	0.822	0.820	0.820
	K 8.988*** (1.041) 23.754*** (1.448) 30.537*** (1.447) 51.547*** (0.494) 71.094*** (1.064) 9246	K         T           8.988***         9.184***           (1.041)         (1.025)           23.754***         20.491***           (1.448)         (1.225)           30.537***         35.051***           (1.447)         (1.597)           51.547***         62.725***           (0.494)         (0.561)           71.094***         81.306***           (1.064)         (1.129)           9246         9573	K     T     K 1級地1       8.988***     9.184***     12.440***       (1.041)     (1.025)     (3.617)       23.754***     20.491***     34.427***       (1.448)     (1.225)     (5.036)       30.537***     35.051***     31.808***       (1.447)     (1.597)     (3.121)       51.547***     62.725***     53.460***       (0.494)     (0.561)     (1.242)       71.094***     81.306***     75.891***       (1.064)     (1.129)     (2.459)       9246     9573     1755	K     T     K 1級地1     K 1級地2       8.988***     9.184***     12.440***     8.387***       (1.041)     (1.025)     (3.617)     (2.142)       23.754***     20.491***     34.427***     21.451***       (1.448)     (1.225)     (5.036)     (2.881)       30.537***     35.051***     31.808***     34.725***       (1.447)     (1.597)     (3.121)     (3.709)       51.547***     62.725***     53.460***     52.161***       (0.494)     (0.561)     (1.242)     (1.080)       71.094***     81.306***     75.891***     70.418***       (1.064)     (1.129)     (2.459)     (2.680)       9246     9573     1755     1617	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***           (0.494)         (0.561)         (1.242)         (1.080)         (1.036)           71.094***         81.306***         75.891***         70.418***         68.136***           (1.064)         (1.129)         (2.459)         (2.680)         (2.448)           9246         9573         1755         1617         1664	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***           (0.494)         (0.561)         (1.242)         (1.080)         (1.036)         (1.287)           71.094***         81.306***         75.891***         70.418***         68.136***         73.177***           (1.064)         (1.129)         (2.459)         (2.680)         (2.448)         (2.625)           9246         9573         1755         1617         1664         1280 </td <td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***           (0.494)         (0.561)         (1.242)         (1.080)         (1.036)         (1.287)         (1.308)           71.094***         81.306***         75.891***         70.418***         68.136***         73.177***         70.571***           (1.064)         (1.129)<td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***         51.457***           (0.494)         (0.561)         (1.242)         (1.080)         (1.036)         (1.287)         (1.308)         (1.223)           71.094***<td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***         51.457***         65.274***           (0.494)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)         (4.069)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         <td< td=""><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254****         44.053***         35.552***         35.433***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地2         T 2級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***         35.433***         33.396***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1         T 2級地2         T 3級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153**         12.977***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)         (2.489)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***         20.315***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)         (2.829)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.433***         33.396***         36.247***</td></td<></td></td></td>	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***           (0.494)         (0.561)         (1.242)         (1.080)         (1.036)         (1.287)         (1.308)           71.094***         81.306***         75.891***         70.418***         68.136***         73.177***         70.571***           (1.064)         (1.129) <td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***         51.457***           (0.494)         (0.561)         (1.242)         (1.080)         (1.036)         (1.287)         (1.308)         (1.223)           71.094***<td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***         51.457***         65.274***           (0.494)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)         (4.069)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         <td< td=""><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254****         44.053***         35.552***         35.433***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地2         T 2級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***         35.433***         33.396***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1         T 2級地2         T 3級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153**         12.977***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)         (2.489)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***         20.315***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)         (2.829)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.433***         33.396***         36.247***</td></td<></td></td>	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***         51.457***           (0.494)         (0.561)         (1.242)         (1.080)         (1.036)         (1.287)         (1.308)         (1.223)           71.094*** <td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***         51.457***         65.274***           (0.494)</td> <td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)         (4.069)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         <td< td=""><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254****         44.053***         35.552***         35.433***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地2         T 2級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***         35.433***         33.396***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1         T 2級地2         T 3級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153**         12.977***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)         (2.489)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***         20.315***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)         (2.829)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.433***         33.396***         36.247***</td></td<></td>	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161***         48.236***         56.189***         48.815***         51.457***         65.274***           (0.494)	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)         (4.069)           51.547***         62.725***         53.460***         52.161*** <td< td=""><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254****         44.053***         35.552***         35.433***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地2         T 2級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***         35.433***         33.396***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)</td><td>K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1         T 2級地2         T 3級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153**         12.977***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)         (2.489)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***         20.315***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)         (2.829)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.433***         33.396***         36.247***</td></td<>	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地1         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)           30.537***         35.051***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254****         44.053***         35.552***         35.433***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)         (3.200)         (3.852)         (3.201)         (4.033)	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地2         T 2級地2           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.552***         35.433***         33.396***           (1.447)         (1.597)         (3.121)         (3.709)         (3.315)	K         T         K 1級地1         K 1級地2         K 2級地1         K 2級地2         K 3級地2         T 1級地1         T 1級地2         T 2級地1         T 2級地2         T 3級地1           8.988***         9.184***         12.440***         8.387***         11.881***         1.217         10.403***         6.865***         10.489***         10.053***         11.091***         5.153**         12.977***           (1.041)         (1.025)         (3.617)         (2.142)         (1.878)         (2.853)         (1.953)         (2.093)         (2.729)         (2.714)         (2.208)         (2.506)         (2.489)           23.754***         20.491***         34.427***         21.451***         25.337***         16.854***         23.765***         14.601***         23.164***         18.764***         22.555***         14.040***         20.315***           (1.448)         (1.225)         (5.036)         (2.881)         (2.620)         (2.427)         (3.084)         (2.311)         (3.446)         (2.674)         (2.810)         (3.032)         (2.829)           30.537***         31.808***         34.725***         31.027***         22.510***         31.904***         29.254***         44.053***         35.433***         33.396***         36.247***

カッコ内は頑健標準誤差

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 47 回帰分析:主観的最低生活費(第1類費相当費目)(月額・千円)(定数項あり)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	K	Ť	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
0~5歳世帯員数	4.204***	1.314	6.768*	3.137	6.609***	-1.960	5.455***	3.547*	0.876	2.322	2.511	-1.954	5.057**	-1.054
	(1.025)	(0.959)	(3.672)	(2.029)	(1.826)	(2.816)	(1.866)	(2.013)	(2.507)	(2.597)	(2.116)	(2.321)	(2.284)	(2.144)
6~11歳世帯員数	18.278**	* 11.950***	27.515**	* 16.198**	* 19.410**	* 14.048**	* 16.624**	* 11.094**	10.611**	*11.675**	*13.269**	*9.016***	10.744**	* 16.497***
	(1.465)	(1.191)	(5.204)	(2.911)	(2.659)	(2.326)	(3.136)	(2.317)	(3.282)	(2.692)	(2.719)	(2.856)	(2.784)	(2.982)
12~17歳世帯員数	25.776**	* 27.703***	25.701**	*29.019**	* 26.130**	* 19.660**	* 26.711**	* 26.595***	34.417**	*28.803**	*27.332**	*28.285**	* 28.564**	* 18.440***
	(1.415)	(1.507)	(3.002)	(3.667)	(3.224)	(3.114)	(3.842)	(3.070)	(3.785)	(3.924)	(3.331)	(4.397)	(3.189)	(3.435)
18~64歳世帯員数	31.548**	*31.932***	32.574**	* 30.572**	* 29.819**	* 35.328**	*30.621**	* 32.078**	30.852**	*37.187**	*30.562**	*27.916**	*34.176**	* 28.349***
	(0.941)	(1.027)	(2.350)	(2.104)	(1.867)	(2.734)	(2.316)	(2.507)	(2.596)	(2.277)	(2.305)	(2.654)	(2.483)	(2.623)
65歳以上世帯員数	41.504**	* 35.692***	43.702**	* 38.926**	* 38.650**	* 45.544**	*42.586**	*40.823***	41.936**	*38.615**	*30.090**	*38.484**	* 36.409**	* 25.621***
	(1.529)	(1.645)	(3.796)	(3.648)	(3.491)	(3.854)	(3.566)	(4.083)	(4.202)	(3.666)	(3.698)	(4.362)	(3.820)	(3.933)
Constant	48.602**	*74.688***	52.620**	*52.198**	* 45.744**	*47.311**	*45.903**	* 44.696**	86.297**	*67.516**	*74.012**	*82.219**	*64.837**	* 76.760***
	(1.751)	(1.968)	(4.564)	(3.997)	(3.622)	(4.826)	(4.125)	(4.707)	(4.985)	(4.372)	(4.738)	(5.150)	(4.502)	(5.030)
Observations	9246	9573	1755	1617	1664	1280	1618	1312	1710	1681	1725	1356	1692	1409
Adjusted R-squared	0.194	0.173	0.158	0.206	0.231	0.218	0.196	0.207	0.152	0.215	0.169	0.153	0.209	0.150

カッコ内は頑健標準誤差

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

# (2)級地別の各推定式間の係数の違い

定数項ありのモデルにおいて、級地別のサブサンプルとした推定式に対して、級地間で推定式の係数が異なるかを確認するために、各推定式が総当たりになるように Chow テストを行った<sup>12</sup>。具体的には、定数項を含むすべての係数が、各級地の推定式の組でそれぞれ等しいという帰無仮説について Wald 検定を行った。図表 48が、K調査、図表 49がT調査の結果をそれぞれ示したものである。各図表でのカイ2乗統計量とそのP値の結果を見ると、K調査では、例えば、1級地1の推定式は他のすべての級地の推定式と係数が異なること、1級地2について、2級地の2、3級地1および3級地2との間では、係数に統計的に有意な差がないことが分かる。T調査でも1級地1は他のすべての級地の推定式と係数が異なること、1級地の2が2級地の1以外の級地の係数と有意差を持つことが分かる。2つの図表を比較すると、T調査ではK調査よりも級地による係数の違いが出やすいこと、K調査で棄却された推定式の組が必ずしもT調査で棄却されるわけではないことが分かる。少なくとも、級地間で各推定式の係数がすべて等しいわけではないと考えられる。

図表 48 級地サブサンプル推定式各組の Chow テストの結果(K調査)

サブサンプル1	サブサンプル2	カイ2乗統計量	P値
1級地1	1級地2	14.373	0.026 **
1級地1	2級地1	50.469	0.000 ***
1級地1	2級地2	19.612	0.003 ***
1級地1	3級地1	36.276	0.000 ***
1級地1	3級地2	43.412	0.000 ***
1級地2	2級地1	14.968	0.021 **
1級地2	2級地2	8.001	0.238
1級地2	3級地1	8.361	0.213
1級地2	3級地2	11.984	0.062 *
2級地1	2級地2	24.114	0.000 ***
2級地1	3級地1	2.227	0.898
2級地1	3級地2	7.293	0.295
2級地2	3級地1	12.604	0.050 **
2級地2	3級地2	15.121	0.019 **
3級地1	3級地2	3.218	0.781

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

\_

<sup>12</sup> Stata の suest コマンドと test コマンドの syntax4 を組み合わせて検定を行った。

図表 49 級地サブサンプル推定式各組の Chow テストの結果 (T調査)

サブサンプル1	サブサンプル2	カイ2乗統計量	P値
1級地1	1級地2	31.014	0.000 ***
1級地1	2級地1	60.403	0.000 ***
1級地1	2級地2	28.948	0.000 ***
1級地1	3級地1	70.345	0.000 ***
1級地1	3級地2	90.542	0.000 ***
1級地2	2級地1	11.301	0.080 *
1級地2	2級地2	18.769	0.005 ***
1級地2	3級地1	13.191	0.040 **
1級地2	3級地2	30.561	0.000 ***
2級地1	2級地2	16.860	0.010 ***
2級地1	3級地1	3.484	0.746
2級地1	3級地2	8.855	0.182
2級地2	3級地1	20.746	0.002 ***
2級地2	3級地2	25.235	0.000 ***
3級地1	3級地2	13.913	0.031 **

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 50 (参考) 級地サブサンプル推定式各組の Chow テストの p値 (K調査)

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1級地1		0.026	0.000	0.003	0.000	0.000
1級地2	0.026		0.021	0.238	0.213	0.062
2級地1	0.000	0.021		0.000	0.898	0.295
2級地2	0.003	0.238	0.000		0.050	0.019
3級地1	0.000	0.213	0.898	0.050		0.781
3級地2	0.000	0.062	0.295	0.019	0.781	

(注)p<0.05を着色

図表 51 (参考) 級地サブサンプル推定式各組の Chow テストの p 値(T調査)

					•	
	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1級地1		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1級地2	0.000		0.080	0.005	0.040	0.000
2級地1	0.000	0.080		0.010	0.746	0.182
2級地2	0.000	0.005	0.010		0.002	0.000
3級地1	0.000	0.040	0.746	0.002		0.031
3級地2	0.000	0.000	0.182	0.000	0.031	

(注)p<0.05を着色

#### (3)年齢区分別世帯員数について、同一推定式内の係数同士の比較

ここからは、回帰分析について、同一の推定式の新年齢区分別世帯員数の各係数同士に有意差があるかを、新年齢区分と旧年齢区分の両方で検証した。

具体的には、同一の推定式内について係数を二つ選んだうえで線形結合し、係数同士が等しい帰無仮説に対して t 検定を行っている。この検定を係数の組ごとに総当たりで行う<sup>13</sup>。図表 47の各推定式内で、年齢区分世帯員数の係数の組それぞれの差と t 値および t 検定の p 値を表示したものが図表 52~図表 65である。図表 52、図表 53を見ると、サンプル全体での分析では、K 調査、T 調査ともに年齢区分別世帯員数の係数の差はすべての組において5%水準で有意であり、世帯人員が1人増えることによる主観的最低生活費(第1類費相当費目)の増加量は、年齢区分で異なることが分かる。

図表 52 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔サンプル全体〕

<b>孫数1</b>	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-14.074	-8.572	0.000 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-21.572	-13.256	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-27.344	-18.544	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-37.301	-21.302	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-7.498	-3.501	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-13.270	-7.789	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-23.227	-11.890	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-5.772	-3.283	0.001 ***
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-15.729	-7.877	0.000 ***
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-9.957	-8.342	0.000 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 53 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔サンプル全体〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-10.635	-6.685	0.000 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-26.389	-16.351	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-30.618	-20.333	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-34.378	-18.692	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-15.753	-7.949	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-19.983	-12.684	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-23.743	-12.377	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-4.229	-2.244	0.025 **
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-7.989	-3.742	0.000 ***
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-3.760	-2.975	0.003 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

<sup>13</sup> Stata の lincom コマンドを係数の組ごとに使用し、t 検定をおこなった。

図表 5 4 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔1級地1〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-20.747	-3.979	0.000 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-18.933	-4.097	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-25.806	-5.897	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-36.934	-7.808	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	1.814	0.275	0.784
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-5.059	-0.932	0.351
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-16.187	-2.875	0.004 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-6.873	-1.711	0.087 *
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-18.001	-3.775	0.000 ***
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-11.128	-3.882	0.000 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 55 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔1級地2〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-13.060	-3.486	0.001 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-25.882	-6.581	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-27.434	-8.634	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-35.789	-8.702	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-12.821	-2.749	0.006 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-14.374	-4.263	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-22.729	-5.328	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-1.553	-0.373	0.709
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-9.907	-2.072	0.038 **
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-8.355	-2.838	0.005 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 56 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔2級地1〕

<b>係数1</b>	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-12.801	-4.097	0.000 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-19.521	-5.715	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-23.210	-8.553	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-32.041	-8.665	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-6.720	-1.561	0.119
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-10.410	-3.248	0.001 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-19.240	-4.732	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-3.689	-0.975	0.330
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-12.520	-2.788	0.005 ***
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-8.831	-3.180	0.001 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 57 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔2級地2〕

係数1	係数2	係数1-係数2 t値 P値	
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-16.007 -4.154 0.0	00 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-21.620 -5.986 0.0	00 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-37.288 -8.670 0.0	00 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-47.504 -10.147 0.0	00 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-5.613 -1.393 0.1	64
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-21.281 -5.496 0.0	00 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-31.497 -6.944 0.0	00 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-15.668 -3.570 0.0	00 ***
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-25.884 -5.365 0.0	00 ***
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-10.216 -3.506 0.0	00 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 58 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)[3級地1]

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-11.169	-3.066	0.002 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-21.256	-5.509	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-25.166	-7.572	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-37.131	-9.442	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-10.087	-1.998	0.046 **
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-13.997	-3.662	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-25.962	-5.936	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-3.910	-0.833	0.405
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-15.874	-3.191	0.001 ***
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-11.965	-4.226	0.000 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 59 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔3級地2〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-7.548	-2.513	0.012 **
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-23.048	-7.044	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-28.531	-8.162	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-37.277	-8.387	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-15.500	-4.104	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-20.984	-6.103	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-29.729	-6.650	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-5.483	-1.320	0.187
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-14.229	-2.885	0.004 ***
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-8.746	-2.759	0.006 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 60 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔1級地1〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-9.735	-2.197	0.028 **
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-33.540	-8.181	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-29.976	-7.630	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-41.059	-8.553	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-23.805	-4.677	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-20.241	-4.796	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-31.324	-6.188	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	3.564	0.762	0.446
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-7.519	-1.409	0.159
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-11.083	-3.355	0.001 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 61 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔1級地2〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-9.353	-2.365	0.018 **
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-26.481	-6.255	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-34.865	-9.572	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-36.293	-8.465	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-17.128	-3.435	0.001 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-25.512	-7.385	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-26.939	-6.422	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-8.384	-1.772	0.077 *
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-9.811	-1.885	0.060 *
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-1.428	-0.508	0.612

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 62 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔2級地1〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-10.758	-3.163	0.002 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-24.821	-6.995	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-28.052	-8.710	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-27.579	-7.024	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-14.063	-3.234	0.001 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-17.294	-4.897	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-16.821	-3.974	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-3.231	-0.795	0.427
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-2.759	-0.605	0.545
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	0.472	0.179	0.858

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 63 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔2級地2〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-10.970	-2.770	0.006 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-30.239	-6.883	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-29.870	-7.972	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-40.438	-8.512	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-19.269	-3.573	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-18.900	-4.757	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-29.468	-5.804	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	0.369	0.066	0.948
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-10.199	-1.636	0.102
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-10.568	-3.006	0.003 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 64 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔3級地1〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-5.687	-1.564	0.118
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-23.507	-6.521	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-29.119	-7.935	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-31.352	-7.188	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-17.820	-4.055	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-23.432	-6.333	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-25.665	-5.841	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-5.612	-1.354	0.176
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-7.845	-1.655	0.098 *
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-2.233	-0.767	0.443

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 65 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔3級地2〕

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-17.551	-4.621	0.000 ***
0~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-19.494	-5.330	0.000 ***
0~5歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-29.403	-8.061	0.000 ***
0~5歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-26.675	-6.143	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-1.943	-0.403	0.687
6~11歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-11.852	-2.984	0.003 ***
6~11歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-9.124	-1.946	0.052 *
12~17歳世帯員数	18~64歳世帯員数	-9.909	-2.233	0.026 **
12~17歳世帯員数	65歳以上世帯員数	-7.181	-1.435	0.151
18~64歳世帯員数	65歳以上世帯員数	2.728	0.947	0.344

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 66 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(K調査)〔サンプル全体〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000		0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000		0.001	0.000
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.001		0.000
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	

図表 67 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(T調査)〔サンプル全体〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000		0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000		0.025	0.000
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.025		0.003
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.003	

(注)p<0.05を着色

図表 68 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(K調査)〔1級地1〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000		0.784	0.351	0.004
12~17歳世帯員数	0.000	0.784		0.087	0.000
18~64歳世帯員数	0.000	0.351	0.087		0.000
65歳以上世帯員数	0.000	0.004	0.000	0.000	

(注)p<0.05を着色

図表 69 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(K調査)〔1級地2〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.001	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.001		0.006	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.006		0.709	0.038
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.709		0.005
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.038	0.005	

図表 70 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(K調査)〔2級地1〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000		0.119	0.001	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.119		0.330	0.005
18~64歳世帯員数	0.000	0.001	0.330		0.001
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.005	0.001	

図表 71 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(K調査)〔2級地2〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000		0.164	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.164		0.000	0.000
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000		0.000
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	

(注)p<0.05を着色

図表 72 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(K調査)〔3級地1〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.002	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.002		0.046	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.046		0.405	0.001
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.405		0.000
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.001	0.000	

(注)p<0.05を着色

図表 73 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(K調査)〔3級地2〕

	0~5歳 世帯員数	6~11歳 世帯員数	12~17歳 世帯員数	18~64歳 世帯員数	65歳以上 世帯員数
0~5歳世帯員数		0.012	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.012		0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000		0.187	0.004
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.187		0.006
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.004	0.006	

図表 74 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(T調査)〔1級地1〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.028	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.028		0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000		0.446	0.159
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.446		0.001
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.159	0.001	

図表 75 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(T調査)〔1級地2〕

	0~5歳 世帯員数	6~11歳 世帯員数	12~17歳 世帯員数	18~64歳 世帯員数	65歳以上 世帯員数
0~5歳世帯員数		0.018	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.018		0.001	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.001		0.077	0.060
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.077		0.612
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.060	0.612	

(注)p<0.05を着色

図表 76 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(T調査)〔2級地1〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.002	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.002		0.001	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.001		0.427	0.545
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.427		0.858
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.545	0.858	

(注)p<0.05を着色

図表 77 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(T調査)〔2級地2〕

	0~5歳 世帯員数	6~11歳 世帯員数	12~17歳 世帯員数	18~64歳 世帯員数	65歳以上 世帯員数
		0.006	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.006		0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000		0.948	0.102
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.948		0.003
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.102	0.003	

図表 78 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(T調査)〔3級地1〕

	0~5歳	6~11歳	12~17歳	18~64歳	65歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~5歳世帯員数		0.118	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.118		0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000		0.176	0.098
18~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.176		0.443
65歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.098	0.443	

図表 79 (参考) 新年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の p値(T調査)〔3級地2〕

	0~5歳 世帯員数	6~11歳 世帯員数	12~17歳 世帯員数	18~64歳 世帯員数	65歳以上 世帯員数
	巴市只数	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
0~5歳世帯員数		0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000		0.687	0.003	0.052
12~17歳世帯員数	0.000	0.687		0.026	0.151
18~64歳世帯員数	0.000	0.003	0.026		0.344
65歳以上世帯員数	0.000	0.052	0.151	0.344	

以下では、旧年齢区分別世帯員数による回帰分析を行い、旧年齢区分別世帯員数の係数を比較し、 旧年齢区分から新年齢区分への統合の妥当性を検討する。

図表 8 0 は旧年齢区分別世帯員数を説明変数した回帰分析結果である。各列で行っている推定は、図表 4 7で行った新年齢区分を説明変数とした分析と同様の構成としている。図表 8 1、図表 8 2 は、それぞれ K 調査と T 調査の回帰分析において、旧年齢区分別世帯員数の係数同士の有意差を検定した結果である。ほとんどの係数の組は 5%水準で有意差があるが、K 調査においては、0~2 歳世帯員数が 3~5 歳世帯員数と、18~19 歳世帯員数が 6~11 歳世帯員数及び 12~17 歳世帯員数と、また 60 歳以上のすべての年齢区分同士の係数には有意差がなかった。新区分に統合した 20 歳~40 歳、41 ~59 歳、60~64 歳は互いに係数が有意な差となっていた。図表 8 3~図表 9 4 は同様の検定を級 地別の推定式に対して行ったものである。

図表 80 回帰分析:主観的最低生活費(第1類費相当費目)(月額·千円)(旧年齢区分)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	К	Т	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
0~2歳世帯員数	6.417***	3.092**	7.060	8.879**	6.988**	-4.948*	11.201**	*4.928	3.519	2.070	2.105	-0.448	8.269**	1.915
	(1.509)	(1.526)	(5.228)	(3.564)	(2.976)	(2.887)	(2.930)	(3.403)	(4.065)	(3.678)	(3.244)	(3.885)	(3.761)	(3.675)
3~5歳世帯員数	10.729**	*8.375***	16.284**	*6.827**	15.140**	*9.605*	5.649*	9.010**	8.611**	10.237**	13.367**	* 5.891	7.866*	5.594
	(1.742)	(1.664)	(5.569)	(3.335)	(3.554)	(4.956)	(3.190)	(3.873)	(4.044)	(4.411)	(4.072)	(3.738)	(4.176)	(3.862)
6~11歳世帯員数	18.950**	* 12.540***	27.115**	* 17.529***	19.437**	*13.649**	* 18.679**	*12.206***	11.587**	*11.881**	* 13.278**	*9.379***	11.623**	*17.340***
	(1.435)	(1.221)	(4.955)	(3.027)	(2.785)	(2.441)	(3.110)	(2.412)	(3.326)	(2.819)	(2.797)	(2.960)	(2.802)	(3.067)
12~17歳世帯員数	24.697**	* 26.548***	23.069**	*26.883***	25.166**	*19.016**	*26.966**	*26.362***	32.625**	*28.602**	* 26.202**	*26.562**	* 27.743**	*16.808***
	(1.435)	(1.543)	(3.018)	(3.753)	(3.271)	(3.194)	(3.922)	(3.080)	(3.913)	(4.027)	(3.419)	(4.558)	(3.254)	(3.448)
18~19歳世帯員数	20.957**	* 27.134***	10.868*	22.976***	15.937**	23.410**	*23.962**	*33.856**	23.799**	*24.143**	* 28.862**	*26.783**	* 28.322**	*32.172***
	(2.751)	(2.988)	(5.856)	(6.488)	(6.440)	(7.783)	(6.210)	(7.912)	(7.853)	(6.690)	(6.312)	(7.103)	(7.284)	(8.005)
20~40歳世帯員数	28.351**	* 28.444***	29.099**	*26.307***	26.765**	*33.191**	*28.239**	*29.267***	26.729**	*36.190**	*26.521**	*24.092**	*31.296**	*23.043***
	(1.179)	(1.308)	(3.223)	(2.518)	(2.400)	(3.287)	(2.878)	(2.981)	(3.344)	(3.047)	(2.839)	(3.306)	(3.167)	(3.135)
41~59歳世帯員数	36.896**	*36.186***	41.059**	*36.469***	35.649**	*39.751**	*34.340**	*33.651***	36.439**	*42.060**	*34.950**	*31.030**	*38.163**	*30.897***
	(1.137)	(1.271)	(2.824)	(2.587)	(2.272)	(3.164)	(2.893)	(2.875)	(3.280)	(2.833)	(3.031)	(3.161)	(3.000)	(3.083)
60~64歳世帯員数	45.296**	*42.960***	47.675**	*42.233***	43.068**	*46.169**	*50.560**	*43.498***	45.840**	*51.316**	*43.461**	*36.865**	*43.682**	*33.753***
	(2.232)	(2.453)	(5.365)	(5.300)	(4.453)	(6.122)	(6.403)	(5.355)	(6.249)	(6.236)	(6.842)	(5.211)	(5.831)	(5.284)
65~69歳世帯員数	42.969**	* 35.878***	44.634**	*40.180***	38.087**	*46.850**	*48.977**	*39.696***	40.544**	*44.529**	* 25.072**	*35.840**	* 37.782**	*27.171***
	(1.969)	(2.097)	(4.784)	(4.547)	(4.620)	(4.700)	(5.145)	(5.067)	(5.422)	(4.568)	(4.560)	(5.131)	(5.089)	(5.352)
70歳以上世帯員数	41.733**	* 36.412***	45.355**	*39.462***	40.823***	*45.101**	*38.425**	*42.255***	44.455**	*36.251**	* 35.152**	*42.205**	* 35.448**	*22.141***
	(1.895)	(2.165)	(4.531)	(4.849)	(4.325)	(5.227)	(4.068)	(4.712)	(5.427)	(4.783)	(4.410)	(6.581)	(4.760)	(4.942)
Constant	45.635**	*72.736***	48.582**	*49.727***	42.952**	*44.548**	*42.411**	*43.365***	83.504**	*63.286**	*72.264**	*81.173**	*63.232**	*77.401***
	(1.837)	(2.081)	(4.799)	(4.105)	(3.820)	(5.241)	(4.320)	(4.864)	(5.302)	(4.657)	(4.908)	(5.460)	(4.776)	(5.176)
Observations	9246	9573	1755	1617	1664	1280	1618	1312	1710	1681	1725	1356	1692	1409
Adjusted R-squared	0.205	0.180	0.170	0.216	0.244	0.230	0.207	0.212	0.159	0.222	0.178	0.158	0.212	0.155

カッコ内は頑健標準誤差

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 81 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔サンプル全体〕

<u>係数1</u>	である。 係数2			P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数 6~11等世帯員数	-4.312	-1.817	0.069 *
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数 12~17壽世帯員数	-12.533	-6.041	0.000 ***
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-18.280	-9.135	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-14.540	-4.704	0.000 ***
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-21.933	-10.005	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-30.479	-16.180	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-38.879	-14.433	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-36.551	-14.682	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-35.316	-14.513	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-8.221	-3.940	0.000 ***
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-13.968	-6.282	0.000 ***
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-10.228	-3.251	0.001 ***
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-17.621	-8.071	0.000 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-26.167	-12.307	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-34.567	-12.471	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-32.239	-12.501	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-31.004	-12.297	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-5.747	-2.762	0.006 ***
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-2.007	-0.689	0.491
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-9.401	-5.270	0.000 ***
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-17.947	-9.405	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-26.346	-10.439	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-24.019	-10.379	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-22.783	-10.115	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	3.740	1.179	0.239
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-3.654	-2.019	0.044 **
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-12.199	-6.346	0.000 ***
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-20.599	-8.138	0.000 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-18.272	-7.870	0.000 ***
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-17.036	-7.513	0.000 ***
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-7.394	-2.468	0.014 **
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-15.939	-5.094	0.000 ***
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-24.339	-6.968	0.000 ***
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-22.012	-6.630	0.000 ***
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-20.776	-6.330	0.000 ***
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-8.546	-8.147	0.000 ***
20~40歳世帯員数 20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-16.946	-8.364	0.000 ***
20~40歳世帯員数 20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-14.618	-8.340	0.000 ***
20~40歳世帯員数 20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-13.383	-8.098	0.000
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-8.400	-3.955	0.000 ***
41~59歳世帝員数 41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-8.400 -6.072	-3.955	0.000 ***
41~59歳世帝員数 41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数			
		-4.837	-2.801	0.005 ***
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	2.328	0.885	0.376
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	3.563	1.437	0.151
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数 *** p<0.01	1.236	0.539	0.590

\* p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 82 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔サンプル全体〕

 係数1	 係数2		t値	<u> </u>
0~2歳世帯員数		-5.283	-2.265	0.024 **
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-9.448	-5.070	0.000 ***
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-23.456	-11.125	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-24.042	-7.275	0.000 ***
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-25.352	-10.857	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-33.094	-16.352	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-39.868	-13.687	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-32.786	-12.473	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-33.320	-12.422	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-4.165	-1.893	0.058 *
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-18.173	-8.276	0.000 ***
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-18.759	-5.602	0.000 ***
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-20.069	-8.893	0.000 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-27.811	-13.449	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-34.585	-11.852	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-27.503	-10.452	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-28.037	-10.435	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-14.008	-6.899	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-14.594	-4.657	0.000 ***
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-15.904	-8.563	0.000 ***
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-23.646	-13.181	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-30.420	-11.402	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-23.338	-9.892	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-23.872	-9.868	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-0.585	-0.171	0.864
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-1.896	-0.970	0.332
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-9.637	-4.574	0.000 ***
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-16.411	-5.911	0.000 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-9.329	-3.747	0.000 ***
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-9.863	-3.872	0.000 ***
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-1.310	-0.396	0.692
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-9.052	-2.612	0.009 ***
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-15.826	-4.149	0.000 ***
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-8.744	-2.397	0.017 **
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-9.278	-2.521	0.012 **
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-7.741	-6.825	0.000 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-14.515	-6.418	0.000 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-7.433	-4.030	0.000 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-7.968	-4.136	0.000 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-6.774	-2.894	0.004 ***
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	0.308	0.164	0.870
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-0.226	-0.115	0.908
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	7.082	2.457	0.014 **
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	6.548	2.377	0.017 **
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数 *** p<0.01	-0.534	-0.206	0.837

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 83 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔1級地1〕

<u> </u>	<del>下断区分別世帯員数の16</del> 係数2			P値
0~2歳世帯員数		-9.224	·1.192	<u> 71世</u> 0.234
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-20.054	-2.566	0.234
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-16.009	-2.747	0.006 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-3.808	-0.490	0.624
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-22.039	-3.135	0.002 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-33.999	-5.924	0.002
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-40.614	-5.379	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-37.573	-5.237	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-38.295	-5.257 -5.472	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数		-3.472	
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-10.831		0.034 **
3~5歳世帝貝数 3~5歳世帯員数		-6.785	-1.075	0.283
	18~19歳世帯員数	5.416	0.739	0.460
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-12.815	-2.107	0.035 **
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-24.775	-3.756	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-31.391	-4.384	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-28.350	-4.142	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-29.071	-4.358	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	4.045	0.674	0.500
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	16.247	2.357	0.019 **
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-1.985	-0.392	0.695
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-13.944	-2.279	0.023 **
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-20.560	-3.150	0.002 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-17.519	-2.836	0.005 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-18.240	-3.045	0.002 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	12.201	1.857	0.063 *
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-6.030	-1.392	0.164
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-17.990	-4.095	0.000 ***
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-24.605	-4.180	0.000 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-21.565	-3.973	0.000 ***
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-22.286	-4.278	0.000 ***
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-18.231	-2.776	0.006 ***
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-30.191	-4.273	0.000 ***
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-36.807	-4.829	0.000 ***
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-33.766	-4.611	0.000 ***
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-34.487	-4.810	0.000 ***
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-11.960	-3.916	0.000 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-18.575	-3.805	0.000 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-15.535	-3.795	0.000 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-16.256	-4.240	0.000 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-6.615	-1.247	0.213
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-3.575	-0.795	0.427
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-4.296	-1.017	0.309
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	3.041	0.475	0.635
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	2.320	0.402	0.688
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-0.721	-0.141	0.888
* p<0.10. ** p<0.05. **		-0.721	0.141	0.000

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 84 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔1級地2〕

係数1	係数2			P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	2.052	0.379	0.704
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-8.649	-2.006	0.045 **
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-18.003	-3.572	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-14.096	-1.959	0.050 *
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-17.428	-3.610	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-27.590	-6.270	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-33.353	-5.271	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-31.301	-5.455	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-30.582	-5.064	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-10.701	-2.148	0.032 **
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-20.055	-4.027	0.000 ***
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-16.148	-2.251	0.025 **
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-19.480	-4.290	0.000 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-29.641	-6.915	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-35.405	-5.655	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-33.352	-5.882	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-32.634	-5.529	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-9.354	-1.929	0.054 *
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-5.447	-0.826	0.409
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-8.779	-2.223	0.026 **
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-18.940	-4.946	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-24.704	-4.228	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-22.651	-4.384	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-21.933	-4.014	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	3.907	0.512	0.608
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	0.575	0.136	0.892
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-9.586	-2.039	0.042 **
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-15.350	-2.507	0.012 **
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-13.297	-2.421	0.016 **
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-12.579	-2.162	0.031 **
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-3.332	-0.469	0.639
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-13.493	-1.879	0.060 *
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-19.257	-2.296	0.022 **
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-17.204	-2.200	0.028 **
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-16.486	-2.068	0.039 **
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-10.162	-4.339	0.000 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-15.925	-3.238	0.001 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-13.873	-3.345	0.001 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-13.154	-2.993	0.003 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-5.764	-1.140	0.254
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-3.711	-0.875	0.382
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-2.993	-0.668	0.504
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	2.053	0.324	0.746
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	2.771	0.443	0.658
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	0.718	0.123	0.902
* n<0.10 ** n<0				

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 85 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果 (K調査)〔2級地1〕

係数1	係数2		t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-8.152	-1.584	0.113
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-12.448	-3.537	0.000 ***
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-18.178	-4.259	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-8.948	-1.272	0.203
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-19.777	-4.769	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-28.661	-7.789	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-36.080	-6.851	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-31.099	-5.780	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-33.835	-6.616	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-4.297	-0.857	0.392
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-10.026	-2.131	0.033 **
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-0.796	-0.108	0.914
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-11.625	-2.495	0.013 **
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-20.509	-4.976	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-27.928	-4.871	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-22.947	-3.922	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-25.683	-4.574	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-5.730	-1.313	0.190
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	3.500	0.514	0.607
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-7.328	-2.049	0.041 **
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-16.213	-4.402	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-23.631	-4.721	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-18.650	-3.629	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-21.387	-4.408	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	9.230	1.212	0.226
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-1.599	-0.417	0.677
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-10.483	-2.594	0.010 ***
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-17.902	-3.474	0.001 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-12.921	-2.424	0.015 **
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-15.657	-3.106	0.002 ***
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-10.828	-1.595	
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-19.713	-2.727	
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-27.131	-3.484	0.001 ***
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-22.150	-2.841	0.005 ***
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-24.887	-3.247	0.001 ***
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-8.884	-3.768	0.000 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-16.303	-4.115	0.000 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-11.322	-2.711	0.007 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-14.059	-3.770	0.000 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-7.419	-1.749	0.080 *
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-2.438	-0.555	0.579
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-5.174	-1.300	0.194
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	4.981	0.874	0.382
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	2.244	0.434	0.664
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-2.737	-0.507	0.612

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 86 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果 (K調査)〔2級地2〕

係数1	係数2		t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-14.554	-2.782	0.005 ***
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-18.597	-5.257	
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-23.964	-5.816	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-28.358	-3.468	0.001 ***
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-38.139	-7.377	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-44.700	-9.781	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-51.117	-7.359	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-51.798	-9.135	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-50.049	-8.201	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-4.044	-0.667	0.505
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-9.410	-1.721	0.086 *
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-13.805	-1.523	0.128
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-23.586	-3.731	0.000 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-30.146	-5.025	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-36.564	-4.673	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-37.245	-5.504	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-35.495	-4.969	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-5.367	-1.274	0.203
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-9.761	-1.211	0.226
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-19.542	-4.393	0.000 ***
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-26.102	-6.074	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-32.520	-4.875	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-33.201	-6.176	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-31.451	-5.384	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-4.394	-0.524	0.600
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-14.175	-3.156	0.002 ***
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-20.736	-4.308	0.000 ***
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-27.153	-4.076	0.000 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-27.834	-5.103	0.000 ***
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-26.085	-4.411	0.000 ***
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-9.781	-1.152	0.250
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-16.341	-1.849	0.065 *
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-22.759	-2.299	
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-23.440	-2.592	0.010 ***
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-21.691	-2.324	
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-6.560	-2.794	0.005 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-12.978	-2.559	0.011 **
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-13.659	-3.428	0.001 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-11.909	-2.620	0.009 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-6.418	-1.208	0.227
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-7.099	-1.717	0.086 *
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-5.349	-1.144	0.253
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-0.681	-0.107	0.915
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	1.068	0.161	0.872
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	1.750	0.296	0.767

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 87 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔3級地1〕

<b>係数1</b>	 係数2	係数1-係数2	t値	 P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	5.552	1.238	0.216
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-7.478	-1.721	0.085 *
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-15.765	-3.392	0.001 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-12.761	-1.895	0.058 *
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-17.038	-3.503	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-23.139	-5.421	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-39.359	-5.552	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-37.777	-6.289	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-27.224	-5.280	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-13.030	-2.857	0.004 ***
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-21.317	-4.367	0.000 ***
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-18.313	-2.695	0.007 ***
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-22.590	-4.804	0.000 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-28.691	-6.509	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-44.911	-6.326	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-43.328	-7.199	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-32.776	-6.356	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-8.287	-1.665	0.096 *
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-5.283	-0.815	0.415
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-9.560	-2.364	0.018 **
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-15.661	-3.486	0.001 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-31.881	-4.657	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-30.299	-5.273	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-19.746	-4.089	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	3.004	0.389	0.697
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-1.273	-0.264	0.792
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-7.374	-1.430	0.153
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-23.594	-3.281	0.001 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-22.012	-3.576	0.000 ***
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-11.459	-2.152	0.032 **
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-4.277	-0.625	0.532
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-10.378	-1.433	0.152
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-26.598	-3.037	0.002 ***
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-25.015	-3.179	0.002 ***
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-14.463	-1.994	0.046 **
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-6.101	-2.338	0.019 **
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-22.321	-3.695	0.000 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-20.739	-4.352	0.000 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-10.186	-2.951	0.003 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-16.220	-2.590	0.010 ***
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-14.638	-2.931	0.003 ***
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-4.085	-1.097	0.273
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	1.582	0.210	0.834
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	12.135	1.820	0.069 *
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	10.553	1.831	0.067 *

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 88 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(K調査)〔3級地2〕

 係数1	 係数2	係数1-係数2	t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-4.082	-0.733	0.464
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-7.278	-1.979	0.048 **
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-21.434	-5.073	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-28.929	-3.367	0.001 ***
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-24.340	-4.656	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-28.723	-6.545	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-38.571	-6.173	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-34.768	-5.748	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-37.327	-6.499	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-3.197	-0.669	0.504
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-17.352	-3.617	0.000 ***
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-24.847	-2.876	0.004 ***
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-20.258	-3.896	0.000 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-24.641	-4.993	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-34.489	-5.268	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-30.687	-4.830	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-33.245	-5.479	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-14.155	-3.707	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-21.650	-2.703	0.007 ***
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-17.061	-4.224	0.000 ***
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-21.444	-5.677	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-31.292	-5.515	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-27.490	-5.044	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-30.049	-5.855	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-7.495	-0.888	0.375
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-2.906	-0.666	0.506
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-7.289	-1.611	0.107
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-17.137	-2.886	0.004 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-13.335	-2.314	0.021 **
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-15.893	-2.900	0.004 ***
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	4.589	0.546	0.585
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	0.206	0.024	0.981
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-9.642	-1.027	0.305
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-5.840	-0.634	0.526
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-8.398	-0.931	0.352
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-4.383	-1.769	0.077 *
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-14.231	-2.946	0.003 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-10.429	-2.359	0.018 **
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-12.987	-3.043	0.002 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-9.848	-2.002	0.045 **
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-6.046	-1.365	0.173
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-8.604	-2.036	0.042 **
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	3.802	0.613	0.540
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	1.244	0.205	0.838
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-2.559	-0.472	0.637
* n<0.10 ** n<0.0	DE *** - 10 01			

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 89 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔1級地1〕

係数1	<u> </u>		t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-5.092	-0.857	0.392
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-8.068	-1.580	0.114
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-29.105	-5.251	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-20.279	-2.343	0.019 **
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-23.209	-3.752	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-32.920	-6.126	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-42.321	-5.574	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-37.024	-5.304	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-40.936	-5.858	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-2.976	-0.531	0.596
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-24.013	-4.505	0.000 ***
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-15.187	-1.769	0.077 *
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-18.117	-3.287	0.001 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-27.828	-5.319	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-37.228	-5.114	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-31.932	-4.825	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-35.844	-5.403	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-21.037	-3.992	0.000 ***
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-12.212	-1.454	0.146
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-15.141	-3.037	0.002 ***
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-24.852	-5.331	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-34.253	-4.945	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-28.957	-4.672	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-32.868	-5.284	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	8.826	1.001	0.317
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	5.896	1.204	0.229
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-3.814	-0.708	0.479
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-13.215	-1.880	0.060 *
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-7.919	-1.249	0.212
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-11.831	-1.861	0.063 *
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-2.930	-0.334	0.738
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-12.640	-1.386	0.166
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-22.041	-2.197	0.028 **
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-16.745	-1.747	0.081 *
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-20.657	-2.156	0.031 **
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-9.710	-3.211	0.001 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-19.111	-3.317	
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-13.815	-2.892	0.004 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-17.727	-3.607	0.000 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-9.401	-1.587	0.113
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-4.105	-0.836	0.403
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-8.016	-1.587	0.113
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	5.296	0.712	0.477
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	1.384	0.196	0.845
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-3.912	-0.593	0.553

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 90 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)[1級地2]

係数1	係数2			- <del></del>
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-8.167	-1.478	0.140
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-9.811	-2.266	0.024 **
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-26.532	-5.062	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-22.073	-3.034	0.002 ***
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-34.120	-6.200	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-39.990	-8.444	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-49.246	-6.875	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-42.459	-7.204	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-34.181	-5.665	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-1.643	-0.284	0.776
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-18.365	-3.237	0.001 ***
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-13.905	-1.784	0.075 *
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-25.953	-4.486	0.000 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-31.823	-6.117	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-41.079	-5.473	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-34.291	-5.458	0.000 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-26.014	-4.038	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-16.722	-3.270	0.001 ***
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-12.262	-1.793	0.073 *
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-24.310	-5.708	0.000 ***
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-30.179	-7.459	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-39.435	-6.006	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-32.648	-6.355	0.000 ***
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-24.370	-4.590	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	4.460	0.572	0.567
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-7.588	-1.528	0.127
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-13.457	-2.547	0.011 **
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-22.713	-3.206	0.001 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-15.926	-2.703	0.007 ***
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-7.649	-1.270	0.204
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-12.048	-1.579	0.114
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-17.917	-2.306	0.021 **
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-27.173	-3.021	0.003 ***
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-20.386	-2.518	0.012 **
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-12.109	-1.480	0.139
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-5.869	-2.176	0.030 **
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-15.125	-2.573	0.010 **
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-8.338	-2.051	0.040 **
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-0.061	-0.014	0.989
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-9.256	-1.524	0.128
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-2.469	-0.594	0.553
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	5.809	1.349	0.178
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	6.787	0.984	0.325
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	15.065	2.272	0.023 **
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	8.277	1.488	0.137
* n<0.10 ** n<0.1				

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 9 1 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔2級地1〕

係数1	係数2		t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-11.262	-2.032	0.042 **
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-11.173	-2.811	0.005 ***
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-24.097	-5.243	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-26.757	-3.795	0.000 ***
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-24.416	-4.987	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-32.845	-7.446	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-41.356	-5.456	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-22.967	-4.127	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-33.047	-6.090	0.000 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	0.089	0.017	0.986
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-12.835	-2.439	0.015 **
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-15.495	-2.106	0.035 **
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-13.154	-2.538	0.011 **
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-21.583	-4.541	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-30.094	-3.854	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-11.705	-1.990	0.047 **
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-21.785	-3.802	0.000 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-12.924	-2.882	0.004 ***
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-15.584	-2.338	0.020 **
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-13.243	-3.224	0.001 ***
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-21.672	-5.214	
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-30.183	-4.160	0.000 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-11.794	-2.293	0.022 **
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-21.874	-4.390	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-2.659	-0.368	0.713
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-0.319	-0.077	0.939
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-8.748	-1.822	0.069 *
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-17.259	-2.356	
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	1.130	0.212	
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-8.950	-1.737	
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	2.341	0.341	
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-6.088	-0.802	
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-14.600	-1.593	
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	3.789	0.491	0.623
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-6.290	-0.833	0.405
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-8.429	-3.038	0.002 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-16.940	-2.623	0.009 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	1.449	0.374	0.709
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-8.631	-2.373	0.018 **
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-8.511	-1.268	
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	9.878	2.441	0.015 **
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-0.202	-0.052	
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	18.389	2.354	
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	8.309	1.196	0.232
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-10.080	-2.054	0.040 **

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 9 2 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔2級地2〕

係数1	係数2		t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-6.340	-1.235	0.217
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-9.828	-2.099	0.036 **
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-27.011	-4.848	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-27.231	-3.304	
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-24.540	-4.197	
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-31.478	-6.517	
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-37.314	-5.804	
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-36.288	-5.754	
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-42.654	-5.645	
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-3.488	-0.662	
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-20.671	-3.517	
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-20.892	-2.601	0.009 ***
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-18.200	-3.268	
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-25.138	-5.260	
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-30.974	-4.855	
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-29.948	-4.774	
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-36.314	-4.824	
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-17.183	-3.078	
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-17.404	-2.361	0.018 **
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-14.712	-3.175	
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-21.650	-4.806	0.000 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-27.486	-4.670	
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-26.461	-4.527	
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-32.826	-4.583	0.000 ***
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-0.221	-0.024	0.981
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	2.471	0.435	0.664
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-4.467	-0.751	0.453
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-10.303	-1.519	0.129
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-9.277	-1.379	0.168
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-15.643	-1.970	0.049 **
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	2.691	0.356	0.722
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-4.247	-0.521	0.603
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-10.082	-1.236	0.217
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-9.057	-1.057	0.291
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-15.422	-1.618	0.106
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-6.938	-2.436	0.015 **
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-12.774	-2.827	0.005 ***
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-11.748	-2.586	0.010 ***
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-18.114	-2.887	0.004 ***
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-5.836	-1.237	0.216
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-4.810	-1.064	0.288
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-11.176	-1.797	0.073 *
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	1.025	0.171	0.864
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-5.340	-0.729	0.466
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-6.365	-0.844	0.399

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 93 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)(3級地1)

係数1	<u> </u>		t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	0.403	0.067	0.947
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-3.354	-0.735	0.463
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-19.474	-3.932	0.000 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-20.053	-2.477	
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-23.026	-3.979	
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-29.894	-5.979	
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-35.413	-5.006	
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-29.512	-4.511	
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-27.178	-4.320	
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-3.757	-0.737	
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-19.877	-3.872	
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-20.456	-2.504	
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-23.429	-4.305	
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-30.297	-5.912	
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-35.816	-5.121	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-29.916	-4.641	
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-27.581	-4.479	
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-16.120	-3.615	
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-16.699	-2.204	
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-19.673	-4.521	
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-26.540	-6.333	
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-32.059	-5.128	
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-26.159	-4.627	
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-23.825	-4.479	
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-0.579	-0.071	0.943
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-3.552	-0.821	0.412
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-10.420	-2.252	0.024 **
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-15.939	-2.471	0.014 **
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-10.039	-1.731	0.084 *
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-7.704	-1.409	0.159
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-2.973	-0.365	0.715
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-9.841	-1.181	0.238
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-15.360	-1.658	0.098 *
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-9.460	-1.054	0.292
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-7.125	-0.816	0.415
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-6.867	-2.659	0.008 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-12.386	-2.266	0.024 **
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-6.486	-1.407	0.160
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-4.152	-1.036	0.301
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-5.519	-0.993	0.321
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	0.381	0.082	0.935
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	2.715	0.665	0.506
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	5.900	0.817	0.414
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	8.235	1.301	0.193
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	2.334	0.393	0.694

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 9 4 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定の結果(T調査)〔3級地2〕

係数1	<u> </u>		t値	P値
0~2歳世帯員数	3~5歳世帯員数	-3.678	-0.639	0.523
0~2歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-15.425	-3.355	0.001 ***
0~2歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-14.893	-3.076	0.002 ***
0~2歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-30.257	-3.438	0.001 ***
0~2歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-21.128	-3.842	0.000 ***
0~2歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-28.982	-5.957	0.000 ***
0~2歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-31.837	-4.949	0.000 ***
0~2歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-25.255	-3.889	0.000 ***
0~2歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-20.225	-3.274	0.001 ***
3~5歳世帯員数	6~11歳世帯員数	-11.746	-2.215	0.027 **
3~5歳世帯員数	12~17歳世帯員数	-11.214	-2.295	0.022 **
3~5歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-26.578	-3.028	0.003 ***
3~5歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-17.449	-3.243	0.001 ***
3~5歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-25.304	-5.096	0.000 ***
3~5歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-28.159	-4.317	0.000 ***
3~5歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-21.577	-3.280	0.001 ***
3~5歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-16.547	-2.641	0.008 ***
6~11歳世帯員数	12~17歳世帯員数	0.532	0.109	0.913
6~11歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-14.832	-1.747	0.081 *
6~11歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-5.703	-1.291	0.197
6~11歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-13.557	-3.081	0.002 ***
6~11歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-16.413	-2.778	0.006 ***
6~11歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-9.831	-1.650	0.099 *
6~11歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-4.800	-0.853	0.394
12~17歳世帯員数	18~19歳世帯員数	-15.364	-1.755	0.079 *
12~17歳世帯員数	20~40歳世帯員数	-6.235	-1.342	0.180
12~17歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-14.089	-2.898	0.004 ***
12~17歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-16.945	-2.795	0.005 ***
12~17歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-10.363	-1.692	0.091 *
12~17歳世帯員数	70歳以上世帯員数	-5.333	-0.914	0.361
18~19歳世帯員数	20~40歳世帯員数	9.129	1.073	0.283
18~19歳世帯員数	41~59歳世帯員数	1.275	0.142	0.887
18~19歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-1.581	-0.167	0.867
18~19歳世帯員数	65~69歳世帯員数	5.001	0.529	0.597
18~19歳世帯員数	70歳以上世帯員数	10.031	1.075	0.283
20~40歳世帯員数	41~59歳世帯員数	-7.854	-3.062	0.002 ***
20~40歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-10.710	-2.206	0.028 **
20~40歳世帯員数	65~69歳世帯員数	-4.128	-0.904	0.366
20~40歳世帯員数	70歳以上世帯員数	0.903	0.205	0.837
41~59歳世帯員数	60~64歳世帯員数	-2.855	-0.566	0.572
41~59歳世帯員数	65~69歳世帯員数	3.727	0.794	0.427
41~59歳世帯員数	70歳以上世帯員数	8.757	1.943	0.052 *
60~64歳世帯員数	65~69歳世帯員数	6.582	0.996	0.319
60~64歳世帯員数	70歳以上世帯員数	11.612	2.043	0.041 **
65~69歳世帯員数	70歳以上世帯員数	5.030	0.771	0.441

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 95 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定: p値(K調査)〔サンプル全体〕

	0~2歳 世帯員数	3~5歳 世帯員数	6~11歳 世帯員数	12~17歳 世帯員数	18~19歳 世帯員数	20~40歳 世帯員数	41~59歳 世帯員数	60~64歳 世帯員数	65~69歳 世帯員数	70歳以上 世帯員数
0~2歳世帯員数		0.079	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.079		0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000	0.000		0.004	0.496	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000	0.004		0.213	0.048	0.000	0.000	0.000	0.000
18~19歳世帯員数	0.000	0.001	0.496	0.213		0.012	0.000	0.000	0.000	0.000
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.048	0.012		0.000	0.000	0.000	0.000
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000	0.001	0.005
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.363	0.126
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.363		0.537
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.005	0.126	0.537	

図表 96 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(T調査)〔サンプル全体〕

	0~2歳 世帯員数	3~5歳 世帯員数	6~11歳 世帯員数	12~17歳 世帯員数	18~19歳 世帯員数	20~40歳 世帯員数	41~59歳 世帯員数	60~64歳 世帯員数	65~69歳 世帯員数	70歳以上 世帯員数
0~2歳世帯員数		0.024	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.024		0.074	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000	0.074		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000	0.000		0.970	0.385	0.000	0.000	0.000	0.000
18~19歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.970		0.636	0.007	0.000	0.013	0.011
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.385	0.636		0.000	0.000	0.000	0.000
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.007	0.000		0.003	0.902	0.988
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.003		0.013	0.012
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.013	0.000	0.902	0.013		0.920
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.011	0.000	0.988	0.012	0.920	

図表 97 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(K調査)〔1級地1〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.234	0.010	0.006	0.624	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.234		0.034	0.283	0.460	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.010	0.034		0.500	0.019	0.695	0.023	0.002	0.005	0.002
12~17歳世帯員数	0.006	0.283	0.500		0.063	0.164	0.000	0.000	0.000	0.000
18~19歳世帯員数	0.624	0.460	0.019	0.063		0.006	0.000	0.000	0.000	0.000
20~40歳世帯員数	0.002	0.035	0.695	0.164	0.006		0.000	0.000	0.000	0.000
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.023	0.000	0.000	0.000		0.213	0.427	0.309
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.213		0.635	0.688
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.005	0.000	0.000	0.000	0.427	0.635		0.888
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.309	0.688	0.888	

図表 98 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(K調査)〔1級地2〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.704	0.045	0.000	0.050	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.704		0.032	0.000	0.025	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.045	0.032		0.054	0.409	0.026	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000	0.054		0.608	0.892	0.042	0.012	0.016	0.031
18~19歳世帯員数	0.050	0.025	0.409	0.608		0.639	0.060	0.022	0.028	0.039
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.026	0.892	0.639		0.000	0.001	0.001	0.003
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.042	0.060	0.000		0.254	0.382	0.504
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.012	0.022	0.001	0.254		0.746	0.658
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.016	0.028	0.001	0.382	0.746		0.902
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.031	0.039	0.003	0.504	0.658	0.902	

図表 99 (参考)旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定: p値 (K調査)〔2級地1〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.113	0.000	0.000	0.203	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.113		0.392	0.033	0.914	0.013	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000	0.392		0.190	0.607	0.041	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.033	0.190		0.226	0.677	0.010	0.001	0.015	0.002
18~19歳世帯員数	0.203	0.914	0.607	0.226		0.111	0.006	0.001	0.005	0.001
20~40歳世帯員数	0.000	0.013	0.041	0.677	0.111		0.000	0.000	0.007	0.000
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.010	0.006	0.000		0.080	0.579	0.194
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.080		0.382	0.664
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.015	0.005	0.007	0.579	0.382		0.612
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.002	0.001	0.000	0.194	0.664	0.612	

図表 100 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定: p値 (K調査)〔2級地2〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.005	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.005		0.505	0.086	0.128	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.000	0.505		0.203	0.226	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.086	0.203		0.600	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
18~19歳世帯員数	0.001	0.128	0.226	0.600		0.250	0.065	0.022	0.010	0.020
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.002	0.250		0.005	0.011	0.001	0.009
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.065	0.005		0.227	0.086	0.253
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.022	0.011	0.227		0.915	0.872
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.010	0.001	0.086	0.915		0.767
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.020	0.009	0.253	0.872	0.767	

図表 101 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(K調査)〔3級地1〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.216	0.085	0.001	0.058	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.216		0.004	0.000	0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.085	0.004		0.096	0.415	0.018	0.001	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.001	0.000	0.096		0.697	0.792	0.153	0.001	0.000	0.032
18~19歳世帯員数	0.058	0.007	0.415	0.697		0.532	0.152	0.002	0.002	0.046
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.018	0.792	0.532		0.019	0.000	0.000	0.003
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.001	0.153	0.152	0.019		0.010	0.003	0.273
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.001	0.002	0.000	0.010		0.834	0.069
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.003	0.834		0.067
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.032	0.046	0.003	0.273	0.069	0.067	

図表 102 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(K調査)〔3級地2〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.464	0.048	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.464		0.504	0.000	0.004	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.048	0.504		0.000	0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000	0.000		0.375	0.506	0.107	0.004	0.021	0.004
18~19歳世帯員数	0.001	0.004	0.007	0.375		0.585	0.981	0.305	0.526	0.352
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.506	0.585		0.077	0.003	0.018	0.002
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.107	0.981	0.077		0.045	0.173	0.042
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.004	0.305	0.003	0.045		0.540	0.838
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.021	0.526	0.018	0.173	0.540		0.637
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.004	0.352	0.002	0.042	0.838	0.637	

図表 103 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(T調査)〔1級地1〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.392	0.114	0.000	0.019	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.392		0.596	0.000	0.077	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.114	0.596		0.000	0.146	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000	0.000		0.317	0.229	0.479	0.060	0.212	0.063
18~19歳世帯員数	0.019	0.077	0.146	0.317		0.738	0.166	0.028	0.081	0.031
20~40歳世帯員数	0.000	0.001	0.002	0.229	0.738		0.001	0.001	0.004	0.000
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.479	0.166	0.001		0.113	0.403	0.113
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.060	0.028	0.001	0.113		0.477	0.845
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.212	0.081	0.004	0.403	0.477		0.553
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.063	0.031	0.000	0.113	0.845	0.553	

図表 104 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(T調査)〔1級地2〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.140	0.024	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.140		0.776	0.001	0.075	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.024	0.776		0.001	0.073	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.001	0.001		0.567	0.127	0.011	0.001	0.007	0.204
18~19歳世帯員数	0.002	0.075	0.073	0.567		0.114	0.021	0.003	0.012	0.139
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.127	0.114		0.030	0.010	0.040	0.989
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.011	0.021	0.030		0.128	0.553	0.178
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.001	0.003	0.010	0.128		0.325	0.023
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.007	0.012	0.040	0.553	0.325		0.137
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.204	0.139	0.989	0.178	0.023	0.137	

図表 105 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(T調査)〔2級地1〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.042	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.042		0.986	0.015	0.035	0.011	0.000	0.000	0.047	0.000
6~11歳世帯員数	0.005	0.986		0.004	0.020	0.001	0.000	0.000	0.022	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.015	0.004		0.713	0.939	0.069	0.019	0.832	0.083
18~19歳世帯員数	0.000	0.035	0.020	0.713		0.733	0.423	0.111	0.623	0.405
20~40歳世帯員数	0.000	0.011	0.001	0.939	0.733		0.002	0.009	0.709	0.018
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.069	0.423	0.002		0.205	0.015	0.958
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.019	0.111	0.009	0.205		0.019	0.232
65~69歳世帯員数	0.000	0.047	0.022	0.832	0.623	0.709	0.015	0.019		0.040
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.083	0.405	0.018	0.958	0.232	0.040	

図表 106 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(T調査)〔2級地2〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.217	0.036	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.217		0.508	0.000	0.009	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.036	0.508		0.002	0.018	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000	0.002		0.981	0.664	0.453	0.129	0.168	0.049
18~19歳世帯員数	0.001	0.009	0.018	0.981		0.722	0.603	0.217	0.291	0.106
20~40歳世帯員数	0.000	0.001	0.002	0.664	0.722		0.015	0.005	0.010	0.004
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.453	0.603	0.015		0.216	0.288	0.073
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.129	0.217	0.005	0.216		0.864	0.466
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.168	0.291	0.010	0.288	0.864		0.399
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.049	0.106	0.004	0.073	0.466	0.399	

図表 107 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(T調査)〔3級地1〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.947	0.463	0.000	0.013	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3~5歳世帯員数	0.947		0.461	0.000	0.012	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6~11歳世帯員数	0.463	0.461		0.000	0.028	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12~17歳世帯員数	0.000	0.000	0.000		0.943	0.412	0.024	0.014	0.084	0.159
18~19歳世帯員数	0.013	0.012	0.028	0.943		0.715	0.238	0.098	0.292	0.415
20~40歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.412	0.715		0.008	0.024	0.160	0.301
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.024	0.238	0.008		0.321	0.935	0.506
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.014	0.098	0.024	0.321		0.414	0.193
65~69歳世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.084	0.292	0.160	0.935	0.414		0.694
70歳以上世帯員数	0.000	0.000	0.000	0.159	0.415	0.301	0.506	0.193	0.694	

図表 108 (参考) 旧年齢区分別世帯員数の係数の差の検定:p値(T調査)〔3級地2〕

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~17歳	18~19歳	20~40歳	41~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数	世帯員数
0~2歳世帯員数		0.523	0.001	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001
3~5歳世帯員数	0.523		0.027	0.022	0.003	0.001	0.000	0.000	0.001	0.008
6~11歳世帯員数	0.001	0.027		0.913	0.081	0.197	0.002	0.006	0.099	0.394
12~17歳世帯員数	0.002	0.022	0.913		0.079	0.180	0.004	0.005	0.091	0.361
18~19歳世帯員数	0.001	0.003	0.081	0.079		0.283	0.887	0.867	0.597	0.283
20~40歳世帯員数	0.000	0.001	0.197	0.180	0.283		0.002	0.028	0.366	0.837
41~59歳世帯員数	0.000	0.000	0.002	0.004	0.887	0.002		0.572	0.427	0.052
60~64歳世帯員数	0.000	0.000	0.006	0.005	0.867	0.028	0.572		0.319	0.041
65~69歳世帯員数	0.000	0.001	0.099	0.091	0.597	0.366	0.427	0.319		0.441
70歳以上世帯員数	0.001	0.008	0.394	0.361	0.283	0.837	0.052	0.041	0.441	

図表 109 (参考)回帰分析:主観的最低生活費(第 1 類費相当費目)(月額·千円) (旧年齢区分) (定数項なし) (1) (3)(5)(9) (2)(4)(6)(7) (8)(10)(11)(12)(13)(14)K 1級地2 K 2級地1 K 2級地2 K 3級地1 K 3級地2 T 1級地1 Т K 1級地1 T 1級地2 T 2級地1 T 2級地2 T 3級地1 T 3級地2 0~2歳世帯員数 10.551\*\*\* 9.535\*\*\* 12.212\*\* 13.322\*\*\* 12.080\*\*\* -2.812 15.256\*\*\* 7.722\*\* 7.560\* 9.304\*\*\* 4.774 15.168\*\*\* 6.055 11.661\*\* (1.560)(1.658)(5.355)(3.673)(3.091)(3.038)(3.067)(3.531)(4.546)(3.894)(3.521)(4.091)(4.152)(3.887)3~5歳世帯員数 20.125\*\*\* 10.667\*\*\* 18.497\*\*\* 12.003\*\* 9.497\*\*\* 14.134\*\*\* 14.388\*\*\* 11.187\*\*\* 15.702\*\*\* 16.593\*\*\* 20.488\*\*\* 11.032\*\*\* 14.124\*\*\* 8.653\*\* (1.767)(1.734)(5.521)(3.509)(3.666)(4.962)(3.294)(3.966)(4.281)(4.607)(4.082)(4.302)(4.124)(3.940)6~11歳世帯員数 23.793\*\*\* 20.040\*\*\* 33.411\*\*\* 21.938\*\*\* 24.790\*\*\* 15.871\*\*\* 25.038\*\*\* 15.296\* 22.692\*\*\* 17.951\*\*\* 21.701\*\*\* 13.144\*\*\* 20.188\*\*\* 22.723\*\*\* (1.427)(1.269)(4.796)(3.021)(2.763)(2.541)(3.093)(2.432)(3.521)(2.835)(2.931)(3.173)(2.889)(3.125)29.565\*\*\* 33.773\*\*\* 31.110\*\*\* 23.167\*\*\* 32.797\*\*\* 30.200\*\*\* 12~17歳世帯員数 30.379\*\*\* 35.670\*\*\* 43.763\*\*\* 36.221\*\*\* 36.079\*\*\* 34.113\*\*\* 37.395\*\*\* 24.465\*\*\* (1.447)(3.094)(3.762)(3.292)(3.238)(1.625)(3.877)(3.163)(4.142)(4.156)(3.574)(4.863)(3.431)(3.742)17.460\*\*\* 27.472\*\*\* 20.597\*\*\* 27.218\*\*\* 30.330\*\*\* 34.745\* 18~19歳世帯員数 25.754\*\*\* 31.762\*\*\* 30.734\*\*\* 27.950\*\*\* 37.295\*\*\* 25.204\*\*\* 34.168\*\*\* 32.246\*\*\* (2.844)(6.176)(6.697)(6.718)(8.169)(6.319)(8.012)(8.425)(6.440)(7.698)(7.567)(8.393)(3.138)(7.011)20~40歳世帯員数 47.857\*\*\* 59.923\*\*\* 49.105\*\*\* 47.738\*\*\* 44.728\*\*\* 53.605\*\*\* 45.758\*\*\* 48.794\*\* 61.792\*\*\* 63.657\*\*\* 57.211\*\*\* 60.852\*\*\* 57.821\*\*\* 58.645\*\*\* (0.736)(0.867)(1.997)(1.658)(1.532)(1.723)(1.826)(1.964)(2.318)(2.087)(1.922)(2.270)(2.023)(2.043)41~59歳世帯員数 55.680\*\*\* 66.696\*\* 60.234\*\*\* 57.554\*\*\* 52.851\*\*\* 59.278\*\*\* 50.812\*\*\* 52.672\*\* 70.377\*\*\* 68.793\*\*\* 64.155\*\*\* 67.709\*\*\* 63.341\*\*\* 65.508\*\*\* (0.816)(0.894)(1.809)(1.953)(1.787)(2.262)(1.782)(2.152)(2.430)(2.066)(2.250)(2.113)(2.011)(2.155)60~64歳世帯員数 71.696\*\*\* 85.559\*\*\* 76.235\*\*\* 70.943\*\*\* 66.974\*\*\* 71.847\*\*\* 75.975\*\*\* 68.346\*\* 93.971\*\*\* 89.097\*\*\* 87.149\*\*\* 83.323\*\*\* 81.368\*\*\* 77.925\*\*\* (4.754)(3.726)(5.384)(1.904)(2.166)(4.470)(4.828)(5.750)(4.363)(6.488)(4.242)(5.290)(4.752)(5.411)65~69歳世帯員数 69.913\*\*\* 79.098\*\*\* 73.750\*\*\* 70.040\*\*\* 64.226\*\*\* 72.540\*\*\* 73.482\*\*\* 64.983\*\* 91.361\*\*\* 82.425\*\*\* 67.764\*\*\* 82.879\*\*\* 74.709\*\*\* 73.942\*\*\* (1.635)(1.673)(3.764)(3.753)(4.004)(3.702)(4.503)(4.097)(4.116)(3.547)(3.613)(4.144)(4.335)(4.177)70歳以上世帯員数 69.271\*\*\* 80.372\*\*\* 74.372\*\*\* 68.753\*\*\* 69.086\*\*\* 70.082\*\*\* 64.360\*\*\* 81.902\*\*\* 85.205\*\*\* 76.177\*\*\* 66.321\*\*\* 67.484\* 94.628\*\*\* 74.637\*\*\* (1.518)(3.393)(4.298)(1.784)(4.171)(3.432)(3.134)(3.906)(4.634)(3.820)(3.072)(6.038)(3.622)(4.178)Observations 9246 9573 1755 1617 1664 1280 1618 1312 1710 1681 1725 1356 1692 1409 0.799 0.835 0.823 Adjusted R-squared | 0.802 0.819 0.758 0.818 0.824 0.841 0.818 0.805 0.812 0.828 0.824

カッコ内は頑健標準誤差

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

## (4)主観的最低生活費(第2類費相当費目)の回帰分析

主観的最低生活費(第2類費相当費目)について、世帯人員ダミーを説明変数として、回帰分析を行った。結果を示したものが図表 110である。サンプル全体を用いた分析と、級地別にサブサンプルに分割した分析を行った。定数項は、定数項なしモデルで推定を行った場合の世帯人員1人ダミーの係数と一致する。また各世帯人員ダミーの係数と定数項をそれぞれ足し合わせた場合、定数項なしで推定した各世帯人員ダミーと一致する。世帯人員が増えるほど、第2類費相当費目も増大する傾向にある。

第 1 類費相当費目の分析と同様に、級地ごとのサブサンプルの推定で統計的に係数が異なるかを見るために、Chow テストを行った。結果は図表 1 1 1、図表 1 1 2 の通りである。5%水準で有意差がある変数の組のセルを着色している。 K 調査については、1 級地の 1、2 級地の 1 は、他の級地と有意な差がある。

また同一推定式内の世帯人員ダミー同士の違いを見たものが、図表 113、図表 114であり、K調査、T調査いずれにおいても、すべての変数の係数は5%水準で、統計的に有意な差が確認される。

図表 110 回帰分析結果:主観的最低生活費(第2類費相当費目)

					7-PV 11-1-		~~ :=	- (FIF — FF						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	K	Т	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
世帯人員1人														
(ベースライン)														
世帯人員2人	11.107***	12.689***	11.465***	8.781***	11.657***	12.578***	11.019***	11.823***	12.726***	11.129***	11.562***	13.148***	15.220***	12.550***
	(0.586)	(0.719)	(1.317)	(1.358)	(1.071)	(1.738)	(1.394)	(1.827)	(1.807)	(1.735)	(1.639)	(1.861)	(1.561)	(1.986)
世帯人員3人	15.133***	16.503***	17.962***	13.506***	20.144***	13.391***	12.869***	11.638***	16.529***	14.752***	15.414***	16.554***	21.316***	14.426***
	(0.681)	(0.851)	(1.582)	(1.513)	(1.654)	(1.890)	(1.487)	(1.949)	(1.876)	(2.240)	(1.832)	(2.452)	(1.954)	(2.270)
世帯人員4人	20.545***	20.656***	25.534***	20.721***	21.242***	18.259***	18.828***	17.211***	24.495***	20.244***	19.518***	16.772***	25.295***	17.127***
	(0.873)	(0.946)	(1.976)	(2.178)	(1.627)	(2.834)	(1.904)	(2.212)	(2.560)	(2.265)	(2.119)	(2.187)	(2.328)	(2.403)
世帯人員5人	24.010***	23.424***	32.004***	20.327***	25.681***	21.327***	24.051***	17.541***	20.984***	30.269***	23.920***	17.938***	25.958***	20.099***
	(1.038)	(1.096)	(3.193)	(2.280)	(1.774)	(2.711)	(2.302)	(2.361)	(2.239)	(3.558)	(2.415)	(2.753)	(2.363)	(2.530)
Constant	30.368***	40.088***	28.184***	31.707***	28.173***	31.772***	31.262***	31.676***	39.116***	41.251***	39.514***	42.053***	38.004***	40.949***
	(0.437)	(0.522)	(0.963)	(1.055)	(0.742)	(1.218)	(1.038)	(1.425)	(1.247)	(1.318)	(1.237)	(1.349)	(1.087)	(1.429)
Observations	9246	9573	1755	1617	1664	1280	1618	1312	1710	1681	1725	1356	1692	1409
Adjusted R-squared	0.098	0.070	0.128	0.094	0.147	0.062	0.099	0.063	0.071	0.076	0.076	0.052	0.096	0.051

カッコ内は頑健標準誤差

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 111級地サブサンプル推定式各組の Chow テストの結果(K調査)

サブサンプル1	サブサンプル2	カイ2乗統計量	P値
1級地1	1級地2	12.120	0.033 **
1級地1	2級地1	8.333	0.139
1級地1	2級地2	19.839	0.001 ***
1級地1	3級地1	14.547	0.012 **
1級地1	3級地2	27.020	0.000 ***
1級地2	2級地1	12.821	0.025 **
1級地2	2級地2	7.275	0.201
1級地2	3級地1	4.801	0.441
1級地2	3級地2	8.677	0.123
2級地1	2級地2	18.446	0.002 ***
2級地1	3級地1	15.707	0.008 ***
2級地1	3級地2	21.804	0.001 ***
2級地2	3級地1	2.710	0.745
2級地2	3級地2	2.894	0.716
3級地1	3級地2	6.044	0.302

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 112級地サブサンプル推定式各組の Chow テストの結果 (T調査)

サブサンプル1	サブサンプル2	カイ2乗統計量	P値
1級地1	1級地2	11.140	0.049 **
1級地1	2級地1	4.472	0.484
1級地1	2級地2	10.257	0.068 *
1級地1	3級地1	5.957	0.310
1級地1	3級地2	5.349	0.375
1級地2	2級地1	7.118	0.212
1級地2	2級地2	12.945	0.024 **
1級地2	3級地1	9.935	0.077 *
1級地2	3級地2	9.321	0.097 *
2級地1	2級地2	11.481	0.043 **
2級地1	3級地1	9.667	0.085 *
2級地1	3級地2	3.341	0.648
2級地2	3級地1	11.253	0.047 **
2級地2	3級地2	2.767	0.736
3級地1	3級地2	9.846	0.080 *

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 113 世帯人員ダミーの係数の差の検定結果(K調査)

係数1	係数2	係数1-係数2	t値	P値
世帯人員2名ダミー	世帯人員3名ダミー	-4.026	-6.166	0.000 ***
世帯人員2名ダミー	世帯人員4名ダミー	-9.438	-11.086	0.000 ***
世帯人員2名ダミー	世帯人員5名ダミー	-12.904	-12.651	0.000 ***
世帯人員3名ダミー	世帯人員4名ダミー	-5.412	-5.888	0.000 ***
世帯人員3名ダミー	世帯人員5名ダミー	-8.878	-8.241	0.000 ***
世帯人員4名ダミー	世帯人員5名ダミー	-3.465	-2.869	0.004 ***

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 114 世帯人員ダミーの係数の差の検定結果 (T調査)

係数1	係数2	係数1-係数2 t値	P値	
世帯人員2名ダミー	世帯人員3名ダミー	-3.814	-4.569	0.000 ***
世帯人員2名ダミー	世帯人員4名ダミー	-7.967	-8.554	0.000 ***
世帯人員2名ダミー	世帯人員5名ダミー	-10.735	-9.915	0.000 ***
世帯人員3名ダミー	世帯人員4名ダミー	-4.153	-4.004	0.000 ***
世帯人員3名ダミー	世帯人員5名ダミー	-6.921	-5.891	0.000 ***
世帯人員4名ダミー	世帯人員5名ダミー	-2.769	-2.223	0.026 **

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

図表 115 (参考) 級地サブサンプル推定式各組の Chow テスト: p値(K調査)

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1級地1		0.033	0.139	0.001	0.012	0.000
1級地2	0.033		0.025	0.201	0.441	0.123
2級地1	0.139	0.025		0.002	0.008	0.001
2級地2	0.001	0.201	0.002		0.745	0.716
3級地1	0.012	0.441	0.008	0.745		0.302
3級地2	0.000	0.123	0.001	0.716	0.302	

図表 116 (参考) 級地サブサンプル推定式各組の Chow テスト: p値(T調査)

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1級地1		0.049	0.484	0.068	0.310	0.375
1級地2	0.049		0.212	0.024	0.077	0.097
2級地1	0.484	0.212		0.043	0.085	0.648
2級地2	0.068	0.024	0.043		0.047	0.736
3級地1	0.310	0.077	0.085	0.047		0.080
3級地2	0.375	0.097	0.648	0.736	0.080	

図表 117 (参考) 世帯人員ダミーの係数の差の検定:p値(K調査)

	世帯人員2人	世帯人員3人	世帯人員4人	世帯人員5人
世帯人員2人		0.000	0.000	0.000
世帯人員3人	0.000		0.000	0.000
世帯人員4人	0.000	0.000		0.004
世帯人員5人	0.000	0.000	0.004	

図表 118 (参考) 世帯人員ダミーの係数の差の検定:p値(T調査)

	世帯人員2人	世帯人員3人	世帯人員4人	世帯人員5人
世帯人員2人		0.000	0.000	0.000
世帯人員3人	0.000		0.000	0.000
世帯人員4人	0.000	0.000		0.026
世帯人員5人	0.000	0.000	0.026	

## (5) 生活扶助基準と比較するための計算方法と示唆

本節では、前節までで推定された係数を用いて主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の予測値が どうなるのかを計算し、生活扶助基準額と比較する。主観的最低生活費(第 1 類費相当費目)に関する 回帰分析は基本的に定数項を持つ推定式で行い、係数の考察についても、基本的に定数項のある推定式 とした。また、主観的最低生活費(第 2 類費相当費目)についての回帰分析では、定数項の係数は、ダミ 一変数のベースカテゴリーである世帯人員が 1 人の時の効果と解釈できる。そのため各世帯における主観的 最低生活費(第 1 類費相当費目)の予測値、主観的最低生活費(第 2 類費相当費目)は次の式の ように計算でき、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の予測値は、これらの和となる。

主観的最低生活費(第1類費相当費目)の予測値

= 主観的最低生活費(第1類費相当費目)の級地別推定式の定数項+ [∑ (各年齢区分別級地別の変数の係数×当該年齢区分の世帯員数)]

主観的最低生活費(第2類費相当費目)の予測値

主観的最低生活費(第2類費相当費目)の級地別推定式世帯人員ダミーの係数+定数項(世帯人員が1名の時は定数項の値)

一方、生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和元年10月)(以下、基準額表)において、生活扶助基準(第1類+第2類)は次のように計算されている、

生活扶助基準(第 1 類) = [Σ(各年齢区分別級地別第 1 類費基準額)×当該年齢区分世帯員数)]×世帯人員別逓減率

生活扶助基準 (第2類) = 級地別世帯人員別第2類費基準額

主観的最低生活費(第1類費相当費目)の予測値の計算においては、逓減率を計算に使用していないこと、定数項が存在すること、の2点が基準額表における計算方法と異なる。

主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の予測値に使用する、回帰分析により推定したパラメータは、図表 119、図表 120に示した通りである。ここで、第2類相当費目については、各変数の係数に定数項を足したものを表示している。

図表 119 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(月額・千円)の予測値に使用する パラメータ(K 調査)

1類費	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2
0~5歳世帯員数	6.768	3.137	6.609	-1.96	5.455	3.547
6~11歳世帯員数	27.515	16.198	19.41	14.048	16.624	11.094
12~17歳世帯員数	25.701	29.019	26.13	19.66	26.711	26.595
18~64歳世帯員数	32.574	30.572	29.819	35.328	30.621	32.078
65歳以上世帯員数	43.702	38.926	38.65	45.544	42.586	40.823
1類費定数項	52.620	52.198	45.744	47.311	45.903	44.696
2類費	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2
世帯人員1人	28.184	31.707	28.173	31.772	31.262	31.676
世帯人員2人	39.649	40.488	39.830	44.350	42.280	43.499
世帯人員3人	46.146	45.213	48.317	45.163	44.131	43.314
世帯人員4人	53.718	52.429	49.415	50.030	50.090	48.887
世帯人員5人	60.188	52.034	53.854	53.099	55.313	49.218

図表 120 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(月額·千円)の予測値に使用する パラメータ(T 調査)

1類費	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
0~5歳世帯員数	0.876	2.322	2.511	-1.954	5.057	-1.054
6~11歳世帯員数	10.611	11.675	13.269	9.016	10.744	16.497
12~17歳世帯員数	34.417	28.803	27.332	28.285	28.564	18.440
18~64歳世帯員数	30.852	37.187	30.562	27.916	34.176	28.349
65歳以上世帯員数	41.936	38.615	30.090	38.484	36.409	25.621
1類費定数項	86.297	67.516	74.012	82.219	64.837	76.760
2類費	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
世帯人員1人	39.116	41.251	39.514	42.053	38.004	40.949
世帯人員2人	51.842	52.380	51.077	55.201	53.224	53.499
世帯人員3人	55.645	56.003	54.928	58.607	59.321	55.375
世帯人員4人	63.611	61.495	59.033	58.825	63.299	58.076
世帯人員5人	60.100	71.520	63.434	59.991	63.963	61.049

図表 121 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(月額·千円)の予測値計算例(K調査)

計算例	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2
夫婦子1人(30代夫婦,子3~5歳)	170.7	161.7	160.3	161.2	156.7	155.7
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、中学生と小学生)	224.7	211.0	200.3	201.7	200.6	195.4
母子世帯 (子1人) (30代親、小学生)	152.4	139.5	134.8	141.0	135.4	131.4
母子世帯 (子2人)(40代親、中学生と小学生)	184.6	173.2	169.4	161.5	164.0	157.8
若年単身世帯 (50代)	113.4	114.5	103.7	114.4	107.8	108.5
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	157.4	153.8	145.2	162.3	149.4	152.4

図表 122 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(月額·千円)の予測値計算例(T調査)

計算例	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
夫婦子1人(30代夫婦,子3~5歳)	204.5	200.2	192.6	194.7	197.6	187.8
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、中学生と小学生)	256.6	243.9	234.8	234.2	235.8	226.5
母子世帯 (子1人) (30代親、小学生)	179.6	168.8	168.9	174.4	163.0	175.1
母子世帯 (子2人)(40代親、中学生と小学生)	217.8	201.2	200.1	206.0	197.6	195.4
若年単身世帯 (50代)	156.3	146.0	144.1	152.2	137.0	146.1
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	199.8	194.3	186.2	193.3	186.4	187.0

<補論 主観的最低生活費(第1類費相当費目)に係る逓減率の検証>

本章の一連の回帰分析では、総世帯員数が増大にするにつれ第 1 類費相当費目の主観的最低生活費は逓減するか(すなわち「逓減率」が存在するか)は考慮していない。仮に「逓減率」を考慮する必要がある場合は、回帰分析において、これまでの説明変数に年齢区分を問わない総世帯員数のグミー変数などを加えて推定することが考えられる。しかし、単純に総世帯員数のグミー変数を説明変数として投入した場合、各年齢区分別世帯員数との間で完全共線性を持つため、推定を行うことができない。

そこで以下のような考え方・手順により検討する $^{14}$ 。まず主観的最低生活費(第 1 類費相当費目) =  $Y_i$ について、仮に逓減率が存在した場合の真のモデル、及びその推定モデルは以下の通りである。

真のモデル:  $Y_i = \alpha + \beta X_i + \gamma Z_i + \epsilon_i$ 

推定モデル:  $Y_i = a + \beta X_i + v_i$ , ただし  $v_i = \gamma Z_i + \epsilon_i$ 

 $X_i$ を各年齢階級別世帯人員、 $Z_i$ を総世帯員数とすると、逓減率は $\gamma$ である。もし仮に「逓減率」が存在 ( $\gamma$ <0) する場合、予測値  $a+bX_i$ に影響する要因として、各年齢区分別世帯人員の係数 $\beta$ の推定値 bに負のバイアスが生じる一方(なお a は a の推定値)、(真のモデルにあるはずの)逓減率の項自体がないことも勘案すると、計測値  $Y_i$ と予測値  $a+bX_i$ との残差は、総世帯員数  $Z_i$ と負の相関( $\gamma$ <0)となることが期待される。その結果、もし仮に「逓減率」が存在していた場合には総世帯員数  $Z_i$ の値が大きいほど、予測値に係数 $\gamma$ が考慮されていないため、予測値は測定値より単身世帯の場合と比較して相対的に大きくなり、「測定値÷予測値」の値は、小さくなるはずである。(章末補足を参照のこと)

これを利用し、本分析の枠組みの中で、第1類費相当費目の主観的生活費に係る「逓減率」を考慮することが必要であるかどうか、以下の方法により確認する。

- 手順1:図表 47のK調査の級地別の主観的最低生活費(第1類費相当費目)の推定式を 用い、予測値を計算する。
- 手順2:主観的最低生活費(第1類費相当費目)の「測定値÷予測値」を被説明変数とし、総世帯員数を説明変数(実際には世帯人員ダミー、ベースは世帯人員1人)とする回帰分析を行い、係数が負で統計的に有意であるか確認する。

手順2の回帰分析で世帯人員ダミーの係数が負で統計的に有意でない場合、主観的生活費(第1 類費相当費目)に逓減率は存在しないと判断する。逆に負で有意である場合、図表 47の級地別の主 観的生活費(第1類費相当費目)の予測値は逓減率を考慮していないため、総世帯員数毎の「測定値 ÷予測値」の予測値は、生活扶助の基準額表における「逓減率」と近い概念のものとなると考えられる。

主観的最低生活費(第1類費相当費目)の予測値および、「測定値÷予測値」の記述統計量は図表 123の通りである。

図表 123 主観的最低生活費 (第1類費相当費目) の予測及び「測定値÷予測値」の記述統計量

K調査	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
主観的最低生活費(第1類費相当費目) の予測値	9,246	119.933	29.861	75.564	226.618
測定值÷予測值	9,246	0.999	0.489	0.092	9.087
T調査	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
主観的最低生活費(第1類費相当費目) の予測値	9,573	143.087	30.078	99.013	253.452
測定值÷予測值	9,573	0.999	0.453	0.067	6.298

 $<sup>^{14}</sup>$  図表 47の級地別の推定が、世帯人員を説明変数として使用していないことによる、過少定式化の可能性があることを仮定し、その可能性を探った分析である。

手順2の推定結果は図表 124の通りである。各係数は当該年齢区分世帯員数が1名からその人数になった場合に、「測定値÷予測値」が、どの程度増えるかということを表している。ここで、F値はどの推定式でも低く、F検定で、すべての係数が0であるという帰無仮説を、1%水準で棄却できるのは、サンプル全体を使用した、(1)式および(2)式と、T調査の1級地の2のみを使用した(10)式のみである。これらの推定式では世帯人員数2人ダミーの係数が共通して有意に推定されているが、係数は正であり、想定される符号とは正負が異なる。これに関し原因究明までには至らなかったが、高齢世帯と現役世帯との消費構造の相違が理由として挙げられる。15

図表 124 「測定値÷予測値」についての回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	K	Т	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
世帯人員ダミー														
(ベース:世帯人員1人)														
世帯人員2人ダミー	0.052***	0.068***	0.043	0.050	0.057	0.042	0.060	0.043	0.092***	0.089***	0.066*	0.066*	0.068**	0.026
	(0.016)	(0.015)	(0.037)	(0.035)	(0.036)	(0.040)	(0.040)	(0.045)	(0.034)	(0.033)	(0.038)	(0.037)	(0.033)	(0.038)
世帯人員3人ダミー	-0.006	0.027*	-0.027	-0.020	-0.013	-0.017	0.002	0.039	0.060*	0.005	0.011	0.027	0.072**	-0.017
	(0.016)	(0.015)	(0.037)	(0.036)	(0.037)	(0.041)	(0.043)	(0.050)	(0.035)	(0.034)	(0.038)	(0.040)	(0.036)	(0.040)
世帯人員4人ダミー	0.021	0.029*	-0.002	0.055	0.020	0.015	0.006	0.012	0.078**	0.009	0.019	0.061	0.035	-0.019
	(0.017)	(0.016)	(0.037)	(0.040)	(0.040)	(0.041)	(0.041)	(0.045)	(0.038)	(0.037)	(0.042)	(0.039)	(0.040)	(0.041)
世帯人員5人ダミー	0.034	0.036**	0.040	0.012	0.039	0.034	0.045	0.025	0.018	0.070*	0.042	0.007	0.031	0.039
	(0.022)	(0.016)	(0.067)	(0.043)	(0.042)	(0.050)	(0.046)	(0.050)	(0.037)	(0.038)	(0.040)	(0.042)	(0.038)	(0.042)
Constant	0.976***	0.963***	0.987***	0.979***	0.976***	0.984***	0.973***	0.973***	0.944***	0.960***	0.968***	0.962***	0.953***	0.993***
	(0.013)	(0.012)	(0.030)	(0.028)	(0.030)	(0.033)	(0.033)	(0.039)	(0.026)	(0.027)	(0.031)	(0.031)	(0.027)	(0.032)
Observations	9,246	9,573	1,755	1,617	1,664	1,280	1,618	1,312	1,710	1,681	1,725	1,356	1,692	1,409
F-stat	5.676***	6.351***	1.536	1.847	1.526	0.913	1.217	0.385	2.496**	3.589***	1.266	1.445	1.485	1.098
Adjusted R-squared	0.002	0.003	0.000	0.002	0.001	-0.001	0.000	-0.002	0.004	0.006	0.001	0.001	0.002	-0.000

カッコ内は頑健標準誤差

世帯人員別の「測定値÷予測値」の予測値は図表 125に示した通りであり、「測定値÷予測値」の予測値は、1近傍にある。図表 124のほとんどの推定式でF検定が有意でないことからも、第1類費相当費目の主観的最低生活費にかかる逓減率(スケールメリット)は、生活扶助基準の計算方法における逓減率のような形では表れていないと考えられる。

図表 125 世帯人員別の「測定値÷予測値」の予測値

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	K 1級地1	K 1級地2	K 2級地1	K 2級地2	K 3級地1	K 3級地2	T 1級地1	T 1級地2	T 2級地1	T 2級地2	T 3級地1	T 3級地2
1人	0.987	0.979	0.976	0.984	0.973	0.973	0.944	0.960	0.968	0.962	0.953	0.993
2人	1.029	1.028	1.032	1.026	1.033	1.016	1.036	1.049	1.034	1.028	1.021	1.019
3人	0.960	0.959	0.963	0.967	0.975	1.011	1.004	0.964	0.979	0.989	1.025	0.976
4人	0.985	1.033	0.996	0.999	0.979	0.985	1.022	0.969	0.987	1.023	0.988	0.973
5人	1.026	0.991	1.014	1.017	1.018	0.998	0.962	1.029	1.010	0.969	0.984	1.032

-

<sup>\*</sup> p<0.10, \*\* p<0.05, \*\*\* p<0.01

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup>なお単身、夫婦のみ世帯以外の世帯類型の世帯を有している、回答者年齢 59 歳以下にサンプルを絞ると、すべての推定式で F 値が有意ではなかった。

### (章末補足)

山本(1995)を参考に以下の数式展開を行った。図表 47の回帰分析の予測値は次のように書ける。

○図表 47の回帰分析の予測値

$$\hat{Y} = a + bX$$

また過少定式化のバイアスは次のように書ける。

○過少定式化のバイアス

$$b - \beta = \frac{\sum (X - \bar{X})(\gamma Z + u)}{\sum (X - \bar{X})^2} = \gamma \frac{\sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z})}{\sum (X - \bar{X})^2} + \frac{\sum (X - \bar{X})\varepsilon}{\sum (X - \bar{X})^2}$$

上記の設定において、計測値Yと予測値 $\hat{Y}$ との差には、説明変数Xの影響だけではなく説明変数Zの影響もあることを考慮すると計測値Yと予測値 $\hat{Y}$ の残差 $\delta$ は次のように書ける。

○計測値 $\gamma$ と予測値 $\hat{\gamma}$ の残差 $\delta$ :

$$\delta = Y - \hat{Y} = \alpha + \beta X + \gamma Z + \varepsilon - (\alpha + bX) = (\alpha - \alpha) + (\beta - b)X + \gamma Z + \varepsilon$$
$$= (\alpha - \alpha) - \gamma X \frac{\sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z})}{\sum (X - \bar{X})^2} + \gamma Z - X \frac{\sum (X - \bar{X})\varepsilon}{\sum (X - \bar{X})^2} + \varepsilon$$

ここで残差Y - Ŷと世帯人員数Zとの関係を考えると、

〇残差 $Y - \hat{Y}$ と世帯人員数Zとの関係(定数項と誤差 $\varepsilon$ を除く): (第 2 項)

$$\sum \delta_{(2)}(Z - \bar{Z}) = \sum \left(-\gamma X \frac{\sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z})}{\sum (X - \bar{X})^2}\right) (Z - \bar{Z})$$

$$= -\gamma \frac{\sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z})}{\sum (X - \bar{X})^2} \sum X(Z - \bar{Z})$$

$$= -\gamma \frac{\sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z})}{\sum (X - \bar{X})^2} \sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z})$$

(第3項)

$$\sum \delta_{(3)}(Z - \bar{Z}) = \sum (\gamma Z)(Z - \bar{Z})$$
$$= \gamma \sum (Z - \bar{Z})(Z - \bar{Z})$$

(第2項+第3項)

$$\begin{split} \sum \left(\delta_{(2)} + \delta_{(3)}\right) (Z - \bar{Z}) &= -\gamma \frac{(\sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z}))^2}{\sum (X - \bar{X})^2} + \gamma \sum (Z - \bar{Z})^2 \\ &= \gamma \left(1 - \frac{(\sum (X - \bar{X})(Z - \bar{Z}))^2}{\sum (X - \bar{X})^2 \sum (Z - \bar{Z})^2}\right) \sum (Z - \bar{Z})^2 \\ &= \gamma \left(1 - \frac{COV(X, Z)^2}{V(X)V(Z)}\right) \sum (Z - \bar{Z})^2 \end{split}$$

となる。

最終的な式変形の結果は、(負)×(正)×(正)であることを考慮すると、「残差 $Y = \hat{Y}$ の第 2 項と第 3 項」と世帯人員数Zとの関係は、世帯人員数Zが大きくなるほど、残差は小さくなる(マイナス方向に偏る)となっていることが示唆される。

III 部: さまざまな貧困線及びその等価尺度

- 5 推定式に基づく貧困線の算出
  - (1) 貧困線算出の考え方

本章では、本調査研究で実施したアンケート結果を用いて、以下の3種の貧困線を算出した。

- ① Minimum Income Question (MIQ) に基づく Subjective Poverty Line (主観的貧困線、SPL) の算出
- ② Income Evaluation Question (IEQ) に基づく Leyden Poverty Line (ライデンの貧困線、LPL) の算出
- ③ 主観的最低生活費関数の推定に基づく主観的最低生活費(生活扶助対象費目、全費目)の 貧困線(Minimum Spending Poverty Line: 以下、「MSL<sup>16</sup>」という)の算出

このうち、①②については、多くの先行研究があり、本章でもこれらの先行研究に倣って貧困線を算出した。一方で③については、先行研究は少ないものの、①②と同じ方法で貧困線の算出を行い、その水準や等価尺度の比較検討を行った。なお、③については、アンケート調査結果から得られる主観的最低生活費の中央値と、本章での算出結果の関係を検証した。

①~③の貧困線算出は主に以下の手順で行った(詳細は、(2)以下を参照)。

手順1:アンケート調査により、世帯の最低生活にかかる主観的な認識を把握

- ① 最低限必要な可処分所得の金額
- ② 「きわめて悪い収入」~「きわめて良い収入」に相応する可処分所得の金額
- ③ 主観的最低生活費(K調査、T調査)【費目別】
- 手順2:各世帯の最低生活にかかる可処分所得や生活費の認識について、実際の世帯可処分所得との関係を回帰式により推定
- 手順3:回帰式の推定結果に基づき、世帯の属性に応じた、最低限必要となる可処分所得や生活費の理論値(貧困線)を算出

<sup>16</sup> 本稿では、Garner and Short (2003) での表記に倣った。

## (2)貧困線の算出方法

#### ① SPL の算出方法

ここでは、Minimum Income Question(MIQ)に基づき、Subjective Poverty Line(主観的貧困線、SPL)の算出を行う。MIQとは、回答者の世帯にとって、最低限必要であると考える可処分所得を直接的に尋ねる手法であり、自身の世帯の置かれている状況において必要とされる所得水準を尋ねる代表的な2つの手法のうちの1つとされる(Goedhart et al.(1977))。

本調査では、MIQとして次のような設問を設けた。

#### <MIO の設問>

問7 あなたや同居している家族のため、最低限必要な可処分所得〔所得税・住民税・社会保険料が 差し引かれた後の実際に使える収入額(手取り収入額)〕はいくらですか。あなたや同居している家族 が、それ未満では生計を維持できない金額をお答えください。

最低限必要な可処分所得は月\_\_\_万円

※1万円単位の数値回答(0万円~999万円)。

## <MIQ から可処分所得の貧困線: SPL を導く考え方>17

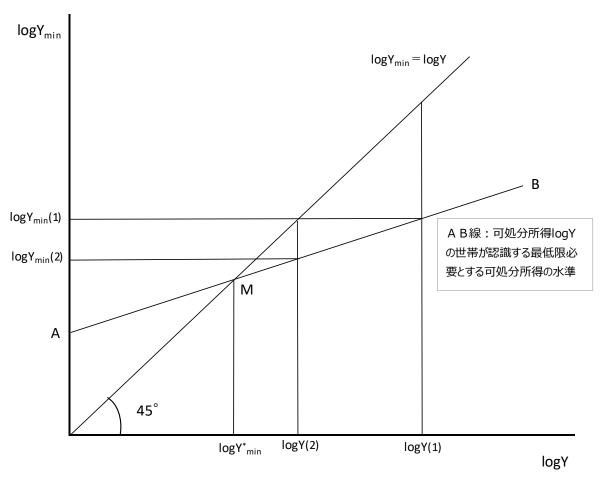
- ① MIQは、各世帯において最低限必要と考える可処分所得(Ymin)を尋ねるものである。
- ② 各世帯において最低限必要と考える可処分所得(Ymin)の認識は、様々な変数と関連があるが、特に実際の世帯可処分所得(Y)との関連があるとされる。Yminと Y については、双方に対数をとった線形での関係が良くあてはまるとされている。
- ③ そのため、特定の規模・属性の世帯の特徴を踏まえて、各世帯が最低限必要と考える可処分所得 (Y<sub>min</sub>)を被説明変数、実際の可処分所得 (Y)を説明変数とした回帰式を推定する。推定結果を図示したものが、図表 126のAB線である。
- ④ 今、A B線上にある特定の規模・属性の、可処分所得 Y(1)の世帯で、最低限必要と認識する可処分所得が Y<sub>min</sub>(1)であるとする。
- ⑤ この世帯が最低限必要と認識した可処分所得  $Y_{min}(1)$ は、この世帯の実際の可処分所得 Y(1)を前提とした認識であり、仮に、この世帯の実際の可処分所得が Y(1)から  $Y_{min}(1)$ と同水準である Y(2) に低下すると想定する。
- ⑥ 可処分所得水準が Y(2)にまで低下した当初は、当該世帯は自身が最低可処分所得で生活していると認識するが、しばらく経つと、Y(2)は最低限必要な可処分所得ではなく、最低限必要と考える可処分所得は A B 線上の Y<sub>min</sub>(2)であると認識を改めるようになる。
- ⑦ この世帯での可処分所得のさらなる低下を仮定すると、最低可処分所得の認識は同様のプロセスをAB線上でたどり、最終的にはY=Y\*minとなる点Mで、そのプロセスが止まることになる。
- ⑧ 上記のプロセスを整理すると、点Mよりも実際の可処分所得が大きい右側にある場合には、最低可処分所得の認識水準は貧困線を上回る。逆に、実際の可処分所得を下回る場合には、最低可処分所得の認識は貧困線を下回ることになり、いずれも最低限必要な可処分所得の認識に歪みが生じていることになる。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Bosch(2017)pp89-90 を参照した。

- ⑨ 実際の可処分所得(Y)がその世帯の考える最低可処分所得と一致する  $Y*_{min}$  の場合(Y =  $Y*_{min}$ 、すなわち、 $\log Y = \log Y*_{min}$ )、つまり、点 Mの可処分所得水準にある世帯が認識する最低可処分所得が貧困線と一致することになる。
- ⑩ こうした考え方に基づき、A B線と 45°線( $\log Y = \log Y^*_{min}$ )の交点となる点Mの可処分所得の水準  $Y^*_{min}$ を貧困線として、SPL を定義する。

図表 126 特定の世帯規模における最低限必要な可処分所得(対数(logY<sub>min</sub>)、縦軸)と実際の世帯可処分所得(対数(logY)、横軸)の関係



(出所) Wansbeek and Kapteyn (1983) p.264 Figure1 をもとに作成

上記の考え方に沿って、まず最低可処分所得(対数)を被説明変数、世帯可処分所得(対数)、年齢階級・世帯類型ダミー(年齢階級と世帯類型の全ての組み合わせを、それぞれダミー変数としたもの)、級地ダミーを説明変数として、回帰分析を行った。推定式は次の通りである。なお、世帯可処分所得については、各世帯が該当する所得階級の中間値を利用した。さらに、推定式では可処分所得に貯蓄の取崩額を加えた場合も推定した。なお、最低可処分所得、世帯可処分所得は月額・千円単位としている。

## <最低可処分所得の推定式>

$$log(Y_{min}) = a_0 + a_1 * log(Y) + \sum_{i} a_{2i} * Dum_i + \varepsilon$$

続いて、上記の最低可処分所得関数の推定結果と、Ymin=Y(45度線)の交点(Y\*min)を、SPLと して算出する。

<SPL の値>

$$Y_{min}^* = exp\left\{\frac{a_0}{(1-a_1)} + \sum_i \frac{a_{2i}}{(1-a_1)} * Dum_i\right\}$$

#### ② LPL の算出方法

ここでは、Income Evaluation Question (IEQ) に基づき、Leyden Poverty Line (ライデンの貧 困線、LPL)の算出を行う。IEQ は、先述した MIQ と同様に、各世帯に対して、自身の置かれている状況 において必要とされる所得水準を尋ねる代表的な2つの手法のうちの1つとされ(Goedhart et al. (1977))、本調査では、IEQとして次のような設問を設けた。

## <IEQ の設問>

問8 あなたや同居している家族の現在の状況を考慮して、以下の①~⑥のような収入と思う金額(月 額)をお答えください。

#### ■注意事項

- 所得税・住民税や社会保険料が差し引かれた後の実際に使える収入額(手取り収入額)をお答えください。
- ① きわめて悪い収入 (手取りで)月 万円
- ② 悪い収入 (手取りで)月 \_\_万円
- ③ 不十分な収入 (手取りで)月 \_\_万円④ 十分な収入 (手取りで)月 \_\_万円
- ⑤ 良い収入 (手取りで)月 \_\_万円
- ⑥きわめて良い収入 (手取りで)月 万円
- ※1万円単位の数値回答(0万円~999万円)。

## <IEQ から LPL を算出する考え方>

IEQからLPLを算出するに当たっては、大きく2つの手順を踏むことになる。

#### 手順1:世帯別の最低可処分所得の特定

- IEO は、MIOとは異なり、各世帯が最低限必要とする可処分所得の金額を直接尋ねていないため、ア ンケート調査から得られる IEQ の結果をもとに、各世帯において最低限必要とする可処分所得に相当 する水準(金額)を決めることがまず必要となる。
- 具体的には、IEQの回答を用いて、回答世帯別のWelfare Functions of Income(所得厚生関 数、WFI)を推定する。推定に当たっては、回答世帯別に、①きわめて悪い収入~⑥きわめて良い収 入と、WFI の評価軸 0.0~1.0 の関係が、図表 127のような累積標準正規分布に従うと仮定す

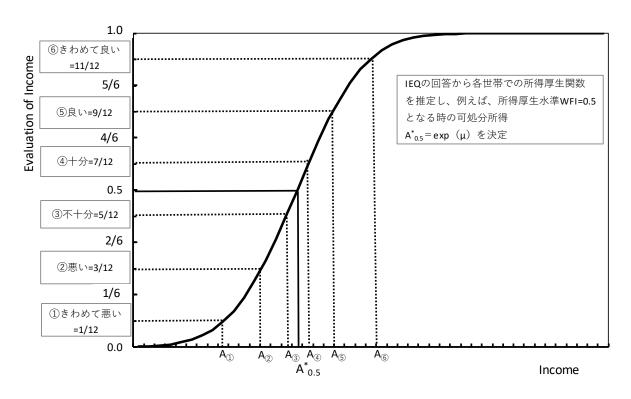
る。

・ この中で、①きわめて悪い収入については、所得厚生関数の 0.1~1.0 を 6 分割した場合の最も下の 0/6~1/6 の層の中央値(=1/12)であるとみなす。②悪い収入~⑥きわめて良い収入についても、 同様の処理を行う。

図表 127 所得厚生関数の仮定

N	可処分所得	WFI の評価軸(累積標準正規分布の分位)
1	きわめて悪い(very bad)	1/12(0/6~1/6 の中間値)
2	悪い(bad)	3/12(1/6~2/6 の中間値)
3	不十分(insufficient)	5/12(2/6~3/6 の中間値)
4	十分(sufficient)	7/12(3/6~4/6 の中間値)
5	良い(good)	9/12(4/6~5/6 の中間値)
6	きわめて良い(very good)	11/12(5/6~6/6 の中間値)

図表 128 所得厚生関数のイメージ



(出所) Bosch (2017) p.94 Figure 4.3 をもとに作成

①~⑥のn番目のWFIの分位数(本分析であれば1/12、3/12、・・・11/12)と、それに対応する可処分所得(An)の間には、以下の関係がある。

$$\log(A_n) = \mu + \sigma * q_n + \varepsilon_n$$

A<sub>n</sub>: n番目の可処分所得額

qn: それ以下の値の割合がn番目に相当する分位数となる標準正規分布の値

 $q_1$ =-1.38,  $q_2$ =-0.67,  $q_3$ =-0.21,  $q_4$ =0.21,  $q_5$ =0.67,  $q_6$ =1.38 例)標準正規分布において  $q_1$ =-1.38 以下の値の全体に占める割合は 1/12 となる。

・ そこで、各回答世帯について、 $A_n$ と $q_n$ のデータ(6 セット)を用いて、上記の式を推定し、世帯ごとの  $\mu$ 、 $\sigma$ を求める。その上で、例えば、WFI=6/12(=0.5)となる分位( $q*_{0.5}$ =0)に対応する可処分 所得( $A*_{0.5}$ )を決める(IEQ で見ると、「不十分」と「十分」の中間値に相当する)。 すなわち、

$$log(A_{0.5}^*) = \mu + \sigma \cdot q_{0.5}^* = \mu$$
  
 $A_{0.5}^* = exp(\mu)$ 

を算出することとなる。この、A\*n 5が、各世帯の最低可処分所得であると考える。

- ・ なお、LPL の算出に当たっては、WFI のどの水準が貧困線に相当するかは予め決められていない (Goedhart et al (1977) では、「政治が決める」との記載がある)。一方で、既存研究では、上 記の WFI = 0.5 となる水準 (IEQ で見ると、「不十分」と「十分」の中間値に相当する)を算出することが多いため、本報告書でもこれに倣うこととした。
- ・ また、各世帯におけるµの算出に当たって、①きわめて悪い収入に相当する可処分所得の金額が「0 (千円)」となっている回答については、これを「1 (千円)」に変換した上で推定を行った。

## 手順2:貧困線(LPL<sub>0.5</sub>)の算出

・ 前述のµ、すなわち A\*<sub>0.5</sub>の値は世帯ごとに算出できることから、MIQ(各世帯が認識する主観的な最低可処分所得の金額)から SPL(相応する貧困線となる可処分所得の水準)を算出した考え方と同様に、各世帯が認識するµ(WFI=0.5 に相当する可処分所得の金額 A\*<sub>0.5</sub>の対数をとったもの)から、LPL(相応する貧困線となる可処分所得の水準)を算出することが可能となる。SPL とLPL の比較は以下のようになる。

<SPLとLPL<sub>0.5</sub>の比較>

	SPL について	LPL <sub>0.5</sub> について				
設問	MIQ	IEQ				
回答世帯の最低可処	回答から、最低可処分所得を直	回答から、各世帯の WFI=0.5 に				
分所得の認識	接把握	相当する可処分所得の水準を推定				
推定する被説明変数	最低可処分所得の対数値	μ(=各世帯の WFI=0.5 に相当				
		する可処分所得の水準 A* <sub>0.5</sub> の対				
		数値)				
貧困線の算出方法	SPL: 最低可処分所得関数と	LPL <sub>0.5</sub> : µの関数と 45°線				
	45°線(最低可処分所得=可処	(exp(μ)=可処分所得) との交				
	分所得) との交点	点				

- (注) 本文記載の通り、LPL に関しては、WFI のどの水準が貧困線に相当するかは予め決められているわけではない。
- ・ 具体的には、被説明変数:µ、説明変数:世帯可処分所得(対数)、年齢階級・世帯類型ダミー (年齢階級と世帯類型の全ての組み合わせを、それぞれダミー変数としたもの)、級地ダミーとして、推 定を行った。推定式は次の通りである。なお、世帯可処分所得については、各世帯が該当する所得階

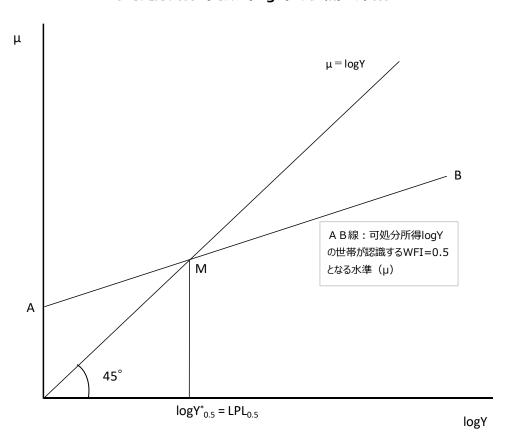
級(月額換算)の中間値を利用した。さらに、可処分所得に貯蓄の取崩額を加えた場合も推定した。

<µの推定式>

$$\mu = a_0 + a_1 * \log(Y) + \sum_i a_{2i} * Dum_i + \varepsilon$$

・ 最後に、上記の $\mu$ の関数(各世帯の WFI=0.5 に相当する可処分所得の水準の関数)の推定結果 と、 $\mu$ =log(Y)(45 度線)の交点での可処分所得(Y\* $_{0.5}$ )を、LPL $_{0.5}$ として算出する。

図表 129 特定の世帯規模における WFI=0.5 に相当する可処分所得の水準(μ、縦軸)と実際の世帯可処分所得(対数(logY)、横軸)の関係



<LPL<sub>0.5</sub>の値>

$$Y_{0.5}^* = exp\left\{\frac{a_0}{(1-a_1)} + \sum_i \frac{a_{2i}}{(1-a_1)} * Dum_i\right\}$$

## ③ MSL の算出方法

ここでは、アンケート調査で得られた「主観的最低生活費(生活扶助対象費目)」(生活扶助基準の対象費目に整合させたもの<sup>18</sup>)と世帯可処分所得との関係式を推定し、推定結果を用いて世帯の属性

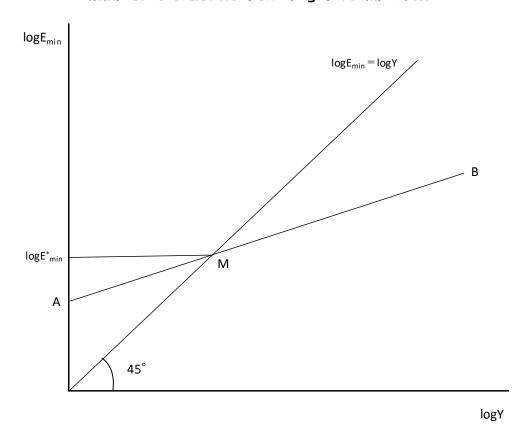
<sup>18</sup> 具体的には、アンケートにより調査した費目から、「車のガソリン代、自動車等の維持・修理にかかる費用などの自動車関係費」、「保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校等の給食費、学校の授業料等の教育扶助対象費」、「仮想家賃」、「診療代、介護保険サービスの利用料等の医療・介護費」を除いている。

(年齢階級、世帯類型、級地) 及び K 調査・T 調査ごとに主観的最低生活費(生活扶助対象費目) の貧困線(Minimum Spending Poverty Line、MSL) を算出する。

K 調査・T 調査ごとの主観的最低生活費のアンケート調査結果から MSL を算出する考え方は、先に示した MIQ(世帯において最低限必要と考える可処分所得をアンケート調査から直接把握)から SPL(可処分所得の貧困線)を算出した方法と基本的に同一である。

なお、MSL については、アンケート調査結果から得られる主観的最低生活費(生活扶助対象費目)関数(図表 130のAB線)上において、世帯可処分所得が主観的最低生活費(生活扶助対象費目)と一致する E\*min を MSL として定義する。

図表 130 特定の世帯規模における主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(対数(logE<sub>min</sub>)、 縦軸)と世帯可処分所得(対数(logY)、横軸)の関係



(出所) Wansbeek and Kapteyn (1983) p.264 Figure1 を参考に作成

まず K 調査・T 調査ごとに、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(対数)を被説明変数、世帯可処分所得(対数)、年齢階級・世帯類型ダミー(年齢階級と世帯類型の全ての組み合わせを、それぞれダミー変数としたもの)、級地ダミーを説明変数として、回帰分析を行った。なお、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)、最低可処分所得、世帯可処分所得(該当する階級の中間値)は全て月額・千円単位としている。

<主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の推定式>

$$\log(E_{nin}) = a_0 + a_1 * \log(Y) + \sum_i a_{2i} * Dum_i + \varepsilon$$

続いて、上記の主観的最低生活費(生活扶助対象費目)関数の推定結果と、E<sub>min</sub>=Y(45 度線)の交点(E\*<sub>min</sub>)を、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線(MSL)として算出する。

<MSL の値>

$$E_{min}^* = exp\left\{\frac{a_0}{(1-a_1)} + \sum_i \frac{a_{2i}}{(1-a_1)} * Dum_i\right\}$$

またこの他に、主観的最低生活費について、生活扶助基準の対象に含まれない費目を含めた場合(以下、「主観的最低生活費(全費目)」という)についても推定を行った。

# (3) SPL、LPL<sub>0.5</sub>、MSL 算出のための関数推定

上記(1)の考え方に沿って、SPL、LPL<sub>0.5</sub>、MSLの算出のための最低可処分所得、社会厚生関数WFI=0.5 水準、主観的最低生活費に関する関数の推定を行った。結果は図表 133に示した通りであり、また、各関数の形状を図表 131(20代単身世帯、1級地1)、図表 132(30代夫婦子1人世帯、1級地1)に示した(図表 134は、説明変数である世帯可処分所得に貯蓄の取り崩し額を加えた場合の推定結果である)。

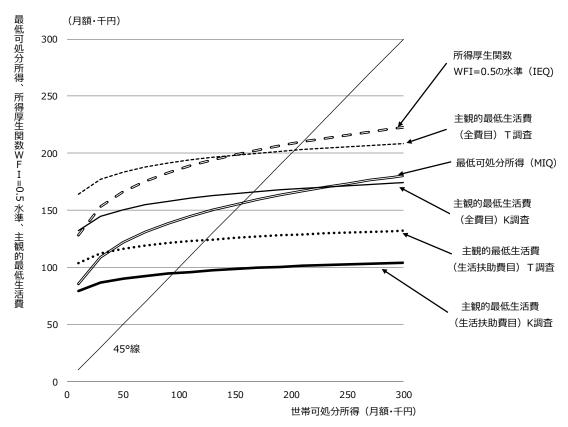
いずれの推定結果においても、世帯可処分所得の係数はプラスとなっているが、その大きさは、最低可処分所得関数(SPL)において 0.219 と最も大きく、次いで、社会厚生関数 WFI=0.5 水準の関数

(LPL<sub>0.5</sub>) においては 0.163 となっている。また、主観的最低生活費関数 (MSL) については、K 調査では、生活扶助対象費目、全費目の場合のいずれも 0.081、T 調査では、生活扶助対象費目が 0.072、全費目が 0.070 となっており、係数がかなり小さくなっている。

一方で定数項については、最低可処分所得関数(SPL)において、社会厚生関数 WFI=0.5 水準の関数(LPL<sub>0.5</sub>)や主観的最低生活費関数(MSL)よりも小さくなっている。また、年齢階級・世帯類型ダミーの係数(20 代単身世帯が基準)を見ると、SPL において大きな値となっていることが分かる一方で、LPL<sub>0.5</sub> においては MSL と同程度からやや小さな値となっている。

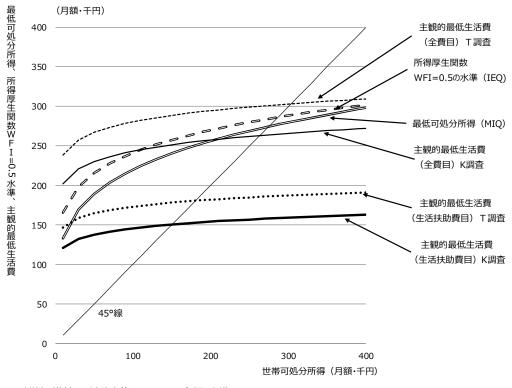
これらをグラフ化した図表 131、図表 132を見ると、最低可処分所得関数(SPL)、社会厚生 関数 WFI=0.5 水準の関数(LPL<sub>0.5</sub>)は、主観的最低生活費関数(MSL)に比べて、傾きが急な曲線になっていることが分かる。逆に言えば、主観的最低生活費関数(MSL)は、実際の世帯可処分所得が増大しても、相対的に緩やかにしか上昇しない、という性質を持つことが分かる。

図表 131 最低可処分所得、社会厚生関数 WFI=0.5 の水準、主観的最低生活費の各種関数の形状 (20 代単身世帯、1 級地1)



(注) ここでは、縦軸、横軸とも対数変換をしていない金額・水準を示している。

図表 132 最低可処分所得、社会厚生関数 WFI=0.5 の水準、主観的最低生活費の各種関数の形状(30代夫婦子1人世帯、1級地1)



(注) ここでは、縦軸、横軸とも対数変換をしていない金額・水準を示している。

図表 133 SPL、LPL<sub>0.5</sub>、MSL 算出のための各種関数の推定結果

		SPL	L P L <sub>0.5</sub>	MS	L(主観的最低生		(交点)
		可処分所得の	所得厚生関数	生活扶	助対象費目	<u> </u>	2費目
		貧困線	WFI=0.5の水 準	K調査	T調査	K調査	T調査
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
世帯可処分所得(対	付数)	0.219***	0.163***	0.081***	0.072*** (0.005)	0.081***	0.070*** (0.004)
世帯可処分所得+則	宁蓄取崩(対数)	(0.008)	(0.004)	(0.005)	(0.005)	(0.004)	(0.004)
手齢階級・世帯類型 (基準:20代×単身							
(金年 : 20107年) 20~29歳	夫婦のみ	0.312***	0.168***	0.319***	0.286***	0.317***	0.313***
		(0.057)	(0.027)	(0.033)	(0.031)	(0.028)	(0.028)
	夫婦子1人	0.321***	0.194***	0.365***	0.298***	0.375***	0.331***
		(0.057)	(0.027)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子2人	0.433***	0.226***	0.445***	0.350***	0.465***	0.407***
 30~39歳	単身	(0.058) 0.139**	(0.028) 0.016	(0.034) -0.061*	(0.032) 0.070**	(0.029) -0.011	(0.028) 0.078***
10. ~ 3 3 MX	半岁	(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦のみ	0.388***	0.239***	0.349***	0.364***	0.349***	0.359***
		(0.057)	(0.027)	(0.034)	(0.031)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子1人	0.440***	0.259***	0.424***	0.349***	0.423***	0.375***
		(0.057)	(0.027)	(0.034)	(0.031)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子2人	0.596***	0.329***	0.499***	0.443***	0.510***	0.477***
		(0.057)	(0.027)	(0.034)	(0.031)	(0.029)	(0.028)
20~39歳	夫婦子3人	0.527***	0.325***	0.621***	0.514***	0.605***	0.547***
	# 1 looks =	(0.050)	(0.024)	(0.029)	(0.028)	(0.025)	(0.024)
	ひとり親子1人	0.276***	-0.003	0.202***	0.257***	0.198***	0.282***
	11-10年マット	(0.056)	(0.027)	(0.033)	(0.031)	(0.028)	(0.027)
	ひとり親子2人	0.237***	-0.015 (0.030)	0.335***	0.335***	0.327***	0.348***
	単身	(0.063) 0.176***	(0.030)	(0.039)	(0.034) 0.115***	(0.033)	(0.030) 0.119***
107~49/6%	半牙	(0.058)	0.048* (0.028)	0.012 (0.034)	(0.032)	0.018 (0.029)	(0.028)
	夫婦のみ	0.570***	0.312***	0.400***	0.362***	0.370***	0.374***
	) (Alboyo)	(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子1人	0.694***	0.338***	0.538***	0.516***	0.534***	0.515***
	- 17.11 3 -7 1	(0.057)	(0.027)	(0.034)	(0.031)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子2人	0.738***	0.442***	0.693***	0.595***	0.660***	0.602***
		(0.056)	(0.027)	(0.032)	(0.031)	(0.028)	(0.028)
0~59歳	単身	0.318***	0.006	0.038	0.056*	0.016	0.078***
		(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.029)
	夫婦のみ	0.641***	0.300***	0.433***	0.450***	0.384***	0.422***
		(0.057)	(0.027)	(0.034)	(0.031)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子1人	0.690***	0.383***	0.641***	0.551***	0.593***	0.541***
		(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子2人	0.825***	0.482***	0.740***	0.641***	0.723***	0.654***
IO- FO告	夫婦子3人	(0.058) 0.805***	(0.028) 0.457***	(0.034) 0.767***	(0.032)	(0.029) 0.735***	(0.028) 0.696***
10~59歳	大师丁3人	(0.052)	(0.025)	(0.031)	0.686*** (0.029)	(0.026)	(0.025)
	ひとり親子1人	0.402***	0.064***	0.247***	0.282***	0.256***	0.311***
	J こノベクル J エノへ	(0.050)	(0.024)	(0.030)	(0.027)	(0.025)	(0.024)
	ひとり親子2人	0.524***	0.117***	0.426***	0.459***	0.399***	0.478***
	2 (27/20) 2/1	(0.053)	(0.025)	(0.031)	(0.029)	(0.027)	(0.026)
50~64歳	単身	0.258***	-0.107***	0.059*	0.075**	0.029	0.074**
		(0.059)	(0.028)	(0.035)	(0.032)	(0.030)	(0.029)
	夫婦のみ	0.661***	0.217***	0.553***	0.465***	0.448***	0.413***
		(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
5~69歳	単身	0.285***	-0.145***	0.062*	0.032	0.014	0.033
		(0.059)	(0.028)	(0.035)	(0.032)	(0.029)	(0.029)
	夫婦のみ	0.801***	0.242***	0.547***	0.458***	0.430***	0.410***
70 74 <sup>1</sup>	W E	(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
70~74歳	単身	0.349***	-0.097***	0.086**	0.038	0.053*	0.045
	夫婦のみ	(0.059) 0.750***	(0.028) 0.197***	(0.035) 0.548***	(0.032) 0.432***	(0.030) 0.427***	(0.029) 0.371***
	人がいか	(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
及地ダミー	1級地2	-0.095***	-0.059***	-0.027*	-0.026*	-0.048***	-0.047**
^-U/~	エルスペロム	(0.024)	(0.012)	(0.014)	(0.013)	(0.012)	(0.012)
(基準:1級地1)	2級地1	-0.098***	-0.084***	-0.060***	-0.058***	-0.080***	-0.082**
	3.	(0.024)	(0.012)	(0.014)	(0.013)	(0.012)	(0.012)
	2級地2	-0.122***	-0.085***	-0.024	-0.032**	-0.045***	-0.061**
		(0.026)	(0.012)	(0.015)	(0.014)	(0.013)	(0.013)
	3級地1	-0.169***	-0.114***	-0.051***	-0.060***	-0.083***	-0.088**
		(0.024)	(0.012)	(0.014)	(0.013)	(0.012)	(0.012)
	3級地 2	-0.197***	-0.143***	-0.073***	-0.075***	-0.100***	-0.096**
		(0.026)	(0.012)	(0.015)	(0.014)	(0.013)	(0.013)
定数項		3.946***	4.477***	4.183***	4.474***	4.697***	4.937***
LIMA			(0.000)	(0.036)	(0.024)	(0.021)	(0.020)
ナンプルサイズ		(0.062) 18,819	(0.030) 18,819	(0.036)	(0.034) 46 9,57	(0.031) 73 9,24	(0.030) 16 9

カッコ内は標準誤差を示している。

<sup>\*\*\*</sup>はp<0.01、\*\*はp<0.05、\*は p<0.10を表す。

図表 134 SPL、LPL<sub>0.5</sub>、MSL 算出のための各種関数の推定結果(世帯可処分所得に貯蓄の取り崩し 額を加えた場合)

			貝で川スに塚		( <del>)                                   </del>		(± L)
		SPL	L P L <sub>0.5</sub>		(主観的最低生 助対象費目		(交点) 全費目
		可処分所得の 貧困線	所得厚生関数 WFI=0.5の水準	-	可对家員日 T調査	 K調査	T調査
		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
世帯可処分所得(対	寸数)			,	,		
世帯可処分所得+則	守蓄取崩 (対数)	0.233***	0.169***	0.102***	0.093***	0.102***	0.091***
	3 111-10/13 (7-3307)	(0.009)	(0.004)	(0.005)	(0.005)	(0.004)	(0.004)
年齢階級・世帯類型							
(基準:20代×単身 20~29歳	ォ) 夫婦のみ	0.307***	0.166***	0.309***	0.277***	0.307***	0.304***
		(0.057)	(0.027)	(0.033)	(0.031)	(0.028)	(0.028)
	夫婦子1人	0.314***	0.190***	0.355***	0.290***	0.364***	0.323***
	夫婦子2人	(0.057) 0.424***	(0.027) 0.220***	(0.033) 0.435***	(0.032) 0.340***	(0.028) 0.455***	(0.028) 0.397***
	大州 12人	(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.028)	(0.028)
30~39歳	単身	0.136**	0.014	-0.067**	0.069**	-0.017	0.077***
		(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦のみ	0.381***	0.236***	0.338***	0.351***	0.337***	0.347***
	夫婦子1人	(0.057) 0.432***	(0.027) 0.256***	(0.033) 0.414***	(0.031) 0.336***	(0.028) 0.412***	(0.028) 0.363***
	入州 ] 1八	(0.057)	(0.027)	(0.033)	(0.031)	(0.028)	(0.028)
	夫婦子2人	0.588***	0.325***	0.485***	0.431***	0.496***	0.465***
		(0.057)	(0.027)	(0.033)	(0.031)	(0.028)	(0.028)
20~39歳	夫婦子3人	0.515***	0.318***	0.607***	0.501***	0.591***	0.535***
	ひとり親子1人	(0.050) 0.265***	(0.024) -0.012	(0.029) 0.199***	(0.028) 0.256***	(0.025) 0.195***	(0.024) 0.282***
	0 ( ) ( ) ( )	(0.056)	(0.027)	(0.033)	(0.031)	(0.028)	(0.027)
	ひとり親子2人	0.228***	-0.022	0.334***	0.334***	0.326***	0.347***
		(0.063)	(0.030)	(0.038)	(0.034)	(0.033)	(0.030)
40~49歳	単身	0.163***	0.039	0.007	0.108***	0.012	0.112***
	夫婦のみ	(0.058) 0.560***	(0.028) 0.307***	(0.034) 0.388***	(0.032) 0.348***	(0.029) 0.357***	(0.028) 0.361***
	)(MINO)	(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子1人	0.682***	0.331***	0.523***	0.501***	0.518***	0.501***
		(0.057)	(0.027)	(0.034)	(0.031)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子2人	0.725***	0.435***	0.676***	0.581***	0.643***	0.589***
50~59歳	単身	(0.056) 0.291***	(0.027) -0.013	(0.032) 0.028	(0.031) 0.043	(0.027) 0.005	(0.028) 0.065**
JO. ~ J 9/6%	半岁	(0.059)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦のみ	0.624***	0.290***	0.417***	0.433***	0.367***	0.406***
		(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.031)	(0.029)	(0.028)
	夫婦子1人	0.675***	0.375***	0.622***	0.534***	0.574***	0.524***
	夫婦子2人	(0.058) 0.806***	(0.028) 0.472***	(0.034) 0.717***	(0.032) 0.622***	(0.029) 0.700***	(0.028) 0.636***
	入畑 ] 2八	(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
10~59歳	夫婦子3人	0.789***	0.448***	0.749***	0.667***	0.717***	0.678***
		(0.052)	(0.025)	(0.031)	(0.029)	(0.026)	(0.025)
	ひとり親子1人	0.388***	0.054**	0.241***	0.276***	0.250***	0.304***
	ひとり親子2人	(0.050) 0.507***	(0.024) 0.105***	(0.030) 0.418***	(0.027) 0.450***	(0.025) 0.391***	(0.024) 0.468***
	してがれてる人	(0.053)	(0.025)	(0.031)	(0.029)	(0.026)	(0.026)
50~64歳	単身	0.215***	-0.139***	0.040	0.060*	0.010	0.059**
		(0.059)	(0.028)	(0.035)	(0.032)	(0.029)	(0.029)
	夫婦のみ	0.629***	0.195***	0.533***	0.444***	0.427***	0.394***
 55~69歳	単身	(0.058) 0.254***	(0.028) -0.168***	(0.034) 0.052	(0.032) 0.020	(0.029) 0.004	(0.028) 0.022
JJ JAK	+-21	(0.059)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
	夫婦のみ	0.779***	0.227***	0.531***	0.442***	0.414***	0.395***
		(0.058)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
70~74歳	単身	0.324***	-0.115***	0.078**	0.029	0.045	0.035
	夫婦のみ	(0.059) 0.728***	(0.028) 0.182***	(0.035) 0.534***	(0.032) 0.418***	(0.029) 0.413***	(0.028) 0.357***
		(0.059)	(0.028)	(0.034)	(0.032)	(0.029)	(0.028)
及地ダミー	1級地2	-0.093***	-0.058***	-0.025*	-0.024*	-0.046***	-0.045**
/## 4/7 <sup>11</sup>	267444	(0.024)	(0.012)	(0.014)	(0.013)	(0.012)	(0.012)
(基準:1級地1)	2級地1	-0.098***	-0.085*** (0.012)	-0.058***	-0.055*** (0.013)	-0.078*** (0.013)	-0.079***
	2級地2	(0.024) -0.121***	(0.012) -0.085***	(0.014) -0.022	(0.013) -0.029**	(0.012) -0.043***	(0.012) -0.058***
	-11/4-11/4	(0.026)	(0.012)	(0.015)	(0.014)	(0.013)	(0.013)
	3級地1	-0.168***	-0.114***	-0.048***	-0.056***	-0.080***	-0.084**
	- 4=	(0.024)	(0.012)	(0.014)	(0.013)	(0.012)	(0.012)
	3級地 2	-0.198***	-0.145***	-0.071***	-0.071***	-0.097***	-0.091***
定数項		(0.026) 3.864***	(0.012) 4.436***	(0.015) 4.073***	(0.014) 4.361***	(0.013) 4.583***	(0.013) 4.827***
		(0.065)	(0.031)	(0.038)	(0.036)	(0.032)	(0.031)
ナンプルサイズ		18,819				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_ `
自由度修正済み決定	[係数	0.104	0.238	0.30	9 0.24	8 0.36	9 0.2
…つけけ無洋部ギナ	-1 -1.7						

カッコ内は標準誤差を示している。 \*\*\*はp<0.01、\*\*はp<0.05、\*は p<0.10を表す。

図表 135 記述統計量

<b>凶</b> 衣	133	记处抗活	里			
	観測数	平均値	中央値	標準誤差	最小値	最大値
最低可処分所得	18,819	530.4	250.0	1,090.2	10.0	9,500
所得厚生関数WFI=0.5の可処分所得	18,819	289.4	244.4	348.6	15.1	8,730
「きわめて悪い」可処分所得	18,819	192.4	160.0	240.2	0.0	7,000
「悪い」可処分所得	18,819	227.4	200.0	280.4	10.0	8,000
「不十分」可処分所得	18,819	258.2	210.0	319.0	20.0	8,500
「十分」可処分所得	18,819	329.4	280.0	405.8	30.0	9,500
「良い」可処分所得	18,819	387.9	300.0	488.8	40.0	9,980
「きわめて良い」可処分所得	18,819	482.9	380.0	657.2	50.0	9,990
主観的最低生活費						
生活扶助対象費目	18,819	179.8	166.5	87.3	12.0	2,099
K調査	9,246	162.7	150.7	82.3	12.0	2,099
T調査	9,573	196.2	182.0	88.7	15.5	1,108
第1類費	18,819	131.7	120.8	69.0	8.0	1,632
第2類費	18,819	48.1	42.7	27.5	2.0	493
生活扶助対象費目+仮想家賃	18,819	241.6	228.3	101.6	16.5	2,399
生活扶助対象費目+自動車関係費	18,819	197.8	184.0	94.4	12.0	2,203
生活扶助対象費目+教育関係費	18,819	191.8	174.3	98.6	12.0	2,203
生活扶助対象費目+医療費·介護費	18,819	186.8	172.7	91.1	12.0	2,199
生活扶助対象費目+仮想家賃+自動車関係費	18,819	259.7	245.7	108.1	17.5	2,503
全費目	18,819	278.7	260.8	122.5	21.5	2,707
K調査	9,246	255.6	239.3	115.9	28.2	2,707
T調査	9,573	301.1	282.2	124.4	21.3	1,462
世帯可処分所得	18,819	335.1	287.5	286.8	16.7	4,167
世帯可処分所得+貯蓄取崩額	18,819	349.9	312.5	294.1	16.7	5,121
年齢階級・世帯類型ダミー						
20~29歳 夫婦のみ	18,819	0.035	0	0.183	0	1
20~29歳 夫婦子1人	18,819	0.033	0	0.179	0	1
20~29歳 夫婦子2人	18,819	0.033	0	0.177	0	1
30~39歳 単身	18,819	0.032	0	0.176	0	1
30~39歳 夫婦のみ	18,819	0.034	0	0.181	0	1
30~39歳 夫婦子1人	18,819	0.034	0	0.182	0	1
30~39歳 夫婦子2人	18,819	0.034	0	0.181	0	1
20~39歳 夫婦子3人	18,819	0.065	0	0.246	0	1
20~39歳 ひとり親子1人	18,819	0.037	0	0.188	0	1
20~39歳 ひとり親子2人	18,819	0.023	0	0.149	0	1
40~49歳 単身	18,819	0.031	0	0.174	0	1
40~49歳 夫婦のみ	18,819	0.033	0	0.178	0	1
40~49歳 夫婦子1人	18,819	0.034	0	0.181	0	1
40~49歳 夫婦子2人	18,819	0.038	0	0.190	0	1
50~59歳 単身	18,819	0.030	0	0.172	0	1
50~59歳 夫婦のみ	18,819	0.033	0	0.179	0	1
50~59歳 夫婦子1人	18,819	0.033	0	0.178	0	1
50~59歳 夫婦子2人	18,819	0.032	0	0.175	0	1
40~59歳 夫婦子3人	18,819	0.053	0	0.224	0	1
40~59歳 ひとり親子1人	18,819		0	0.245	0	1
40~59歳 ひとり親子2人	18,819		0	0.213	0	1
60~64歳 単身	18,819		0	0.169	0	1
60~64歳 夫婦のみ	18,819	0.031	0	0.175	0	1
65~69歳 単身	18,819	0.030	0	0.170	0	1
65~69歳 夫婦のみ	18,819		0	0.175	0	1
70~74歳 単身	18,819	0.029	0	0.169	0	1
70~74歳 夫婦のみ	18,819	0.031	0	0.172	0	1
級地ダミー					-	
1級地2	18,819	0.175	0	0.380	0	1
2級地1	18,819		0	0.384	0	1
	,					
2級地2	18,819	0.140	0	0.347	0	1
	18,819 18,819			0.347 0.381	0	1 1

<sup>(</sup>注) 本章における推定に用いた変数の記述統計量。金額の場合の単位は、いずれも月額・千円である。

## (4) 貧困線 (SPL、LPL<sub>0.5</sub>、MSL) の算出

ここでは(3)の推定結果と45°線の交点である貧困線(SPL、LPL<sub>0.5</sub>、MSL)を算出した<sup>19</sup>。算出結果のうち、1級地1について年齢階級・世帯類型別に貧困線を整理したものが図表 136であり、それをグラフ化したものが図表 137である。また、20代単身世帯について、級地別に貧困線を整理したものが図表 138であり、それをグラフ化したものが図表 139である。なお、詳細な結果は、図表 144~図表 149に示している。

図表 137を見ると、全体として生活扶助対象費目でのMSLが最も低い水準にある一方、全費目でのMSLは高い水準にある。SPLとLPL $_{0.5}$ については、 $20\sim30$ 代では全費目でのMSLのT調査とK調査の中間に位置しているが、40代以上になると、SPLについては、全費目でのMSLのT調査と同水準、あるいは上回る水準となり、LPL $_{0.5}$ については、全費目でのMSLのK調査と概ね同じ水準になっている。

また、SPL、LPL<sub>0.5</sub>、各種 MSL のいずれも、20 代から 50 代に向かって、単身世帯の水準に比べて、夫婦のみ世帯、夫婦子あり世帯での水準の差が大きくなっている。例えば、20~30 代の夫婦のみ世帯と夫婦子 1 人世帯では、各指標において水準に大きな違いはないが、40~50 代では大きく水準が異なっている。この背景には、子の年齢の上昇に伴う教育費の増大等が影響しているものと考えられる。

さらに、単身世帯については、いずれの指標においても年齢階級による水準の違いがほとんどないことが分かる。また、ひとり親世帯においても、同様に年齢階級による水準の違いがほとんど見られない。

60 歳以上では、SPL を除く各指標の水準は 50 代の水準とほとんど変わらない。 SPL については、65~69 歳、70~74 歳の夫婦のみ世帯で高い水準となっている。

最後に、図表 139を見ると、各指標とも1級地1での水準が最も高くなっているが、SPL、LPL $_{0.5}$ では最も水準が低い3級地2との差がそれぞれ月 $32\sim35$ 千円であるのに対し、MSL については月 $7\sim20$ 千円の差となっている。

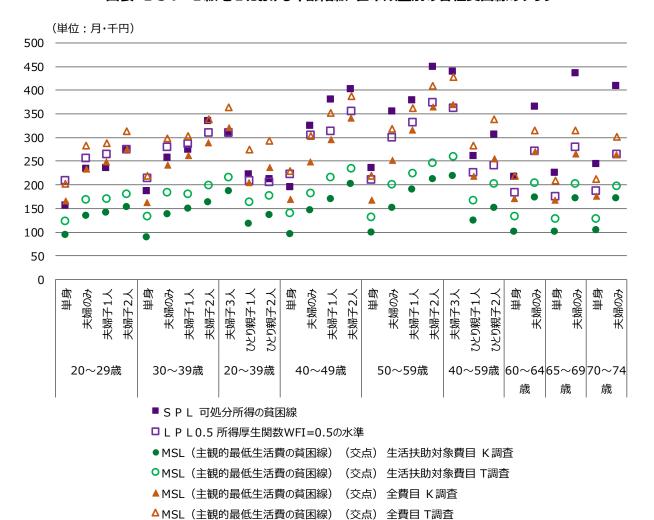
 $<sup>^{19}</sup>$  SPL、LPL<sub>0.5</sub>の貧困線の大きさに関して、K 調査と T 調査のサンプルによる違いの有無を確認した。具体的には、調査の違いを示すダミー変数 (T 調査ダミー: K 調査 = 0、T 調査 = 1) を説明変数に含めた関数を別途推定し、T 調査ダミーの有無で貧困線の大きさがどの程度異なるかを計測した。両者の違いは、SPL が $\pm 2.2\%$ 、LPL<sub>0.5</sub>が $\pm 0.1\%$ であった。

図表 136 1級地1における年齢階級・世帯類型別の各種貧困線(月額・千円)

		SPL	L P L <sub>0.5</sub>	MSL (主	観的最低生活費	の貧困線)	(交点)
		可処分所得の	所得厚生関数 _	生活扶助対	才象費目	全	費目
		貧困線	WFI=0.5の水準	K調査	T調査	K調査	T調査
20~29歳	単身	156	210	95	124	166	203
	夫婦のみ	233	257	134	169	234	284
	夫婦子1人	236	265	141	171	250	289
	夫婦子2人	272	275	154	181	275	314
30~39歳	単身	187	214	89	134	164	220
	夫婦のみ	257	279	139	184	243	298
	夫婦子1人	275	286	150	181	263	303
	夫婦子2人	336	311	163	200	289	338
20~39歳	夫婦子3人	307	310	186	216	321	365
	ひとり親子1人	223	209	118	164	206	274
	ひとり親子2人	212	206	137	178	237	294
40~49歳	単身	196	222	96	140	169	230
	夫婦のみ	324	305	147	183	249	303
	夫婦子1人	380	314	170	216	297	353
	夫婦子2人	402	356	202	235	341	. 387
50~59歳	単身	235	211	99	132	169	220
	夫婦のみ	355	300	152	201	252	319
	夫婦子1人	378	332	191	224	317	362
	夫婦子2人	449	374	212	247	365	409
40~59歳	夫婦子3人	438	362	219	260	370	428
	ひとり親子1人	262	227	124	168	219	283
	ひとり親子2人	306	242	151	203	256	339
60~64歳	単身	218	185	101	134	171	219
	夫婦のみ	365	272	173	205	270	316
65~69歳	単身	225	177	101	128	169	210
	夫婦のみ	436	280	172	203	265	315
70~74歳	単身	244	187	104	129	176	213
	夫婦のみ	409	266	172	198	264	302

<sup>(</sup>注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 137 1級地1における年齢階級・世帯類型別の各種貧困線のグラフ



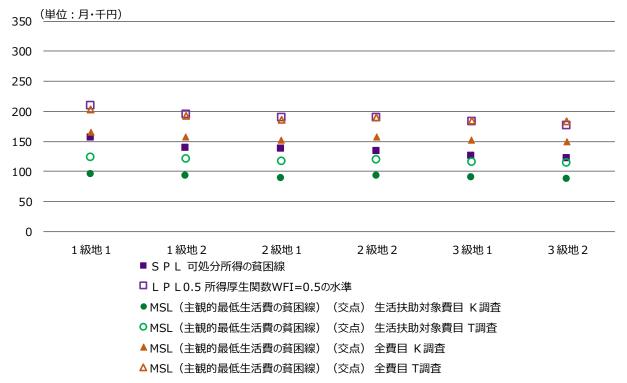
(注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン・周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 138 20代単身世帯の級地別の各種貧困線(月額・千円)

	<b>—57</b> — 0 0						
	SPL	L P L <sub>0.5</sub>	観的最低生活費	生活費の貧困線)(交点)			
	 可処分所得の	所得厚生関数 一	生活扶助対	象費目	全費目		
		WFI=0.5の水準	K調査	T調査	K調査	T調査	
1級地1	156	210	95	124	166	203	
1級地2	138	196	92	121	158	192	
2級地1	138	190	89	116	152	185	
2級地2	134	190	92	120	158	190	
3級地1	126	183	90	116	152	184	
3級地2	122	177	88	114	149	183	

<sup>(</sup>注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 139 20 代単身世帯の級地別の各種貧困線のグラフ



(注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

## (5) 等価尺度等の算出

ここでは(4)で算出した貧困線(SPL、LPL<sub>0.5</sub>、MSL)の結果から等価尺度を算出した。1級地1について年齢階級・世帯類型別の結果を整理したものが図表 140、それをグラフ化したものが図表 141である。また、級地別に整理したものが図表 142であり、それをグラフ化したものが図表 143である。

年齢階級・世帯類型別の等価尺度(20代単身世帯 = 1.00)(図表 1 4 1)を見ると、まず、年齢階級や世帯類型による違いは、LPL<sub>0.5</sub>で最も小さく、SPL で最も大きいことが分かる。また、各種 MSL はその中間に位置している。各指標とも 20 代から 50 代に向かって年齢階級が上がるに従い、単身世帯に対する夫婦のみ世帯、夫婦子あり世帯の差が大きくなっている。

また、単身世帯については、50 代の SPL を除いて、年齢階級、指標間による等価尺度の違いがほとんど見られない。 特に 60 歳以上は、20 代よりも水準が低くなっている。

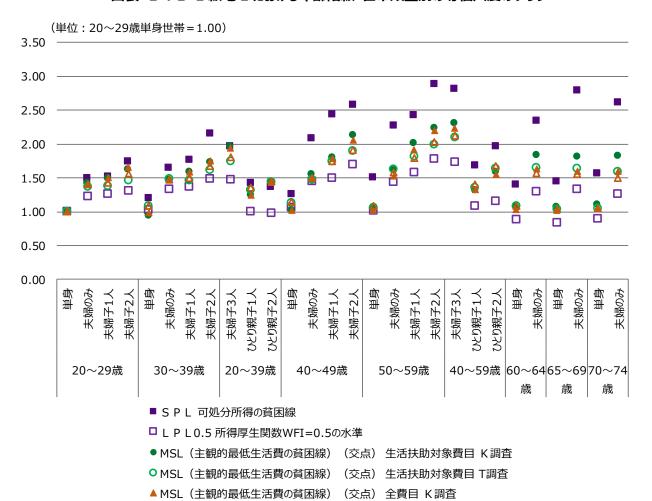
次に、級地間の貧困線の関係を見るために、1 級地 1 = 1.00 とする指標を作成した(図表 1 4 3 )。これを見ると、3 級地 2 において、SPL は 0.78、LPL $_{0.5}$ は 0.84 となっており、1 級地 1 よりも 20%前後小さい。一方で、MSL については、3 級地 2 において  $0.90 \sim 0.92$  と 10%程度小さくなっている。

図表 140 年齢階級・世帯類型別の等価尺度(20代単身世帯=1.00)[1級地1]

		SPL	L P L <sub>0.5</sub>	MSL (主	観的最低生活費	の貧困線)(2	 交点)
		可処分所得の	所得厚生関数 🗕	生活扶助対	才象費目	全費	目
		貧困線	WFI=0.5の水準	K調査	T調査	K調査	T調査
20~29歳	単身	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	夫婦のみ	1.49	1.22	1.41	1.36	1.41	1.40
	夫婦子1人	1.51	1.26	1.49	1.38	1.50	1.43
	夫婦子2人	1.74	1.31	1.62	1.46	1.66	1.55
30~39歳	単身	1.20	1.02	0.94	1.08	0.99	1.09
	夫婦のみ	1.64	1.33	1.46	1.48	1.46	1.47
	夫婦子1人	1.76	1.36	1.59	1.46	1.58	1.50
	夫婦子2人	2.15	1.48	1.72	1.61	1.74	1.67
20~39歳	夫婦子3人	1.96	1.47	1.96	1.74	1.93	1.80
	ひとり親子1人	1.42	1.00	1.25	1.32	1.24	1.35
	ひとり親子2人	1.35	0.98	1.44	1.43	1.43	1.45
40~49歳	単身	1.25	1.06	1.01	1.13	1.02	1.14
	夫婦のみ	2.07	1.45	1.55	1.48	1.50	1.50
	夫婦子1人	2.43	1.50	1.80	1.74	1.79	1.74
	夫婦子2人	2.57	1.69	2.13	1.90	2.05	1.91
50~59歳	単身	1.50	1.01	1.04	1.06	1.02	1.09
	夫婦のみ	2.27	1.43	1.60	1.62	1.52	1.57
	夫婦子1人	2.42	1.58	2.01	1.81	1.91	1.79
	夫婦子2人	2.87	1.78	2.24	1.99	2.20	2.02
40~59歳	夫婦子3人	2.80	1.73	2.30	2.10	2.23	2.12
	ひとり親子1人	1.67	1.08	1.31	1.36	1.32	1.40
	ひとり親子2人	1.96	1.15	1.59	1.64	1.54	1.67
60~64歳	単身	1.39	0.88	1.07	1.08	1.03	1.08
	夫婦のみ	2.33	1.30	1.83	1.65	1.63	1.56
65~69歳	単身	1.44	0.84	1.07	1.03	1.02	1.04
	夫婦のみ	2.79	1.34	1.81	1.64	1.60	1.55
70~74歳	単身	1.56	0.89	1.10	1.04	1.06	1.05
		2.61	1.27	1.82	1.59	1.59	1.49

<sup>(</sup>注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 141 1級地1における年齢階級・世帯類型別の等価尺度のグラフ



(注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

(交点) 全費目 T調査

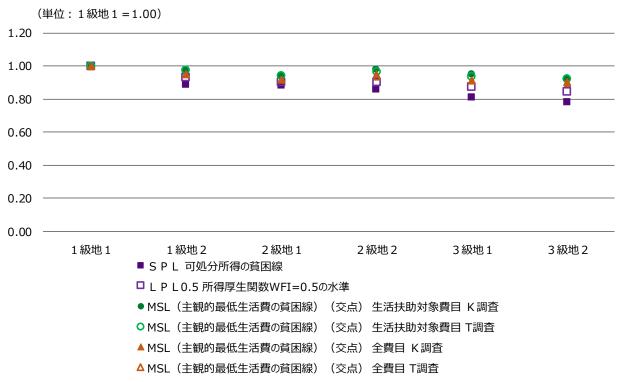
△ MSL(主観的最低生活費の貧困線)

図表 142 級地別の貧困線の関係(1級地1=1.00とした指標)

			P-0111 (= 1,00 C					
	SPL	L P L <sub>0.5</sub>	MSL(主観的最低生活費の貧困線)(交点)					
	可処分所得の		生活扶助対	<b>才</b> 象費目	全費			
		WFI=0.5の水準	K調査	T調査	K調査	T調査		
1級地1	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
1級地2	0.89	0.93	0.97	0.97	0.95	0.95		
2級地1	0.88	0.90	0.94	0.94	0.92	0.92		
2級地2	0.86	0.90	0.97	0.97	0.95	0.94		
3級地1	0.81	0.87	0.95	0.94	0.91	0.91		
3級地2	0.78	0.84	0.92	0.92	0.90	0.90		

<sup>(</sup>注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 143 級地別の貧困線の関係(1級地1=1.00とした指標)のグラフ



(注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 144 MIQ に基づく可処分所得にかかる貧困線: SPL(月額・千円)

		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	156	138	138	134	126	122
	夫婦のみ	233	206	206	199	188	181
	夫婦子1人	236	209	208	202	190	183
	夫婦子2人	272	241	240	233	219	212
30~39歳	単身	187	165	165	160	151	145
	夫婦のみ	257	228	227	220	207	200
	夫婦子1人	275	243	242	235	221	213
	夫婦子2人	336	297	296	287	270	261
20~39歳	夫婦子3人	307	272	271	263	248	239
	ひとり親子1人	223	197	196	190	179	173
	ひとり親子2人	212	188	187	181	171	165
40~49歳	単身	196	173	173	168	158	152
	夫婦のみ	324	287	286	278	261	252
	夫婦子1人	380	337	335	325	307	296
	夫婦子2人	402	356	355	344	324	313
50~59歳	単身	235	208	207	201	189	182
	夫婦のみ	355	315	313	304	286	276
	夫婦子1人	378	335	334	324	305	294
	夫婦子2人	449	398	396	385	362	349
40~59歳	夫婦子3人	438	388	387	375	353	341
	ひとり親子1人	262	232	231	224	211	203
	ひとり親子2人	306	271	270	262	247	238
60~64歳	単身	218	193	192	186	175	169
	夫婦のみ	365	323	322	312	294	283
65~69歳	単身	225	200	199	193	182	175
	夫婦のみ	436	386	385	373	352	339
70~74歳	単身	244	216	216	209	197	190
	夫婦のみ	409	362	360	350	329	318

図表 145 IEQ に基づく所得厚生関数 WFI=0.5 の水準にかかる貧困線: LPL<sub>0.5</sub> (月額・千円)

-	-	1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	210	196	190	190	183	177
	夫婦のみ	257	239	232	232	224	216
	夫婦子1人	265	247	239	239	231	223
	夫婦子2人	275	256	249	248	240	232
30~39歳	単身	214	200	194	193	187	180
	夫婦のみ	279	261	253	253	244	236
	夫婦子1人	286	267	259	259	250	241
	夫婦子2人	311	290	281	281	271	262
20~39歳	夫婦子3人	310	289	280	280	270	261
	ひとり親子1人	209	195	189	189	182	176
	ひとり親子2人	206	192	186	186	180	174
40~49歳	単身	222	207	201	201	194	187
	夫婦のみ	305	284	276	275	266	257
	夫婦子1人	314	293	284	284	274	265
	夫婦子2人	356	332	322	322	310	300
50~59歳	単身	211	197	191	191	184	178
	夫婦のみ	300	280	272	271	262	253
	夫婦子1人	332	309	300	300	290	280
	夫婦子2人	374	348	338	338	326	315
40~59歳	夫婦子3人	362	338	328	327	316	305
	ひとり親子1人	227	211	205	205	198	191
	ひとり親子2人	242	225	218	218	211	204
60~64歳	単身	185	172	167	167	161	156
	夫婦のみ	272	254	246	246	237	229
65~69歳	単身	177	165	160	160	154	149
	夫婦のみ	280	262	254	253	245	236
70~74歳	単身	187	174	169	169	163	158
	夫婦のみ	266	248	240	240	232	224

図表 146 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(K 調査)にかかる貧困線: MSL(月額・千円)

			1 1/				
		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	95	92	89	92	90	88
	夫婦のみ	134	130	126	131	127	124
	夫婦子1人	141	137	132	138	134	130
	夫婦子2人	154	149	144	150	146	142
30~39歳	単身	89	86	83	86	84	82
	夫婦のみ	139	135	130	135	131	128
	夫婦子1人	150	146	141	147	142	139
	夫婦子2人	163	158	153	159	154	151
20~39歳	夫婦子3人	186	181	174	182	176	172
	ひとり親子1人	118	115	111	115	112	109
	ひとり親子2人	137	133	128	133	129	126
40~49歳	単身	96	93	90	94	91	89
	夫婦のみ	147	142	137	143	139	135
	夫婦子1人	170	165	160	166	161	157
	夫婦子2人	202	196	189	196	191	186
50~59歳	単身	99	96	93	96	94	91
	夫婦のみ	152	148	142	148	144	140
	夫婦子1人	191	185	178	186	180	176
	夫婦子2人	212	206	199	207	201	196
40~59歳	夫婦子3人	219	212	205	213	207	202
	ひとり親子1人	124	120	116	121	117	115
	ひとり親子2人	151	146	141	147	143	139
60~64歳	単身	101	98	95	99	96	93
	夫婦のみ	173	168	162	169	164	160
65~69歳	単身	101	98	95	99	96	94
	夫婦のみ	172	167	161	167	163	159
70~74歳	単身	104	101	98	102	99	96
	夫婦のみ	172	167	161	168	163	159
()ナ) サブサロ	114 mm (// / ** mm)	# N= N= 11					

<sup>(</sup>注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン・周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 147 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)(T 調査)にかかる貧困線: MSL(月額・千円)

			1 1/				
		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	124	121	116	120	116	114
	夫婦のみ	169	164	158	163	158	156
	夫婦子1人	171	166	161	165	160	158
	夫婦子2人	181	176	170	175	169	167
30~39歳	単身	134	130	126	129	125	123
	夫婦のみ	184	178	172	177	172	169
	夫婦子1人	181	176	170	174	169	167
	夫婦子2人	200	194	188	193	187	184
20~39歳	夫婦子3人	216	210	203	208	202	199
	ひとり親子1人	164	159	154	158	153	151
	ひとり親子2人	178	173	167	172	167	164
40~49歳	単身	140	136	132	136	132	129
	夫婦のみ	183	178	172	177	172	169
	夫婦子1人	216	210	203	209	203	199
	夫婦子2人	235	229	221	227	221	217
50~59歳	単身	132	128	124	127	123	122
	夫婦のみ	201	196	189	195	189	186
	夫婦子1人	224	218	211	217	210	207
	夫婦子2人	247	240	232	239	232	228
40~59歳	夫婦子3人	260	253	244	251	244	240
	ひとり親子1人	168	163	158	162	158	155
	ひとり親子2人	203	198	191	197	191	188
60~64歳	単身	134	131	126	130	126	124
	 夫婦のみ	205	199	192	198	192	189
65~69歳	単身	128	125	120	124	120	118
	夫婦のみ	203	197	191	196	190	187
70~74歳	単身	129	126	121	125	121	119
	夫婦のみ	198	192	185	191	185	182
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	· 4.40 (笠 4 籽弗) A	<b>弗</b> 医多小 50 4			四十四日世		

<sup>(</sup>注) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばこ代、こづかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン・周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 148 主観的最低生活費(全費目) (K調査)にかかる貧困線: MSL(月額・千円)

		(工具口/		., 10/3/3/03		JE (/ ) HA	113/
	1	L級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	166	158	152	158	152	149
	夫婦のみ	234	223	215	223	214	210
	夫婦子1人	250	237	229	238	228	224
	夫婦子2人	275	262	253	262	252	247
30~39歳	単身	164	156	150	156	150	147
	夫婦のみ	243	231	223	231	222	218
	夫婦子1人	263	250	241	251	241	236
	夫婦子2人	289	275	265	276	264	260
20~39歳	夫婦子3人	321	305	294	305	293	288
	ひとり親子1人	206	196	189	196	188	185
	ひとり親子2人	237	225	217	226	217	212
40~49歳	単身	169	161	155	161	155	152
	夫婦のみ	249	236	228	237	227	223
	夫婦子1人	297	282	272	283	271	266
	夫婦子2人	341	324	312	324	311	306
50~59歳	単身	169	160	155	161	154	152
	夫婦のみ	252	239	231	240	230	226
	夫婦子1人	317	301	290	302	289	284
	夫婦子2人	365	346	334	347	333	327
40~59歳	夫婦子3人	370	351	339	352	338	332
	ひとり親子1人	219	208	201	209	201	197
	ひとり親子2人	256	243	235	244	234	230
60~64歳	単身	171	163	157	163	157	154
	夫婦のみ	270	257	248	257	247	242
65~69歳	単身	169	160	155	160	154	151
	夫婦のみ	265	252	243	253	242	238
70~74歳	単身	176	167	161	167	161	158
	夫婦のみ	264	251	242	252	242	237

図表 149 主観的最低生活費(全費目) (T調査)にかかる貧困線: MSL(月額・千円)

		1 級地1	1 級地2	2 級地1	2 級地2	3 級地1	3 級地2
20~29歳	単身	203	192	185	190	184	183
	夫婦のみ	284	269	260	266	258	256
	夫婦子1人	289	275	265	271	263	261
	夫婦子2人	314	298	287	294	285	283
30~39歳	単身	220	209	202	206	201	199
	夫婦のみ	298	283	273	279	271	269
	夫婦子1人	303	288	278	284	276	274
	夫婦子2人	338	322	310	317	308	305
20~39歳	夫婦子3人	365	347	334	342	332	329
	ひとり親子1人	274	261	251	257	250	248
	ひとり親子2人	294	280	270	276	268	266
40~49歳	単身	230	219	211	216	210	208
	夫婦のみ	303	288	277	284	276	273
	夫婦子1人	353	335	323	330	321	318
	夫婦子2人	387	368	355	363	352	349
50~59歳	単身	220	209	202	206	200	199
	夫婦のみ	319	303	292	299	290	288
	夫婦子1人	362	344	332	339	330	327
	夫婦子2人	409	389	375	383	372	369
40~59歳	夫婦子3人	428	407	392	401	390	387
	ひとり親子1人	283	269	259	265	258	255
	ひとり親子2人	339	322	310	317	308	306
60~64歳	単身	219	208	201	205	200	198
	夫婦のみ	316	300	289	296	288	285
65~69歳	単身	210	199	192	197	191	189
	夫婦のみ	315	299	288	295	287	284
70~74歳	単身	213	202	195	199	193	192
	夫婦のみ	302	287	277	283	275	273

(6) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準との関係 ここでは、主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準(中央値)との比較を行う。級地ごとに、比較結果を示したものが図表 150~図表 155である<sup>20</sup>。

これを見ると、「図表 3 4 ~ 図表 3 9 における主観的最低生活費の中央値と生活扶助基準との関係」と「この図表 1 5 0 ~ 図表 1 5 5 における MSL(交点)と生活扶助基準との関係」を比較すると、 K 調査・T 調査のそれぞれのセルの数値は異なるものの、生活扶助基準との大小関係については、一部のセルを除き、大きな違いは見られなかった。すなわち、生活扶助基準(中央値)と MSL(交点)の関係は、前に見た主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の中央値と生活扶助基準(中央値)との比較と同様の結果となっており、中央値と MSL(交点)の両者を活かした分析が重要であると考えられる。

図表 150 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔1級地1〕

		<b>(</b> ‡	() / )()		・ノしてが入れ			
				1級地1	(月額:千F			
				生	舌扶助対象費	<b>對</b>		
		K調査	<u> </u>	生活扶助基準	<b></b>	T調査	K調査/生 活扶助基準	T 調査/生 活扶助基準
20~29歳	単身	95	>	79	<	124	1.20	1.57
	夫婦のみ	134	>	124	<	169	1.08	1.36
	夫婦子1人	141	<	161	<	171	0.88	1.06
	夫婦子2人	154	<	190	>	181	0.81	0.95
30~39歳	単身	89	>	79	<	134	1.13	1.70
	夫婦のみ	139	>	124	<	184	1.12	1.48
	夫婦子1人	150	<	161	<	181	0.94	1.12
	夫婦子2人	163	<	194	<	200	0.84	1.03
20~39歳	夫婦子3人	186	<	225	>	216	0.83	0.96
	ひとり親子1人	118	<	152	<	164	0.78	1.07
	ひとり親子2人	137	<	194	>	178	0.70	0.91
40~49歳	単身	96	>	80	<	140	1.21	1.76
	夫婦のみ	147	>	124	<	183	1.18	1.47
	夫婦子1人	170	>	164	<	216	1.04	1.32
	夫婦子2人	202	>	200	<	235	1.01	1.17
50~59歳	単身	99	>	80	<	132	1.24	1.65
	夫婦のみ	152	>	124	<	201	1.22	1.62
	夫婦子1人	191	>	157	<	224	1.21	1.43
	夫婦子2人	212	>	189	<	247	1.12	1.31
40~59歳	夫婦子3人	219	<	232	<	260	0.94	1.12
	ひとり親子1人	124	<	131	<	168	0.95	1.28
	ひとり親子2人	151	<	191	<	203	0.79	1.07
60~64歳	単身	101	>	79	<	134	1.27	1.69
	夫婦のみ	173	>	124	<	205	1.39	1.65
65~69歳	単身	101	>	79	<	128	1.28	1.62
	夫婦のみ	172	>	122	<	203	1.41	1.67
70~74歳	単身	104	>	76	<	129	1.37	1.70
	夫婦のみ	172	>	119	<	198	1.45	1.66

<sup>(</sup>注1) K 調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T 調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費)光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン・周辺機器、冠婚葬祭費。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 章末に主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の MSL(交点)に係る信頼区間と生活扶助基準(中央値)との関係を整理している。

図表 151 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔1級地2〕

			1級地2(月額:千円、比率)								
					活扶助対		,				
		———— K調査	生	活扶助基		T調査	K調査/生 活扶助基準	T調査/生活扶助基準			
20~29歳	単身	92	>	76	<	121	1.21	1.59			
	夫婦のみ	130	>	120	<	164	1.09	1.37			
	夫婦子1人	137	<	155	<	166	0.88	1.07			
	夫婦子2人	149	<	186	>	176	0.81	0.95			
30~39歳	単身	86	>	76	<	130	1.14	1.71			
	夫婦のみ	135	>	120	<	178	1.13	1.49			
	夫婦子1人	146	<	155	<	176	0.94	1.13			
	夫婦子2人	158	<	188	<	194	0.84	1.04			
	夫婦子3人	181	<	219	>	210	0.83	0.96			
	ひとり親子1人	115	<	148	<	159	0.78	1.08			
	ひとり親子2人	133	<	189	>	173	0.70	0.92			
40~49歳	単身	93	>	76	<	136	1.22	1.79			
	夫婦のみ	142	>	120	<	178	1.19	1.48			
	夫婦子1人	165	>	157	<	210	1.05	1.33			
	夫婦子2人	196	>	195	<	229	1.00	1.17			
50~59歳	単身	96	>	76	<	128	1.26	1.68			
	夫婦のみ	148	>	120	<	196	1.23	1.63			
	夫婦子1人	185	>	151	<	218	1.22	1.44			
	夫婦子2人	206	>	190	<	240	1.08	1.26			
	夫婦子3人	212	<	227	<	253	0.93	1.11			
	ひとり親子1人	120	<	129	<	163	0.94	1.27			
	ひとり親子2人	146	<	185	<	198	0.79	1.07			
60~64歳	単身	98	>	76	<	131	1.29	1.72			
	夫婦のみ	168	>	120	<	199	1.40	1.66			
65~69歳	単身	98	>	76	<	125	1.30	1.64			
	夫婦のみ	167	>	119	<	197	1.41	1.67			
70~74歳	単身	101	>	73	<	126	1.38	1.72			
	夫婦のみ	167	>	116	<	192	1.44	1.66			

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 152 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔2級地1〕

			2級地1(月額:千円、比率)							
				生	活扶助対象	象費目				
		K調査	生	活扶助基	<u></u>	T調査	K調査/生 活扶助基準	T調査/生 活扶助基準		
20~29歳	単身	89	>	73	<	116	1.22	1.60		
	夫婦のみ	126	>	115	<	158	1.09	1.38		
	夫婦子1人	132	<	150	<	161	0.88	1.07		
	夫婦子2人	144	<	176	>	170	0.82	0.97		
30~39歳	単身	83	>	73	<	126	1.14	1.72		
	夫婦のみ	130	>	115	<	172	1.13	1.50		
	夫婦子1人	141	<	150	<	170	0.94	1.13		
	夫婦子2人	153	<	180	<	188	0.85	1.04		
20~39歳	夫婦子3人	174	<	210	>	203	0.83	0.97		
	ひとり親子1人	111	<	142	<	154	0.78	1.08		
	ひとり親子2人	128	<	183	>	167	0.70	0.91		
40~49歳	単身	90	>	73	<	132	1.23	1.80		
	夫婦のみ	137	>	115	<	172	1.19	1.49		
	夫婦子1人	160	>	151	<	203	1.06	1.34		
	夫婦子2人	189	>	187	<	221	1.01	1.18		
50~59歳	単身	93	>	73	<	124	1.26	1.69		
	夫婦のみ	142	>	115	<	189	1.24	1.64		
	夫婦子1人	178	>	146	<	211	1.22	1.44		
	夫婦子2人	199	>	182	<	232	1.09	1.28		
40~59歳	夫婦子3人	205	<	217	<	244	0.94	1.12		
	ひとり親子1人	116	<	121	<	158	0.96	1.31		
	ひとり親子2人	141	<	174	<	191	0.81	1.10		
60~64歳	単身	95	>	73	<	126	1.29	1.73		
	夫婦のみ	162	>	115	<	192	1.41	1.67		
65~69歳	単身	95	>	72	<	120	1.32	1.68		
	夫婦のみ	161	>	114	<	191	1.41	1.67		
70~74歳	単身	98	>	70	<	121	1.39	1.73		
	夫婦のみ	161	>	111	<	185	1.45	1.67		

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 153 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔2級地2〕

			2級地2(月額:千円、比率)						
				生	活扶助対象	象費目			
		K調査	生	活扶助基	<u></u>	T調査	K調査/生 活扶助基準	T調査/生 活扶助基準	
20~29歳	単身	92	>	72	<	120	1.28	1.66	
	夫婦のみ	131	>	114	<	163	1.15	1.43	
	夫婦子1人	138	<	148	<	165	0.93	1.11	
	夫婦子2人	150	<	173	<	175	0.87	1.01	
30~39歳	単身	86	>	72	<	129	1.19	1.79	
	夫婦のみ	135	>	114	<	177	1.19	1.56	
	夫婦子1人	147	<	149	<	174	0.99	1.17	
	夫婦子2人	159	<	173	<	193	0.92	1.11	
20~39歳	夫婦子3人	182	<	204	<	208	0.89	1.02	
	ひとり親子1人	115	<	141	<	158	0.82	1.12	
	ひとり親子2人	133	<	182	>	172	0.73	0.94	
40~49歳	単身	94	>	73	<	136	1.29	1.87	
	夫婦のみ	143	>	114	<	177	1.25	1.55	
	夫婦子1人	166	>	151	<	209	1.10	1.38	
	夫婦子2人	196	>	180	<	227	1.09	1.27	
50~59歳	単身	96	>	73	<	127	1.33	1.75	
	夫婦のみ	148	>	114	<	195	1.30	1.70	
	夫婦子1人	186	>	141	<	217	1.31	1.54	
	夫婦子2人	207	>	174	<	239	1.19	1.37	
40~59歳	夫婦子3人	213	>	209	<	251	1.02	1.20	
	ひとり親子1人	121	>	118	<	162	1.03	1.38	
	ひとり親子2人	147	<	171	<	197	0.86	1.15	
60~64歳	単身	99	>	73	<	130	1.36	1.79	
	夫婦のみ	169	>	114	<	198	1.48	1.73	
65~69歳	単身	99	>	71	<	124	1.39	1.74	
	夫婦のみ	167	>	112	<	196	1.50	1.75	
70~74歳	単身	102	>	70	<	125	1.46	1.79	
	夫婦のみ	168	>	111	<	191	1.52	1.73	

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 154 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔3級地1〕

			3級地1(月額:千円、比率)						
				生	活扶助対象	象費目			
		K調査	生	活扶助基	準	T調査	K調査/生 活扶助基準	T調査/生 活扶助基準	
20~29歳	単身	90	>	69	<	116	1.29	1.68	
	夫婦のみ	127	>	110	<	158	1.16	1.44	
	夫婦子1人	134	<	142	<	160	0.94	1.13	
	夫婦子2人	146	<	167	<	169	0.87	1.02	
30~39歳	単身	84	>	70	<	125	1.20	1.79	
	夫婦のみ	131	>	109	<	172	1.20	1.58	
	夫婦子1人	142	<	144	<	169	0.99	1.18	
	夫婦子2人	154	<	168	<	187	0.92	1.11	
20~39歳	夫婦子3人	176	<	195	<	202	0.90	1.04	
	ひとり親子1人	112	<	135	<	153	0.83	1.14	
	ひとり親子2人	129	<	174	>	167	0.74	0.96	
40~49歳	単身	91	>	70	<	132	1.31	1.89	
	夫婦のみ	139	>	109	<	172	1.27	1.57	
	夫婦子1人	161	>	145	<	203	1.11	1.40	
	夫婦子2人	191	>	172	<	221	1.11	1.28	
50~59歳	単身	94	>	70	<	123	1.33	1.75	
	夫婦のみ	144	>	109	<	189	1.32	1.73	
	夫婦子1人	180	>	139	<	210	1.30	1.51	
	夫婦子2人	201	>	164	<	232	1.23	1.41	
40~59歳	夫婦子3人	207	>	200	<	244	1.04	1.22	
	ひとり親子1人	117	<	118	<	158	0.99	1.33	
	ひとり親子2人	143	<	163	<	191	0.88	1.17	
60~64歳	単身	96	>	70	<	126	1.36	1.79	
	夫婦のみ	164	>	109	<	192	1.50	1.76	
65~69歳	単身	96	>	68	<	120	1.41	1.76	
	夫婦のみ	163	>	108	<	190	1.51	1.76	
70~74歳	単身	99	>	67	<	121	1.48	1.81	
	夫婦のみ	163	>	106	<	185	1.54	1.75	

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

図表 155 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)と生活扶助基準の比較(月額・千円、比率)〔3級地2〕

		3級地2(月額:千円、比率)							
			生活扶助対象費目						
		K調査	生	生活扶助基準			K調査/生 活扶助基準	T調査/生 活扶助基準	
20~29歳	単身	88	>	67	<	114	1.30	1.70	
	夫婦のみ	124	>	106	<	156	1.17	1.47	
	夫婦子1人	130	<	138	<	158	0.94	1.14	
	夫婦子2人	142	<	162	<	167	0.88	1.03	
30~39歳	単身	82	>	67	<	123	1.22	1.83	
	夫婦のみ	128	>	106	<	169	1.21	1.60	
	夫婦子1人	139	>	139	<	167	1.00	1.20	
	夫婦子2人	151	<	162	<	184	0.93	1.14	
20~39歳	夫婦子3人	172	<	190	<	199	0.90	1.05	
	ひとり親子1人	109	<	132	<	151	0.83	1.15	
	ひとり親子2人	126	<	168	>	164	0.75	0.97	
40~49歳	単身	89	>	68	<	129	1.31	1.91	
	夫婦のみ	135	>	106	<	169	1.28	1.59	
	夫婦子1人	157	>	141	<	199	1.12	1.42	
	夫婦子2人	186	>	165	<	217	1.13	1.31	
50~59歳	単身	91	>	68	<	122	1.35	1.80	
	夫婦のみ	140	>	106	<	186	1.32	1.75	
	夫婦子1人	176	>	131	<	207	1.34	1.58	
	夫婦子2人	196	>	157	<	228	1.25	1.46	
40~59歳	夫婦子3人	202	>	194	<	240	1.04	1.24	
	ひとり親子1人	115	>	112	<	155	1.02	1.39	
	ひとり親子2人	139	<	168	<	188	0.83	1.11	
60~64歳	単身	93	>	68	<	124	1.38	1.84	
	夫婦のみ	160	>	106	<	189	1.51	1.78	
65~69歳	単身	94	>	66	<	118	1.41	1.78	
	夫婦のみ	159	>	105	<	187	1.51	1.78	
70~74歳	単身	96	>	65	<	119	1.48	1.84	
	夫婦のみ	159	>	103	<	182	1.55	1.77	

<sup>(</sup>注1) K調査>生活扶助基準となる場合、生活扶助基準>T調査となる場合に着色している。

<sup>(</sup>注2) 生活扶助対象費目: (第1類費) 食費、酒類代、外食費、交通費、通信費、理髪料・理美容用品費、たばご代、ごかい、交際費、衣服や下着等の被服や靴等の履物、傘・カバン・腕時計といった身の回りに必要なもの、学校外の教育費、旅行代金・観戦・観覧料、非貯蓄型保険料。(第2類費) 光熱・水道費、家事用品費、教養娯楽費、医薬品や保健医療用品代等、室内装備品、家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電、AV機器及びパソコン・パソコン周辺機器、冠婚葬祭費。

参考図表 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)に係る信頼区間と生活扶助基準(中央値)との関係

参考図表 1 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)に係る信頼区間と生活 扶助基準(中央値)との関係〔1級地1〕

		1級地1(月額:千円)							
		主観的最低生活費(生活扶助対象費目)のMSL(交点)と生活扶助基準(中央化							
		生活扶助基準	K調	K調査のMSL(交点)とその信頼区間 T調査のMSL(交点)とそ					
		中央値	MSL (交点)	95%信頼 区間下限	95%信頼 区間上限	MSL (交点)	95%信頼 区間下限	95%信頼 区間上限	
20~29歳	単身	79	95	• 90	100	124	• 118	130	
	夫婦のみ	124	134	<ul><li>127</li></ul>	141	169	<ul><li>160</li></ul>	177	
	夫婦子1人	161	141	134	149 ●	171	<ul><li>162</li></ul>	180	
	夫婦子2人	190	154	146	162 ●	181	171	190 ●	
30~39歳	単身	79	89	• 84	94	134	<ul><li>127</li></ul>	141	
	夫婦のみ	124	139	• 131	146	184	<ul><li>174</li></ul>	193	
	夫婦子1人	161	151	142	159 ●	181	<ul><li>172</li></ul>	190	
	夫婦子2人	194	163	154	172 ●	200	190	<ul><li>210</li></ul>	
20~39歳	夫婦子3人	225	186	179	194 ●	216	207	224 ●	
	ひとり親子1人	152	118	112	124 ●	164	<ul><li>156</li></ul>	171	
	ひとり親子2人	194	137	127	146 ●	178	168	188 ●	
40~49歳	<del></del> 単身	80	96	<ul><li>91</li></ul>	102	140	• 133	147	
	夫婦のみ	124	147	<ul><li>139</li></ul>	155	183	<ul><li>174</li></ul>	192	
	夫婦子1人	164	170	161	180	216	<ul><li>205</li></ul>	227	
	夫婦子2人	200	202	192	<b>2</b> 11	235	<ul><li>224</li></ul>	247	
50~59歳	—————————————————————————————————————	80	99	<ul><li>93</li></ul>	104	132	<ul><li>125</li></ul>	139	
	夫婦のみ	124	152	• 144	160	201	• 191	211	
	夫婦子1人	157	191	<ul><li>180</li></ul>	201	224	<ul><li>213</li></ul>	236	
	夫婦子2人	189	212	• 200	224	247	<ul><li>235</li></ul>	260	
40~59歳	夫婦子3人	232	219	209	228 ●	260	<ul><li>249</li></ul>	271	
	ひとり親子1人	131	124	119	129 ●	168	<ul><li>162</li></ul>	174	
	ひとり親子2人	191	151	144	158 ●	203	<ul><li>195</li></ul>	212	
60~64歳	単身	79	101	• 95	107	134	<ul><li>127</li></ul>	141	
	夫婦のみ	124	<i>17</i> 3	• 164	183	205	• 194	215	
65~69歳	<del>単</del> 身	79	101	• 96	107	128	• 122	135	
	夫婦のみ	122	172	<ul><li>162</li></ul>	181	203	<ul><li>193</li></ul>	213	
70~74歳	単身	76	104	• 98	110	129	<ul><li>122</li></ul>	136	
	夫婦のみ	119	172	• 163	182	198	<ul><li>187</li></ul>	208	

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)のMSL(交点)の95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

参考図表 2 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)に係る信頼区間と生活 扶助基準(中央値)との関係〔1級地2〕

1級地2 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)のMSL(交点)と生活扶助基準(中央値)の関係 生活扶助基準 K調査のMSL(交点)とその信頼区間 T調査のMSL(交点)とその信頼区間 MSL 95%信頼 95%信頼 95%信頼 95%信頼 中央値 (交点) 区間下限 区間上限 (交点) 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ 65~69歳 単身 夫婦のみ 70~74歳 単身 夫婦のみ 

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)の MSL(交点)の 95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と 95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

参考図表 3 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)に係る信頼区間と生活 扶助基準(中央値)との関係〔2級地1〕

2級地1 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)のMSL(交点)と生活扶助基準(中央値)の関係 生活扶助基準 K調査のMSL(交点)とその信頼区間 T調査のMSL(交点)とその信頼区間 MSL 95%信頼 95%信頼 MSL 95%信頼 95%信頼 中央値 (交点) 区間下限 区間上限 (交点) 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 • 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ 65~69歳 単身 夫婦のみ 70~74歳 単身 夫婦のみ 

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)の MSL(交点)の 95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と 95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

参考図表 4 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)に係る信頼区間と生活 扶助基準(中央値)との関係〔2級地2〕

2級地2 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)のMSL(交点)と生活扶助基準(中央値)の関係 生活扶助基準 K調査のMSL(交点)とその信頼区間 T調査のMSL(交点)とその信頼区間 MSL 95%信頼 95%信頼 MSL 95%信頼 95%信頼 中央値 (交点) 区間下限 区間上限 (交点) 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ 65~69歳 単身 夫婦のみ 70~74歳 単身 

夫婦のみ

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)の MSL(交点)の 95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

参考図表 5 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)に係る信頼区間と生活 扶助基準(中央値)との関係〔3級地1〕

3級地1 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)のMSL(交点)と生活扶助基準(中央値)の関係 生活扶助基準 K調査のMSL(交点)とその信頼区間 T調査のMSL(交点)とその信頼区間 MSL 95%信頼 95%信頼 MSL 95%信頼 95%信頼 中央値 (交点) 区間下限 区間上限 (交点) 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 20~39歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 40~49歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ 65~69歳 単身 夫婦のみ 70~74歳 単身 

夫婦のみ

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)の MSL(交点)の 95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

参考図表 6 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)の貧困線: MSL(交点)に係る信頼区間と生活 扶助基準(中央値)との関係〔3級地2〕

3級地2 (月額:千円) 主観的最低生活費(生活扶助対象費目)のMSL(交点)と生活扶助基準(中央値)の関係 生活扶助基準 K調査のMSL(交点)とその信頼区間 T調査のMSL(交点)とその信頼区間 MSL 95%信頼 95%信頼 MSL 95%信頼 95%信頼 中央値 (交点) 区間下限 区間上限 (交点) 区間下限 区間上限 20~29歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 30~39歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 • 20~39歳 夫婦子3人 • ひとり親子1人 • ひとり親子2人 • 40~49歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 50~59歳 単身 夫婦のみ 夫婦子1人 夫婦子2人 40~59歳 夫婦子3人 ひとり親子1人 ひとり親子2人 60~64歳 単身 夫婦のみ 65~69歳 単身 夫婦のみ 70~74歳 単身 夫婦のみ 

<sup>(</sup>注) 生活扶助基準(中央値)が、主観的最低生活費(生活扶助基準)のMSL(交点)の95%信頼区間下限(以下、「下限」)より小さい場合:下限の左に「●」を記載、95%信頼区間下限と95%信頼区間上限(以下、「上限」)の間の場合:下限と上限の間に「●」を記載、95%信頼区間上限よりも大きい場合:上限の右に「●」を記載している。

<補論 仮想家賃や自動車関係費等が主観的最低生活費の級地による違いに及ぼす影響>

本章の分析では、主観的最低生活費については、生活扶助対象費目と全費目を用いた。ここでは、補論として、主観的最低生活費に関して、生活扶助対象費目では除外されている仮想家賃、自動車(車のガソリン代、自動車等の維持・修理にかかる費用)、教育(保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校等の給食費、学校の授業料や教科書・参考書代)、医療・介護(診療代、介護保険サービスの利用料)の各費目について、級地の違いがどのような影響を及ぼすかを見るため、様々な費目の組み合わせを被説明変数として推定を行った。この結果の概要として、級地ダミーの符号を整理したものが図表 156である(推定結果の詳細は、K調査については図表 157、T調査については図表 158に示している)。なお、級地ダミーは1級地1を基準としているため、符号が「プラス/マイナス」の場合には、1級地1に対して、他の級地の主観的最低生活費が「高い/低い」ことを示している。

結果を見ると、仮想家賃、自動車、教育、医療・介護にかかる費用を含めない場合には、級地ダミーの係数はマイナスで有意となる((1)式)。これに対して、仮想家賃にかかる費用を加えた場合((2)式)でも、符号はマイナスのままで変化していない。ただし、推定結果の詳細を見ると、級地ダミーの係数の絶対値(符号はマイナス)が大きくなっており、仮想家賃にかかる主観的最低生活費については、都市部でより大きいことが分かる。

次に、自動車にかかる費用を加えた場合((3)式)、2級地2ダミーの係数の符号はプラスに転じるが、その他の級地ダミーの係数は有意ではなくなる。自動車にかかる主観的最低生活費については、地方部で大きく、都市部で小さくなっていることが窺われる。なお、仮想家賃及び自動車にかかる費用の両者を加えた場合((6)式)、2級地2ダミー以外の級地ダミーの係数の符号はマイナスとなり、級地の違いが主観的最低生活費に及ぼす影響は、自動車関連費よりも仮想家賃の方が大きいことが分かる。

最後に、その他の項目として、教育、医療・介護にかかる費用を加えた場合((4)式、(5)式))は、いずれも級地ダミーの係数の符号はマイナスとなり、係数の絶対値は、(1)式よりも大きい。このことから教育、医療・介護にかかる主観的最低生活費は、都市部でより大きくなっているものと考えられる。

ᅷᆓᄆ			級地ダミーの		
式番号	仮想家賃	自動車	教育	医療·介護	符号
(1) (8)	×	×	×	×	マイナス
(2) (9)	0	×	×	×	マイナス
(3) (10)	×	0	×	×	有意でない
(4) (11)	×	×	0	×	マイナス
(5) (12)	×	×	×	0	マイナス
(6) (13)	0	0	×	×	マイナス
(7) (14)	0	0	0	0	マイナス

図表 156 主観的最低生活費に含める費目の違いごとの推定結果(級地ダミーの符号)

<sup>(</sup>注1) 表内の式番号は、推定結果の詳細を示した図表 157、図表 158の式番号を示す。

<sup>(</sup>注2) 被説明変数の主観的最低生活費については、(1)式は主観的最低生活費(生活扶助対象費目)、(7)式は主観的最低生活費(全費目)を示す。

<sup>(</sup>注3) 2級地2にかかるダミー変数については、一部符号が有意になっていない場合がある点に留意が必要である(詳細結果を参照)。

<sup>(</sup>注4) 自動車:車のガソリン代、自動車等の維持・修理にかかる費用。教育:保育所・認定こども園・幼稚園の費用、学校等の給食費、学校の授業料や教科書・参考書代。医療・介護:診療代、介護保険サービスの利用料。

図表 157 主観的最低生活費に含める費目の違いごとの推定結果(K調査)

		<b>生汗++中++-6</b> ==			K調査			全費目
		生活扶助対象費目	+仮想家賃	+自動車関係費			+仮想家賃、自動車関係	
世帯可処分所得(	44茶4)	0.081***	0.079***	0.083***	0.084***	(5) 0.079***	0.080***	0.081***
=#176711114 (	<b>719</b> ()	(0.005)	(0.004)	(0.005)	(0.005)	(0.005)	(0.004)	(0.004)
宇齢階級・世帯類型	型ダミー	(31222)	(=====)	(*****)	()	()	(=====,	(******)
(基準:20代×単	身)							
20~29歳	夫婦のみ	0.319***	0.293***	0.346***	0.319***	0.325***	0.313***	0.317***
		(0.033)	(0.028)	(0.033)	(0.034)	(0.033)	(0.028)	(0.028)
	夫婦子1人	0.365***	0.325***	0.406***	0.394***	0.367***	0.355***	0.375***
	++====1	(0.034)	(0.028)	(0.033)	(0.034)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦子2人	0.445***	0.389***	0.477***	0.520***	0.447***	0.415***	0.465***
 30~39歳		(0.034) -0.061*	(0.028) -0.021	(0.033) -0.050	(0.035) -0.061*	(0.034) -0.053	(0.028) -0.016	(0.029) -0.011
10 - 39/nx	<del>+</del> 2	(0.034)	(0.021)	(0.033)	(0.035)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦のみ	0.349***	0.312***	0.374***	0.352***	0.372***	0.331***	0.349***
	J (Alberto)	(0.034)	(0.028)	(0.033)	(0.034)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦子1人	0.424***	0.366***	0.454***	0.466***	0.434***	0.390***	0.423***
		(0.034)	(0.028)	(0.033)	(0.034)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦子2人	0.499***	0.425***	0.527***	0.589***	0.502***	0.450***	0.510***
		(0.034)	(0.028)	(0.033)	(0.034)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
20~39歳	夫婦子3人	0.621***	0.510***	0.650***	0.715***	0.624***	0.538***	0.605***
		(0.029)	(0.024)	(0.029)	(0.030)	(0.030)	(0.024)	(0.025)
	ひとり親子1人	0.202***	0.144***	0.215***	0.265***	0.200***	0.156***	0.198***
		(0.033)	(0.027)	(0.032)	(0.034)	(0.033)	(0.027)	(0.028)
	ひとり親子2人	0.335***	0.253***	0.354***	0.420***	0.330***	0.272***	0.327***
		(0.039)	(0.032)	(0.038)	(0.040)	(0.039)	(0.032)	(0.033)
10~49歳	単身	0.012	0.005	0.017	0.017	0.024	0.008	0.018
	±43.0.7	(0.034)	(0.029)	(0.034)	(0.035)	(0.035)	(0.028)	(0.029)
	夫婦のみ	0.400***	0.332***	0.425***	0.403***	0.419***	0.354***	0.370***
	++======	(0.034)	(0.028)	(0.033)	(0.035)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦子1人	0.538*** (0.034)	0.461*** (0.028)	0.555***	0.607***	0.553*** (0.034)	0.478*** (0.028)	0.534*** (0.029)
	夫婦子2人	0.693***	0.567***	(0.033) 0.707***	(0.035) 0.793***	0.699***	0.585***	0.660***
	入別リンス	(0.032)	(0.027)	(0.032)	(0.033)	(0.033)	(0.027)	(0.028)
 50~59歳	単身	0.038	0.005	0.041	0.035	0.055	0.007	0.016
0 33/4%	+2	(0.034)	(0.029)	(0.034)	(0.035)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦のみ	0.433***	0.346***	0.448***	0.449***	0.452***	0.360***	0.384***
		(0.034)	(0.028)	(0.033)	(0.035)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦子1人	0.641***	0.513***	0.650***	0.714***	0.659***	0.526***	0.593***
		(0.034)	(0.028)	(0.033)	(0.035)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
	夫婦子2人	0.740***	0.608***	0.753***	0.854***	0.759***	0.626***	0.723***
		(0.034)	(0.029)	(0.034)	(0.035)	(0.035)	(0.028)	(0.029)
	夫婦子3人	0.767***	0.630***	0.780***	0.877***	0.780***	0.648***	0.735***
		(0.031)	(0.026)	(0.030)	(0.032)	(0.031)	(0.025)	(0.026)
-0~59歳	ひとり親子1人	0.247***	0.185***	0.263***	0.318***	0.262***	0.199***	0.256***
		(0.030)	(0.025)	(0.029)	(0.030)	(0.030)	(0.025)	(0.025)
	ひとり親子2人	0.426***	0.336***	0.430***	0.500***	0.429***	0.344***	0.399***
0 644	·····································	(0.031)	(0.026)	(0.031)	(0.032)	(0.031)	(0.026)	(0.027)
0~64歳	単身	0.059*	0.011	0.054 (0.034)	0.056	0.087** (0.035)	0.009	0.029
	夫婦のみ	(0.035) 0.553***	(0.029) 0.412***	0.557***	(0.036) 0.553***	0.586***	(0.029) 0.423***	(0.030) 0.448***
	<b>Хироло</b> л	(0.034)	(0.028)	(0.034)	(0.035)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
 5~69歳	単身	0.062*	-0.004	0.041	0.057	0.108***	-0.016	0.014
		(0.035)	(0.029)	(0.034)	(0.036)	(0.035)	(0.029)	(0.029)
	夫婦のみ	0.547***	0.395***	0.541***	0.541***	0.592***	0.399***	0.430***
		(0.034)	(0.028)	(0.034)	(0.035)	(0.034)	(0.028)	(0.029)
0~74歳	単身	0.086**	0.038	0.077**	0.081**	0.118***	0.035	0.053*
		(0.035)	(0.029)	(0.034)	(0.036)	(0.035)	(0.029)	(0.030)
	夫婦のみ	0.548***	0.402***	0.535***	0.543***	0.589***	0.400***	0.427***
		(0.034)	(0.029)	(0.034)	(0.035)	(0.035)	(0.028)	(0.029)
及地ダミー	1級地2	-0.027*	-0.072***	0.004	-0.028*	-0.026*	-0.048***	-0.048**
		(0.014)	(0.012)	(0.014)	(0.015)	(0.014)	(0.012)	(0.012)
(基準:1級地1)	2級地1	-0.060***	-0.117***	-0.007	-0.070***	-0.056***	-0.078***	-0.080**
	e/T III. c	(0.014)	(0.012)	(0.014)	(0.014)	(0.014)	(0.012)	(0.012)
	2級地2	-0.024	-0.089***	0.038**	-0.032**	-0.021	-0.042***	-0.045**
	2611414	(0.015)	(0.013)	(0.015)	(0.016)	(0.015)	(0.013)	(0.013)
	3級地1	-0.051***	-0.133***	0.018	-0.059***	-0.049***	-0.080***	-0.083**
	2611414 2	(0.014)	(0.012)	(0.014)	(0.015)	(0.014)	(0.012)	(0.012)
	3級地 2	-0.073***	-0.165***	0.010	-0.082***	-0.068***	-0.100***	-0.100**
シングラング ラング ラング ラング ラング ラング ラング ラング ラング ラン		(0.015)	(0.013)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.012)	(0.013)
官数項		4.183***	4.666***	4.212***	4.178***	4.211***	4.683***	4.697***
ナンプルサイズ		(0.036) 9,246	(0.030) 9,246	(0.036) 9,246	(0.037) 9,246	(0.036) 9,246	(0.030) 9,246	(0.031) 9,2
ンフルンコハ	定係数	0.302				•		

カッコ内は標準誤差を示している。 \*\*\*はp<0.01、\*\*はp<0.05、\*は p<0.10を表す。

図表 158 主観的最低生活費に含める費目の違いごとの推定結果 (T調査)

		生活扶助対象費	ì		T調査			全費目
		目	+仮想家賃	+自動車関係費			+仮想家賃、自 動車関係	
U++	4 184.5	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
世帯可処分所得(	.対致)	0.072***	0.069***	0.074***	0.075***	0.070***	0.070***	0.070***
宇齢階級・世帯類型		(0.005)	(0.004)	(0.005)	(0.005)	(0.005)	(0.004)	(0.004)
(基準:20代×単								
20~29歳	夫婦のみ	0.286***	0.292***	0.315***	0.285***	0.289***	0.313***	0.313***
	149721	(0.031)	(0.027)	(0.031)	(0.032)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦子1人	0.298***	0.290***	0.332***	0.332***	0.291***	0.315***	0.331***
	+13-70 I	(0.032)	(0.027)	(0.031)	(0.033)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦子2人	0.350***	0.341***	0.392***	0.412***	0.342***	0.373***	0.407***
	W A	(0.032)	(0.027)	(0.032)	(0.033)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
10~39歳	単身	0.070**	0.074***	0.080**	0.070**	0.067**	0.082***	0.078***
	++3.0.7.	(0.032)	(0.027)	(0.032)	(0.033)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦のみ	0.364***	0.344***	0.387***	0.356***	0.366***	0.363***	0.359***
	++=====	(0.031)	(0.027)	(0.031)	(0.032)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦子1人	0.349***	0.327***	0.371***	0.399***	0.343***	0.345***	0.375***
	±4372.1	(0.031)	(0.027)	(0.031)	(0.032)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦子2人	0.443***	0.412***	0.472***	0.513***	0.436***	0.435***	0.477***
10 20 <del>15</del>	++= 72.1	(0.031)	(0.027)	(0.031)	(0.032)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
0~39歳	夫婦子3人	0.514***	0.468***	0.547***	0.595***	0.508***	0.496***	0.547***
	7.1とい立日 フォー	(0.028)	(0.024)	(0.027)	(0.029)	(0.028)	(0.024)	(0.024)
	ひとり親子1人	0.257***	0.244***	0.271***	0.305***	0.250***	0.255***	0.282***
	7.1と10年フラー	(0.031)	(0.026)	(0.030)	(0.032)	(0.031)	(0.026)	(0.027)
	ひとり親子2人	0.335***	0.294***	0.354***	0.395***	0.328***	0.312***	0.348***
O - 40告	·····································	(0.034)	(0.029)	(0.034)	(0.035)	(0.034)	(0.029)	(0.030)
0~49歳	単身	0.115***	0.112***	0.123***	0.115***	0.117***	0.118***	0.119***
	±+3.0.7.	(0.032)	(0.027)	(0.032)	(0.033)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦のみ	0.362***	0.349***	0.386***	0.363***	0.373***	0.368***	0.374***
	±43-74-1	(0.032)	(0.027)	(0.031)	(0.033)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦子1人	0.516***	0.460***	0.534***	0.570***	0.515***	0.478***	0.515***
	±4373.1	(0.031)	(0.027)	(0.031)	(0.032)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦子2人	0.595***	0.537***	0.617***	0.665***	0.591***	0.556***	0.602***
	W +	(0.031)	(0.027)	(0.031)	(0.032)	(0.031)	(0.027)	(0.028)
0~59歳	単身	0.056*	0.074***	0.067**	0.049	0.061*	0.081***	0.078***
	±+=07.	(0.032)	(0.028)	(0.032)	(0.033)	(0.033)	(0.028)	(0.029) 0.422***
	夫婦のみ	0.450***	0.401***	0.464***	0.449***	0.462***	0.414***	
	++===+1	(0.031) 0.551***	(0.027) 0.479***	(0.031)	(0.032)	(0.032)	(0.027) 0.497***	(0.028)
	夫婦子1人			0.569***	0.607***	0.555***		0.541***
	ナヤフコー	(0.032)	(0.027)	(0.032)	(0.033)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
	夫婦子2人	0.641***	0.568***	0.663***	0.721***	0.647***	0.590***	0.654***
	夫婦子3人	(0.032) 0.686***	(0.028) 0.609***	(0.032) 0.705***	(0.033) 0.779***	(0.032) 0.689***	(0.027) 0.628***	(0.028) 0.696***
	大师丁3人							
O FO	11と10年フェル	(0.029)	(0.025)	(0.028)	(0.030)	(0.029)	(0.025)	(0.025)
₩0~59歳	ひとり親子1人	0.282***	0.265***	0.293***	0.330***	0.286***	0.275***	0.311***
	ひとり知ってい	(0.027)	(0.024)	(0.027)	(0.028)	(0.028) 0.457***	(0.024)	(0.024)
	ひとり親子2人	0.459***	0.417***	0.468***	0.535***		0.426***	0.478***
	出自	(0.029)	(0.025)	(0.029)	(0.030)	(0.029)	(0.025) 0.072***	(0.026)
60~64歳	単身	0.075**	0.071**	0.075**	0.063*	0.088***		0.074**
	夫婦のみ	(0.032)	(0.028) 0.400***	(0.032)	(0.033) 0.440***	(0.033)	(0.028) 0.411***	(0.029)
	人がはらなり	0.465***		0.474***	0.449***	0.482*** (0.032)	0.411***	0.413***
E ~ .60年	 単身	(0.032)	(0.027)	(0.032)	(0.033)		(0.027)	(0.028)
5~69歳	半牙	0.032	0.029	0.028	0.018	0.054*	0.028	0.033
	夫婦のみ	(0.032)	(0.028) 0.394***	(0.032)	(0.033) 0.437***	(0.033)	(0.028) 0.402***	(0.029) 0.410***
	人がはらなり	0.458***		0.463***		0.490***		
		(0.032)	(0.028)	(0.032)	(0.033)	(0.032)	(0.027)	(0.028)
'0~74歳	半牙	0.038	0.043	0.025	0.022 (0.033)	0.071**	0.034 (0.028)	0.045
	土婦のみ	(0.032)	(0.028)	(0.032) 0.435***	. ,	(0.033) 0.450***	. ,	(0.029)
	夫婦のみ	0.432***	0.365***	0.425***	0.416***	0.459***	0.363***	0.371***
 及地ダミー	1 KR#H C	(0.032)	(0.028)	(0.032)	(0.033)	(0.032)	(0.028)	(0.028)
x+ピクミー	1級地2	-0.026*	-0.070*** (0.012)	-0.001 (0.013)	-0.027* (0.014)	-0.023* (0.014)	-0.050*** (0.012)	-0.047**
/甘淮 . 4 织454、	<b>7%™#</b> # <b>1</b>	(0.013)	(0.012)	(0.013)	(0.014)	(0.014)	(0.012)	(0.012)
(基準:1級地1)	2級地1	-0.058***	-0.121***	-0.010	-0.064***	-0.053***	-0.083***	-0.082**
	2611112	(0.013)	(0.012)	(0.013)	(0.014)	(0.014)	(0.012)	(0.012)
	2級地2	-0.032**	-0.105***	0.018	-0.034**	-0.025*	-0.065***	-0.061**
	267.415.4	(0.014)	(0.012)	(0.014)	(0.015)	(0.014)	(0.012)	(0.013)
	3級地1	-0.060***	-0.136***	-0.003	-0.065***	-0.053***	-0.090***	-0.088**
	267415	(0.013)	(0.012)	(0.013)	(0.014)	(0.014)	(0.012)	(0.012)
	3級地 2	-0.075***	-0.152***	-0.007	-0.080***	-0.068***	-0.098***	-0.096**
		(0.014)	(0.012)	(0.014)	(0.015)	(0.014)	(0.012)	(0.013)
E数項		4.474***	4.883***	4.501***	4.483***	4.518***	4.901***	4.937***
0		(0.034)	(0.029)	(0.034)	(0.035)	(0.034)	(0.029)	(0.030)
トンプルサイズ		9,273						
自由度修正済み決	定係数	0.240	0.262	0.252	0.271	0.232	0.269	0

カッコ内は標準誤差を示している。 \*\*\*はp<0.01、\*\*はp<0.05、\*は p<0.10を表す。

IV 部:その他の主観的指標に基づく分析

6 Economic Ladder Question (ELQ) の分析

## (1) ELQ の概要

本調査では、Ravallion and Lokshin(1999)をもとに、Economic Ladder Question(ELQ)と呼ばれる設問を以下の通り設けた。これは「キャントリルの梯子(Cantril Ladder)」と呼ばれる、主観的幸福度を尋ねる際の尺度を応用した設問であり、自らの経済的地位が 1 段目(最低)~9 段目(最高)のいずれに該当するかを尋ねることで、主観的な経済厚生水準を推し量るものである。

MIQ や IEQ は、所得に基づき主観的な経済厚生水準を推し量る方法であるが、ELQ は所得に限らず、より広範な要素を総合的に含めて測定する方法である点にその意義がある。一方で、ELQ の回答は「ムード」や気質によっても左右されるという点には留意が必要である(Ravallion and Lokshin(1999))。

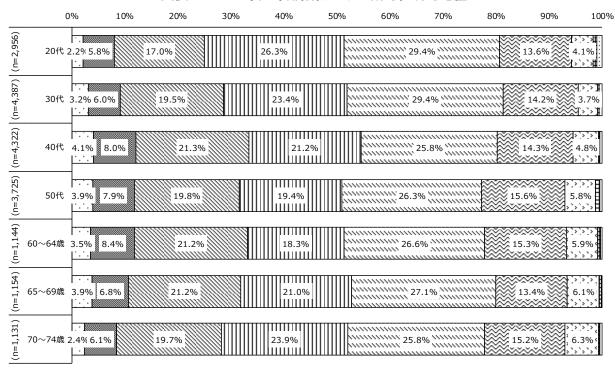
# <ELQ の設問>

問9 「9 段のはしご」を想像してください。一番下(1 番目)のはしごの段には、最も貧しく困窮している人が立っています。一番上(9 番目)のはしごの段には、最も裕福な人が立っています。現在のあなたは、何段目に立っていますか。

_, ,,,,,,,		
	9	$\vdash$
	8	$\vdash$
	7	-
	6	$\vdash$
	5	$\vdash$
	4	$\vdash$
	3	$\vdash$
	2	_
最も貧しく <u>困窮</u> している人	1	_

#### (2) 本調査における回答結果

本調査における回答結果は、以下に示す通りである。図表 159を見ると、回答者本人の年齢階級によって、1~4段目(相対的に低い主観的経済的地位)と6~9段目(相対的に高い主観的経済的地位)の割合に大きな違いは見られない。ただし、1~3段目に着目すると、相対的に40~60代で割合が高くなっている。これは、世帯類型の影響(20~30代ではひとり親世帯の回答が少なかった)を受けている可能性が考えられる。



図表 159 本人年齢階級別の主観的経済的地位

□1段目(最低) ■2段目 □3段目 □4段目 □5段目 □6段目 □7段目 ■8段目 □9段目(最高)

続いて図表 160を見ると、単身世帯やひとり親世帯では、主観的経済的地位が低い傾向となっていることが分かる。一方で、子の人数によって主観的経済的地位に大きな違いは見られなかった。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%  $\left( n = 1,323 \right) \left| \left( n = 1,893 \right) \right| \left( n = 2,216 \right) \left| \left( n = 2,556 \right) \right| \left( n = 2,525 \right) \left| \left( n = 4,290 \right) \right| \left( n = 4,016 \right)$ 9.1% 3.4% 10.7% 単身 25.5% 6.0% 22.0% 31.5% 夫婦のみ1. 3.4% 14.8% 18.8% ₹ 7.2% 22.3% 1.3% 33.4%,,,,,,,,,, 19.6% 夫婦子1人 14.5% 5.5% 4.1% 20.8% 1.4% 夫婦子2人 5.3% 4.4% 15.3% 23.4% 17.3% 2.3% 5.7% 夫婦子3人 4.5% 16.0% 22.1% 17.9% 7.1% ひとり親子1人 13.1% 29.9% 21.4% 18.8% ₹ 7.3% 1.9% 2000 ひとり親子2人 22.8% 7.3% 13.6% 29.4%

図表 160 世帯類型別の主観的経済的地位

□1段目(最低) ■2段目 □3段目 □4段目 □5段目 □6段目 □7段目 ■8段目 □9段目(最高)

単身世帯のみについて、本人性別・本人年齢階級別に見ると、図表 161の通り、30~60代で主観的経済的地位が低い傾向があることが分かる。

10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 22.9% 10.1% 3.7% ...... 22.9% 20代(n=188) 4.3% 9.6% 23.4% 21.1% 11.3% 30代(n=284) 6.7% 25.7% 23.2% 8.8% 2.8% .......... 23.0% ........ 40代(n=369) 11.7% 9.8% 24.1% 19.0% 7.0% 4.3% 21.2% 50代(n=410) . 9.5% 13.9% 23.9% 18.3% **ଛ** 9.5% § 3.4% 23.4% 60~64歳(n=427) 13.1% 28.1% 8.9% 3.3% 6.3% 15.9% 65~69歳(n=412) 8.5% 10.0% 28.6% 20.9% ·////// 20.4% ////// 7.0% 3.9% .,,,,,,, 20.1% 70~74歳(n=383) 3.7% 9.7% 24.5% Š 9.9% ፟≶ 5.0% 25.8% 1.2% 20代(n=401) | 5.7% 22.2% 32.2% 24.9% 👸 12.0% 🖟 1.5% 9.5% 30代(n=317) 4.4% 7.3% 2.5% 25.6% 23.0% 40代(n=218) 13.3% 10.6% 2.3% 28.9% 21.6% 50代(n=161) 26.7% 8.19 0.6% 6.8% 11.8% 19.9% 60~64歳(n=125) 5.6% 12.0% 19.2% 30.4% 1111111111 Allinin. 26.2% 65~69歳(n=149)2.7% 9.4% 22.8% 22.1% 9.4% 💸 6.7% 1.7% 70~74歳(n=172) 23.3% 22.7% 14.5% 🎇 4.7% 8.1%

図表 161 本人性別・本人年齢階級別の主観的経済的地位(単身世帯のみ)

□1段目(最低) ■2段目 □3段目 □4段目 □5段目 □6段目 □7段目 □8段目 □9段目(最高)

また、ひとり親世帯のみについて、本人性別・本人年齢階級別に見ると、図表 162の通り、男性よりも女性の方が、主観的経済的地位は低い傾向があることが分かる。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 90% 100% 20代(n=17) 17.6% 5.9% 5.9% 5.9% 30.4% \\\\\\\\ 19.6% 2.2% 4.3% 30代(n=46) 4.3% 6.5% 23.9% 8.7% 淵 1.0% 40代(n=104) 3.8% 31.7% 28.8% //////// 20.2% /////// 26.9% 11.7% 2.3% 50代(n=171) 4.1% 10.5% 20.5% 24.0% 16.4% (1.8%) 1.8% 20代(n=220) 10.0% 15.5% 27.7% 23.2% 17.5% 5.3% 1.8% 30代(n=834) 7.9% 13.5% 31.8% 21.6% 16.4% 40代(n=1,083) 7.6% 14.9% 29.9% 22.0% 7.1% 1.8% 7.0% 50代(n=741) 6.3% 12.7% 30.4% 21.7% 2.6%

図表 162 本人性別・本人年齢階級別の主観的経済的地位(ひとり親世帯のみ)

□1段目(最低) ■2段目 □3段目 □4段目 □5段目 □6段目 □7段目 ■8段目 □9段目(最高)

続いて図表 163を見ると、級地によって主観的経済的地位に大きな違いは見られないものの、1級地1では6~9段目の割合がやや高くなっている。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% (n=2,721) | (n=3,310) | (n=2,636) | (n=3,389) | (n=3,298) | (n=3,465) | (n=3,636) | (n=3, 7.3% 1級地1 2.9% 6.0% ≋ 17.6% 🖇 18.4% 19.2% . . . . 2.7% 🚃 anananana. 1級地2 6.5% **⋘** 4.6% 20.1% 22.2% 14.6% 3.3% 7.B 27.4% 2級地1 7.7% 19.8% 23.8% 13.0% 28.8% .... 2級地2 3.1% 6.3% 19.0% 21.8% 4.8% 13.3% 4.1% 25.5% 3級地1 4.1% 8.5% 21.0% 22.6% 12.8% 4.1% 3級地2 4.3% 6.9% 23.4% 20.6%

図表 163 級地別の主観的経済的地位

□1段目(最低) ■2段目 □3段目 □4段目 □5段目 □6段目 □7段目 ■8段目 □9段目(最高)

最後に図表 164を見ると、主観的経済的地位は世帯可処分所得階級と明確に正の相関があることが分かる。

10% 30% 40% 50% 60% 90% 100% 20% 0万円以上~(n=1,111) 11.3% 12.7% 25.7% 19.6% 40万円以上~(n=363) 22.9% 29.0% 70万円以上~(n=321) 16.8% ..... 2.8% 14.3% 16.8% 90万円以上~(n=748) . .11.4% 17.8% 28.7% 16.8% 120万円以上~(n=370) 5.1% 31.9% 130万円以上~(n=188) 34.6% 15.4% 9.6% 14.9% 140万円以上~(n=248) 6.9% 18.1% 25.4% 150万円以上~(n=215) 7.4% 13.5% 28.4% 160万円以上~(n=151) 9.3% 10.6% 31.1% 13.2% 170万円以上~(n=268) 11.6% 180万円以上~(n=983) 4.5% 32.0% 29.2% 210万円以上~(n=873) 12.0% 3.8% 240万円以上~(n=849) 270万円以上~(n=913) 2.7% 7.1% 27.8% 300万円以上~(n=1,122) 2.6% 7.2% 330万円以上~(n=1,087) 11.1% ₹ 2.1% 360万円以上~(n=1,373) 400万円以上~(n=1,451) 4.1% 450万円以上~(n=1,251) 500万円以上~(n=1,713) 2.0% § 9.6% 600万円以上~(n=1,068) 6.6% 36.6% 700万円以上~(n=767) 13.7% ||||| 28.6% 32.1% 800万円以上~(n=477) 10.9% 33.3% 14.0% 900万円以上~(n=326) 31.9% 1,000万円以上~(n=583) 3.1% 6.7% ........... 22.0% ........

図表 164 世帯可処分所得階級(年額、万円)別の主観的経済的地位

□1段目(最低) ■2段目 □3段目 □4段目 □5段目 □6段目 □7段目 ■8段目 □9段目(最高)

(注) 世帯可処分所得階級について、「1,000 万円以上〜」と「1,500 万円以上〜」と「2,000 万円以上〜」と「3,000 万円以上〜」と「4,000 万円以上〜」と「5,000 万円以上〜」については、サンプルサイズを確保するため、カテゴリを統合して集計を行っている。

#### (3)回帰分析の結果

本調査では、主観的経済的地位を被説明変数として、順序プロビット・モデルによる回帰分析を行った。なお、主観的経済的地位は 9 段階で尋ねているが、8~9 段目の回答が極めて少ないため、7 段目以上はカテゴリを統合している $^{21}$ 。回帰分析に用いた説明変数及びその記述統計量は図表 1 6 5 の通りである。

図表 165 説明変数の記述統計量

説明変数		観測数	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
本人性別(基準:男性)	女性ダミー	18,819	0.655	1	0.475	0	1
本人年齢(基準:20代)	30代ダミー	18,819	0.233	0	0.423	0	1
	40代ダミー	18,819	0.230	0	0.421	0	1
	50代ダミー	18,819	0.198	0	0.398	0	1
	60~64歳ダミー	18,819	0.061	0	0.239	0	1
	65~69歳ダミー	18,819	0.062	0	0.240	0	1
	70~74歳ダミー	18,819	0.060	0	0.238	0	1
(参考) 本人年齢(歳)	70 7 1/8/27	18,819	45.335	44	13.719	20	74
世帯類型(基準:単身)	夫婦のみダミー		0.228	0	0.420	0	1
世市規至(至年,年月)	夫婦子1人グミー	18,819				0	
		18,819	0.134	0	0.341		1
	夫婦子2人ダミー	18,819	0.136	0	0.343	0	1
	夫婦子3人ダミー	18,819	0.118	0	0.322	0	1
	ひとり親子1人ダミー	18,819	0.101	0	0.301	0	1
	ひとり親子2人ダミー	18,819	0.070	0	0.256	0	1
級地(基準:1級地1)	1級地2ダミー	18,819	0.175	0	0.380	0	1
	2級地1ダミー	18,819	0.180	0	0.384	0	1
	2級地2ダミー	18,819	0.140	0	0.347	0	1
	3級地1ダミー	18,819	0.176	0	0.381	0	1
	3級地2ダミー	18,819	0.145	0	0.352	0	1
世帯可処分所得(各階級の中間値、月額、千円、対数)		18,819	5.483	5.661	0.939	2.813	8.335
(参考) 原数値		18,819	335.102	287.5	286.842		4,166.665
貯蓄額・貯蓄取り崩し額(月額、千円)	※取り崩しの場合は負値をとる	18,819	40.310	0	353.650	-5,008	9,500
住居(基準:持5家)	民営賃貸ダミー	18,819	0.323	0	0.467	0,000	1
正冶(坐車・ハラが)	公営賃貸ダミー		0.041	0	0.407	0	1
		18,819		0		0	
	UR・公社賃貸ダミー	18,819	0.020		0.142		1
	社宅ダミー	18,819	0.032	0	0.175	0	1
	借間グミー	18,819	0.024	0	0.152	0	1
	寮ダミー	18,819	0.006	0	0.078	0	1
	その他住居ダミー	18,819	0.012	0	0.108	0	1
住宅ローン返済額・家賃(月額、千円、対数)	※住宅ローン返済額・家賃の合計額	18,819	2.373	3.912	2.841	-2.303	8.517
(参考)原数値		18,819	51.405	50	94.727	0.1	5,000
自動車ローン返済額(月額、千円、対数)		18,819	-1.211	-2.303	2.210	-2.303	8.517
(参考) 原数値		18,819	7.981	0.1	76.194	0.1	5,000
奨学金・教育□−ン返済額(月額、千円、対数)		18,819	-1.598	-2.303	1.813	-2.303	9.195
(参考) 原数値		18,819	6.370	0.1	110.420	0.1	9,850
その他借入金返済額(月額、千円、対数)		18,819	-1.421	-2.303	2.085	-2.303	8.987
(参考) 原数値		18,819	13.670	0.1	150.596	0.1	8,000
自動車・バイク保有台数(台)		18,819	1.387	1	0.992	0	14
本人就業状況(基準:正規)	パートダミー	18,819	0.205	0	0.404	0	1
17 (3)05(0)00 (224 : 2270)	派遣ダミー	18,819	0.021	0	0.142	0	1
	契約・嘱託ダミー	18,819	0.049	0	0.216	0	1
	役員ダミー	18,819	0.010	0	0.100	0	1
	10月75年 自営業主ダミー					0	
		18,819	0.051	0	0.221		1
	家族従業者ダミー	18,819	0.026	0	0.160	0	1
	内職ダミー	18,819	0.007	0	0.083	0	1
	求職グミー	18,819	0.026	0	0.158	0	1
	無職ダミー	18,819	0.197	0	0.397	0	1
	休職ダミー	18,819	0.020	0	0.141	0	1
本人以外の就業者数(人)		18,819	0.687	1	0.694	0	4
国公立の学校等に在籍している子の人数(人)		18,819	0.514	0	0.850	0	3
私立の学校等に在籍している子の人数(人)		18,819	0.215	0	0.516	0	3
塾等に在籍している子の人数(人)		18,819	0.163	0	0.487	0	3
本人最終学歴(基準:高卒)	小卒・中卒ダミー	18,819	0.034	0	0.180	0	1
	専門学校卒ダミー	18,819	0.138	0	0.345	0	1
	短大・高専卒ダミー	18,819	0.127	0	0.333	0	1
	大卒ダミー	18,819	0.127	0	0.480	0	1
	院卒ダミー		0.361	0		0	1
*   健康問題, 虚复, 口觉化活制阻 (甘淮, 健康問題+x) \		18,819			0.175		
本人健康問題・病気・日常生活制限(基準:健康問題なし)	日常生活制限ありダミー	18,819	0.082	0	0.274	0	1
ナーバルの独存的的 岸左 口がたて制のよりこうしゃ ノン	日常生活制限なし・健康問題ありダミー	18,819	0.152	0	0.359	0	1
本人以外の健康問題・病気・日常生活制限を抱える人数(人)		18,819	0.182	0	0.471	0	4

<sup>(</sup>注)「住宅ローン返済額・家賃」、「自動車ローン返済額」、「奨学金・教育ローン返済額」、「その他借入金返済額」については、対数変換を行うに当たり、「0」という回答を「0.1」に置換した。なお、「貯蓄額・貯蓄取り崩し額」については、負値もとるため(貯蓄を取り崩している場合)、対数変換を行っていない。

 $<sup>^{21}</sup>$  ロシアにおけるサーベイデータを用いた Ravallion and Lokshin(1999)でも、同様の理由から 7 段目以上を統合している。

推定結果は図表 166に示す通りであるが、説明変数の係数が正で有意であれば、自らの経済的地位をより高く評価する傾向があることを示し、負で有意であれば、自らの経済的地位をより低く評価する傾向があることを示している。

まず世帯類型について見ると、VIFが5を上回っている<sup>22</sup>のは夫婦子3人ダミーのみとなっており、多重共線性はほぼ生じていないと考えられる。

推定結果からは、単身世帯と比較して、概ね夫婦世帯はより高く、ひとり親世帯ではより低く経済的地位 を評価している。また、級地については、1級地1と比較して、全ての級地で係数が負となっている。

住居については、持ち家と比較して、社宅や寮を除き、いずれも係数が負で有意となっている。また、就業 状況についても、正規社員の場合と比較して、役員を除き、いずれも係数が負となっている他、学歴について も、高卒より高くなるほど主観的経済的地位が高くなる傾向が見られる。

子の人数については、学校に通っている子の人数は有意な推定結果になっていないものの、塾に通っている子の人数が増えると、主観的経済的地位が高くなる傾向が見られる。

最後に、健康問題について見ると、本人に日常生活制限や健康問題がある場合だけでなく、健康問題を 抱える家族が増えるほど、主観的経済的地位が低くなる傾向が見られるが、特に本人の健康状態の方が係 数の絶対値が大きく、より強く主観的経済的地位に影響を与える可能性が示唆されている。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 石黒編(2014)p.67を参照。

図表 166 主観的経済的地位を被説明変数とした順序プロビット・モデルの推定結果

	- 3427/1-3-0120	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	1
		(1)	(-)	(5)		済的地位	(0)	(/)	(0)	VIF
本人性別(基準:男性)	女性ダミー	-0.052***	-0.028	0.021	0.010	0.099***	0.143***	0.117***	0.118***	1.67
		(0.018)	(0.018)	(0.018) -0.117***	(0.018) -0.143***	(0.020)	(0.020) -0.138***	(0.020) -0.125***	(0.021)	2.15
	30代ダミー	-0.009 (0.025)	-0.071*** (0.025)	(0.025)	(0.026)	-0.129*** (0.026)	(0.026)	(0.026)	-0.125*** (0.026)	2.15
	40代ダミー	-0.029 (0.025)	-0.131*** (0.026)	-0.188*** (0.026)	-0.214*** (0.027)	-0.192*** (0.027)	-0.191*** (0.027)	-0.162*** (0.027)	-0.180*** (0.028)	2.42
	50代ダミー	0.031	-0.111***	-0.202***	-0.229***	-0.192***	-0.173***	-0.133***	-0.150***	2.50
	60~64歳ダミー	(0.026) -0.006	(0.027) -0.199***	(0.027) -0.159***	(0.028) -0.192***	(0.028) -0.110***	(0.028) -0.104**	(0.028) -0.071*	(0.030) -0.074*	1.77
	65~69歳ダミー	(0.038)	(0.039)	(0.040)	(0.041)	(0.042)	(0.042)	(0.042)	(0.042)	1.02
	65~69威%=	-0.019 (0.038)	-0.231*** (0.040)	-0.171*** (0.040)	-0.205*** (0.041)	-0.105** (0.043)	-0.093** (0.043)	-0.060 (0.044)	-0.061 (0.044)	1.93
	70~74歳ダミー	0.059 (0.038)	-0.157*** (0.040)	-0.088** (0.040)	-0.128*** (0.042)	-0.040 (0.045)	-0.015 (0.045)	0.017 (0.045)	0.019 (0.045)	2.03
世帯類型(基準:単身)	夫婦のみダミー	0.599***	0.517***	0.357***	0.344***	0.365***	0.358***	0.344***	0.337***	2.32
	夫婦子1人ダミー	(0.023) 0.590***	(0.023) 0.464***	(0.024) 0.293***	(0.024) 0.275***	(0.025) 0.316***	(0.025) 0.309***	(0.025) 0.288***	(0.027) 0.252***	2.81
		(0.028)	(0.029)	(0.029)	(0.030)	(0.031)	(0.031)	(0.031)	(0.037)	4.46
	夫婦子2人ダミー	0.527*** (0.028)	0.357*** (0.029)	0.185*** (0.030)	0.174*** (0.031)	0.213*** (0.031)	0.217*** (0.031)	0.187*** (0.031)	0.129*** (0.046)	4.46
	夫婦子3人ダミー	0.528*** (0.030)	0.346*** (0.031)	0.174*** (0.031)	0.176*** (0.033)	0.226*** (0.033)	0.235*** (0.033)	0.208*** (0.033)	0.138**	6.67
	ひとり親子1人ダミー	-0.156***	-0.164***	-0.143***	-0.129***	-0.141***	-0.100***	-0.107***	-0.124***	1.91
	ひとり親子2人ダミー	(0.031) -0.169***	(0.032) -0.216***	(0.032) -0.208***	(0.032) -0.200***	(0.032) -0.207***	(0.032) -0.167***	(0.032) -0.185***	(0.035) -0.221***	2.39
		(0.035)	(0.036)	(0.036)	(0.036)	(0.036)	(0.036)	(0.036)	(0.046)	
級地(基準:1級地1)	1級地2ダミー	-0.117*** (0.025)	-0.127*** (0.025)	-0.094*** (0.025)	-0.093*** (0.025)	-0.086*** (0.025)	-0.072*** (0.025)	-0.071*** (0.025)	-0.063** (0.025)	1.65
	2級地1ダミー	-0.175*** (0.025)	-0.190*** (0.025)	-0.138*** (0.025)	-0.150*** (0.026)	-0.147*** (0.026)	-0.127*** (0.026)	-0.121*** (0.026)	-0.111*** (0.026)	1.75
	2級地2ダミー	-0.162***	-0.188***	-0.142***	-0.152***	-0.145***	-0.116***	-0.114***	-0.101***	1.65
	3級地1ダミー	(0.027)	(0.027) -0.240***	(0.027) -0.180***	(0.028) -0.190***	(0.028) -0.187***	(0.028) -0.158***	(0.028) -0.156***	(0.028) -0.142***	1.80
		(0.025)	(0.025)	(0.025)	(0.026)	(0.026)	(0.026)	(0.026)	(0.027)	
	3級地2ダミー	-0.269*** (0.026)	-0.300*** (0.027)	-0.208*** (0.027)	-0.219*** (0.028)	-0.217*** (0.028)	-0.177*** (0.028)	-0.172*** (0.028)	-0.154*** (0.029)	1.77
世帯可処分所得(各階級の中間値、月額、千円、対数)				0.364*** (0.009)	0.358*** (0.009)	0.334*** (0.009)	0.318*** (0.009)	0.314*** (0.009)	0.309*** (0.009)	1.27
貯蓄額·貯蓄取り崩し額(月額、千円)	※取り崩しの場合は負値をとる			0.000***	0.000***	0.000***	0.000***	0.000***	0.000***	1.02
住居(基準:持5家)	民営賃貸ダニー		-0.372***	(0.000) -0.340***	(0.000) -0.323***	(0.000) -0.307***	(0.000) -0.304***	(0.000) -0.299***	(0.000) -0.293***	1.72
			(0.019)	(0.019)	(0.021)	(0.021)	(0.021)	(0.021)	(0.021)	
	公営賃貸ダニ		-0.586*** (0.040)	-0.446*** (0.040)	-0.426*** (0.041)	-0.401*** (0.041)	-0.358*** (0.041)	-0.332*** (0.041)	-0.326*** (0.041)	1.16
	UR・公社賃貸ダミー		-0.407***	-0.347***	-0.321***	-0.297***	-0.272***	-0.267***	-0.262***	1.08
	社宅外-		(0.054) 0.084*	(0.054) 0.034	(0.055) 0.048	(0.055) 0.052	(0.055) 0.016	(0.055) 0.012	(0.055) 0.018	1.09
	借間ダミー		(0.044) -0.492***	(0.044) -0.403***	(0.045) -0.375***	(0.045) -0.363***	(0.045) -0.352***	(0.045) -0.349***	(0.045) -0.351***	1.09
			(0.051)	(0.051)	(0.052)	(0.052)	(0.052)	(0.052)	(0.052)	
	寮ダミー		-0.124 (0.098)	-0.131 (0.098)	-0.123 (0.098)	-0.164* (0.099)	-0.165* (0.099)	-0.159 (0.099)	-0.152 (0.099)	1.03
	その他住居ダミー		-0.485***	-0.338***	-0.321***	-0.292***	-0.267***	-0.252***	-0.243***	1.04
住宅ローン返済額・家賃(月額、千円、対数)	※住宅ローン返済額・家賃の合計額		(0.070)	(0.071)	(0.071) 0.001	(0.071) -0.000	(0.071) 0.002	(0.071) 0.002	(0.071) 0.001	1.72
自動車ローン返済額(月額、千円、対数)					(0.003) -0.013***	(0.003) -0.013***	(0.003) -0.009**	(0.003) -0.010***	(0.003) -0.010***	1.21
					(0.004)	(0.004)	(0.004)	(0.004)	(0.004)	
奨学金・教育ローン返済額 (月額、千円、対数)					-0.005 (0.004)	-0.007 (0.004)	-0.014*** (0.004)	-0.012*** (0.004)	-0.014*** (0.004)	1.17
その他借入金返済額(月額、千円、対数)					-0.048***	-0.048***	-0.043***	-0.041***	-0.041***	1.14
自動車・バイク保有台数(台)					(0.004) 0.043***	(0.004) 0.039***	(0.004) 0.047***	(0.004) 0.047***	(0.004) 0.043***	1.49
本人就業状況(基準:正規)	パートダミー				(0.009)	(0.009) -0.239***	(0.009) -0.198***	(0.009) -0.186***	(0.009) -0.184***	1.51
						(0.023)	(0.023)	(0.023)	(0.023)	
	派遣ダミー					-0.288*** (0.054)	-0.259*** (0.054)	-0.247*** (0.054)	-0.245*** (0.054)	1.05
	契約・嘱託ダニ					-0.239***	-0.231***	-0.223***	-0.216***	1.12
	役員ダミー					(0.037) 0.482***	(0.037) 0.486***	(0.037) 0.492***	(0.037) 0.496***	1.03
	自営業主ダミー					(0.077) -0.210***	(0.077) -0.196***	(0.077) -0.180***	(0.077) -0.175***	1.15
	日呂栗土グミー					(0.036)	(0.037)	(0.037)	(0.037)	1.15
	家族従業者ダニー					-0.126** (0.049)	-0.107** (0.049)	-0.085* (0.049)	-0.077 (0.050)	1.11
	内職ダミー					-0.276***	-0.259***	-0.226**	-0.227**	1.03
	求職ダミー					(0.092) -0.543***	(0.092) -0.510***	(0.092) -0.467***	(0.092) -0.452***	1.09
						(0.050)	(0.050)	(0.050)	(0.050)	
	無職ダニー					-0.145*** (0.025)	-0.110*** (0.025)	-0.077*** (0.025)	-0.067*** (0.026)	1.83
	休職ダミー					-0.307***	-0.270***	-0.217***	-0.205***	1.07
本人以外の就業者数(人)						(0.055)	(0.055)	(0.055)	(0.056) 0.043**	2.47
国公立の学校等に在籍している子の人数(人)		1							(0.017) -0.026	4.21
									(0.018)	
私立の学校等に在籍している子の人数(人)		1							0.021 (0.021)	2.09
塾等に在籍している子の人数 (人)									0.175***	1.31
本人最終学歷(基準:高卒)	小卒·中卒ダ:-	1						-0.116***	(0.018) -0.109**	1.10
	専門学校卒ダミー						(0.044) 0.057**	(0.044) 0.057**	(0.044) 0.057**	1.29
		1					(0.025)	(0.025)	(0.025)	
	短大・高専卒ダミー	1					0.123*** (0.026)	0.119*** (0.026)	0.115*** (0.026)	1.29
	大卒ダミー						0.258***	0.251***	0.246***	1.60
	X172						(0.020)	(0.020)	(0.020)	1.14
	院卒ダミー						0.495***	0.489***	0.477***	1.14
	院卒ダニー						0.495*** (0.046)	(0.046)	(0.046)	
本人健康問題・病気・日常生活制限(基準:健康問題なし)	院卒ダミー 日常生活制限ありダミー							(0.046) -0.353*** (0.029)	(0.046) -0.348*** (0.029)	1.12
本人健康問題・病気・日常生活制限(基準:健康問題なし)	院卒ダニー							(0.046) -0.353*** (0.029) -0.170***	(0.046) -0.348*** (0.029) -0.150***	
本人健康問題・病気・日常生活制限(基準:健康問題なし)	院卒ダミー 日常生活制限ありダミー							(0.046) -0.353*** (0.029)	(0.046) -0.348*** (0.029) -0.150*** (0.023) -0.068***	1.12
本人健康問題・病気・日常生活制限(基準:健康問題なし)	院卒ダミー 日常生活制限ありダミー							(0.046) -0.353*** (0.029) -0.170***	(0.046) -0.348*** (0.029) -0.150*** (0.023)	1.12

//ショウは標準缺左をかしている。 \*\*\*はp<0.01、\*\*はp<0.05、\*はp<0.1を表す。

<sup>(</sup>注)表頭の(1) $\sim$ (8)については、係数の符号の頑健性等を確かめるために、様々な説明変数を入れた場合を示している。

#### 7 剥奪指標の分析

#### (1)剥奪指標の概要

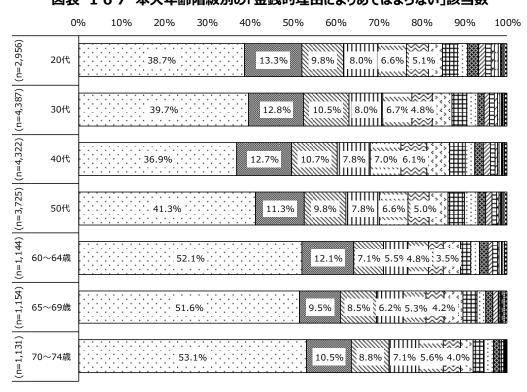
本章では、Townsend(1979)で提案された相対的剥奪指標について分析を行う。相対的剥奪指標とは、貧困を非金銭的に評価する指標であり、社会通念において標準的とされる生活様式を享受できていない度合いについて、指標化を試みたものである。

相対的貧困率等、所得に基づき金銭的に貧困を測定する方法には、「所得がフローの概念であり、貯蓄 や資産(持家の有無など)の資源を考慮していない点、所得が金銭的な資源のみであり、公的な医療サー ビス、保育サービスなどの現物給付や、私的な物品のやり取りなど、実質的な生活水準に大きく影響する非 金銭的な資源が考慮されない点」(阿部(2014))等の問題点があり、これらを補完し、なおかつ比較 的容易に調査できる方法として、剥奪指標が用いられるようになってきている。

本調査では、EU-SILC(EU Statistics on Income and Living Condition)等の先行調査を参考に、17 項目の生活様式について、「1. あてはまる」「2. 金銭的理由によりあてはまらない」「3. その他の理由であてはまらない(必要がない等)」のいずれかを選択する形式の設問を設け、17 項目のうち、選択肢 2 を選んだ項目数を集計した(各項目の具体的な内容は図表 1 7 2 を参照のこと)。

### (2) 本調査における回答結果

本調査における回答結果は、以下に示す通りである。図表 167を見ると、50代以下と比較して、60代以上では「金銭的理由によりあてはまらない」に1つも該当しない割合が高くなっている。これは世帯類型の違い(60代以上は単身世帯と夫婦のみ世帯のみ)による影響を受けている可能性がある。



図表 167 本人年齢階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数

□0 ⊠1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 ⊠9 □10 □11 □12 □13 □14 ■15 □16 □17

続いて図表 168を見ると、単身世帯やひとり親世帯で、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数が相対的に多くなっていることが分かる。また、夫婦世帯を見ると、子の人数によって該当数が多くなる傾向が見られた。

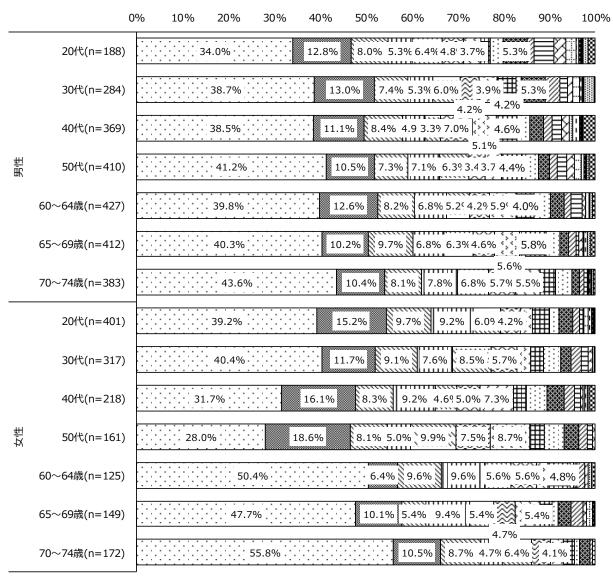
0% 10% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 20% (n=1,323)kn=1,893)kn=2,216)kn=2,556)kn=2,525)kn=4,290)kn=4,016 8.4% 7.0% 6.1% 5.0% 3.8% 単身 40.3% 12.1% 9.1% 5.89 4.8 3.89 2.1% 夫婦のみ 54.5% 11.8% 7.5% 5.5% 4.1% 2.3% 12.0% 夫婦子1人 10.0% 48.0% 8.4% | 6.3% 4.9% | 3.2% 夫婦子2人 13.5% 39.5% 11.7% 4.2% 7.8% 5.5% > 3.8% 10.4% 夫婦子3人 35.4% 12.8% 9.0% 7.8% 5.5. 5.5% 10.6% 8.4% 7.5% 6.3% 5.5% ひとり親子1人 12.2% 8.9% 27.0% 222<del>000</del> 575757<del>111111</del>1 10.3% 7.1% 8.0% 6.0% ひとり親子2人 25.5% 10.6% 10.7% 9.3%

図表 168 世帯類型別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数

 $\ \, \square \ \, 0 \ \, \boxtimes \ \, 1 \ \, \boxtimes \ \, 2 \ \, \square \ \, 3 \ \, \boxtimes \ \, 4 \ \, \square \ \, 5 \ \, \square \ \, 6 \ \, \square \ \, 7 \ \, \square \ \, 8 \ \, \boxtimes \ \, 9 \ \, \square \ \, 10 \ \, \square \ \, 11 \ \, \square \ \, 12 \ \, \square \ \, 13 \ \, \square \ \, 14 \ \, \blacksquare \ \, 15 \ \, \square \ \, 16 \ \, \square \ \, 17 \ \, \square \ \ \, 17 \ \, \square \ \,$ 

単身世帯のみについて、本人性別・本人年齢階級別に見ると、図表 169の通り、男性では年齢階級により大きな違いは見られない(ただし20代ではやや「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数が多い傾向がある)。一方で、女性では年齢階級による違いが見られ、60代以上では該当数が「0」の割合が高くなっている。

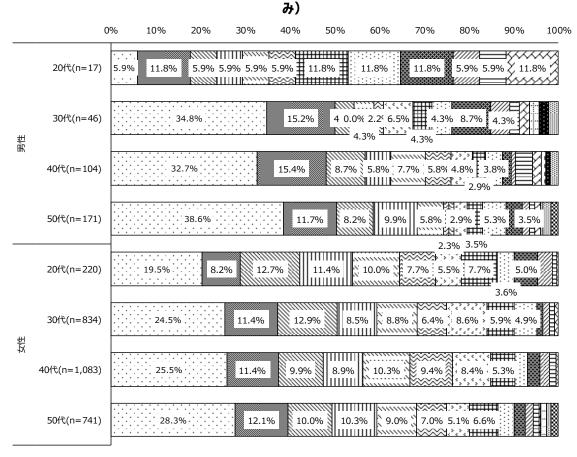
図表 169 本人性別・本人年齢階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数(単身世帯のみ)



□0 圖1 집2 □3 집4 집5 □6 □7 □8 ■9 □10 □11 □12 □13 □14 ■15 □16 □17

また、ひとり親世帯のみについて、本人性別・本人年齢階級別に見ると、図表 170の通り、男性よりも女性の方が、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数が多い傾向があることが分かる(男性の20代についてはサンプルサイズが小さい(n=17)ため、参考値として参照されたい)。

図表 170 本人性別・本人年齢階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数(ひとり親世帯の



続いて図表 171を見ると、級地によって「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数に大きな違いは 見られないものの、1級地1では「0」の割合がやや高くなっている。

0% 40% 50% 10% 20% 30% 60% 70% 80% 90% 100% (n=2,721)(n=3,310)(n=2,636)(n=3,389)(n=3,298)(n=3,465) 1級地1 46.7% 12.0% 9.4% 3.6% 6.9% 6.4% 5.2% 1級地2 10.0% 42.4% 13.0% 2級地1 6.9% 5.7% 40.2% 11.7% 10.3% 7.7% 2級地2 11.8% 8.4% 7.1% 5.9% 5.2% 44.0% 11.7% 3級地1 9.8% 8.3% 6.9% 5.0% 37.9% 5.2% 5.2% 3級地2 37.4% 13.1% 11.1% 8.2% 7.1%

図表 171 級地別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数

 $\ \, \boxdot0 \ \, \blacksquare1 \ \, \blacksquare2 \ \, \blacksquare3 \ \, \blacksquare4 \ \, \blacksquare5 \ \, \blacksquare6 \ \, \blacksquare7 \ \, \blacksquare8 \ \, \blacksquare9 \ \, \blacksquare10 \ \, \blacksquare11 \ \, \blacksquare12 \ \, \blacksquare13 \ \, \blacksquare14 \ \, \blacksquare15 \ \, \blacksquare16 \ \, \blacksquare17 \ \, \blacksquare17 \ \, \blacksquare17 \ \, \blacksquare16 \ \, \blacksquare17 \ \, \blacksquare17 \ \, \blacksquare17 \ \, \blacksquare18 \ \, \blacksquare17 \ \, \blacksquare18 \$ 

## (3) 重み付き剥奪指標の分析結果

相対的剥奪指標については、Whelan et al. (2002) 等のように、生活様式ごとに重み付けを行い、「金銭的理由によりあてはまらない」生活様式のウェイトを足し合わせて、各個人の剥奪状況を指標化する分析も見られる。そこで本調査では、大津・渡辺(2019)に倣い、普及率によるウェイト<sup>23</sup>を図表 1 7 2 の通り算出し、各個人について重み付き相対的剥奪指標の値が 0~1 をとるよう、標準化を行った。

図表 172 項目ごとの普及率とウェイト

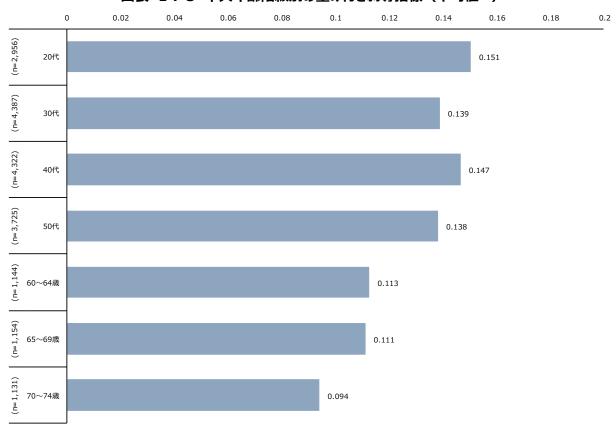
項目	生活様式	あてはまる(1)	金銭的理由に よりあてはまら ない(2)	その他の理由 であてはまらな い(必要がな い等)(3)	普及率 1/(1+2)	普及率による ウェイト
1	不意の出費にも自分(たち)のお金で必 要額を支払える	13,071	5,748	ı	69.5%	0.050
2	年1回1週間ほど泊まりがけのお出かけ (実家、親戚・友人の家、別荘での泊まり を含む)ができる	9,116	5,571	4,132	62.1%	0.044
3	過去 12 か月間、公共料金(水道・ガス・電気代等)の支払いを滞りなく済ませている	17,044	1,775	-	90.6%	0.065
4	2 日に 1 回は、肉・魚(ベジタリアンの場合はそれらに相当するもの)を含む食事が摂れる	16,377	1,791	651	90.1%	0.064
(5)	冷暖房等で家の中を適切な温度に保つこと ができる	16,211	2,043	565	88.8%	0.063
6	自家用車がある	15,028	1,282	2,509	92.1%	0.066
7	着古した衣料の代わりに新品の衣料(中 古の衣料を除く)を購入できる	15,493	2,650	676	85.4%	0.061
8	状態の良い、毎日の生活・活動に適した靴が2足以上ある	15,696	2,331	792	87.1%	0.062
9	ほとんどの週、自分の楽しみ(自分のために 何か買う・するため)に使う少額のお金があ る	12,451	5,177	1,191	70.6%	0.050
10	余暇活動(有料のもの)に定期的に参加 している	6,730	5,686	6,403	54.2%	0.039
(1)	少なくとも月1回は友人あるいは家族(親戚含む)と食事会や飲み会をしている	9,716	4,348	4,755	69.1%	0.049
12	電話(携帯電話、スマートフォンを含む)を 持っている	17,792	804	223	95.7%	0.068
13)	家具(ベッド、ソファ、食器棚、鏡台等)が 古くなったり壊れたりした場合、買い替えるこ とができる	12,560	5,123	1,136	71.0%	0.051
<b>14</b> )	家にカラーテレビがある	17,402	836	581	95.4%	0.068
15)	家にパソコンがある	14,934	1,774	2,111	89.4%	0.064
16)	家に洗濯機がある	17,800	754	265	95.9%	0.068
17)	必要なときに個人的に使えるインターネット (スマートフォン経由を含む) がある	17,662	848	309	95.4%	0.068

<sup>(</sup>注) 項目① $\sim$  $\odot$ のウェイトを合計すると 1 になる。

-

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 普及率ではなく必要度によってウェイトを付ける方法もあるが、これを行うためには別途必要度を調査する必要があり、また先行研究からも本報告書の分析に適用可能な必要度を得られなかったため、本報告書では普及率によるウェイトのみで重み付けを行っている。

重み付き剥奪指標の分析結果は以下に示す通りである。年齢階級別に見ると、図表 173に示す通り、年齢階級が上がるほど、重み付き剥奪指標は低下していく傾向が見られた。これは世帯類型の違いによる影響も受けているためであると考えられる。

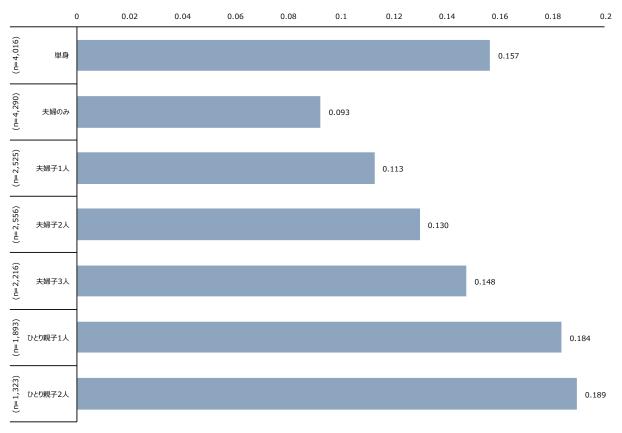


図表 173 本人年齢階級別の重み付き剥奪指標(平均値24)

\_

<sup>24</sup> 剥奪指標・重み付き剥奪指標では中央値が0となる場合が多いため、平均値で見ている。

続いて図表 174を見ると、単身世帯やひとり親世帯で、重み付き剥奪指標が相対的に高くなっていることが分かる。また、夫婦世帯を見ると、子の人数によって重み付き剥奪指標が高くなる傾向が見られた。



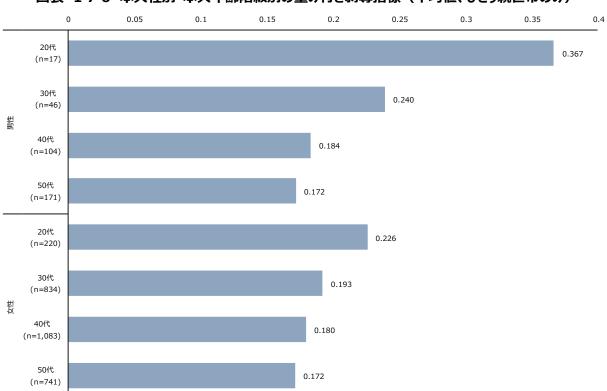
図表 174 世帯類型別の重み付き剥奪指標(平均値)

単身世帯のみについて、本人性別・本人年齢階級別に見ると、図表 175の通り、女性と比較して男性の方が、重み付き剥奪指標は高い傾向にある。加えて、男女とも、60代以上では重み付き剥奪指標が低くなる傾向が見られる。

0.1 0.15 0.2 0.25 20代 0.221 (n=188) 30代 0.185 (n=284) 40代 0.193 (n=369) 50代 温 (n=410) 60~64歳 0.157 (n=427) 65~69歳 0.155 (n=412) 70~74歳 0.133 (n=383) 20代 0.138 (n=401) 30代 0.139 (n=317) 40代 0.173 (n=218) 50代 0.158 (n=161) 60~64歳 0.116 (n=125) 65~69歳 0.127 (n=149) 70~74歳 0.086 (n=172)

図表 175 本人性別・本人年齢階級別の重み付き剥奪指標(平均値、単身世帯のみ)

また、ひとり親世帯のみについて、本人性別・本人年齢階級別に見ると、図表 176の通り、男女で大きな違いは見られないものの、ともに年齢階級が高いほど、概ね重み付き剥奪指標は低下する傾向が見られる(男性の20代についてはサンプルサイズが小さい(n=17)ため、参考値として参照されたい)。



図表 176 本人性別・本人年齢階級別の重み付き剥奪指標(平均値、ひとり親世帯のみ)

続いて図表 177を見ると、級地によって重み付き剥奪指標に大きな違いは見られないものの、1級地1ではやや低くなっていることが分かる。

0 0.02 0.06 0.08 0.1 0.16 0.18 0.2 (n=3,465)1級地1 0.123 (n=3,298)1級地2 0.131 (n=3,389) 2級地1 0.138 (n=2,636) 2級地2 0.135 (n=3,310)3級地1 0.149 (n=2,721) 3級地2 0.145

図表 177 級地別の重み付き剥奪指標(平均値)

#### (4) 折れ線回帰分析による変曲点の検証

ここでは各世帯類型について、世帯可処分所得(年額、万円)を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数及び重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしたグラフを作成する。その上で、折れ線回帰分析を行い、回帰直線の傾きが有意に変化する世帯可処分所得を検証する。

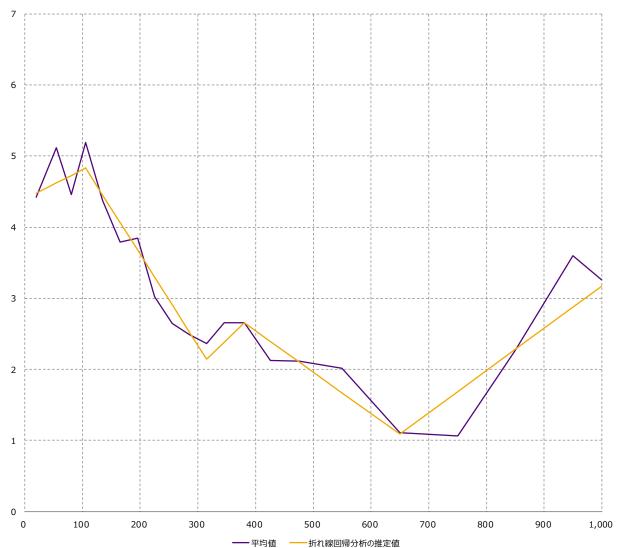
具体的な分析手順は次の通りである。まず、世帯可処分所得階級について、各階級の中間値を世帯可処分所得とする(例えば「700万円以上~800万円未満」であれば、「750万円」とする)。また、「120万円以上~130万円未満」と「130万円以上~140万円未満」と「140万円以上~150万円未満」については「135万円」、「150万円以上~160万円未満」と「160万円以上~170万円未満」と「170万円以上~180万円未満」については「165万円」、「1,000万円以上」の全階級については「1,000万円」とカテゴリを統合している。これは各所得水準について一定のサンプルサイズを確保し、剥奪指標の曲線を滑らかにするためである。

以上の処理を行った上で、説明変数として世帯可処分所得のみを投入した線形回帰モデルにより、折れ線回帰分析を行う。折れ線回帰分析を行う際には、予め回帰直線の傾きが変化するノット(結び目)を決める必要があるため、まず全ての世帯可処分所得階級の中間値をノットとし、折れ線回帰分析を行う。その上で、ノットの左右における傾きの変化が最も有意でない(最も p 値が高い)ノットを削除し、再度折れ線回帰分析を行う。最終的に全てのノットにおける傾きの変化が 10%水準で有意となるまで、この処理を繰り返す。

なお、ノットの置き方は恣意的に決定することが可能であり、ノットの置き方によって折れ線回帰分析の結果も異なることとなる。このため、本報告書で示す変曲点は、点推定値として捉えるのではなく、一定の幅を持つものであることを前提に参照するよう留意されたい。

まず図表 178では、20~50代の単身世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が315万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 178 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:20~50代単身世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

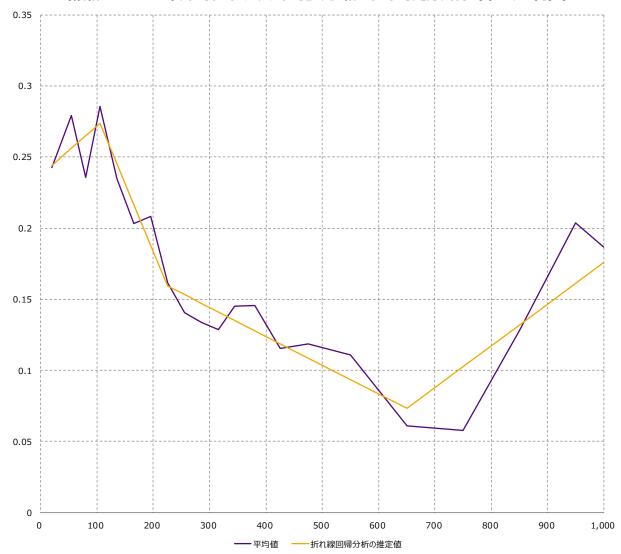


図表 179 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代単身世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
105 万円	p=0.001
315 万円	p=0.000
380 万円	p=0.018
650 万円	p=0.000

続いて図表 180では、20~50代の単身世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が225万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 180 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標 (縦軸:20~50代単身世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

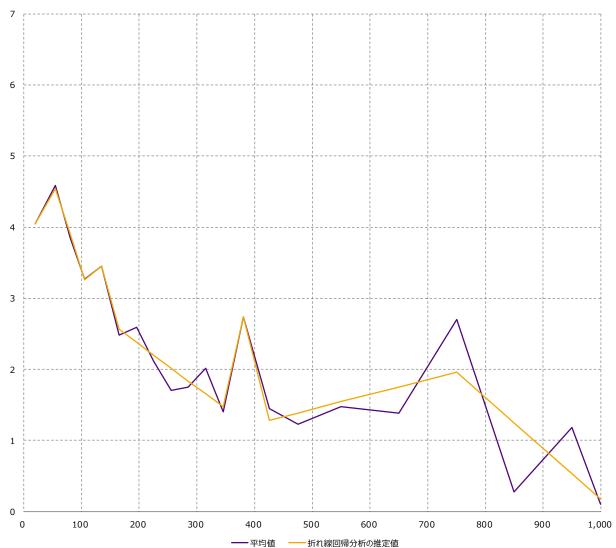


図表 181 折れ線回帰分析の推定結果(20~50代単身世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
105 万円	p=0.000
225 万円	p=0.000
650 万円	p=0.000

続いて図表 182では、60~74歳の単身世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が345万円または425万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 182 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:60~74歳単身世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))



図表 183 折れ線回帰分析の推定結果(60~74歳単身世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.085
105 万円	p=0.086
135 万円	p=0.063
165 万円	p=0.042
345 万円	p=0.005
380 万円	p=0.003
425 万円	p=0.006
750 万円	p=0.066

続いて図表 184では、60~74歳の単身世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が345万円または425万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 184 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標 (縦軸:60~74歳単身世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

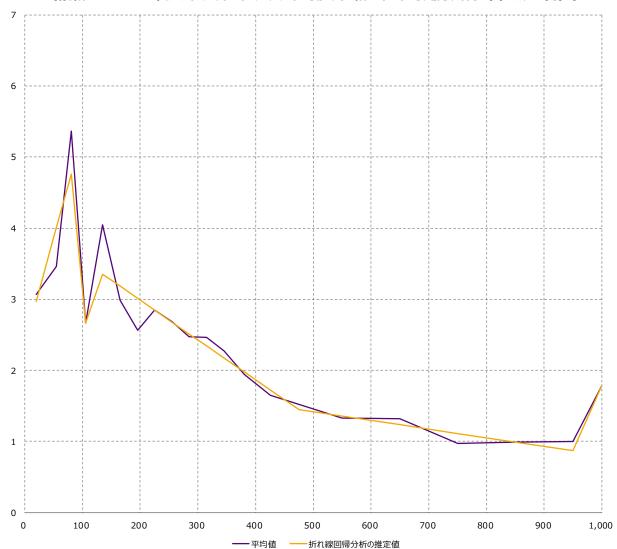


図表 185 折れ線回帰分析の推定結果(60~74歳単身世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
345 万円	p=0.000
380 万円	p=0.001
425 万円	p=0.005
750 万円	p=0.057

続いて図表 186では、20~50代の夫婦のみ世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が475万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 186 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:20~50代夫婦のみ世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

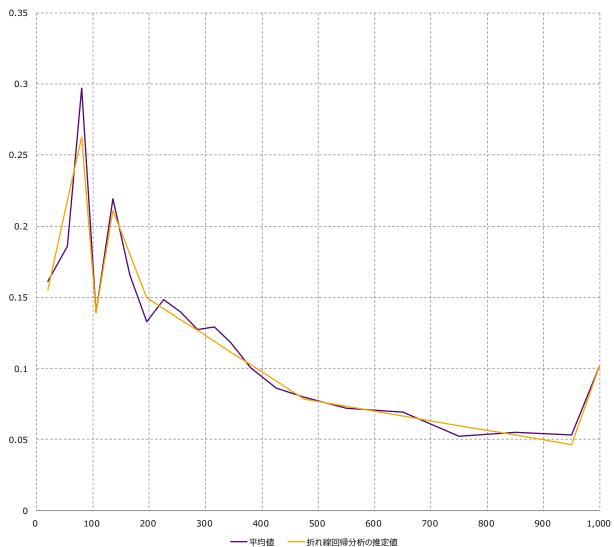


図表 187 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代夫婦のみ世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
80 万円	p=0.001
105 万円	p=0.003
135 万円	p=0.063
475 万円	p=0.000
950 万円	p=0.015

続いて図表 188では、20~50代の夫婦のみ世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が475万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 188 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標 (縦軸:20~50代夫婦のみ世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

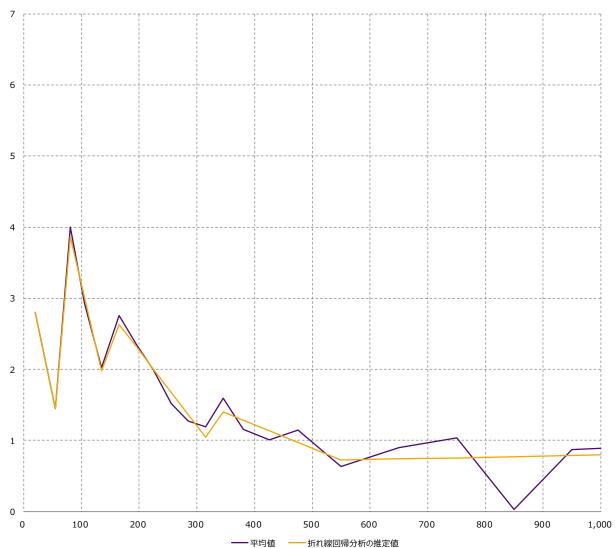


図表 189 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代夫婦のみ世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
80 万円	p=0.000
105 万円	p=0.001
135 万円	p=0.012
195 万円	p=0.080
475 万円	p=0.011
950 万円	p=0.009

続いて図表 190では、60~74歳の夫婦のみ世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が315万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 190 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:60~74歳夫婦のみ世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

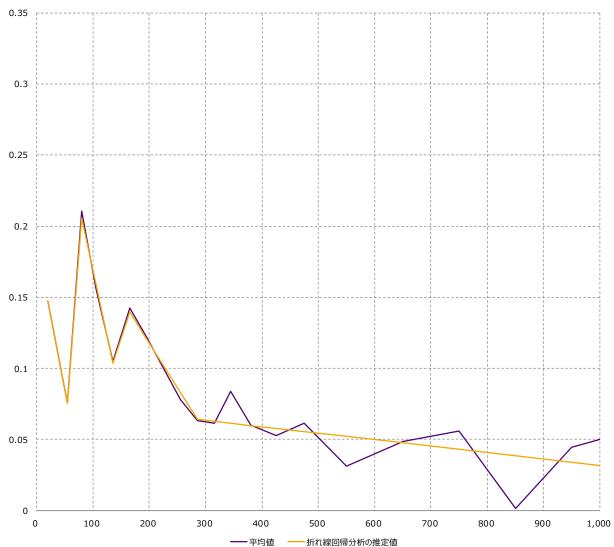


図表 191 折れ線回帰分析の推定結果 (60~74歳夫婦のみ世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.004
80 万円	p=0.001
135 万円	p=0.015
165 万円	p=0.025
315 万円	p=0.010
345 万円	p=0.065
550 万円	p=0.065

続いて図表 192では、60~74歳の夫婦のみ世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が285万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 192 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標 (縦軸:60~74歳夫婦のみ世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

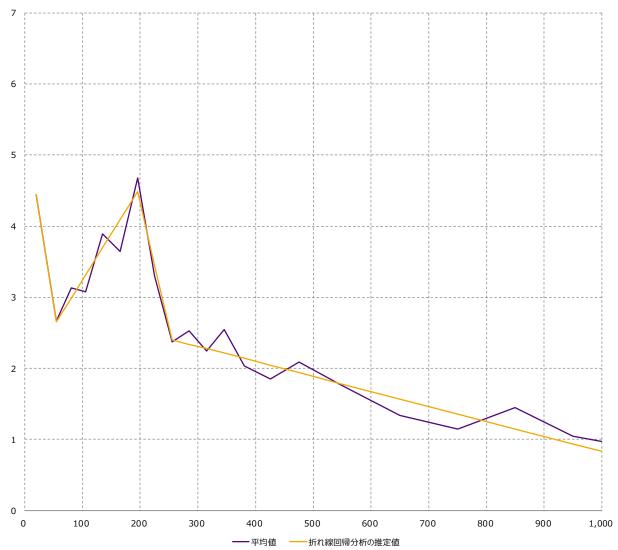


図表 193 折れ線回帰分析の推定結果 (60~74歳夫婦のみ世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.005
80 万円	p=0.001
135 万円	p=0.017
165 万円	p=0.024
285 万円	p=0.000

続いて図表 194では、20~50代の夫婦子1人世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が255万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 194 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:20~50代夫婦子1人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

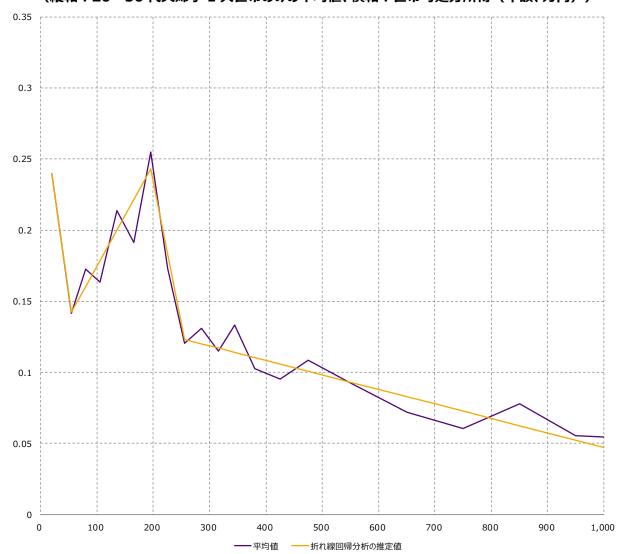


図表 195 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代夫婦子1人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.000
195 万円	p=0.000
255 万円	p=0.000

続いて図表 196では、20~50代の夫婦子1人世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が255万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 196 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標 (縦軸:20~50代夫婦子1人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

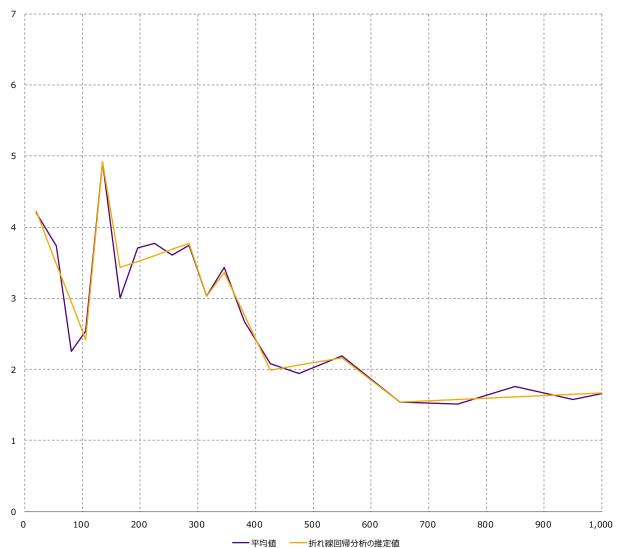


図表 197 折れ線回帰分析の推定結果(20~50代夫婦子1人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.000
195 万円	p=0.000
255 万円	p=0.000

続いて図表 198では、20~50代の夫婦子2人世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が425万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 198 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:20~50代夫婦子2人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

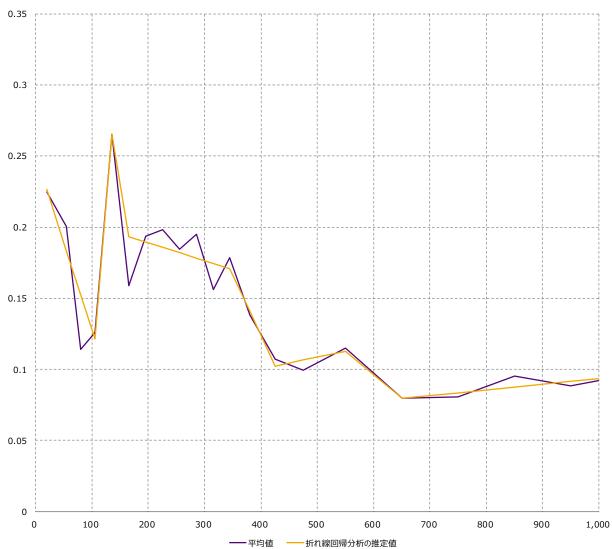


図表 199 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代夫婦子2人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
105 万円	p=0.000
135 万円	p=0.001
165 万円	p=0.038
285 万円	p=0.088
315 万円	p=0.094
345 万円	p=0.041
425 万円	p=0.000
550 万円	p=0.048
650 万円	p=0.028

続いて図表 200では、20~50代の夫婦子2人世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が425万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 200 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標 (縦軸:20~50代夫婦子2人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

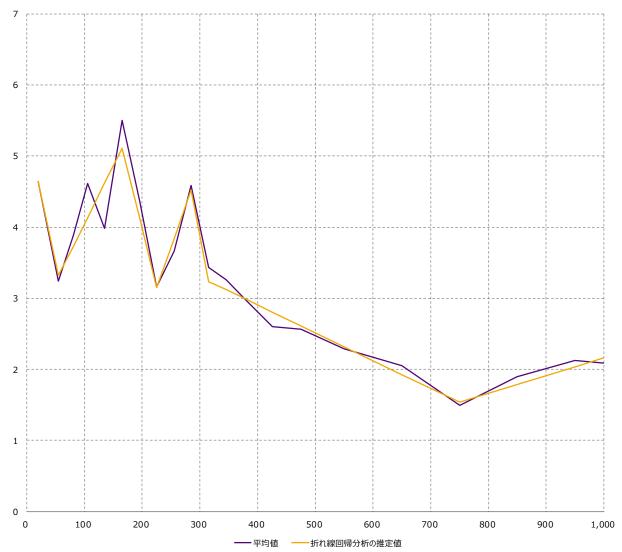


図表 201 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代夫婦子2人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
105 万円	p=0.000
135 万円	p=0.001
165 万円	p=0.064
345 万円	p=0.009
425 万円	p=0.000
550 万円	p=0.057
650 万円	p=0.029

続いて図表 202では、20~50代の夫婦子3人世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が315万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 202 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:20~50代夫婦子3人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

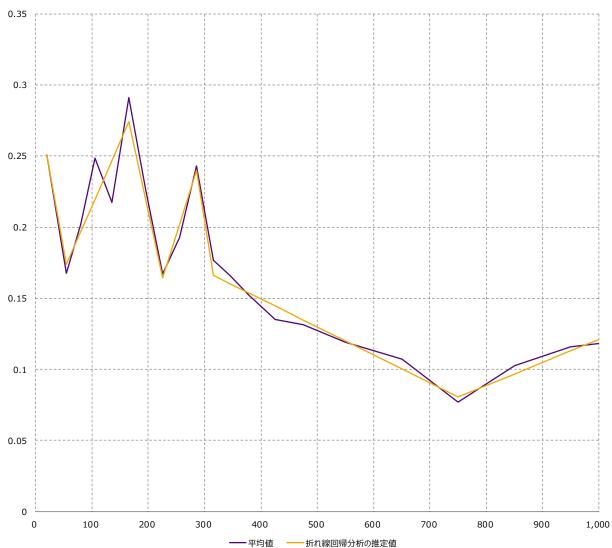


図表 203 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代夫婦子3人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.010
165 万円	p=0.002
225 万円	p=0.004
285 万円	p=0.003
315 万円	p=0.004
750 万円	p=0.000

続いて図表 204では、20~50代の夫婦子3人世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が315万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 204 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標 (縦軸:20~50代夫婦子3人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

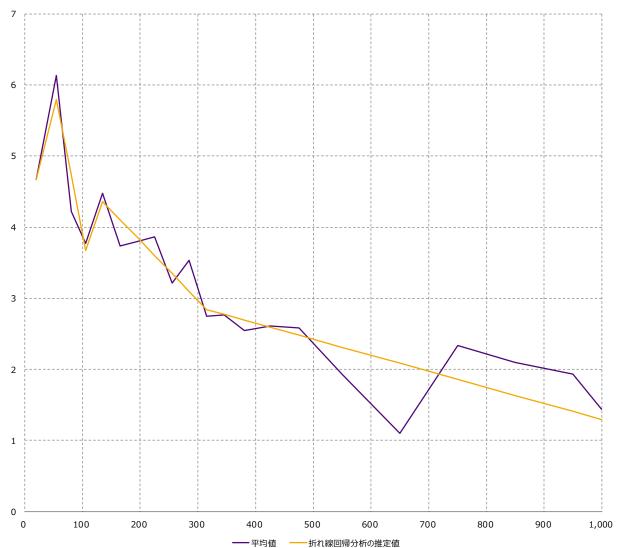


図表 205 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代夫婦子3人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.008
165 万円	p=0.002
225 万円	p=0.004
285 万円	p=0.003
315 万円	p=0.003
750 万円	p=0.000

続いて図表 206では、20~50代のひとり親子1世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が315万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 206 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:20~50代ひとり親子1人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))



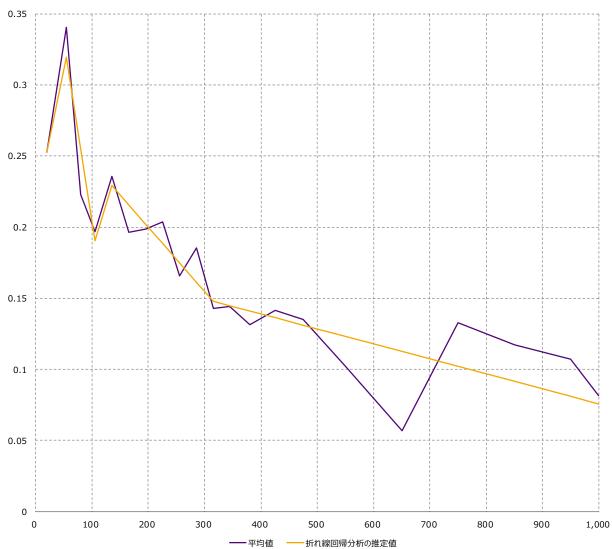
図表 207 折れ線回帰分析の推定結果(20~50代ひとり親子1人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.002
105 万円	p=0.001
135 万円	p=0.010
315 万円	p=0.002

続いて図表 208では、20~50代のひとり親子1世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が315万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 208 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標

(縦軸:20~50代ひとり親子1人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))

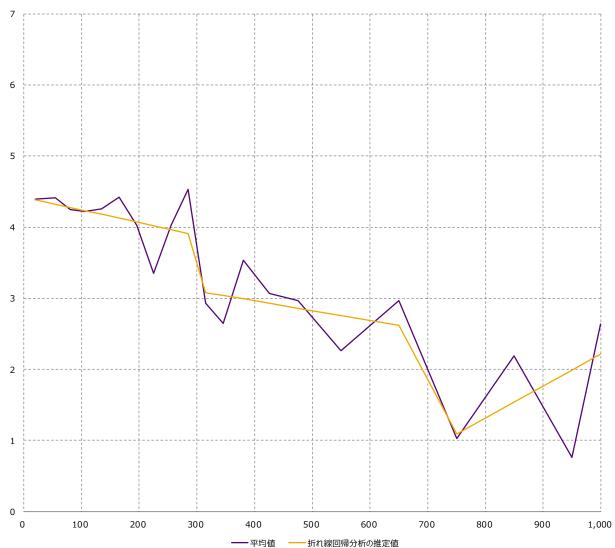


図表 209 折れ線回帰分析の推定結果(20~50代ひとり親子1人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
55 万円	p=0.001
105 万円	p=0.000
135 万円	p=0.010
315 万円	p=0.002

続いて図表 2 1 0 では、20~50 代のひとり親子 2 世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、「金銭的理由によりあてはまらない」の該当数の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が315 万円を下回る辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 210 世帯可処分所得階級別の「金銭的理由によりあてはまらない」該当数 (縦軸:20~50代ひとり親子2人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))



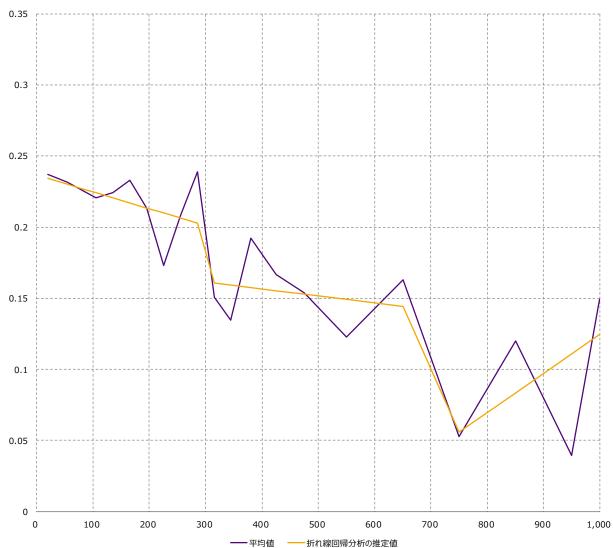
図表 211 折れ線回帰分析の推定結果 (20~50代ひとり親子2人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
285 万円	p=0.039
315 万円	p=0.037
650 万円	p=0.084
750 万円	p=0.038

最後に図表 2 1 2では、20~50 代のひとり親子 2 世帯について、世帯可処分所得を横軸にとり、重み付き剥奪指標の平均値を縦軸にプロットしている。これを見ると、世帯可処分所得が 315 万円を下回る 辺りから、剥奪指標が有意に上方へ屈曲していることが分かる。

図表 212 世帯可処分所得階級別の重み付き剥奪指標

(縦軸:20~50代ひとり親子2人世帯のみの平均値、横軸:世帯可処分所得(年額、万円))



図表 213 折れ線回帰分析の推定結果(20~50代ひとり親子2人世帯のみ)

ノット	ノットの左右における傾きの変化の t 検定
285 万円	p=0.071
315 万円	p=0.058
650 万円	p=0.066
750 万円	p=0.032

ここでは、上記までの折れ線回帰分析の推定から得られた屈曲点のうち、各世帯類型の平均所得より低い領域で、原点に向かって最初に有意に傾きがきつくなる、最初の屈曲点(以下、「剥奪指標の最初の屈曲点」という)の数値を整理し、合わせて、各種の貧困線〔1級地1〕(図表 136)を対照できるようにした。なお、図表の数値は月額・千円単位としている。

剥奪指標の最初の屈曲点と MSL (主観的最低生活費の貧困線) の全費目 (K調査、T調査) との関係を見ると、単身世帯について、20~50 代では概ね同水準であり、また 60~74 歳では剥奪指標の最初の屈曲点の方が小さい。 夫婦のみ世帯について、20~50 代では剥奪指標の最初の屈曲点の方が大きく、60~74 歳は K調査での MSL と同水準、若しくはやや小さい。 夫婦子 1 人世帯では剥奪指標の最初の屈曲点が小さく、 夫婦子 2 人世帯ではほぼ同水準である。 夫婦子 3 人世帯では、剥奪指標の最初の屈曲点の方が小さくなっている。 ひとり親子 1 人世帯、ひとり親子 2 人では、剥奪指標の最初の屈曲点は K調査の MSL と T調査の MSL の中間水準にある。

図表 214 折れ線回帰分析結果から見た剥奪指標の屈曲点と各種貧困線〔1級地1〕(月額・千円) (再場)

				(-	冉恂 <i>)</i>					
		果から見た录	分析の推定結  奪指標の屈  点		SPL	L P L <sub>0.5</sub>	MSL(主観	的最低生活	費の貧困線)	(交点)
			重み付き剥	•	可処分所	所得厚生関 数WFI=0.5		生活扶助対象費目		i目
		はまらない」 該当数	奪指標		得の貧困線	の水準	K調査	T調査	K調査	T調査
単身	20~50代	_	188	20~29歳	156	210	95	124	166	203
			(225万円)	30~39歳	187	214	89	134	164	220
				40~49歳	196	222	96	140	169	230
				50~59歳	235	211	99	132	169	220
	60~74歳	138	_	60~64歳	218	185	101	134	171	219
		(165万円)		65~69歳	225	177	101	128	169	210
				70~74歳	244	187	104	129	176	213
夫婦のみ	20~50代	396	396	20~29歳	233	257	134	169	234	284
		(475万円)	(475万円)	30~39歳	257	279	139	184	243	298
				40~49歳	324	305	147	183	249	303
				50~59歳	355	300	152	201	252	319
	60~74歳	263	238	60~64歳	365	272	173	205	270	316
		(315万円)	(285万円)	65~69歳	436	280	172	203	265	315
				70~74歳	409	266	172	198	264	302
夫婦子1人	20~50代	213	213	20~29歳	236	265	141	171	250	289
		(255万円)	(255万円)	30~39歳	275	286	150	181	263	303
				40~49歳	380	314	170	216	297	353
				50~59歳	378	332	191	224	317	362
夫婦子2人	20~50代	354	354	20~29歳	272	275	154	181	275	314
		(425万円)	(425万円)	30~39歳	336	311	163	200	289	338
				40~49歳	402	356	202	235	341	387
				50~59歳	449	374	212	247	365	409
夫婦子3人	20~50代	263	263	20~39歳	307	310	186	216	321	365
		(315万円)	(315万円)	40~59歳	438	362	219	260	370	428
ひとり親子1人	20~50代	263	263	20~39歳	223	209	118	164	206	274
		(315万円)	(315万円)	40~59歳	262	227	124	168	219	283
ひとり親子2人	20~50代	263	263	20~39歳	212	206	137	178	237	294
		(315万円)	(315万円)	40~59歳	306	242	151	203	256	339

<sup>(</sup>注1) 折れ線回帰分析の推定結果から見た剥奪指標については、折れ線回帰分析の推定から得られた屈曲点のうち、各世帯類型の平均所得より低い領域で、原点に向かって、最初に有意に傾きがきつくなる最初の屈曲点を整理したもの。なお、各世帯の平均所得については、厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」の世帯構造別平均所得金額より、単独世帯:月額234千円、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯:月額441千円、ひとり親と未婚の子のみの世帯:月額341千円、をそれぞれ参照した(年額を12で除して算出)。これらは平均所得であり、図表の平均可処分所得とは異なる点に留意が必要である

<sup>(</sup>注2) 各種の主観的貧困線については、図表 136の記載順を並び替えたものである。

<sup>(</sup>注3) ()内は年額値である。

#### (5) 回帰分析の結果

本調査では、剥奪指標及び重み付き剥奪指標を被説明変数とした回帰分析を実施した。なお、剥奪指標・重み付き剥奪指標の性質として、ともに 0 をとることが非常に多くなるため、トービット・モデルによる推定を行った。回帰分析に用いた説明変数及びその記述統計量は図表 2 1 5 の通りである。

図表 215 説明変数の記述統計量(再掲)

本人年齢(基準:20代) (参考)本人年齢(歳) 世帯類型(基準:単身) 級地(基準:1級地1)	女性ダニー 30代ダニー 40代ダニー 50代ダニー 50代ダニー 60~64歳ダニー 65~69歳ダニー 70~74歳ダニー 夫婦子1人ダニー 夫婦子1人ダニー 夫婦子3人ダニー ひとり親子2人ダニー ひとり親子2人ダニー 1級地2ダニー 2級地1ダニー 2級地1ダニー 3級地1ダニー 3級地1ダニー 3級地1ダニー ※取り前しの場合は負値をとる	能測数 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	平均值	中央値 1 0 0 0 0 0 44 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	標準偏差 0.475 0.423 0.421 0.398 0.239 0.240 0.238 13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384 0.347	最小值 0 0 0 0 0 0 0 20 0 0 0 0 0	最大値 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
本人年齡(基準:20代) (参考)本人年齡(歲) 世帯類型(基準:単身) 級地(基準:1級地1)	30代ダニー 40代ダニー 50代グニー 60~64歳ダニー 65~69歳ダニー 70~74歳ダニー 夫婦テ1人ダニー 夫婦テ1人ダニー 夫婦子3人ダニー ひとり親子1人ダニー ひとり親子1人ダニー ひとり親子2人ダニー 2級地1ダニー 2級地1ダニー 3級地2ダニー 3級地1ダニー 3級地2ダニー 3級地2ダニー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.233 0.230 0.198 0.061 0.062 0.060 45.335 0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140	0 0 0 0 0 0 44 0 0 0 0 0	0.423 0.421 0.398 0.239 0.240 0.238 13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 0 0 0 20 0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 74 1 1 1 1 1 1
(参考) 本人年齡(歲) 世帯類型(基準: 単身) 級地(基準: 1級地1)	40代ダミー 50代ヴミー 60~64歳ダミー 65~69歳ダミー 70~74歳ダミー 夫婦テ1人グミー 夫婦子1人グミー 夫婦子3人グミー ひとり親子1人グミー ひとり親子2人グミー 1級地2グミー 2級地1グミー 2級地1グミー 3級地1グミー 3級地1グミー 3級地2グミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.230 0.198 0.061 0.062 0.060 45.335 0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140	0 0 0 0 44 0 0 0 0 0	0.421 0.398 0.239 0.240 0.238 13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 0 20 0 0 0 0	1 1 1 1 74 1 1 1 1 1
(参考) 本人年齢(歳) 世帯類型(基準:単身) 級地(基準:1級地1)	50代ダニー 60~64歳ダニー 65~69歳ダニー 70~74歳ダミー 夫婦テ1人ダニー 夫婦テ2人ダニー 夫婦テ3人ダニー ひとり親子1人ダニー ひとり親子2人ダニー ひとり親子2人グミー 1級地2ダニー 2級地1ダニー 3級地1ダニー 3級地1ダニー 3級地1ダニー 3級地2ダニー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.198 0.061 0.062 0.060 45.335 0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140	0 0 0 44 0 0 0 0 0	0.398 0.239 0.240 0.238 13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 20 0 0 0 0 0	1 1 1 74 1 1 1 1 1
(参考) 本人年齢(歳) 世帯類型(基準: 単身) 級地(基準: 1級地1)	60~64歳ダミー 65~69歳ダミー 70~74歳ダミー 夫婦・アンスタミー 夫婦・アンスタミー 夫婦・アンスタミー ひとり親・アンスタミー ひとり親・アンスタミー 1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地1ダミー 3級地1ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.061 0.062 0.060 45.335 0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140	0 0 0 44 0 0 0 0 0 0	0.239 0.240 0.238 13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 20 0 0 0 0 0	1 1 74 1 1 1 1 1 1
(参考) 本人年齡(歳) 世帯類型(基準:単身) 級地(基準:1級地1)	65~69歳ダミー 70~74歳ダミー 夫婦のみダミー 夫婦子1人ダミー 夫婦子3人ダミー 大婦子3人グミー ひとり親子1人ダミー ひとり親子2人グミー 1級地2グミー 2級地1グミー 2級地1グミー 3級地1グミー 3級地1グミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.062 0.060 45.335 0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140	0 0 44 0 0 0 0 0 0 0	0.240 0.238 13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 20 0 0 0 0 0	1 74 1 1 1 1 1 1 1
(参考) 本人年齢(歳) 世帯類型(基準:単身) 級地(基準:1級地1)	70~74歳ダミー 夫婦のみダミー 夫婦子1人ダミー 夫婦子3人ダミー 夫婦子3人グミー ひとり親子1人グミー ひとり親子2人グミー 1級地2グミー 2級地1グミー 2級地2グミー 3級地1グミー 3級地1グミー 3級地2グミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.060 45.335 0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140	0 44 0 0 0 0 0 0 0 0	0.238 13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 20 0 0 0 0 0 0 0	1 74 1 1 1 1 1 1 1
(参考) 本人年齢(歳) 世帯類型(基準:単身) 級地(基準:1級地1)	夫婦のみダミー 夫婦子1人ダミー 夫婦子2人ダミー 夫婦子3人ダミー ひとり親子1人ダミー ひとり親子2人ダミー 1級地2ダミー 2級地1グミー 2級地2グミー 3級地1グミー 3級地1グミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	45.335 0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140 0.176	44 0 0 0 0 0 0 0 0 0	13.719 0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	20 0 0 0 0 0 0 0 0	74 1 1 1 1 1 1 1
世帯類型(基準:単身)  級地(基準:1級地1)	夫婦子1人ダミー 夫婦子2人ダミー 大婦子3人グミー ひとり親子1人グミー ひとり親子2人グミー 1級地2グミー 2級地1グミー 3級地2グミー 3級地1グミー 3級地2グミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.228 0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140	0 0 0 0 0 0 0	0.420 0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 1 1
級地(基準:1級地1)	夫婦子1人ダミー 夫婦子2人ダミー 大婦子3人グミー ひとり親子1人グミー ひとり親子2人グミー 1級地2グミー 2級地1グミー 3級地2グミー 3級地1グミー 3級地2グミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.134 0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140 0.176	0 0 0 0 0 0	0.341 0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 0 0	1 1 1 1 1 1
級地(基準:1級地1)	夫婦子2人ダミー 夫婦子3人ダミー ひとり親子1人ダミー ひとり親子2人ダミー 1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1グミー 3級地2ダミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.136 0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140 0.176	0 0 0 0 0	0.343 0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 0 0	1 1 1 1 1
級地(基準:1級地1)	夫婦子3人ダミー ひとり親子1人ダミー ひとり親子2人グミー 1級地2グミー 2級地1グミー 2級地2グミー 3級地1グミー 3級地2グミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.118 0.101 0.070 0.175 0.180 0.140 0.176	0 0 0 0 0	0.322 0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 0	1 1 1 1
級地(基準:1級地1)	ひとり親子1人ダミー ひとり親子2人ダミー 1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.101 0.070 0.175 0.180 0.140 0.176	0 0 0 0	0.301 0.256 0.380 0.384	0 0 0 0	1 1 1
級地(基準:1級地1)	ひとり親子2人ダミー 1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.070 0.175 0.180 0.140 0.176	0 0 0 0	0.256 0.380 0.384	0 0	1 1 1
級地(基準:1級地1)	1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	18,819 18,819 18,819 18,819 18,819	0.175 0.180 0.140 0.176	0 0	0.380 0.384	0	1 1
	2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	18,819 18,819 18,819 18,819	0.180 0.140 0.176	0	0.384	0	1
	2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	18,819 18,819 18,819	0.140 0.176	0			
;	3級地1ダミー 3級地2ダミー	18,819 18,819	0.176		0.347	0	4
	3級地2ダミー	18,819		0		•	1
			0.145		0.381	0	1
	※取り崩しの場合は負値をとる	18,819		0	0.352	0	1
世帯可処分所得(各階級の中間値、月額、千円、対数)	※取り崩しの場合は負値をとる		5.483	5.661	0.939	2.813	8.335
(参考) 原数値	※取り崩しの場合は負値をとる	18,819	335.102	287.5	286.842	16.667	4,166.665
貯蓄額・貯蓄取り崩し額(月額、千円)		18,819	40.310	0	353.650	-5,008	9,500
住居(基準:持5家)	民営賃貸ダミー	18,819	0.323	0	0.467	0	1
	公営賃貸ダミー	18,819	0.041	0	0.198	0	1
1	UR・公社賃貸ダミー	18,819	0.020	0	0.142	0	1
	社宅ダミー	18,819	0.032	0	0.175	0	1
	借間グミー	18,819	0.024	0	0.152	0	1
	寮ダミー	18,819	0.006	0	0.078	0	1
	その他住居ダミー	18,819	0.012	0	0.108	0	1
	※住宅ローン返済額・家賃の合計額	18,819	2.373	3.912	2.841	-2.303	8.517
(参考) 原数値	ME DE VENTER SIGNATURE	18,819	51.405	50	94.727	0.1	5,000
自動車ローン返済額(月額、千円、対数)		18,819	-1.211	-2.303	2.210	-2.303	8.517
(参考) 原数値		18,819	7.981	0.1	76.194	0.1	5,000
奨学金・教育ローン返済額(月額、千円、対数)		18,819	-1.598	-2.303	1.813	-2.303	9.195
(参考) 原数値			6.370	0.1	110.420	0.1	
その他借入金返済額(月額、千円、対数)		18,819 18,819	-1.421	-2.303	2.085	-2.303	9,850 8.987
(参考) 原数值						0.1	
		18,819	13.670	0.1	150.596		8,000
自動車・バイク保有台数(台)	10° 1 45~	18,819	1.387	1	0.992	0	14
	パートダミー	18,819	0.205	0	0.404	0	1
	派遣ダミー	18,819	0.021	0	0.142	0	1
	契約・嘱託ダミー	18,819	0.049	0	0.216	0	1
	役員グミー	18,819	0.010	0	0.100	0	1
	自営業主ダミー	18,819	0.051	0	0.221	0	1
	家族従業者ダミー	18,819	0.026	0	0.160	0	1
	内職ダミー	18,819	0.007	0	0.083	0	1
	求職ダミー	18,819	0.026	0	0.158	0	1
	無職ダミー	18,819	0.197	0	0.397	0	1
	休職ダミー	18,819	0.020	0	0.141	0	1
本人以外の就業者数(人)		18,819	0.687	1	0.694	0	4
国公立の学校等に在籍している子の人数(人)		18,819	0.514	0	0.850	0	3
私立の学校等に在籍している子の人数(人)		18,819	0.215	0	0.516	0	3
塾等に在籍している子の人数(人)		18,819	0.163	0	0.487	0	3
本人最終学歴(基準:高卒)	小卒・中卒ダミー	18,819	0.034	0	0.180	0	1
	専門学校卒ダミー	18,819	0.138	0	0.345	0	1
	短大・高専卒ダミー	18,819	0.127	0	0.333	0	1
	大卒ダミー	18,819	0.361	0	0.480	0	1
	院卒ダミー	18,819	0.031	0	0.175	0	1
	日常生活制限ありダミー	18,819	0.082	0	0.274	0	1
	日常生活制限なし・健康問題ありダミー	18,819	0.152	0	0.359	0	1
本人以外の健康問題・病気・日常生活制限を抱える人数(人)		18,819	0.132	0	0.471	0	4

<sup>(</sup>注)「住宅ローン返済額・家賃」、「自動車ローン返済額」、「奨学金・教育ローン返済額」、「その他借入金返済額」については、対数変換を行うに当たり、「0」という回答を「0.1」に置換した。なお、「貯蓄額・貯蓄取り崩し額」については、負値もとるため(貯蓄を取り崩している場合)、対数変換を行っていない。

推定結果は図表 2 1 6 及び図表 2 1 7 に示す通りであるが、説明変数の係数が正で有意であれば 剥奪指標が高く、負で有意であれば剥奪指標が低くなることを示しており、全体として係数の符号について は、被説明変数を剥奪指標とした場合でも重み付き剥奪指標とした場合でも一致している。

まず世帯類型について見ると、単身世帯と比較して、夫婦のみ世帯や夫婦子 1 人世帯は剥奪指標が低くなっている一方、ひとり親世帯ではより剥奪指標が高くなっている。なお、夫婦子 2 人世帯や夫婦子 3 人世帯では、剥奪指標が高くなる傾向が見られるが、ただし、夫婦子 3 人ダミーについては VIF が 5 を超えており、推定結果の解釈には留意が必要である。

級地については、1級地1と比較して、全ての級地で係数が正となっている他、住居については、持ち家と 比較して、社宅や寮等を除くと、概ね係数が正で有意となっている。また、就業状況については、正規社員の 場合と比較して、無職の場合に係数が負となっており、結果の解釈に留意が必要である。

子の人数については、学校や塾に通っている子が増えるにつれて、剥奪指標も高くなる傾向が見られる 最後に、健康問題について見ると、本人に日常生活制限や健康問題がある場合だけでなく、健康問題を 抱える家族が増えるほど、剥奪指標が高くなる傾向が見られるが、特に本人に日常生活制限がある場合の 係数の絶対値が大きく、より強く剥奪指標に影響を与えている可能性が示唆されている。

図表 216 剥奪指標を被説明変数としたトービット・モデルの推定結果

		(1)	(2)	(3)	(4) 剥奪	(5) 指標	(6)	(7)	(8)	VIF
本人性別(基準:男性)	女性ダミー	-0.820***	-0.901***	-1.102***	-0.970***	-1.199***	-1.388***	-1.235***	-1.241***	1.67
本人年齢(基準:20代)	30代ダミー	(0.094) -0.702***	(0.094) -0.507***	(0.092) -0.350***	(0.090) -0.017	(0.098) -0.067	(0.101) -0.041	(0.101) -0.107	(0.101) -0.186	2.15
	40代ダミー	(0.132) -0.558***	(0.131) -0.251*	(0.128) -0.078	(0.127) 0.305**	(0.127) 0.217*	(0.127) 0.193	(0.126) 0.052	(0.127) -0.105	2.42
	50代ダミー	(0.133)	(0.134)	(0.131)	(0.131) 0.275**	(0.131) 0.163	(0.131) 0.072	(0.131)	(0.135)	2.50
		(0.138)	(0.142)	(0.139)	(0.138)	(0.139)	(0.139)	(0.139)	(0.145)	
	60~64歳タミー	-1.603*** (0.206)	-1.068*** (0.211)	-1.301*** (0.207)	-0.568*** (0.207)	-0.662*** (0.210)	-0.691*** (0.210)	-0.802*** (0.209)	-0.893*** (0.209)	1.77
	65~69歳タミー	-1.625*** (0.206)	-1.035*** (0.212)	-1.317*** (0.208)	-0.460** (0.210)	-0.462** (0.218)	-0.512** (0.217)	-0.595*** (0.217)	-0.703*** (0.217)	1.93
	70~74歳ダニ	-2.067*** (0.209)	-1.484*** (0.216)	-1.778*** (0.211)	-0.823*** (0.214)	-0.690***	-0.784*** (0.225)	-0.842*** (0.225)	-0.962*** (0.225)	2.03
世帯類型(基準:単身)	夫婦のみダミー	-1.881***	-1.587***	-0.880***	-0.829***	-0.814***	-0.768***	-0.664***	-0.868***	2.32
	夫婦子1人ダミー	(0.124) -1.444***	(0.125) -1.032***	(0.124) -0.296**	(0.123) -0.355**	(0.124) -0.347**	(0.123) -0.309**	(0.123) -0.164	(0.136) -0.570***	2.81
	夫婦子2人ダミー	(0.150) -0.680***	(0.153) -0.133	(0.151) 0.591***	(0.152) 0.415***	(0.154) 0.399**	(0.153) 0.389**	(0.152) 0.572***	(0.183) -0.147	4.46
	夫婦子3人ダミー	(0.147) -0.031	(0.153) 0.537***	(0.151) 1.244***	(0.153) 0.917***	(0.155) 0.847***	(0.155) 0.808***	(0.154) 0.972***	(0.227) -0.086	6.67
		(0.154)	(0.161)	(0.159)	(0.162)	(0.164)	(0.163)	(0.163)	(0.294)	
	ひとり親子1人ダミー	1.179*** (0.163)	1.142*** (0.164)	1.034*** (0.160)	0.840*** (0.157)	0.819*** (0.156)	0.641*** (0.156)	0.684*** (0.155)	0.374** (0.166)	1.91
	ひとり親子2人ダミー	1.379*** (0.182)	1.449*** (0.183)	1.385*** (0.178)	1.185*** (0.175)	1.145*** (0.175)	0.966*** (0.174)	1.063*** (0.173)	0.430* (0.219)	2.39
級地(基準:1級地1)	1級地2ダミー	0.412*** (0.134)	0.465*** (0.133)	0.333**	0.272** (0.128)	0.252** (0.128)	0.189	0.182	0.191 (0.126)	1.65
	2級地1ダニ	0.563***	0.633***	0.423***	0.454***	0.454***	0.370***	0.336***	0.351***	1.75
	2級地2ダミー	(0.133) 0.628***	(0.132) 0.720***	(0.129) 0.524***	(0.130) 0.526***	(0.129) 0.498***	(0.129) 0.375***	(0.128) 0.369***	(0.128) 0.380***	1.65
	3級地1ダミー	(0.143) 0.895***	(0.142) 0.960***	(0.139) 0.709***	(0.140) 0.718***	(0.139) 0.699***	(0.139) 0.575***	(0.138) 0.561***	(0.138) 0.578***	1.80
	3級地2ダミー	(0.133)	(0.132)	(0.129) 0.814***	(0.132) 0.827***	(0.131)	(0.131) 0.641***	(0.130) 0.609***	(0.131)	1.77
	ラボスピンノー	1.093*** (0.140)	1.201*** (0.140)	(0.137)	(0.141)	0.809***	(0.141)	(0.140)	0.614*** (0.140)	
世帯可処分所得(各階級の中間値、月額、千円、対数)				-1.343*** (0.044)	-1.310*** (0.043)	-1.243*** (0.044)	-1.169*** (0.044)	-1.138*** (0.044)	-1.137*** (0.044)	1.27
貯蓄額・貯蓄取り崩し額(月額、千円)	※取り崩しの場合は負値をとる			-0.001*** (0.000)	-0.001*** (0.000)	-0.001*** (0.000)	-0.001*** (0.000)	-0.001*** (0.000)	-0.001*** (0.000)	1.02
住居(基準:持5家)	民営賃貸ダミー		1.066***	0.870***	0.378***	0.329***	0.302***	0.266***	0.296***	1.72
	公営賃貸ダミー		(0.098) 1.908***	(0.095) 1.279***	(0.104) 0.819***	(0.104) 0.734***	(0.103) 0.539***	(0.103) 0.389**	(0.103) 0.388**	1.16
	UR・公社賃貸ダミー		(0.201) 2.061***	(0.196) 1.773***	(0.195) 1.122***	(0.195) 1.032***	(0.195) 0.906***	(0.193) 0.863***	(0.193) 0.842***	1.08
	社宅ダミー		(0.276) -0.998***	(0.269) -0.781***	(0.267) -1.025***	(0.267) -0.992***	(0.266) -0.850***	(0.264) -0.831***	(0.263) -0.820***	1.09
			(0.243)	(0.237)	(0.234)	(0.233)	(0.233)	(0.231)	(0.231)	
	借間グミー		2.165*** (0.257)	1.725*** (0.251)	1.164*** (0.248)	1.097*** (0.248)	1.035*** (0.247)	1.005*** (0.245)	1.042*** (0.244)	1.09
	寮ダミー		0.443 (0.516)	0.458 (0.503)	0.233 (0.493)	0.297 (0.491)	0.281 (0.490)	0.219 (0.486)	0.230 (0.485)	1.03
	その他住居ダミー		1.498*** (0.358)	0.851** (0.349)	0.573* (0.342)	0.472 (0.341)	0.361 (0.339)	0.264 (0.336)	0.299 (0.336)	1.04
住宅ローン返済額・家賃(月額、千円、対数)	※住宅ローン返済額・家賃の合計額		(0.550)	(0.5.5)	0.122***	0.117***	0.109***	0.108***	0.109***	1.72
自動車ローン返済額(月額、千円、対数)					(0.018) 0.183***	(0.018) 0.179***	(0.017) 0.161***	(0.017) 0.164***	(0.017) 0.163***	1.21
奨学金·教育ローン返済額(月額、千円、対数)					(0.018) 0.138***	(0.018) 0.141***	(0.018) 0.170***	(0.018) 0.158***	(0.018) 0.156***	1.17
その他借入金返済額(月額、千円、対数)					(0.022) 0.362***	(0.022) 0.358***	(0.022) 0.337***	(0.021) 0.324***	(0.022) 0.317***	1.14
自動車・バイク保有台数(台)					(0.018)	(0.018)	(0.018)	(0.018)	(0.018)	
					-0.292*** (0.046)	-0.297*** (0.046)	-0.327*** (0.046)	(0.046)	-0.317*** (0.046)	1.49
本人就業状況(基準:正規)	パートダミー					0.813*** (0.111)	0.628*** (0.111)	0.542*** (0.111)	0.556*** (0.111)	1.51
	派遣ダミー					1.317*** (0.259)	1.187*** (0.258)	1.109*** (0.256)	1.113*** (0.255)	1.05
	契約・嘱託ダニ					0.647***	0.595***	0.535***	0.544*** (0.178)	1.12
	役員ダミー					-1.104***	-1.104***	-1.126***	-1.120***	1.03
	自営業主ダー					(0.411) -0.199	(0.409) -0.259	(0.406) -0.372**	(0.405) -0.321*	1.15
	家族従業者ダミー					(0.183) 0.028	(0.183) -0.073	(0.181) -0.217	(0.181) -0.136	1.11
	内職ダミー					(0.251) 0.708	(0.250) 0.629	(0.249) 0.404	(0.249) 0.508	1.03
						(0.451)	(0.449)	(0.446)	(0.445)	
	求職ダミー					1.733*** (0.236)	1.571*** (0.236)	1.278*** (0.235)	1.320*** (0.234)	1.09
	無職ダミー					-0.243* (0.127)	-0.399*** (0.127)	-0.599*** (0.127)	-0.502*** (0.128)	1.83
	休職ダミー					0.450*	0.287	-0.051	0.050	1.07
本人以外の就業者数(人)						(0.270)	(0.269)	(0.268)	(0.269) 0.082	2.47
国公立の学校等に在籍している子の人数(人)									(0.084) 0.247***	4.21
私立の学校等に在籍している子の人数(人)									(0.088) 0.360***	2.09
塾等に在籍している子の人数 (人)									(0.102) 0.197**	1.31
	1. ** * *							0.6==	(0.085)	
本人最終学歴(基準:高卒)	小卒・中卒ダニ						0.714*** (0.205)	0.622*** (0.203)	0.588*** (0.203)	1.10
	専門学校卒ダミー						-0.270** (0.120)	-0.269** (0.119)	-0.291** (0.119)	1.29
	短大・高専卒ダミー						-0.282**	-0.265**	-0.293**	1.29
		1					(0.126) -1.076***	(0.125) -1.026***	(0.125) -1.052***	1.60
	大卒ダミー									
	大卒ダミー 院卒ダミー						(0.098) -1.840***	(0.097) -1.785***	(0.097) -1.831***	1.14
本人健康問題・病気・日常生活制限(草準・健康問題やい)	院卒ダミー						(0.098)	(0.097) -1.785*** (0.240)	(0.097) -1.831*** (0.240)	
本人健康問題・病気・日常生活制限(騒準:健康問題なし)	院卒ダミー 日常生活制限ありダミー						(0.098) -1.840***	(0.097) -1.785*** (0.240) 2.106*** (0.135)	(0.097) -1.831*** (0.240) 1.932*** (0.137)	1.12
	院卒ダミー						(0.098) -1.840***	(0.097) -1.785*** (0.240) 2.106***	(0.097) -1.831*** (0.240) 1.932*** (0.137) 0.301*** (0.110)	1.12
本人健康問題・病気・日常生活制限 (基準:健康問題なし) 本人以外の健康問題・病気・日常生活制限を抱える人数 (人)	院卒ダミー 日常生活制限ありダミー						(0.098) -1.840***	(0.097) -1.785*** (0.240) 2.106*** (0.135) 0.457***	(0.097) -1.831*** (0.240) 1.932*** (0.137) 0.301***	1.12

カツ」ハロは標準読差を示している。 \*\*\*はp<0.01、\*\*はp<0.05、\*はp<0.1を表す。

<sup>(</sup>注)表頭の(1) $\sim$ (8)については、係数の符号の頑健性等を確かめるために、様々な説明変数を入れた場合を示している。

図表 217 重み付き剥奪指標を被説明変数としたトービット・モデルの推定結果

	毛の1.7 C外)会1日か	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) 剥奪指標	(6)	(7)	(8)	VIF
本人性別(基準:男性)	女性ダニー	-0.051*** (0.005)	-0.056*** (0.005)	-0.067*** (0.005)	-0.059*** (0.005)	-0.071*** (0.006)	-0.081*** (0.006)	-0.073*** (0.006)	-0.073*** (0.006)	1.67
本人年齡(基準:20代)	30代ダミー	-0.041***	-0.031***	-0.022***	-0.004	-0.006	-0.005	-0.009	-0.013*	2.15
	40代ダミー	(0.007) -0.036***	(0.007) -0.019**	(0.007) -0.010	(0.007) 0.012	(0.007) 0.007	(0.007) 0.006	(0.007) -0.002	(0.007) -0.011	2.42
	50代ダミー	(0.007) -0.055***	(0.008) -0.032***	(0.007) -0.016**	(0.007) 0.009	(0.007) 0.003	(0.007) -0.002	(0.007) -0.012	(0.008) -0.017**	2.50
	60~64歳ダミー	(0.008)	(0.008)	(0.008) -0.078***	(0.008)	(0.008) -0.042***	(0.008) -0.044***	(0.008) -0.050***	(0.008) -0.055***	1.77
		(0.012)	(0.012)	(0.012)	(0.012)	(0.012)	(0.012)	(0.012)	(0.012)	
	65~69歳ダミー	-0.097*** (0.012)	-0.065*** (0.012)	-0.080*** (0.012)	-0.033*** (0.012)	-0.032*** (0.012)	-0.034*** (0.012)	-0.039*** (0.012)	-0.045*** (0.012)	1.93
	70~74歳ダミー	-0.122*** (0.012)	-0.090*** (0.012)	-0.107*** (0.012)	-0.054*** (0.012)	-0.045*** (0.013)	-0.050*** (0.013)	-0.053*** (0.013)	-0.060*** (0.013)	2.03
世帯類型(基準:単身)	夫婦のみダミー	-0.105*** (0.007)	-0.089*** (0.007)	-0.050*** (0.007)	-0.047*** (0.007)	-0.046*** (0.007)	-0.044*** (0.007)	-0.038*** (0.007)	-0.050*** (0.008)	2.32
	夫婦子1人ダミー	-0.082***	-0.060***	-0.019**	-0.022***	-0.021**	-0.019**	-0.011	-0.035***	2.81
	夫婦子2人ダミー	(0.008) -0.041***	(0.009) -0.012	(0.008) 0.028***	0.019**	0.019**	(0.009) 0.018**	(0.009) 0.028***	(0.010) -0.013	4.46
	夫婦子3人ダミー	(0.008) -0.005	(0.009) 0.026***	(0.008) 0.064***	(0.009) 0.047***	(0.009) 0.044***	(0.009) 0.042***	(0.009) 0.051***	(0.013) -0.010	6.67
	ひとり親子1人ダミー	(0.009) 0.063***	(0.009) 0.061***	(0.009) 0.055***	(0.009) 0.045***	(0.009) 0.043***	(0.009) 0.033***	(0.009) 0.036***	(0.017) 0.018*	1.91
	ひとり親子2人ダミー	(0.009) 0.074***	(0.009) 0.078***	(0.009) 0.074***	(0.009) 0.064***	(0.009) 0.061***	(0.009) 0.051***	(0.009) 0.057***	(0.009)	2.39
		(0.010)	(0.010)	(0.010)	(0.010)	(0.010)	(0.010)	(0.010)	0.021* (0.012)	
級地(基準:1級地1)	1級地2ダミー	0.021*** (0.007)	0.024*** (0.007)	0.017** (0.007)	0.014* (0.007)	0.013* (0.007)	0.009 (0.007)	0.009 (0.007)	0.010 (0.007)	1.65
	2級地1ダミー	0.029*** (0.007)	0.032*** (0.007)	0.021*** (0.007)	0.023*** (0.007)	0.023*** (0.007)	0.018** (0.007)	0.016** (0.007)	0.018** (0.007)	1.75
	2級地2ダミー	0.033***	0.038***	0.028***	0.028***	0.027***	0.020**	0.019**	0.020***	1.65
	3級地1ダミー	0.047***	0.051***	0.037***	0.038***	0.037***	0.030***	0.029***	0.030***	1.80
	3級地2ダミー	(0.007) 0.058***	(0.007) 0.064***	(0.007) 0.043***	(0.007) 0.044***	(0.007) 0.043***	(0.007) 0.034***	(0.007) 0.032***	(0.007) 0.033***	1.77
世帯可処分所得(各階級の中間値、月額、千円、対数)		(0.008)	(0.008)	(0.008) -0.074***	(0.008) -0.072***	(0.008) -0.069***	(0.008) -0.064***	(0.008) -0.063***	(0.008) -0.063***	1.27
貯蓄額·貯蓄取り崩し額(月額、千円)	※取り崩しの場合は負値をとる			(0.002)	(0.002)	(0.002)	(0.002)	(0.002)	(0.002)	1.02
				(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	-
住居(基準:持5家)	民営賃貸ダニー		0.057*** (0.005)	0.046*** (0.005)	0.020*** (0.006)	0.017*** (0.006)	0.015*** (0.006)	0.014** (0.006)	0.015*** (0.006)	1.72
	公営賃貸/5-		0.104*** (0.011)	0.070*** (0.011)	0.045*** (0.011)	0.041*** (0.011)	0.030*** (0.011)	0.021* (0.011)	0.021* (0.011)	1.16
	UR·公社賃貸ダニ		0.115*** (0.015)	0.099*** (0.015)	0.064*** (0.015)	0.059*** (0.015)	0.052*** (0.015)	0.050*** (0.015)	0.048*** (0.015)	1.08
	社宅ダー		-0.054***	-0.042***	-0.056***	-0.054***	-0.046***	-0.045***	-0.044***	1.09
	借間ダミー		(0.014) 0.121***	(0.013) 0.097***	(0.013) 0.066***	(0.013) 0.062***	(0.013) 0.059***	(0.013) 0.057***	(0.013) 0.059***	1.09
	寮ダミー		(0.014) 0.029	(0.014) 0.030	(0.014) 0.018	(0.014) 0.021	(0.014) 0.020	(0.014) 0.016	(0.014) 0.017	1.03
	その他住居ダミー		(0.029) 0.081***	(0.028) 0.046**	(0.028) 0.030	(0.028) 0.025	(0.027) 0.019	(0.027) 0.013	(0.027) 0.015	1.04
A 中央 人名英格 李任 (日格 不用 共聚)			(0.020)	(0.020)	(0.019)	(0.019)	(0.019)	(0.019)	(0.019)	
住宅ローン返済額・家賃(月額、千円、対数)	※住宅ローン返済額・家賃の合計額				0.007*** (0.001)	0.006*** (0.001)	0.006*** (0.001)	0.006*** (0.001)	0.006*** (0.001)	1.72
自動車ローン返済額(月額、千円、対数)					0.010*** (0.001)	0.010*** (0.001)	0.009*** (0.001)	0.009*** (0.001)	0.009*** (0.001)	1.21
奨学金・教育ローン返済額(月額、千円、対数)					0.008*** (0.001)	0.008***	0.010*** (0.001)	0.009***	0.009*** (0.001)	1.17
その他借入金返済額 (月額、千円、対数)					0.020***	0.020***	0.018***	0.018***	0.017***	1.14
自動車・バイク保有台数(台)					(0.001) -0.016***	(0.001) -0.017***	(0.001)	(0.001) -0.018***	(0.001) -0.018***	1.49
本人就業状況(基準:正規)	パートダミー				(0.003)	(0.003) 0.043***	(0.003) 0.033***	(0.003) 0.028***	(0.003) 0.029***	1.51
	派遣ダミー					(0.006) 0.072***	(0.006) 0.065***	(0.006) 0.060***	(0.006) 0.061***	1.05
	契約・嘱託ダミー					(0.015) 0.034***	(0.014) 0.031***	(0.014) 0.027***	(0.014) 0.028***	1.12
						(0.010)	(0.010)	(0.010)	(0.010)	
	役員ダニー					-0.053** (0.023)	-0.054** (0.023)	-0.055** (0.023)	-0.055** (0.023)	1.03
	自営業主ダニ					-0.014 (0.010)	-0.017* (0.010)	-0.023** (0.010)	-0.020** (0.010)	1.15
	家族従業者ダニー					0.000 (0.014)	-0.006 (0.014)	-0.014 (0.014)	-0.009 (0.014)	1.11
	内職ダミー					0.035	0.030	0.018	0.023	1.03
	求職ダミー					(0.025)	(0.025)	(0.025)	(0.025)	1.09
	無職ダミー					(0.013) -0.017**	(0.013) -0.026***	(0.013) -0.037***	(0.013) -0.031***	1.83
	休職ダミー					(0.007) 0.022	(0.007) 0.013	(0.007) -0.006	(0.007) 0.000	1.07
本人以外の就業者数(人)						(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015) 0.006	2.47
									(0.005)	
国公立の学校等に在籍している子の人数(人)									0.013*** (0.005)	4.21
私立の学校等に在籍している子の人数(人)									0.020*** (0.006)	2.09
塾等に在籍している子の人数 (人)									0.015***	1.31
本人最終学歴(基準:高卒)	小卒・中卒ダミー						0.043***	0.038***	0.036***	1.10
	専門学校卒ダニ						(0.012) -0.016**	(0.011)	(0.011)	1.29
	短大・高専卒ダミー						(0.007) -0.015**	(0.007) -0.014**	(0.007) -0.016**	1.29
	大卒ダミー						(0.007) -0.060***	(0.007) -0.057***	(0.007) -0.059***	1.60
	院卒ダミー						(0.006) -0.099***	(0.005) -0.096***	(0.005) -0.098***	1.14
_ 1 //here 00.000							(0.014)	(0.013)	(0.013)	
本人健康問題・病気・日常生活制限(基準:健康問題なし)	日常生活制限ありダミー							0.119*** (0.008)	0.109*** (0.008)	1.12
	日常生活制限なし・健康問題ありダミー	1						0.024*** (0.006)	0.015** (0.006)	1.16
本人以外の健康問題・病気・日常生活制限を抱える人数(人)								•	0.027*** (0.005)	1.18
サンプルサイズ		10.010	10.010	10.010	10.010	10.010	10.010	10.010		平均VIF
サンプルサイス カッコ内は標準誤差を示している。		18,819	18,819	18,819	18,819	18,819	18,819	18,819	18,819	1.72

カッコ内は標準誤差を示している。 \*\*\*はp<0.01、\*\*はp<0.05、\*はp<0.1を表す。

#### 参考文献

- Bosch, Karel van den. 2017. *Identifying the Poor: Using Subjective and Consensual Measures*. Routledge.
- Garner, Thesia I., and Kathleen S. Short. 2003. "10. Personal Assessments of Minimum Income and Expenses: What Do They Tell Us about 'minimum Living' Thresholds and Equivalence Scales?" Research on Economic Inequality 9: 191–243.
- Goedhart, Theo, Victor Halberstadt, Arie Kapteyn, and Bernard van Praag. 1977. "The Poverty Line: Concept and Measurement." *The Journal of Human Resources* 12 (4): 503.
- Ravallion, Martin, and Michael Lokshin. 1999. "Subjective Economic Welfare." *Policy Research Working Paper Series*, no. 2106 (April): 1–39.
- Townsend, Peter. 1979. Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living. Univ of California Press.
- Wansbeek, Tom, and Arie Kapteyn. 1983. "Tackling Hard Questions by Means of Soft Methods: The Use of Individual Welfare Functions in Socio-Economic Policy." *Kyklos* 36 (2): 249–69.
- Whelan, Christopher T, Richard Layte, Bertrand Maître, and Brian Nolan. 2002. "Income and Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union." In Social Exclusion in European Welfare States, 201–84.
- 阿部彩(2014)「日本における剥奪指標の構築に向けて:相対的貧困率を補完する指標の検討」『季刊・社会保障研究』Vol.49, No.4, pp360-371.
- 石黒格編(2014) 『Stata による社会調査データの分析』北大路書房
- 大津唯・渡辺久里子(2019)「剥奪指標による貧困の測定-「生活と支え合いに関する調査」 (2017)を用いて-」『社会保障研究』Vol.4, No.3, pp.275-286.
- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平(2012)「主観的最低生活費の測定」『社会政策』 Vol.3, No.3, pp.127-139.
- 山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎・丸山桂(2018) 『最低生活保障の実証分析 生活保護制度の課題と将来構想』有斐閣.
- 山本拓(1995)『計量経済学』新世社.
- 厚生労働省(2011)「第6回社会保障審議会生活保護基準部会資料3『主観的最低生活費の測定』(平成23年10月4日) https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qjkb-att/2r9852000001qjos.pdf (令和2年3月31日閲覧).
- 厚生労働省(2017)「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」(平成 29 年 12 月 14 日) https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\_Shakaihoshoutantou/0000188380.pdf (令和 2 年 3 月 31 日閲覧).

# 参考資料 (調査票)

問1 あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか。最もあてはまるものをお答えください。

#### ■注意事項

- アルバイトをしている学生の方は ④ をお選びください。
- ullet おもに仕事をしていて通学している方は  $\underline{0}$  、休職して通学している方は  $\underline{0}$  をお選びください。
- ① おもに仕事をしている
- ② 休職している
- ③ 仕事をしていない (休職を除く)
- ④ おもに通学している(予備校・専修学校・各種学校に通っている場合も含めます) ⇒除外
- ⑤ その他

問2 現在あなたと同居している家族の構成をお答えください。

#### ■注意事項

- 以下にあてはまる場合は <u>⑧</u> をお選びください。 あなたが単身赴任などで家族と別居している 家族が単身赴任、学業・留学、入院・入所などで別居している あなたや配偶者の親、兄弟姉妹、孫と同居している 子の配偶者と同居している 経済的に自立した子と同居している
- 配偶者には事実婚・内縁・同性婚等の方を含めます。
  - ① あなたのみ
  - ② あなたと配偶者のみ
  - ③ あなたと配偶者と子1人のみ ⇒60代以上については除外
  - ④ あなたと配偶者と子2人のみ ⇒60代以上については除外
  - ⑤ あなたと配偶者と子3人のみ ⇒60代以上については除外
  - ⑥ あなたと子 1 人のみ ⇒60 代以上については除外
  - ⑦ あなたと子 2 人のみ ⇒60 代以上については除外
  - ⑧ その他 ⇒除外

#### 【②~⑤を回答した方のみ表示】 あなたは日々の家計管理をしていますか。

- ① はい
- ② いいえ ⇒除外

問3 あなたや同居している家族の、昨年1年間(2018年1月~12月)におけるおおよその<mark>可処分所得</mark>(所得税・住民税・社会保険料が差し引かれた後の実際に使える収入(手取り収入)〕の合計額をお答えください。

#### ■注意事項

- 退職金や相続、不動産・株式・債券等の財産の売却によって得た一時的な収入は除いてください。
- 地代、家賃収入、利子、配当金等は含めてください。
- お勤めの方は、**給与・手当・賞与等の手取り額を含めて**ください。
- 自営業、農林漁業、講演執筆業、不動産賃貸業等を営んでいる方は、売上高から経営上の諸経費を差し引いた純益を含めてください。
- 公的年金保険、雇用保険、労災保険、児童手当、生活保護等の現金給付や企業年金、個人 年金等を含めてください。
- 収入として得ている物品がある方や、米・野菜・肉・魚等の自家産物及びあなたの店の商品のうち 家計で消費した分がある方は、**それらを金銭で評価したおおよその見積額を含めて**ください。
- **親族等からの仕送り金を含めて**ください。
- 親族等に対する仕送り金は除いてください。
- ① 40 万円未満
- ② 40 万円以上~70 万円未満
- ③ 70万円以上~90万円未満
- ④ 90 万円以上~120 万円未満
- ⑤ 120万円以上~130万円未満
- ⑥ 130万円以上~140万円未満
- ⑦ 140万円以上~150万円未満
- ⑧ 150万円以上~160万円未満
- ⑨ 160万円以上~170万円未満
- ⑩ 170万円以上~180万円未満
- ⑪ 180万円以上~210万円未満
- ⑫ 210万円以上~240万円未満
- ⑬ 240 万円以上~270 万円未満
- ⑭ 270万円以上~300万円未満
- ⑤ 300万円以上~330万円未満
- 16 330万円以上~360万円未満
- ⑪ 360 万円以上~400 万円未満
- 18 400 万円以上~450 万円未満
- ⑲ 450 万円以上~500 万円未満
- 20 500 万円以上~600 万円未満

- ② 600 万円以上~700 万円未満
- ② 700万円以上~800万円未満
- ② 800万円以上~900万円未満
- 29 900 万円以上~1,000 万円未満
- ⑤ 1,000万円以上~1,500万円未満
- ∞ 1,500 万円以上~2,000 万円未満
- ② 2,000 万円以上~3,000 万円未満
- ❷ 3,000 万円以上~4,000 万円未満
- 29 4,000 万円以上~5,000 万円未満
- 30 5,000 万円以上
- ③ わからない・答えたくない ⇒除外

問4 現在あなたがお住まいの都道府県・市区町村をお答えください。

※プルダウン形式で回答。

#### 生活費に関する Web アンケート調査

#### 【調査の目的】

このアンケート調査は、生活のために必要な費用を明らかにすることを目的としています。ご回答内容は、全て匿名化した上で統計的に処理され、調査研究のためだけに利用します。本調査へのご回答から、個人が特定・類推されることは一切ありません。

#### 【調査の内容と個人情報の取り扱い】

本調査では、あなたが考える必要な生活費や、あなたのご家庭の生活・経済状況等についてお伺いします。これらのご回答内容は、いずれも統計的な処理によって平均的な世帯に必要な生活費を推計する上で必要な情報ですので、是非ご協力をお願いいたします。

ご回答内容は、氏名・住所・連絡先等、個人の特定につながる情報を伴わない状態で管理されます。統計的な分析を行う際においても、また調査研究成果を公表する際においても、個人が特定される ことは一切ありません。

#### 【ご回答にあたって】

本調査へのご協力は任意です。ご回答いただかないことや、ご回答を途中で中断されることで、あなたの 不利益になることは一切ありません。

上記内容にご同意いただける方は次へお進みください。

- ※以上の案内は本調査実施時に表示(スクリーニング調査では表示しない)。
- ※本調査の問 1・問 2 は、K 調査画面(K)・T 調査画面(T)をランダムに表示。K 調査が当たった方は両問とも(K)、T 調査が当たった方は両問とも(T)とする。
- ※本調査の回答開始から終了までの所要時間を記録する。

問 1 (K) 次の各項目について、あなたや同居している家族が、**切り詰めるだけ切り詰め最低限**いくら必要ですか。月々の金額をおおよそでお答えください。

問 1 (T) 次の各項目について、あなたや同居している家族が、**つつましいながらも人前で恥ずかしく** ない社会生活をおくるためにいくら必要ですか。月々の金額をおおよそでお答えください。

#### ■注意事項

- 端数は四捨五入して、千円単位でお答えください。
- 何度でも入力し直すことができますので、合計金額を確認しながらご入力ください。
- ①~⑲の項目にあてはまる支出のみ、お答えください。
- 支出の必要がない項目は0万0千円とご入力ください。
- 同居していない家族や親族のための支出は含めないでください。
- 毎月支出する必要がない項目(数か月に 1 回しか支出する必要がない項目)でも、ひと月あたりの平均額に換算してお答えください。たとえば、6 千円の物品を 3 か月に 1 回購入する必要がある場合は、0 万 2 千円とご入力ください。
- 消費税率 **10%**を含めた金額でお考えください。
- 個人事業主の方は、事業用に必要な支出は含めないでください。

#### ①食費

米やパン、野菜、魚、肉、おかず、お菓子といった食料や緑茶・紅茶・コーヒーといった飲料等。

※家族や友人などからのおすそ分け、あなたや配偶者ご自身で収穫した農産物・水産物が一切なく、すべてお店で購入するものとしてお答えください。

※酒類・外食は ②酒類代・③外食費でお答えください。

②洒類代

酒店等で購入して、自宅や友人宅で飲むお酒類。

※外食は ③外食費でお答えください。

③外食費

飲食店等での食事にかかる費用。

※親睦のある会合の会食費は ゆ交際費でお答えください。

4)住宅費

- (K) <u>※持ち家にお住まいの方も、借家に住んで毎月家賃を支払うと想定して、切り詰めるだけ切り</u> 詰め、最低限いくら必要かお答えください。
- (T) <u>※持ち家にお住まいの方も、借家に住んで毎月家賃を支払うと想定して、つつましいながらも</u> 人前で恥ずかしくない社会生活をおくるため、いくら必要かお答えください。

月 万 千円

⑤光熱・水道費

電気料金、ガス料金、暖房・光熱費(灯油等)、水道料金(上・下水道)。

月 万 千円

⑥家事用品費

家事雑貨(食卓用品、台所用品)、消耗品(ティッシュやトイレットペーパー、洗剤等)。

月 万 千円

⑦交通費

電車代、バス代、タクシー代等。

※ガソリン代は ⑧車のガソリン代でお答えください。

月 万 千円

⑧車のガソリン代

自動車やバイクのガソリン代。

月 万 千円

9通信費

郵便・字配便の料金や電話会社に毎月支払う料金(固定電話・携帯電話の電話代等)。

月 万 千円

⑩教養娯楽費

新聞、雑誌、書籍、文房具やスポーツ用品、玩具やペットフード等、インターネット接続料。

※携帯電話の通信費は 9通信費でお答えください。

月 万 千円

⑪理髪料·理美容用品費

散髪代、石けん、シャンプー・歯磨き、化粧品。

月 万千円

⑫たばこ代

たばこ、電子たばこ。

月 万 千円

⑬診療代

病院・歯科・接骨院鍼灸院の診療代。

※公的医療保険での診療にかかる自己負担額のみお答えください。

月 万 千円

(4)介護保険サービスの利用料

※公的介護保険の利用にかかる自己負担額のみお答えください。

月 万 千円

⑤医薬品や保健医療用品代等

市販薬や紙おむつ、眼鏡・コンタクトレンズ、公的保険の対象とならない医療・介護サービスの利用料等。

#### 月 万 千円

- ⑯保育所・認定こども園・幼稚園の費用
- ※学校や塾の教育費は含めないでください(問2でお答えください)。
- ※給食費は ②学校等の給食費でお答えください。

②学校等の給食費

学校や保育所・認定こども園・幼稚園等の給食費。

18こづかい

※同居している家族へのこづかいのみをお答えください。

⑲交際費

同居している家族以外への贈答用の金品・プレゼントや、ご馳走したり接待したりするための支出、親睦のある会合の費用・会食費等。

合計

- ※1 千円単位の数値回答(0万0千円~999万9千円)。
- ※合計額は回答画面上部に自動表示。

- 問2 (K) 次の各項目について、あなたや同居している家族が、**切り詰めるだけ切り詰め最低限**いくら必要ですか。年間の金額をおおよそでお答えください。
- 問2(T) 次の各項目について、あなたや同居している家族が、**つつましいながらも人前で恥ずかしく**ない社会生活をおくるためにいくら必要ですか。年間の金額をおおよそでお答えください。

#### ■注意事項

- 端数は四捨五入して、万円単位でお答えください。
- 何度でも入力し直すことができますので、合計金額を確認しながらご入力ください。
- ①~⑪の項目にあてはまる支出のみ、お答えください。
- 支出の必要がない項目は 0 万円とご入力ください。
- 同居していない家族や親族のための支出は含めないでください。
- **毎年支出する必要がない項目(数年に 1 回しか支出する必要がない項目)でも、1 年あたり の平均額に換算してお答えください。**たとえば、6 万円の物品を 3 年に 1 回購入する必要がある場合は、2 万円とご入力ください。
- 消費税率 **10%**を含めた金額でお考えください。
- 個人事業主の方は、事業用に必要な支出は含めないでください。
- ①衣服や下着等の被服や靴等の履物

年 \_\_万円

②傘、カバン、腕時計といった身の回りに必要なもの

年 万円

③照明器具やカーテン等の室内装備、布団や毛布等の寝具

年 万円

④テーブル・棚・ベッド等の家具及び冷蔵庫・洗濯機等の家電

年 万円

⑤オーディオ・テレビ・DVD プレーヤー・ビデオ等の AV 機器及びパソコン・パソコン周辺機器等

年 万円

- ⑥学校の授業料(幼稚園は除く)や教科書・参考書代
- ※給食費は含めないでください。給食費は問1の ②学校等の給食費でお答えください。

年 万円

⑦学校外の教育費(塾や予備校等の費用)

年 万円

⑧旅行代金、映画・演劇・スポーツ等の観戦・観覧料

年 万円

⑨冠婚葬祭費

年 \_\_\_万円

⑩非貯蓄型保険料(掛け捨て型の生命保険料、傷害保険等)

年 万円

⑪自動車・バイク・自転車等の維持・修理にかかる費用(駐車場代、自動車保険料、車検代、修理 代等)

年 \_\_万円

合計

年 万円

総計(問1の合計額の年額+問2の合計額)

年 \_\_万\_千円

- ※1万円単位の数値回答(0万円~999万円)。
- ※合計額は回答画面上部に自動表示。
- ※総計額は自動表示。

問3 あなたや同居している家族は、生活費のために貯蓄を取り崩していますか。あるいは貯蓄(掛け捨てでない保険や個人年金等への支払い、資産形成のための投資等も貯蓄に含みます)をしていますか。平均的な月の状況をお答えください。

- ① 貯蓄を取り崩している
- ② 貯蓄をしている
- ③ 特に貯蓄の取り崩しも貯蓄もしていない
- 【① を回答した方のみ表示】

貯蓄を取り崩している金額をお答えください。(入力例:0万5千円)

平均して毎月 万 千円程度、貯蓄を取り崩している

※1 千円単位の数値回答(0万1千円~999万9千円)。

【②を回答した方のみ表示】

貯蓄している金額をお答えください。(入力例:0万5千円)

平均して毎月 万 千円程度、貯蓄している

※1千円単位の数値回答(0万1千円~999万9千円)。

問4 あなたや同居している家族が現在お住まいの住居についてお答えください。

- ① 持5家
- ② 民営の賃貸住宅
- ③ 都道府県・市区町村営賃貸住宅
- ④ 都市再生機構(UR)・公社等の賃貸住宅
- ⑤ 社宅・公務員住宅(借上げの社宅等を含む)
- 6 借間
- ⑦ 寮・寄宿舎
- ⑧ その他

#### 【①を回答した方のみ表示】

現在お住まいの住居について、毎月住宅ローンを返済している方は、具体的な金額をお答えください。

#### ■注意事項

- 端数は四捨五入して、千円単位でお答えください。
- 毎月の返済がない方は0万0千円とご入力ください。
- 毎月の返済ではなく年単位等で返済している方や、ボーナス払い等で月ごとの返済額が異なる 方は、ひと月あたりの平均額に換算してお答えください。たとえば、1 年に 100 万円を返済している場合は8万3千円とご入力ください。

### 毎月 万 千円

※1 千円単位の数値回答(0万0千円~999万9千円)。

#### 【②~⑧を回答した方のみ表示】

現在お住まいの住居について、毎月家賃・寮費等の支払いがある方は、具体的な金額をお答えください。

#### ■注意事項

- 端数は四捨五入して、千円単位でお答えください。
- 毎月の支払いがない方は0万0千円とご入力ください。
- 毎月の支払いではなく年単位等で支払っている方や、月ごとの支払い額が異なる方は、ひと月 あたりの平均額に換算してお答えください。たとえば、1年に100万円を支払っている場合は8万 3千円とご入力ください。

#### 毎月 万 千円

※1 千円単位の数値回答(0万0千円~999万9千円)。

問 5 あなたや同居している家族は、毎月住宅ローン以外の借入金を返済していますか。毎月返済している方は、その金額をお答えください。

#### ■注意事項

- 端数は四捨五入して、千円単位でお答えください。
- 毎月の返済がない項目は0万0千円とご入力ください。
- 毎月の返済ではなく年単位等で返済している方や、ボーナス払い等で月ごとの返済額が異なる 方は、ひと月あたりの平均額に換算してお答えください。 たとえば、1年に50万円を返済している 場合は4万2千円とご入力ください。
- 個人事業主の方は、事業のための借入金の返済額は含めないでください。
- ①自動車ローン

毎月 万 千円

②奨学金・教育ローン

毎月 万 千円

③その他の借入金(分割払いをしている家具・電気製品等の代金、金融機関等からのローン以外の借入金等)

毎月 万 千円

※1千円単位の数値回答(0万0千円~999万9千円)。

問 6 あなたや同居している家族が現在保有している自動車・バイクについてお答えください。

#### ■注意事項

- 自動車・バイクを持っていない方は 0 台とご入力ください。
- 個人事業主の方は、事業専用の自動車・バイクは含めないでください。

車の種類	保有している台数	うち通勤用自動車・バイク として保有している台数
①自動車	台	台
②バイク(自動二輪車及	台	台
び原動機付き自転車)	1	

- ※1 台単位の数値回答(0 台~9 台)。
- ※「保有している台数」>「うち通勤用自動車・バイクとして利用している台数」となるよう制限。

【通勤用自動車・バイクとして保有している台数が1台以上の方のみ表示】

通勤用としてお答えいただいた自動車・バイクを購入した時から次に買い替える時まで、買い替え費用を 均等に積み立てるとした場合に、最低限、必要な毎月の積み立て額をお答えください。(入力例:0 万5千円)

毎月 万 千円程度

※1 千円単位の数値回答(0万0千円~999万9千円)。

問7 あなたや同居している家族のため、最低限必要な可処分所得〔所得税・住民税・社会保険料が 差し引かれた後の実際に使える収入額(手取り収入額)〕はいくらですか。あなたや同居している家族 が、それ未満では生計を維持できない金額をお答えください。

最低限必要な可処分所得は月 万円

※1万円単位の数値回答(0万円~999万円)。

問8 あなたや同居している家族の現在の状況を考慮して、以下の①~⑥のような収入と思う金額 (月額) をお答えください。

### ■注意事項

● 所得税・住民税や社会保険料が差し引かれた後の実際に使える収入額(手取り収入額)をお答えください。

①きわめて悪い収入
(手取りで) <mark>月</mark> 万円
②悪い収入
(手取りで) <mark>月</mark> 万円
③不十分な収入
(手取りで) <mark>月</mark> 万円
④十分な収入
(手取りで) <mark>月</mark> 万円
⑤良い収入
(手取りで) <mark>月</mark> 万円
⑥きわめて良い収入
(手取りで) <mark>月</mark> 万円
※1万円単位の数値回答(0万円~999万円)。

※1 <2 <3 <4 <5 <6となるよう制限。

問9 「9 段のはしご」を想像してください。一番下(1 番目)のはしごの段には、最も貧しく困窮している人が立っています。一番上(9 番目)のはしごの段には、最も裕福な人が立っています。現在のあなたは、何段目に立っていますか。

最も <u>裕福</u> な人	9	
	8	_
	7	_
	6	_
	5	ы.
	4	ш.
	3	-
	2	_
最も貧しく <u>困窮</u> している人	1	

問 10 あなたや同居している家族の現在の生活状況について、最もあてはまるものをお選びください。

		金銭的理由により	その他の理由であ
生活状況	あてはまる	あてはまらない	てはまらない(必
		B Classavi	要がない等)
①不意の出費にも自分(たち)のお金で必要			
額を支払える			_
②年1回1週間ほど泊まりがけのお出かけ			
(実家、親戚・友人の家、別荘での泊まりを含			
む)ができる			
③過去 12 か月間、公共料金(水道・ガス・電			_
気代等)の支払いを滞りなく済ませている			_
④2日に1回は、肉・魚(ベジタリアンの場合			
はそれらに相当するもの)を含む食事が摂れる			
⑤冷暖房等で家の中を適切な温度に保つこと			
ができる			
⑥自家用車がある			
⑦着古した衣料の代わりに新品の衣料(中古			
の衣料を除く)を購入できる			
⑧状態の良い、毎日の生活・活動に適した靴			
が 2 足以上ある			
⑨ほとんどの週、自分の楽しみ(自分のために			
何か買う・するため)に使う少額のお金がある			
⑩余暇活動(有料のもの)に定期的に参加し			
ている			
⑪少なくとも月1回は友人あるいは家族(親			
戚含む)と食事会や飲み会をしている			
②電話(携帯電話、スマートフォンを含む)を			
持っている			
⑬家具(ベッド、ソファ、食器棚、鏡台等)が			
古くなったり壊れたりした場合、買い替えることが			
できる			
<b>⑭家にカラーテレビがある</b>			
⑤家にパソコンがある			
<b>⑯家に洗濯機がある</b>			
①必要なときに個人的に使えるインターネット			
(スマートフォン経由を含む)がある			

問 11 同居している家族の年齢をお答えください。

### ■注意事項

● 本問以降の設問では、複数のお子様と同居している場合、年齢の高い順に子(1 人目)→子 (2 人目) →子(3 人目) としてお答えください。

配偶者	歳
子 (1 人目)	歳

- ※世帯類型に応じて配偶者及び子の行数を変更。
- ※1 歳単位の数値回答(配偶者は 15 歳~99 歳、子は 0 歳~99 歳)。
- ※子(1人目) ≧子(2人目) ≧子(3人目) となるよう制限。

問 12 同居している家族の性別をお答えください。

	男	女
配偶者		
子(1 人目)		

<sup>※</sup>世帯類型に応じて配偶者及び子の行数を変更。

問 13 あなたや同居している家族の就業形態・就業状況をお答えください。

	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	その他の雇用形態(契約職員、嘱託職員等)	会社等の役員	自営業主	家族従業者	内職	就業していないが、求職活動中である	就業しておらず、求職活動もしていない	休職中である
あなた											
配偶者											
子(1 人目)							_				

<sup>※</sup>世帯類型に応じて配偶者及び子の行数を変更。

<sup>※</sup>子は問 11 で 15 歳以上と回答した方のみ表示。

問 14 同居しているお子様の保育所・幼稚園・学校等への在籍状況をお答えください。

	保育所・認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高校	専門学校	短大・高専	大学	大学院	在籍していない
子(1 人目)										

<sup>※</sup>世帯類型に応じて行数を変更。

<sup>※</sup>問 11 の回答に応じて選択肢を制限。「保育所・認定こども園」は 0 歳~6 歳のみ選択可、「幼稚園」は 3 歳~6 歳のみ選択可、「小学校」は 6 歳~15 歳のみ選択可、「中学校」は 12 歳~18 歳のみ選択可、「高校」~「大学院」は 15 歳以上のみ選択可、「在籍していない」は全年齢選択可。

問 15 前問でお答えいただいた、お子様の在籍先の設置主体をお答えください。

	国公立	私立
子(1 人目)		

- ※世帯類型に応じて行数を変更。
- ※問 14で「在籍していない」以外を選択した方のみ表示。

問 16 同居しているお子様の塾・予備校等への在籍状況をお答えください。

	在籍している	在籍していない
子(1 人目)		

<sup>※</sup>世帯類型に応じて行数を変更。

問 17 あなたや同居している家族の最後に卒業・修了した学校をお答えください。<a href="x">※学校を中退した方</a> や在学中の方は、それ以前に卒業・修了した学校をお答えください。

	小学校・中学校卒業	高校卒業	専門学校卒業	短大・高専卒業	大学卒業	大学院修了
あなた						
配偶者						
子 (1 人目)						

<sup>※</sup>世帯類型に応じて配偶者及び子の行数を変更。

<sup>※</sup>子は問 11 で 15 歳以上と回答し、問 14 で「在籍していない」を選択した方のみ表示。

問 18 あなたや同居している家族は、慢性的な心身の健康問題、病気、障害がありますか。

	ある	ない
あなた		
配偶者		
子 (1 人目)		

<sup>※</sup>世帯類型に応じて配偶者及び子の行数を変更。

問 19 前問でお答えいただいた健康問題、病気、障害により、日常生活の制限はありますか。

	ある	ない
あなた		
配偶者		
子(1人目)		

<sup>※</sup>世帯類型に応じて配偶者及び子の行数を変更。

<sup>※</sup>問 18で「ある」を選択した方のみ表示。